

滑川町地域防災計画

滑川町防災会議

令和 5 年 3 月

〔目次〕

第1部 総則	1
第1章 計画の概要	3
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の用語	3
第3節 計画の位置づけ	4
第4節 計画の構成	4
第5節 計画の修正	5
第6節 計画の習熟	5
第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第1節 概要	6
第2節 町	6
第3節 県	7
第4節 消防機関	7
第5節 指定地方行政機関	8
第6節 陸上自衛隊	10
第7節 指定公共機関	10
第8節 指定地方公共機関	11
第9節 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	11
第10節 住民及び事業者の基本的責務	12
第3章 滑川町の防災環境	13
第1節 自然条件	13
第2節 社会環境	16
第3節 過去の災害履歴	20
第4章 災害の危険性	25
第1節 風水害等の危険性	25
第2節 地震被害想定	27
第3節 町の災害特性	40
第5章 町地域防災計画の方向性	41
第1節 基本的視点	41
第2節 防災対策の基本理念	43
第3節 減災目標	44
第2部 災害予防計画	47
第1章 防災基盤の整備	49
第1節 調査研究【総務政策課】	49
第2節 防災まちづくり【建設課・総務政策課】	50
第3節 施設構造物の安全化	53
【総務政策課、建設課、産業振興課、上下水道課、教育委員会】	53
第4節 災害危険区域予防計画【建設課、産業振興課、総務政策課、上下水道課】	63
第2章 地域防災体制の整備	68

目 次

第1節	災害活動体制の整備【全課局】	68
第2節	防災活動拠点機能の整備【総務政策課、建設課】	72
第3節	災害情報体制の整備【総務政策課】	75
第4節	消防体制の整備【総務政策課】	78
第5節	避難予防対策【総務政策課、建設課】	79
第6節	物資、資機材等の備蓄【総務政策課】	86
第7節	医療・救護体制の整備【健康づくり課】	91
第8節	環境衛生体制の整備【環境課】	93
第9節	遺体の埋・火葬体制の整備【町民保険課、総務政策課】	95
第10節	住居の確保体制の整備【建設課】	95
第11節	文教対策及び文化財災害予防対策【教育委員会】	97
第3章	地域防災力の向上	99
第1節	防災意識の高揚【総務政策課、教育委員会】	99
第2節	防災訓練の実施【総務政策課】	105
第3節	防災組織等の育成強化【総務政策課、福祉課】	108
第4節	地震火災等の予防【総務政策課】	112
第5節	要配慮者支援対策の充実【町民保険課、福祉課、高齢介護課、健康づくり課】	114
第6節	帰宅困難者対策の充実【町民保険課、福祉課、教育委員会】	120
第3部	風水害応急対策計画	123
第1章	応急活動体制	125
第1節	活動体制【全課局】	125
第2節	配備・動員計画【全課局】	137
第2章	事前措置及び救助法の適用	140
第1節	事前措置及び応急措置等【全課局】	140
第2節	救助法の適用【全課局】	141
第3章	情報の収集・共有・伝達計画	143
第1節	注意報及び警報伝達計画【総務政策課】	143
第2節	災害情報通信計画【全課局】	153
第3節	災害広報広聴計画【総務政策課】	163
第4章	応援受入計画	167
第1節	相互応援協力計画【全課局】	167
第2節	自衛隊災害派遣要請計画【全課局】	172
第3節	ボランティア等受入計画【福祉課】	176
第5章	水防計画・土砂災害防止計画	178
第1節	水防計画【総務政策課、建設課、産業振興課】	178
第2節	土砂災害防止計画【総務政策課、建設課】	179
第6章	交通対策計画及び輸送計画	183
第1節	交通対策計画【総務政策課、建設課】	183
第2節	輸送計画【総務政策課、町民保険課】	186
第7章	災害救助保護計画	189
第1節	避難計画【総務政策課、福祉課、町民保険課】	189
第2節	救出救助・医療救護計画【総務政策課、福祉課、健康づくり課】	201

第3節	遺体の捜索及び収容、埋葬計画【福祉課、町民保険課】	203
第4節	要配慮者等の安全確保対策【福祉課、高齢介護課、町民保険課、健康づくり課】	206
第5節	帰宅困難者対策【福祉課、町民保険課、教育委員会】	210
第8章	生活支援計画	212
第1節	食料供給計画【町民保険課】	212
第2節	生活必需品等供給計画【町民保険課】	215
第3節	給水計画【上下水道課】	217
第4節	応急仮設住宅及び住宅応急処理計画【建設課、税務課】	219
第5節	施設の応急対策計画【建設課、福祉課、上下水道課、教育委員会、産業振興課】	223
第6節	文教対策計画【教育委員会】	226
第9章	障害物除去及び環境衛生整備計画	230
第1節	障害物除去計画【建設課】	230
第2節	環境衛生整備計画【環境課】	232
第10章	竜巻等突風対策	238
第1節	現況	238
第2節	予防・事前対策	239
第3節	応急対策	241
第4節	復旧対策	241
第11章	雪害対策	242
第1節	現況	242
第2節	予防・事前対策	242
第3節	応急対策	245
第4節	復旧対策	247
第4部	震災応急対策計画	249
第1章	応急活動体制	251
第1節	活動体制【全課局】	251
第2節	配備・動員計画【全課局】	257
第2章	情報の収集・共有・伝達計画	258
第1節	地震情報等の収集・共有・伝達【全課局】	258
第2節	災害情報通信計画【全課局】	259
第3節	災害広報広聴計画【総務政策課】	263
第3章	応援受入計画	264
第1節	相互応援協力計画【全課局】	264
第2節	自衛隊災害派遣要請計画【全課局】	264
第3節	ボランティア等受入計画【福祉課】	264
第4章	救助法の適用	265
第1節	救助法の適用【全課局】	265
第5章	消防活動、水防・土砂災害対策	268
第1節	消防活動【総務政策課】	268
第2節	水防計画・土砂災害防止計画【総務政策課、建設課】	270
第6章	交通対策計画及び輸送計画	271
第1節	交通対策計画【総務政策課、建設課】	271

目 次

第2節 輸送計画【総務政策課、町民保険課】	271
第7章 災害救助保護計画	272
第1節 避難計画【総務政策課、福祉課、町民保険課】	272
第2節 救出救助・医療救護計画【総務政策課、福祉課、健康づくり課】	273
第3節 遺体の捜索及び収容、埋葬計画【福祉課、町民保険課】	273
第4節 要配慮者等の安全確保対策【福祉課、高齢介護課、町民保険課、健康づくり課】	273
第5節 帰宅困難者対策【福祉課、町民保険課、教育委員会】	273
第8章 生活支援計画	274
第1節 食料供給計画【町民保険課】	274
第2節 生活必需品等供給計画【町民保険課】	274
第3節 給水計画【上下水道課】	274
第4節 応急仮設住宅及び住宅応急処理計画【建設課、税務課】	274
第5節 施設の応急対策計画【建設課、福祉課、上下水道課、教育委員会、産業振興課】	275
第6節 文教対策計画【教育委員会】	275
第9章 障害物の除去及び環境衛生整備計画	276
第1節 障害物除去計画【建設課】	276
第2節 環境衛生整備計画【環境課】	276
第10章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画	277
第1節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応【全課局】	277
第11章 火山噴火降灰対策	279
第1節 火山噴火の概要	280
第2節 予防・事前対策	280
第3節 応急・復旧対策	281
第12章 最悪事態（シビアコンディション）への対応	284
第1節 シビアコンディションを設定する目的	284
第2節 シビアコンディションへの対応	284
第3節 シビアコンディションの共有と取組の実施	284
第5部 大規模事故応急対策計画	289
第1章 火災対策計画	291
第1節 火災対策計画【総務政策課】	291
第2節 林野火災対策計画【総務政策課、産業振興課】	293
第2章 危険物等災害対策計画	296
第1節 危険物等災害予防【総務政策課、環境課、産業振興課】	296
第2節 危険物等災害応急対策【総務政策課、環境課、産業振興課】	297
第3章 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画	300
第1節 放射性物質及び原子力事故災害予防【総務政策課、環境課】	300
第2節 放射線関係事故災害応急対策計画【総務政策課、環境課】	301
第4章 交通関連事故災害対策計画	305
第1節 道路災害対策計画【総務政策課、建設課】	305
第2節 鉄道事故対策計画【総務政策課】	306
第3節 航空機事故対策計画【総務政策課】	307
第5章 大規模停電対策計画	309

第1節 予防・事前対策【総務政策課】	309
第2節 応急対策【総務政策課】	309
第6部 複合災害対策計画	313
第1節 趣旨及び基本方針等	315
第2節 予防・事前対策	316
第3節 応急対策	318
第7部 復旧復興対策計画	319
第1章 復旧・復興計画	321
第1節 迅速な災害復旧【全課局】	321
第2節 計画的な災害復興【全課局】	324
第2章 民生安定化の措置	325
第1節 被災者の生活の確保【総務政策課、町民保険課、産業振興課】	325
第2節 義援金品の受入、配分【福祉課、町民保険課】	337
第3節 被災者の相談窓口の設置【全課局】	338
第8部 広域応援計画	339
第1節 基本方針	341
第2節 事前対策	341
第3節 応急対策	342
第4節 復旧・復興対策	344

第 1 部 総 則

第1章 計画の概要

【関係機関：全課局】

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、滑川町の地域にかかる災害対策について、国の防災基本計画及び埼玉県地域防災計画に基づき、次の事項について定め、滑川町、埼玉県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等（以降、「防災関係機関」という。）が、その有する全機能を有効に発揮するとともに、住民との積極的な協力により防災活動を効果的に実施し、住民の生命、身体及び財産の保護、郷土の保全を図ることを目的とする。

- 1 町、町の区域を管轄する指定地方公共機関及び町の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害応急対策に関する次の計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 災害情報の収集及び伝達に関する計画
 - (3) 災害防除に関する計画
 - (4) 被災者の救助保護に関する計画
 - (5) 災害警備に関する計画
 - (6) 自衛隊災害派遣要請に関する計画
 - (7) その他災害応急対策に関する計画
- 4 災害の復旧に関する計画
- 5 その他町の地域に係わる防災に関し、必要と認められる事項

第2節 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

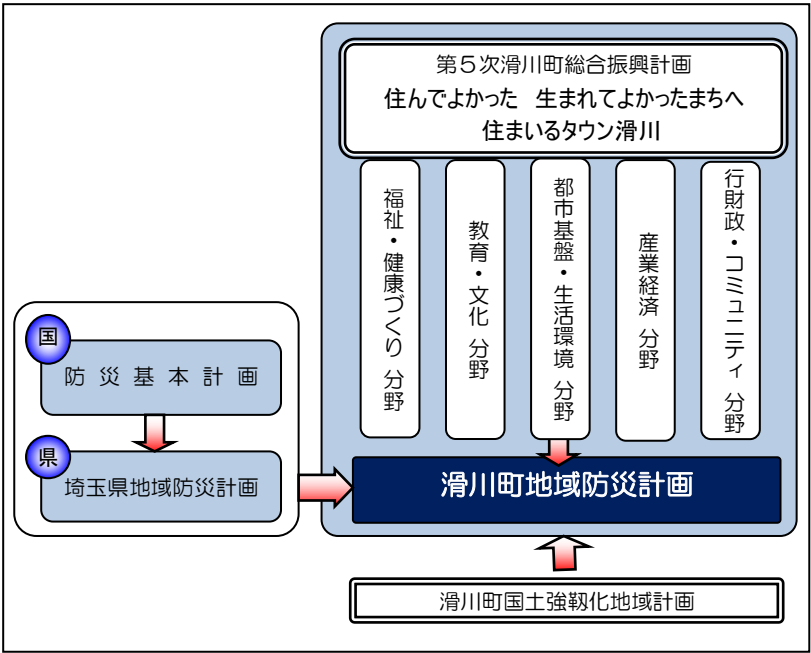
1 町	滑川町
2 町防災計画	滑川町地域防災計画
3 本部	滑川町災害対策本部
4 本部条例	滑川町災害対策本部条例
5 県	埼玉県
6 県防災計画	埼玉県地域防災計画
7 県本部	埼玉県災害対策本部
8 県支部	埼玉県災害対策本部川越支部
9 災対法	災害対策基本法
10 救助法	災害救助法
11 土砂災害法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
12 消防本部	比企広域市町村圏組合比企広域消防本部
13 防災関係機関	指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等
14 協定締結団体等	災害時における応急・復旧業務に係る応援協定を締結した団体や事業者

第3節 計画の位置づけ

災害対策においては、国や県との連携が重要となるため、国防災基本計画や県防災計画との整合を図る。

また、町の上位計画である第5次滑川町総合振興計画では、将来都市像を「住んでよかった 生まれてよかったまちへ 住まいるタウン滑川」とし、さらに後期基本計画「第3章 暮らしやすい快適なまちづくり」では「安全で安心な生活を守る仕組みづくり」を、重点施策では推進プロジェクト5「まちぐるみで安全な土台プロジェクト」を掲げており、町ぐるみで地域の安全性を高める、総合的な取組の推進を目指している。

町防災計画の策定にあたっては、総合振興計画の将来都市像の実現に向けて、住民・事業者・行政が一体となって、地域防災活動の活性化を図れるよう策定を進める。併せて滑川町国土強靱化地域計画（令和4年3月策定）について、国土強靱化に関する指針として位置付ける。



第4節 計画の構成

町防災計画は、本編及び資料編で構成する。本編の構成は、次のとおりとする。

本編		
第1部	総則	計画の目的や位置づけ、地域の特性、被害想定等の整理を行い、防災対策基本方針を明確にするとともに、防災関係機関の役割分担等についてまとめている。
第2部	災害予防計画	災害の発生を未然に防止するため、平素から実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画とする。
第3部	風水害応急対策計画	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その発生を防御し、発生した場合は、その被害をできる限り軽減し、また、応急対策を行う等被害の拡大を防止する計画とする。
第4部	震災応急対策計画	
第5部	大規模事故応急対策計画	
第6部	複合災害対策計画	
第7部	復旧復興対策計画	災害により被害を受けた各施設の原形復旧に併せて再度の災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の被害に備える事業の対策についての計画とする。
第8部	広域応援計画	首都直下地震による広域災害発生時における広域応援に備える計画とする。
資料編		

第5節 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を行い、必要があると認められるときは、速やかにこれを修正することとする。

第6節 計画の習熟

各課等は、不断に危機管理や防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通してこの計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

【関係機関：全課局】

第1節 概要

防災に関し、防災関係機関、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1 災害予防計画

- （1）組織の整備に関すること
- （2）予防、訓練に関すること
- （3）物資、資材の備蓄、整備、点検に関すること
- （4）施設及び設備の整備、点検に関すること
- （5）予防思想の普及、宣伝に関すること
- （6）その他の災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること

2 災害応急対策計画

- （1）災害応急対策に必要な組織、招集、情報の収集、財政金融等に関すること
- （2）警報の発令、伝達及び避難指示に関すること
- （3）消防、水防その他応急措置に関すること
- （4）被災者の救難、救助その他保護に関すること
- （5）災害を受けた児童生徒等の応急教育に関すること
- （6）施設及び設備の応急復旧に関すること
- （7）清掃、防疫、その他保健衛生措置に関すること
- （8）犯罪の予防、その他災害地における社会秩序の維持に関すること
- （9）緊急輸送の確保に関すること
- （10）その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること

3 災害復旧計画

- （1）被災した施設の復旧に合わせて、再度災害を防止するための施設の新設又は改良に関すること

第2節 町

町は、基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、町の地域に係る防災に関する計画（町防災計画）を作成し、法令に基づきこれを実施する。

町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を有効に発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

第 3 節 県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、県内市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
川越比企地域振興センター	1 市町村及び地域機関の被害情報の収集に関すること 2 市町村及び防災関係機関等との連絡調整に関すること 3 災害応急対策の把握に関すること 4 市町村災害対策活動の支援に関すること 5 防災基地の開設に関すること
西部福祉事務所	1 被害情報の収集及び報告に関すること 2 災害救助の実施に関すること 3 被害者の救助、救難その他の保護に関すること
東松山保健所	1 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること 2 各種消毒等の指導に関すること 3 細菌及び飲料水の水質検査に関すること 4 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること 5 災害救助食品の衛生に関すること 6 被災者の医療助産その他の保健衛生に関すること
東松山農林振興センター	1 農作物、農業用施設、農地の被害状況の調査に関すること 2 主要農作物の種子、その他農業用資材の調達あっせんに関すること 3 被害農作物の管理、病害虫の防除指導、農業災害融資に関すること 4 土地改良施設の災害応急対応指導に関すること
東松山県土整備事務所	1 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること 2 河川、道路、橋梁等の災害状況の調査及び応急修理に関すること
西 部 教 育 事 務 所	1 教育関係の被害状況の調査に関すること 2 公立学校及び施設の災害応急対策及び指導に関すること 3 教科書及び教材等の配給に関すること 4 重要文化財の保護に関すること 5 災害地学校の給食指導に関すること
東 松 山 警 察 署	1 情報の収集、伝達及び広報に関すること 2 警告及び避難誘導に関すること 3 人命の救助及び負傷者の救護に関すること 4 交通の秩序の維持に関すること 5 犯罪の予防検挙に関すること 6 行方不明者の搜索と検視（見分）に関すること 7 漂流物等の処理に関すること 8 その他治安維持に必要な措置に関すること

第 4 節 消防機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
比企広域消防本部 東松山消防署滑川分署	1 消防施設、消防本部態勢の整備に関すること 2 救助及び救援施設、態勢の整備に関すること 3 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること 4 消防知識の啓発、普及に関すること 5 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること

第1部（第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱）

機 関 名	事 務 又 は 業 務
	6 火災発生時の消火活動に関すること 7 水防活動の協力に関すること 8 被災者の救助、救援に関すること
滑川消防団	1 火災発生時の消火活動に関すること 2 水防活動の協力に関すること 3 救助、救援に関すること 4 消防知識の啓発、普及に関すること 5 その他災害活動に関すること

第5節 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
関東財務局	1 災害査定立会に関すること 2 金融機関等に対する金融上の措置に関すること 3 地方公共団体に対する融資に関すること 4 国有財産の管理処分に関すること
関東農政局	1 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること 2 応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること (6) 応急用食料・物資の支援に関すること (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること (9) 関係職員の派遣に関すること 3 復旧対策 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること
東京管区气象台 熊谷地方气象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
関東総合通信局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2 災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)による災害対応支援に関すること 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること

第1部（第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱）

機 関 名	事 務 又 は 業 務
	4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事
埼玉労働局 熊谷労働基準監督署 熊谷公共職業安定所	1 工場、事業所における労働災害の防止に関する事 2 職業の安定に関する事
関東地方整備局	管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 1 災害予防 (1) 震災対策の推進 (2) 危機管理体制の整備 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進 (4) 防災教育等の実施 (5) 防災訓練 (6) 再発防止対策の実施 2 災害応急対策 (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 (2) 活動体制の確保 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (5) 災害時における応急工事等の実施 (6) 災害発生時における交通等の確保 (7) 緊急輸送 (8) 二次災害の防止対策 (9) ライフライン施設の応急復旧 (10) 地方公共団体等への支援 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣 (13) 被災者・被災事業者に対する措置 3 災害復旧・復興 (1) 災害復旧の実施 (2) 都市の復興 (3) 被災事業者等への支援措置

第6節 陸上自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮駐屯地)	1 災害派遣の準備 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (3) 県防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること 2 災害派遣の実施 (1) 人命、身体又は財産の保護のため緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること (2) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること

第7節 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
東日本電信電話(株) 埼玉事業部 (株)NTTドコモ 埼玉支店	1 電気通信施設の整備に関すること 2 災害時における重要通信の確保に関すること 3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること
KDDI(株) 北関東総支社	1 重要通信の確保に関すること 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること
ソフトバンク(株)	1 重要通信の確保に関すること 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること
日本郵便(株) 東松山郵便局 滑川福田郵便局 滑川月輪簡易郵便局	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること 2 救助用物資を内容とする郵便物の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関すること
日本赤十字社 埼玉県支部	1 災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く）を行うこと 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金の募集、配分等に関すること
日本放送協会 (NHK)	1 県民に対する防災知識の普及に関すること 2 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
日本通運(株)埼玉支店	1 災害応急活動のため、知事の車両借上要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること
東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社	1 災害時における電力供給に関すること 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること

第 8 節 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
東武鉄道(株) 東武東上線	1 鉄道施設等の安全保安に関すること 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること 3 帰宅困難者対策に関すること
(一社)埼玉県トラック協会	1 災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること
土地改良区	1 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること 2 たん水の防排除施設の整備と活動に関すること
東彩ガス(株) 東上営業所	1 ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること 2 ガス供給の確保に関すること
(株)サイサン 嵐山ガス(株)	1 ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること 2 ガス供給の確保に関すること
武州ガス(株)	1 ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること 2 ガス供給の確保に関すること
松栄ガス(株)	1 ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること 2 ガス供給の確保に関すること
日本ガス(株)	1 ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること 2 ガス供給の確保に関すること
(株)テレビ埼玉	1 県民に対する防災知識の普及啓発に関すること 2 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
(株)エフエムナックファイブ	1 県民に対する防災知識の普及啓発に関すること 2 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
(一社)埼玉県医師会、 (一社)埼玉県歯科医師会、 (公社)埼玉県看護協会	1 医療及び助産活動の協力に関すること 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること
(一社)埼玉県バス協会	1 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること

第 9 節 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
J A 埼玉中央滑川支店	1 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力 2 農作物の被害応急対策の指導 3 被災農家に対する融資、あっせん 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん 5 農産物の需給調整 6 災害時の燃料供給に関すること
生活協同組合	1 応急生活物資の調達及び安定供給に関すること 2 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること
滑川町社会福祉協議会	1 要配慮者の支援に関すること 2 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること

第1部（第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱）

滑川町商工会	1 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事 2 災害時における物価安定についての協力に関する事 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練等の協力に関する事 2 被災時の病人等の収容、保護 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練の実施に関する事 2 災害時における入所・通所者の収容、保護に関する事 3 災害時における避難行動要支援者等の一時入所等の協力に関する事
自主防災組織等住民組織	1 町が実施する応急対策についての協力に関する事。 2 災害時における避難行動要支援者等の避難支援に関する事

第10節 住民及び事業者の基本的責務

【関係機関：全課局】

第1 住民の果たす役割

住民は「自らの生命は自ら守る」という防災活動の原点に立って、町が提供する各種災害対策情報等を活用し、日頃から防災についての正しい知識と行動力を身につける。また、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具等の転倒防止、出火防止対策、住宅用火災警報器の設置など、災害に対する備えを講じるとともに、災害発生時には住民自らが隣近所、地域で協力し合い、被害の軽減及び拡大防止に努めるものとする。

第2 事業者の果たす役割

事業者は、従業員及び来訪者の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、町や防災関係機関、自主防災組織との連携を図るなど、地域における防災力の向上の寄与に努める。また、耐震化など施設・設備の安全対策や食料、飲料水等の備蓄、帰宅困難者対策、事業継続計画（BCP）の策定に努めるものとする。

第1節 自然条件

第1 位置、地勢、氣候

本町は埼玉県のほぼ中央、比企郡の北端に位置し、東と南に東松山市、西に嵐山町及び北に熊谷市にそれぞれ隣接している。町域は東西に 4.8km、南北に 7.2km、総面積は 29.68km² の南北に長い長方形の形をしている。また、東京都心から 60km 圏、東武東上線で約 1 時間の距離にある。

北端	北緯 36° 6' 03"	東經 139° 19' 47"
南端	北緯 36° 2' 00"	東經 139° 22' 14"
東端	北緯 36° 5' 45"	東經 139° 23' 22"
西端	北緯 36° 5' 15"	東經 139° 19' 30"

地 区 名	面 積 (km ²)	地 区 名	面 積 (km ²)
下 福 田	2. 9 9 4	月 輪	2. 5 1 4
上 福 田	3. 6 5 1	都	0. 8 1 7
山 田	4. 1 0 5	羽 一	2. 7 4 2
土 塩	1. 9 0 8	羽 二	2. 7 3 1
和 泉 ・ 菅 田	2. 2 7 2	羽 三	0. 0 1 8
中 尾	2. 1 5 1	六 軒	0. 3 0 4
伊 古	2. 3 2 4	みなみ野・十三塚	0. 2 2 1
水 房	0. 9 2 8		
総 面 積	2 9. 6 8 km ²		

2 地勢

本町は、町面積の6割を占めるなだらかな比企北丘陵地域が広がっており、南端は東松山台地がかすめる。比企丘陵は、海底火山の噴出物が変質したグリーンタフ（緑色凝灰岩：福田石など）や砂泥互層などで形成されている。

標高は町の北西部にある二ノ宮山の131.8mで、中央部にある役場は海拔44.3m、南部の森林公園駅は39.9mの場所に位置している。町内の河川は、町の北端を和田川、中央部を滑川、南部を市野川と一級河川が流れており、河川の周辺地域は主に沖積低地で、一部には崖錐が見られる。

また本町は、大小約200のため池（沼を含む）が点在しており、河川とともに農業のかんがい用水として利用されている。

3 気候

本町の気候は内陸性の太平洋側気候で、夏は高温多湿で雷雨が多く、冬は低温乾燥で北西の季節風が強く晴天の日が多いのが特徴で、寒暖の差の大きい気候特性を持っている。

平成3年（1991）年から令和2年（2020）年までの過去30年間の熊谷観測所のデータを平均すると、年間降水量は1,305.8mm、年平均気温は15.4℃、年平均湿度は65.0%となり、降水量及び気温は上昇傾向がみられる。反面、相対湿度は低下傾向にあり、特に冬から春にかけては最小湿度10%以下を記録することも少なくない。

〔平年値（熊谷地方気象台 観測地点：熊谷）〕

統計期間	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	相対湿度 (%)
1961～1990	1,167.5	14.2	19.6	9.8	67.5
1971～2000	1,243.8	14.6	19.8	10.2	66.4
1981～2010	1,286.3	15.0	20.2	10.6	65.5
1991～2020	1,305.8	15.4	20.7	11.0	65.0

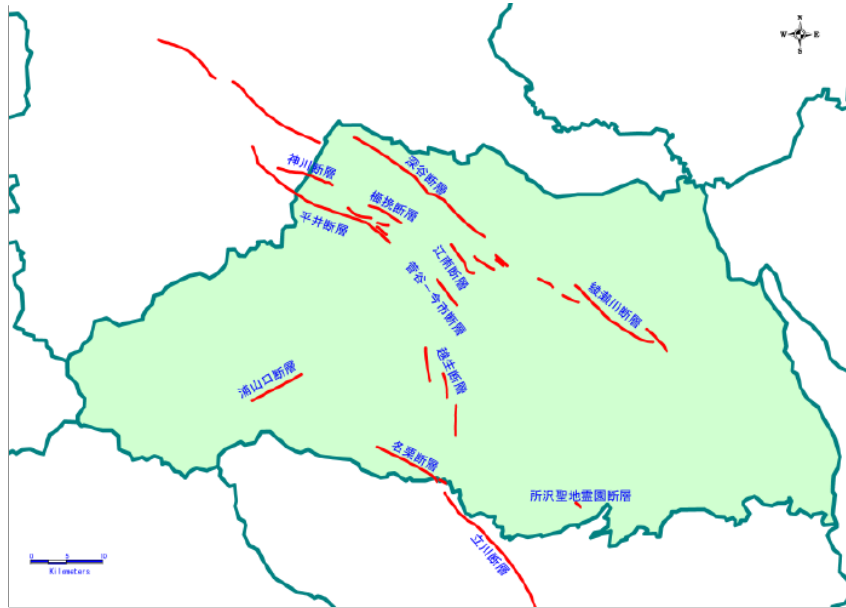
第2 活断層の状況

活断層は、地震が過去に繰り返し発生しており、今後も地震が発生すると考えられている断層であり、活断層によるいわゆる直下型地震が発生した場合には、大きな被害が発生するため、国においても活断層の調査が進められている。

県内には複数の活断層が確認されており、本町周辺では、熊谷市（旧 江南町）柴付近に、関東平野北西縁断層帯主部の一つである「江南断層」が、小川町中爪付近では、「菅谷ー今市断層」が間近を走っている。

また、県北部から東部にわたる「関東平野北西縁断層帯」は、「深谷断層」をはじめとする「関東平野北西縁断層帯主部」と平井断層をはじめとする「平井ー櫛挽断層帯」から構成されており、それぞれの断層帯は一つの区間として活動する場合、大規模な地震が発生するおそれがある。

〔県内及び周辺の活断層分布図〕



なお、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、発生すると地震の規模が大きく、社会的・経済的影響が大きいと考えられる断層帯について震源断層の位置や形状を調査し、その結果を長期評価として公表しており、県内においては、以下のとおりとなっている。

〔地震調査研究推進本部が公表した県内の断層帯の評価の概要〕

断層帯名	断層帯を構成する断層	長期評価で 予想した地震 規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔
			30 年以内	50 年以内	100 年以内	最新活動時期
立川断層帯	①立川断層、②名栗断層	7.4 程度	0.5%～ 2%	0.8%～ 4%	2%～7%	10,000 年～15,000 年程度
						約 20,000 年～13,000 年前
関東平野北西縁断層帯 (主部)	③深谷断層、④江南断層、⑤綾瀬川断層(北部)	8.0 程度	ほぼ 0% ～ 0.008%	ほぼ 0% ～ 0.01%	ほぼ 0% ～ 0.03%	13,000 年～30,000 年程度
						約 6,200 年～2,500 年前
関東平野北西縁断層帯 (平井－櫛挽断層帯)	⑥平井断層、⑦神川断層、⑧櫛挽断層	7.1 程度	不明	不明	不明	不明
						不明
元荒川断層帯 (綾瀬川断層)	上尾市付近を境に北部と南部に分けられ、北部のみが活断層と判断される					
荒川断層	活断層ではないと判断される					

第2節 社会環境

1 人口

全国的に人口減少が続く中、本町では人口が増加しているが、人口増加の多くは、宅地整備が進む月の輪などの南部地域となっている。

年齢構成も地域により異なり、福田地区、土塩地区、山田地区、中尾地区、水房地区などは高齢化率が高い一方、月の輪地区及び月輪地区、都地区では14歳以下の年少人口が2割前後に上るなど、地域の差異が広がっている。また、昼間人口も増えており、南部地域にある工業団地などが影響していると考えられる。

このように、人口の増加が進む月の輪をはじめとする南部地域では避難や備蓄品など、大規模災害発生時には様々な混乱が生じる可能性があるとともに、地域コミュニティの災害対応力なども懸念される。一方、高齢化が進んでいる福田地区や山田地区などの北部の農村地帯では、避難の際の要配慮者への配慮などについて検討していく必要があるなど、災害対策にあたっては、地域の特性を十分に踏まえていく必要がある。

〔人口及び昼間人口〕
（各年10月1日現在）

	人口	昼間人口	昼夜間人口比率
H17	15,434	15,118	98.0%
H22	17,281	17,386	100.6%
H27	18,212	18,018	98.9%
R2	19,732	18,654	94.5%

資料：国勢調査

〔地区別の人口（各年1月1日現在）〕

（単位：人）

地 区 名	人 口		地 区 名	人 口	
	H 2 7 年	R 4 年		H 2 7 年	R 4 年
下 福 田	885	831	月 輪	1,559	1,987
上 福 田	579	527	都	751	850
山 田	691	607	六 軒	1,884	1,861
土 塩	370	324	羽 一	1,608	1,689
和 泉・菅 田	599	508	羽 二	1,187	1,153
中 尾	363	320	羽 三	166	147
伊 古	453	409	み な み 野	1,769	1,997
水 房	228	205	月 の 輪	4,656	6,255
合 計				17,748	19,670

〔地区別の年齢構成（令和4年1月1日現在）〕

（単位：人）

地 区 名	年 齢 構 成			地 区 名	年 齢 構 成		
	14歳以下	15～64歳	65歳以上		14歳以下	15～64歳	65歳以上
下 福 田	95	436	300	月 輪	397	1,182	408
上 福 田	53	283	191	都	158	539	153
山 田	61	290	256	六 軒	199	1,153	509
土 塩	25	187	112	羽 一	214	1,017	458
和 泉・菅 田	61	288	159	羽 二	182	642	329
中 尾	30	166	124	羽 三	10	82	55
伊 古	34	238	137	み な み 野	225	1,316	456
水 房	16	104	85	月 の 輪	1,281	4,193	781
合 計					3,041	12,116	4,513

資料：埼玉県町（丁）字別人口調査

2 世帯、人口動態

本町の一般世帯数は増加しており、令和2年は7,640世帯となっている。一般世帯の内訳をみると、単独世帯が2,212世帯と大きく伸びており、核家族世帯（4,758世帯）と合わせると9割を占め、核家族化・小家族化が進んでいる。単独世帯については、65歳以上の世帯主の増加が著しく、令和2年は632世帯となり、高齢者夫婦世帯も808世帯に上り、災害時に支援が必要と考えられる世帯が増加している傾向がうかがえる。

また、本町では近年、1千人前後が転入しており、地域の災害特性などを把握していない方や地域とのつながりの希薄化などが懸念されており、家庭や地域のつながりを深めながら個人並びに地域の防災力の向上を図ることが重要となっている。

〔世帯数の推移（各年10月1日現在）〕

		一般世帯数	核家族世帯	単独世帯	うち 65歳以上	（再掲） 高齢夫婦世帯※
H12年	世帯	3,920	2,424	654	105	211
	割合（%）	100.0	61.8	16.7	2.7	5.4
H17年	世帯	5,075	3,281	923	165	335
	割合（%）	100.0	64.7	18.2	3.3	6.6
H22年	世帯	6,179	3,832	1,498	302	487
	割合（%）	100.0	62.0	24.2	4.9	7.9
H27年	世帯	6,775	4,211	1,815	498	653
	割合（%）	100.0	62.2	26.8	7.4	9.6
R2年	世帯	7,640	4,758	2,212	632	808
	割合（%）	100.0	62.3	29.0	8.3	10.6

※夫65歳以上妻60歳以上の夫婦
1組のみの一般世帯

資料：国勢調査

～核家族世帯と単独世帯の合計～
平成22年 令和2年
5,330世帯→6,970世帯
86.2%→91.2%

～65歳以上の単独世帯と
高齢者夫婦世帯の合計～
平成22年 令和2年
789世帯→1,440世帯
12.8%→18.8%

〔人口動態（各年10月1日現在）〕

	自然動態			社会動態		
	出生数	死亡数	自然増減数	転入数	転出数	社会増減数
H30年	185	161	24	1,162	765	397
R1年	172	149	23	1,086	807	279
R2年	169	163	6	967	699	268

資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

3 経済・土地利用

本町は、昭和29年11月、町村合併促進法に基づき、福田村（滑川の以北）と宮前村（滑川の以南）の合併により誕生した。その名称は、町の中央を貫流する滑川に由来する。

合併以来、米、麦及び養蚕を主力とした農業中心の町づくりを展開してきたが、昭和41年に首都圏近郊整備地帯に指定された結果、農村地帯からの脱皮が徐々に図られ、さらに昭和45年には、都市計画決定がなされ、都市的土地利用に対応した用途区分の設定がなされた。関越自動車道や国道254号線などの交通条件を生かして工業団地が形成され、工業団地内には50社以上の企業の誘致が図られた。また、国が明治百周年事業として行ってきた「国営武蔵丘陵森林公園」が昭和49年に完成したことにより、レクリエーション地域としても発展し、平成28年度には来場者数が年間約404万人を超えていることから、就業者や観光客等の避難対策についても検討していく必要がある。

土地利用状況は、市野川以南の南部地区では市街化を促進する区域となり、森林公園駅の南口地区及び月輪地区では土地区画整理事業によって、良好な住宅市街地が形成されている。

一方、市野川より以北では、平坦地や谷津田（谷にある湿地）の水田、丘陵地を利用した畑地など農業を中心とした土地が残されている。丘陵地の山林は、武蔵丘陵森林公園やゴルフ場として利用されているが、人工的に手の加えられていない自然のままの山林も多く残されている。

令和元年の土地利用状況では、「山林（7.69km²）」が最も多くを占め、次いで「畑（5.41km²）」、「その他（4.91km²）」、「宅地（3.97km²）」と続いている。平成22年と比較すると、「宅地」は最も面積を拡げており、本町の総面積の約13%を占めている。

〔地目別土地面積の推移〕

		山林	畑	田	宅地	雑種地	池沼・原野	その他	総面積
平成17年	km ²	7.68	5.71	4.22	3.28	4.04	0.12	4.66	29.71
	%	25.85	19.22	14.20	11.40	13.60	0.40	15.69	100.00
平成22年	km ²	7.58	5.53	4.04	3.70	3.94	0.13	4.80	29.71
	%	25.52	18.62	13.60	12.44	13.26	0.44	16.12	100.00
令和元年	km ²	7.69	5.41	3.84	3.97	3.73	0.13	4.91	29.68
	%	25.91	18.22	12.93	13.38	12.56	0.44	16.56	100.00

※小数点第3位で四捨五入しているため、合計が総面積に一致しない場合がある

資料：固定資産概要調書 各年1月1日現在

4 滑川町の建築物の耐震化の現状

（1）多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

本町では、「滑川町建築物耐震改修促進計画」に基づき、町有建築物及び民間建築物を合わせて、多数の者が利用する建築物についての耐震化を推進し、学校や庁舎の耐震化は整備された。同計画は平成27年度までを計画期間とするが、平成25年11月に改正された耐震改修促進法に基づき、引き続き、店舗、病院などの民間の大規模建築物については、県の耐震改修等への補助制度（埼玉県建築物耐震改修等補助）の周知を図るなど、さらなる耐震化を推進していく。

〔多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（法第 6 条第 1 号）〕

（単位：棟、％）

	昭和56年までの旧耐震基準の建築物			昭和57年以降 の新耐震基準 の建築物	計	耐震化率
		耐震性なし	耐震性あり			
	A(b+c)	B	C	D	E(a+d)	F((c+d)/e)
学校	4	0	4	4	8	100%
病院・診療所	1	1	0	3	4	75%
劇場・集会場等	—	—	—	—	—	—
店舗	—	—	—	—	—	—
ホテル・旅館等	0	0	0	1	1	100%
賃貸住宅等	1	1	0	5	6	83%
社会福祉施設等	—	—	—	—	—	—
消防庁舎	—	—	—	—	—	—
その他一般庁舎	1	0	1	0	1	100%
その他	2	2	0	21	23	91%
合 計	9	4	5	34	43	91%

※旧基準の建築物のうち、耐震診断を行っていない建築物等は、「耐震性なし」とした。

資料：「滑川町建築物耐震改修促進計画」に基づく平成 27 年度時点の状況

（2）家屋概況

旧耐震基準（昭和 56 年以前）で建築された建物は、町内では、都地区や月輪地区、羽尾地区の北部などでみられ、現行の耐震基準を満たしていないおそれがあるため、住民への啓発に努め、耐震化改修の促進を図る必要がある。

5 交通

本町の主要道路として、主要地方道深谷・東松山線、一般県道ときがわ・熊谷線、福田・鴻巣線などの県道が挙げられる。特に深谷・東松山線は近隣の核都市である熊谷市と東松山市を結ぶ主要道である。さらに、広域の幹線道路として関越自動車道が通り、東松山インターチェンジや嵐山小川インターチェンジから都心方面や群馬・新潟方面に向かうことができる。また、国道 254 号のバイパス整備の促進もあって、周辺都市との連絡網が順調に整備されてきている。

道路以外の交通手段として森林公園駅、つきのわ駅を持つ東武東上線が町の南部を走っている。本線は、終点の池袋まで複線化されており東京までの住民の足として重要性の高い交通手段であり、森林公園駅は 2021 年度の 1 日平均乗降人員は 10,979 人に上る。平成 14 年 3 月に開設したつきのわ駅は 1 日平均乗降人員は 4,602 人となっている。

また、町内にはバスが 1 路線走っているが、森林公園駅と森林公園南口及び立正大学をつなぐ路線を除いては、運行間隔が長く乗車人口も少ない。その他、町では週 5 回の滑川町デマンド交通を運行し、バス路線以外の区域をカバーしているほか、吉見町巡回バスが町外アクセスコースとして、森林公園駅を経由している。さらに、羽田空港と森林公園駅間を結ぶリズムジンバスが 1 日に 5 本運行している。

第3節 過去の災害履歴

第1 風水害等

昭和30年以降の本町における過去の災害状況をみると、その原因は台風、降ひょう又は集中豪雨を伴った雷雨及び火災に大別されるが、主な被害内容は次のとおりである。

西暦(和暦)	cd種別	主な被害
1956.4.30 (昭和31年)	晩霜	【町内の被害】 桑園に多大な被害が発生。
1958.7. (昭和33年)	旱ばつ	【町内の被害】 作付け不能水田の被害が発生。
1959.9.26 (昭和34年)	台風15号(伊勢湾台風)	ほぼ全国にわたって甚大な被害を及ぼした。 熊谷気象台では、最大瞬間風速31.6m/sを記録。 【町内の被害】 家屋倒壊等住家に多大の被害が出る。
1966.9.25 (昭和41年)	台風26号	県内全域に死者28名、床上浸水6,699戸、家屋被害、土砂崩れなど、人的、物的に大きな被害をもたらす。被害は記録的な暴風による家屋倒壊が大きかった。 熊谷気象台では、最大瞬間風速41.0m/sを記録。 【町内の被害】 農作物等に多大の被害が発生。
1982.7.31～8.2 (昭和57年)	台風10号	死者4名、床上浸水151戸等、県内全域に風と雨による被害が続出。 【町内の被害】災害対策本部設置 住家一部破損 31戸 住家床下浸水 7戸 道路被害 27箇所
1982.9.11～9.12 (昭和57年)	台風18号	死者1名、床上浸水13,760戸等、平野部を中心に県内全域に大きな被害が発生。 【町内の被害】災害対策本部設置 住家一部破損 1戸 住家床上浸水 30戸 住家床下浸水 63戸 道路被害 78箇所 ため池の決壊 3箇所(中尾の入沼、上沼、上福田の耕作沼)
1999.8.14～8.15 (平成11年)	大雨	県内全域に大雨による被害が発生した。 【町内の被害】 住家床上浸水 1戸 住家床下浸水 11戸 市野川の氾濫、道路冠水など大きな被害をもたらす。
2008.4.7～4.8 (平成20年)	大雨	【町内の被害】 道路冠水 2箇所(みなみうどん・滑高西通線) 非住宅床下浸水2箇所(農協ガソリンスタンド・服部レンタサイクル)
2011.7.19～7.20 (平成23年)	台風6号	県内では、熊谷で19日03時から20日19時までの総雨量が238.0mmを観測したほか、ときがわでも288.0mmを観測した。 この影響で1名の負傷者のほか、床上・床下浸水、道路冠水などの被害が発生した。 【町内の被害】 ・非住宅3棟床下浸水 ・道路冠水6か所

西暦(和暦)	cd種別	主な被害																																	
2013.9.16 (平成 25 年)	突風	大型の台風 18 号が関東地方に接近した9月 16 日未明、滑川町福田地区から熊谷市東別府地区にかけて発生した突風で、気象庁では竜巻の可能性が高いと判断している。被害の範囲は長さが 13km、幅は 200m で、この竜巻の強さは、藤田スケール※で「F1」と推定された。 ※藤田スケール: 竜巻(トルネード)を強度別に分類する等級 【町内の被害】 ・住家一部損壊 10 棟 ・非住家一部損壊3棟 ・その他4件																																	
2014.2.8,14,15 (平成 26 年)	大雪	急速に発達しながら進んだ低気圧の影響で、関東甲信は2月8日(土)、記録的な大雪となった。さらに翌週の2月 14 日(金)朝から 15 日(土)にかけて激しく雪が降り、県内全域に大雪警報が発令され、熊谷市では 62 cmの積雪を記録し、観測を始めた 1954 年以来、最高となった。滑川町でも 60 cmを超える大雪となり、町内では雪の重みでカーポートなどが押しつぶされる被害が相次いだほか、ごみの収集中止、幼稚園及び小・中学校の休校など、様々な影響が及んだ。 【町内の被害】 ・人的被害(救急搬送) 転倒事故4件、車両事故2件 ・住宅等被害 <table><tr><td rowspan="2">件数 (世帯数)</td><td>住家</td><td>屋根</td><td>ベランダ・テラス</td><td>アンテナ</td><td>その他</td></tr><tr><td></td><td>365</td><td>117</td><td>146</td><td>95</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>非住家</td><td>カーポート</td><td>車</td><td>物置</td><td>その他</td></tr><tr><td></td><td>396</td><td>264</td><td>218</td><td>122</td></tr></table> ・農業施設等被害 <table><tr><td rowspan="2">件数 (世帯数)</td><td>倉庫等</td><td>施設等</td><td>トンネルハウス</td><td>ハウス</td><td>その他</td></tr><tr><td>15</td><td>7</td><td>6</td><td>51</td><td>12</td></tr></table>	件数 (世帯数)	住家	屋根	ベランダ・テラス	アンテナ	その他		365	117	146	95		非住家	カーポート	車	物置	その他		396	264	218	122	件数 (世帯数)	倉庫等	施設等	トンネルハウス	ハウス	その他	15	7	6	51	12
件数 (世帯数)	住家	屋根		ベランダ・テラス	アンテナ	その他																													
		365	117	146	95																														
	非住家	カーポート	車	物置	その他																														
		396	264	218	122																														
件数 (世帯数)	倉庫等	施設等	トンネルハウス	ハウス	その他																														
	15	7	6	51	12																														
2015.9.9～10 (平成 27 年)	大雨被害	台風 18 号から変わった低気圧に流れ込む南よりの風、後には台風第 17 号の周辺から南東風が主体となり、湿った空気が流れ込み続けた影響で、多数の線状降水帯が次々と発生し、関東地方と東北地方では記録的な大雨となった。 町においても、市野川が濁流と化し、水位が上昇し、水位は橋桁まで達したため、消防・警察と連携し、羽平橋の一部区間を通行止めにするなどの被害が生じた。 【町内の被害】 ・避難者2名 ・道路冠水 15 件 ・法面土砂崩れ3件 (円正寺南、滑川環境保全付近道路、山田東松山市境) ・通行止め2箇所(羽平橋、中村商店付近)																																	
2016.8.28 (平成 28 年)	台風9号	最大1時間降水量 45.0 mm、降水量累計 145.0 mm 【町内の被害】 ・避難者5名 ・土砂崩れ2箇所(下福田地内、山田地内) ・道路の冠水6箇所(山田地内、月輪地内、十三塚、月輪地内) ・宅地内の冠水4箇所(月輪、羽尾二区、下福田) ・通行止め5箇所((月輪地内、水房地内、伊古地内、都地内、月輪新郷橋)																																	

西暦(和暦)	cd種別	主な被害
2019.10.12 (令和元年)	台風19号	最大1時間降水量 27.5 mm、降水量累計 293.0 mm 【町内の被害】 ・避難者 71 名 ・土砂崩れ5箇所(上福田地内、和泉地内、山田地内、伊古地内) ・道路の冠水 11 箇所(月輪地内、水房地内、伊古地内、羽尾羽平橋、羽尾十三塚地内、羽尾地内) ・宅地内の冠水5箇所(月輪、水房、伊古) ・通行止め 11 箇所(月輪地内、水房地内、伊古地内、羽尾羽平橋、羽尾十三塚地内、羽尾地内)
2022.7.12 (令和4年)	豪雨	最大1時間降水量 23.0 mm、降水量累計 167.0 mm 【町内の被害】 ・避難者 7 名 ・土砂崩れ2箇所(和泉地内、羽尾地内) ・道路の冠水 11 箇所(県道ときがわ熊谷線(月輪地内)、県道深谷・東松山線バイパス(羽尾地内)、町道 102、127、239、258 号線(月輪地内)、町道 9314 号線(羽尾十三塚地内) ・宅地内の冠水4箇所(月の輪地内、月輪地内、福田地内、都地内) ・通行止め4路線(月輪地内(町道 102、127、239、258 号線(月輪地内)) ・車両水没 普通車 2 台、トラック 1 台 ・下水オーバーフロー 3箇所 羽尾地内 ・倒木 1箇所 山田地内 ・陥没 1箇所 月の輪地内(中丸公園内)

第 2 地震災害

町周辺及び県に被害を及ぼした地震は次のとおりである。

西暦(和暦)	震源地(地域)／地震名(災害名)	M	主な被害
818. . (弘仁9年)	(関東諸国)	7.5 以上	相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野などで被害。圧死者多数。 関東平野北西縁断層帯で発生した可能性がある。
878.11.1 (元慶2年)	(関東諸国)／相模・武蔵地震	7.4	相模、武蔵を中心に被害。圧死者多数。
1615.6.26 (慶長 20 年)	(江戸)／慶長江戸地震	6.5	家屋破潰、死傷多く、地割れが生じた。詳細不明。 震源域の特定が不明であるが、都心西部と考えられる。
1649.7.30 (慶安2年)	(武蔵・下野)／慶安江戸地震	7	川越を中心に被害。圧死者多数、町屋 700 軒ばかり大破。 立川断層帯での発生した可能性がある。
1703.12.31 (元禄 16 年)	関東南部／元禄大地震	8.2	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きく、房総では津波に襲われ多数の死者がでた。 1923 年関東地震と被害の範囲や地殻変動の様子が似ているといわれる。 【県内の被害】 被害の詳細は不明だが、蔵などでは震度5程度と推定される。
1791.1.1 (寛政2年)	川越・蔵	6.3	蔵で堂塔の転倒、土蔵等の破。川越で喜多院の本社屋根など破損。 推定震度は5程度。
1854.12.23 (安政元年)	駿河湾から遠州灘沖／安政東海地震	8.4	安政南海地震とともに一連の東海・東南海・南海連動型地震として扱われる。 駿河湾岸沿いにおける震害が特に著しく、駿河湾西側及び甲府盆地では軒並み震度 7 と推定される。 【県内の被害】 蔵、桶川、行田では、震度5程度と推定される。
1855.11.11 (安政2年)	東京湾北部／安政江戸地震	6.9	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内で強かった。 【県内の被害】 埼玉県推定震度は大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで土手割れ噴砂等の被害があった。 死者3名、負傷者 1,724 名、家屋全壊 27 棟。幸手付近で家屋 3,243 棟が全壊同様となる被害があり、そのほとんどは液状化によると思われる。
1894.6.20 (明治 27 年)	東京湾北部／明治東京地震	7	東京の下町と神奈川県横浜市、川崎市を中心に被害をもたらした。 【県内の被害】 南部で被害があった。飯能では山崩れ幅 350 間約 630m あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊 10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損 25。 南平柳村で家屋小破 50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894.10.7 (明治 27 年)	東京湾北部	6.7	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。 南足立部小小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多数。

西暦(和暦)	震源地(地域)／地震名(災害名)	M	主な被害
1923.9.1 (大正 12 年)	神奈川県相模湾北西沖／関東地震 (関東大震災)	7.9	神奈川県を中心に千葉県・茨城県から静岡県東部までの内陸と沿岸の広い範囲に甚大な被害をもたらした。 振動による建物の倒壊のほか、液状化による地盤沈下、崖崩れ、津波による被害が発生した。地震の発生時刻が昼食の時間帯と重なったことから火災も発生し、多数の犠牲者が出た。 【県内の被害】 死者・行方不明者 411 名、負傷者 497 名、家屋全壊 9,268 棟。 県内のほぼ全域で震度5～6の揺れ。
1931.9.21 (昭和6年)	埼玉県大里郡寄居町付近／西埼玉地震	6.9	【県内の被害】 死者 11 名、負傷者 114 名、住家全壊 63 棟。 震源の深さは 3km とたいへん浅く、県内の広い範囲で震度5程度の揺れとなり、県中部・北部の荒川・利根川沿いの地盤の軟らかい地域を中心に被害が生じた。地面の亀裂、地下水や土砂の噴出、井戸水の濁りなどが広い範囲で見られ、火災も発生した。 この地震は、関東平野北西縁断層帯で発生した可能性が指摘されている。
1968.7.1 (昭和 43 年)	埼玉県中部／埼玉県中部地震	6.1	深さが 50kmのため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷者 6名、家屋一部破損 50 棟、非住家被損1棟、栃木で負傷者1名
2011.3.11 (平成 23 年)	太平洋三陸沖／東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	9	宮城県牡鹿半島の東南東沖 130km の海底を震源とした海溝型地震で、日本における観測史上最大の規模を記録した。震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約 500km、東西約 200km の広範囲(およそ 10 万平方キロメートル)に及び、震源域に近い東北地方の太平洋岸では大規模な津波も発生した。地震動は宮城県北部で震度7を観測した地域もあり、本州・東日本の広範囲で強く揺れ、関東地方では液状化現象も多発した。この地震による死者・行方不明者は1万9千人に上る。 【町内の被害】 震度4を観測、被害状況は以下のとおり。 ・住宅被害一部破損56棟(屋根ぐし、瓦) ・非住宅32棟(屋根ぐし、瓦) ・ブロック塀1か所 ・墓石倒壊16件 また、福島第一原子力発電所事故によって放射性物資が拡散したため、本町においても放射性物質測定などを行っている。 さらに、計画停電などにより、様々な混乱が生じることとなった。

第 4 章 災害の危険性

【関係機関：全課局】

第 1 節 風水害等の危険性

第 1 土砂災害、水害等の概況

本町（熊谷气象台）の気象状況は比較的温和である太平洋側気候であり、夏季に多雨で、冬季に少ない。また、平年降水量は 1,300mm 程度で、年により 1,800mm（1991 年 1,832.5mm）を超えることもあり、梅雨期、台風期には、大雨をもたらすこともある。また、台風や豪雨による災害の甚大化や熱中症患者の増加など、地球温暖化の影響が既に顕在化しており、今後さらに深刻化するおそれがある。なお、一般には、平均年総降水量の 20 分の 1 の雨量があると水害の危険性が高まるといわれている。

近年は、日本各地で短時間に局地的に降る集中豪雨による被害が多発している。熊谷地方气象台のデータによると、統計開始から 2022 年 8 月までで、1 日の最大降水量は 301.5 mm、最大 24 時間降水量 310.5 mm、最大 1 時間降水量 88.5 mm、最大 10 分間降水量 50 mm を記録している。

水害は地形条件と密接な関係があり、洪水（浸水）は低地の微地形との関係が深く、浸水域は、周辺との比高差（凹地形）のある地域で生じる。特に居住や生産活動の場となっている沖積低地（谷底平野：谷津）は、洪積台地・段丘に比較して土地が低いために、洪水時には水が集まり、排水不良地域である場合、長期たん水しやすい。洪水浸水想定区域については、浸水想定の深さとして市野川で 5 m 未満、滑川と和田吉野川で 3m 未満となるケース（2 日間の総雨量が滑川・市野川で 819mm、和田吉野川で 870mm を想定）が示されている。

土砂災害は、台地・段丘地域での急傾斜地崩壊（斜面崩壊）が発生し、地形要因が潜在的危険度を高める結果となっている。開析の進んだ台地が分布し、関東ローム層が被覆しており、集中豪雨や長雨後の地盤が緩んだ場合に、遷急点（斜面の角度が大きく変化するところ）付近で斜面崩壊（崖崩れ）する危険性がある。

本町では、土砂災害防止法により、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる場合に指定される土砂災害特別警戒区域の指定箇所が点在している。また、滑川町にはかんがい用のため池が数多く分布し、築造年度又は改修年度が古いこと等により、ため池及びその付帯施設が老朽化し、堤防等の決壊で被害が発生するおそれがある。

〔降水量の多い順 5 位（観測地点：熊谷）統計期間～2022 年 8 月まで〕

要素名／順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
日降水量 (mm)	301.5 (1982/9/12)	292.4 (1947/9/15)	277.2 (1958/9/26)	267.1 (1966/6/28)	255.1 (1941/7/22)
日最大 10 分間降水量 (mm)	50 (2020/6/6)	35.8 (1943/9/3)	35.3 (1947/6/8)	34.3 (1942/7/7)	33.5 (2008/8/16)
日最大 1 時間降水量 (mm)	88.5 (1943/9/3)	85 (1976/6/15)	84.6 (1927/7/31)	76 (1995/8/22)	75.8 (1955/7/22)
月最大 24 時間降水量 (mm)	310.5 (1982/9/12)	295.5 (1958/9/26)	282.9] (1947/9/15)	267.8 (1966/6/28)	255.1 (1941/7/22)

資料：気象庁

第1部（第4章 災害の危険性）

第2 火災の概況

火災の発生、拡大は、気温、湿度、風速等の気象条件と密接な関係を持っている。火災は、低温で火気使用率が高い冬季から春季に多数発生する。出火原因についてみると、火災の多くは、火気取扱の不注意や不始末からの失火によるものなど、そのほとんどは人間の過失又は故意によるものであり、火気の取扱いには十分な注意を払う必要がある。

また、電気やガスなどの生活用品からの火災発生の危険性もあるため、住宅用火災警報器の設置推進などにより住宅防火に取り組む必要がある。

第3 風水害等の危険性

水害や土砂災害は気象災害の一部である降雨災害（降雨が多いための災害）に含まれる。これら以外で、本町で生じうる気象災害としては、風災害、大気乾燥、渇水・干害、猛暑害（熱中症や機能低下等の疾病、自然発火、農業被害）、雷害、ひょう害、竜巻などが挙げられる。また、近年、夏季に高気温となる現象が発生し、熱中症による被害が多発している。なお、平成30年7月23日に、熊谷市で国内最高気温となる41.1℃が観測された。

〔本町で予想される気象災害〕

大雨災害	浸水害、土砂災害
その他の降雨災害	土壌浸食災害、長雨災害（腐食・疫病蔓延）、大気乾燥（火災・疾病誘発）、渇水・干災害（用水不足・塩害）
風災害	風力による破壊災害、飛砂・風塵による災害、フェーン現象（自然発火）、乱気流（航空機事故等）、拡散気流（大気汚染・悪臭等）、竜巻（旋風）
雪害	積雪災害（交通途絶、孤立集落）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、雪崩災害、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車事故）
酷寒（気温低下）災害	凍土（路盤破壊）、凍傷（人体障害）、冷害（農作物被害）
酷暑（気温上昇）災害	膨張破壊（レール膨張の列車事故、コンクリート亀裂）、自然発火（山林火災、木造家屋火災）、疾病（熱中症・機能低下）
霜害	農作物被害
ひょう害	人体被害、建造物・構造物破損、農作物被害、通信網途絶
雷害	人体被害、建造物・構造物火災、電子機器破損
霧害	交通視界困難
湿度害	疾病

また、これまで発生の履歴はないが、鉄道及び道路交通等の事故、ガス及び火薬類等の危険物の爆発等による産業災害などの大規模事故災害などについても、町内に発生しうる災害として挙げられる。

第2節 地震被害想定

第1 概要

1 想定地震

県は、平成 24～25 年度の 2 か年で「埼玉県地震被害想定調査」を実施した。本調査は、本県では今回が 5 回目の実施となる。

想定地震は、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、以下の 5 つの地震とした。なお、国の地震調査研究推進本部は平成 27 年 4 月に「関東地域の活断層の地域評価」を公表し、綾瀬川断層（伊奈-川口区間）及び越生断層が活断層の可能性があると評価しており、今後、県が被害想定調査を実施した場合、その結果を反映することとする。

〔想定地震の一覧〕

地震の タイプ	想定地震	マグニ チュード	説 明
海溝型	東京湾北部地震	7. 3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後 30 年以内に南関東地域で M7 級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7. 3	
	元禄型関東地震	8. 2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ 0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8. 1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ 0%～0.008%
	立川断層帯地震	7. 4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後 30 年以内の地震発生確率：0.5%～2%

〔想定地震の断層位置図〕



2 想定条件

地震による被害は、季節・時刻による社会的な条件の違いや気象の条件の違いによって変化することから、想定地震ごとに、以下に示すケースを設定して予測が行われた。

○季節・時刻3ケース
・冬5時－大多数の人が住宅にあり、住宅による死傷者が最も多くなるケース ・夏12時－大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース ・冬18時－火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース
○風速2ケース
・3m/s－平均的な風速のケース ・8m/s－強風のケース

3 活断層による地震動について

活断層による地震動の推計にあたっては、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、震度分布が大きく異なることを考慮し、複数のパターンを想定した。

関東平野北西縁断層帯は3点（北、中央、南）、立川断層帯は2点（北、南）のパターンを設定した。



第 2 町の被害想定

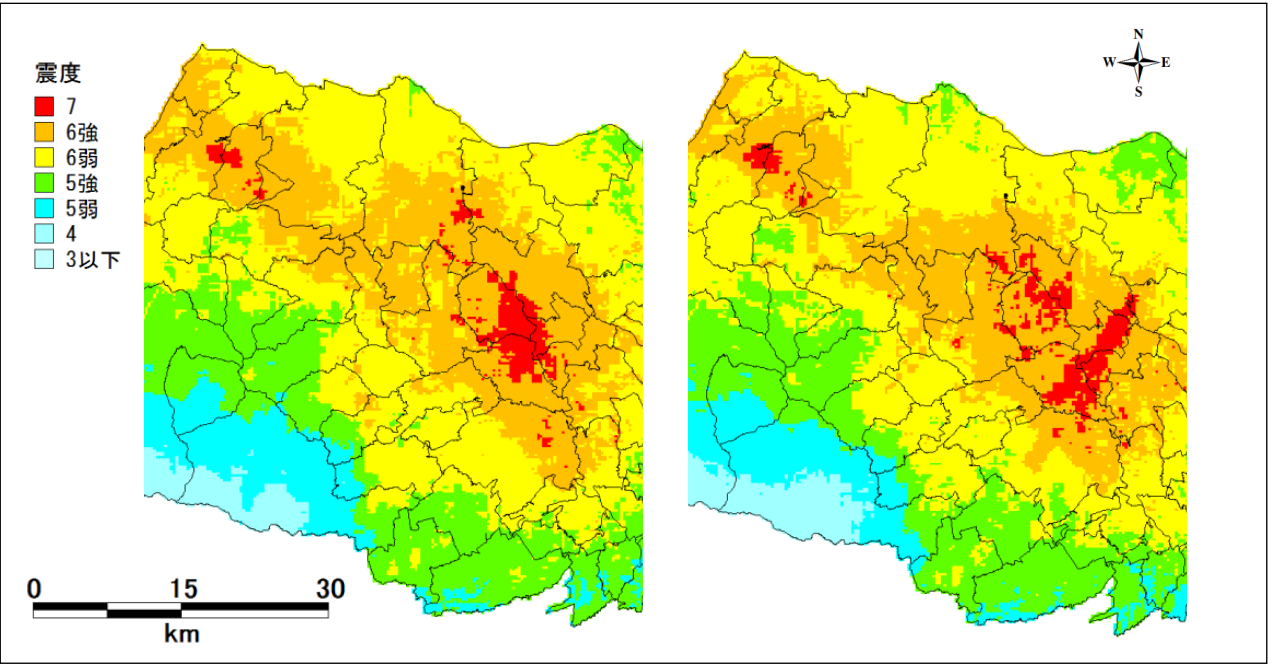
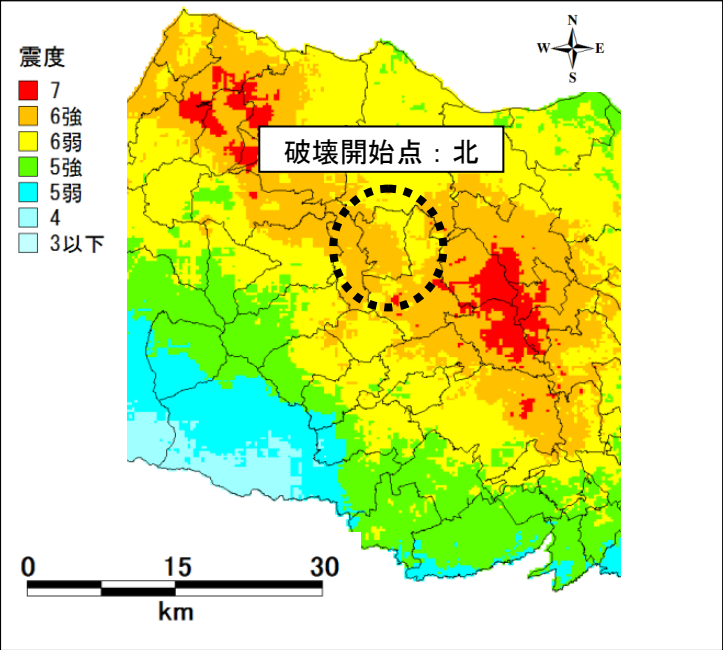
1 予測される震度

想定地震での本町の最大震度は、震度 4 から震度 5 強と予測されているが、中でも「関東平野北西縁断層帯地震」は震度 6 強になると予測される。

〔マグニチュード及び最大震度の予測〕

	マグニ チュード	町内の 最大震度
東京湾北部地震	7.3	5弱
茨城県南部地震	7.3	5弱
元禄型関東地震	8.2	5弱
関東平野北西縁断層帯地震		
破壊開始点:北	8.1	6強
破壊開始点:中央	8.1	6強
破壊開始点:南	8.1	6強
立川断層帯地震		
破壊開始点:北	7.4	5強
破壊開始点:南	7.4	5強

〔関東平野北西縁断層帯地震〕



第1部（第4章 災害の危険性）

2 被害想定

(1) 液状化

液状化については、いずれも「極めて低い」ランクとなっている。

〔液状化可能性ランク別面積率〕

	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
極めて低い	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
低い	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
やや高い	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
高い	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所

概ねランクCの危険度であるが、関東平野北西縁断層帯地震では、ランクAの危険度が高い急傾斜地が1箇所見られる。

〔急傾斜地崩壊危険箇所数〕

	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
箇所数	10	10	10	10	10	10	10	10
ランクA	0	0	0	1	1	1	0	0
ランクB	0	0	0	0	0	0	0	0
ランクC	10	10	10	9	9	9	10	10

(3) 建物被害予測

関東平野北西縁断層帯地震において、揺れによる被害が多数発生することが予想されている。

中でも、破壊開始点が南で冬18時に発生した場合は、揺れや火災により全壊は450棟、半壊は790棟余りに被害が生じると考えられる。

〔要因別建物被害一覧表（全壊棟数）〕

		東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
					破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
冬5時	揺れ	0	0	0	298	273	394	0	0
	液状化	0	0	0	0	0	0	0	0
	急傾斜地	0	0	0	0	0	0	0	0
	火災	3m/s	0	0	8	9	10	0	0
		8m/s	0	0	9	10	11	0	0
	合計	3m/s	0	0	306	282	404	0	0
		8m/s	0	0	307	283	405	0	0
夏12時	揺れ	0	0	0	298	273	394	0	0
	液状化	0	0	0	0	0	0	0	0
	急傾斜地	0	0	0	0	0	0	0	0
	火災	3m/s	0	0	12	13	14	0	0
		8m/s	0	0	13	14	15	0	0
	合計	3m/s	0	0	310	286	408	0	0
		8m/s	0	0	311	287	409	0	0
冬18時	揺れ	0	0	0	298	273	394	0	0
	液状化	0	0	0	0	0	0	0	0
	急傾斜地	0	0	0	0	0	0	0	0
	火災	3m/s	0	0	48	53	54	1	0
		8m/s	0	0	52	55	57	1	0
	合計	3m/s	0	0	347	326	448	1	0
		8m/s	0	0	350	328	450	1	0

〔要因別建物被害一覧表（半壊棟数）〕

	東京湾北 部地震	茨城県南 部地震	元禄型関 東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始 点：北	破壊開始 点：中央	破壊開始 点：南	破壊開始 点：北	破壊開始 点：南
揺れによる被害	0	0	0	712	709	793	0	0
液状化による被害	0	0	0	0	0	0	0	0
急傾斜地	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	712	709	793	0	0

(4) 人的被害予測

関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合は人的被害が発生すると予測されている。中でも、破壊開始点が南で冬 5 時に発生した場合の被害が最も大きく、死者は 30 名弱、負傷者は 180 名弱、うち重傷者は 30 名余りになると予想される。なお、死因については、建物の倒壊によるものが多いと考えられる。

要救助者についても、破壊開始点が南で冬 5 時の場合の被害が最も多く、100 名の要救助者の発生が予想されている。

〔人的被害集計結果の一覧表〕

			東京湾北 部地震	茨城県南 部地震	元禄型関 東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始 点：北	破壊開始 点：中央	破壊開始 点：南	破壊開始 点：北	破壊開始 点：南
冬 5 時	風速 3m/s	死者	0	0	0	21	19	27	0	0
		負傷者	0	0	0	151	147	177	0	0
		うち重傷者	0	0	0	25	23	33	0	0
	風速 8m/s	死者	0	0	0	21	19	27	0	0
		負傷者	0	0	0	151	147	178	0	0
		うち重傷者	0	0	0	25	23	33	0	0
夏 12 時	風速 3m/s	死者	0	0	0	10	9	14	0	0
		負傷者	0	0	0	94	91	110	0	0
		うち重傷者	0	0	0	13	12	17	0	0
	風速 8m/s	死者	0	0	0	10	9	14	0	0
		負傷者	0	0	0	94	91	111	0	0
		うち重傷者	0	0	0	13	12	17	0	0
冬 18 時	風速 3m/s	死者	0	0	0	15	13	19	0	0
		負傷者	0	0	0	104	100	121	0	0
		うち重傷者	0	0	0	16	15	21	0	0
	風速 8m/s	死者	0	0	0	15	13	19	0	0
		負傷者	0	0	0	104	101	121	0	0
		うち重傷者	0	0	0	16	15	21	0	0

第 1 部（第 4 章 災害の危険性）

〔要因別死者数予測結果の一覧表〕

		東京湾北 部地震	茨城県南 部地震	元禄型関 東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
					破壊開始 点：北	破壊開始 点：中央	破壊開始 点：南	破壊開始 点：北	破壊開始 点：南
冬 5 時	建物倒壊	0	0	0	21	19	27	0	0
	屋内転倒	0	0	0	2	2	2	0	0
	急傾斜地	0	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等	0	0	0	0	0	0	0	0
	火災	3m/s	0	0	0	0	0	0	0
		8m/s	0	0	0	0	0	0	0
	合計	3m/s	0	0	21	19	27	0	0
		8m/s	0	0	21	19	27	0	0
夏 12 時	建物倒壊	0	0	0	10	9	13	0	0
	屋内転倒	0	0	0	1	1	1	0	0
	急傾斜地	0	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等	0	0	0	0	0	0	0	0
	火災	3m/s	0	0	0	0	0	0	0
		8m/s	0	0	0	0	0	0	0
	合計	3m/s	0	0	10	9	14	0	0
		8m/s	0	0	10	9	14	0	0
冬 18 時	建物倒壊	0	0	0	14	13	19	0	0
	屋内転倒	0	0	0	1	1	1	0	0
	急傾斜地	0	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等	0	0	0	0	0	0	0	0
	火災	3m/s	0	0	0	0	0	0	0
		8m/s	0	0	0	0	0	0	0
	合計	3m/s	0	0	15	13	19	0	0
		8m/s	0	0	15	13	19	0	0

〔要救助者数予測結果の一覧表〕

		東京湾北 部地震	茨城県南 部地震	元禄型関 東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
					破壊開始 点：北	破壊開始 点：中央	破壊開始 点：南	破壊開始 点：北	破壊開始 点：南
冬 5 時	木造建物内	0	0	0	65	60	87	0	0
	非木造建物内	0	0	0	11	10	13	0	0
	合計	0	0	0	76	70	100	0	0
夏 12 時	木造建物内	0	0	0	26	24	35	0	0
	非木造建物内	0	0	0	20	18	24	0	0
	合計	0	0	0	46	42	58	0	0
冬 18 時	木造建物内	0	0	0	43	39	57	0	0
	非木造建物内	0	0	0	14	13	17	0	0
	合計	0	0	0	57	52	74	0	0

（5） 交通網の被害予測

地震による道路や橋梁の被害は、地震直後の避難活動や消防活動ばかりでなく、その後の復旧活動にとっても重要な問題である。また、道路は町内のみならず、周辺道路環境の状況にも大きく左右される。

道路交通は、震度 6 強以上の地震が発生した場合に、橋梁の被害や交通渋滞などの発生が生ずるおそれがある。本町では、関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合に震度 6 強以上のエリアに立地している橋梁があり、役場付近の道路では閉塞率が 20%以上になることも予想されている。

鉄道は、震度 6 強以上で脱線による被害の発生が予想される。本町を走る東武東上線は、関東北西縁断層帯地震が発生した場合は、総距離の 3 割強にあたる約 22 キロで被害が生じる可能性が予想されているため、帰宅困難者等への対応も含め、鉄道事業者との連携が重要になると考えられる。

(6) ライフラインの被害予測

① 電力

停電被害は、関東平野北西縁断層帯地震において発生すると見込まれ、破壊開始点が南の場合は、停電世帯は 1,500 世帯余り、停電人口は 4,200 人余り、停電率は 2 割台半ばに及ぶと考えられる。電力電柱被害も停電被害と同様で、関東平野北西縁断層帯地震において発生すると見込まれ、破壊開始点が南で冬 18 時に発生した場合は、120 本余りの電柱が被害を受け、被害率は約 2 % となる。

停電は災害対策において深刻な影響が及ぶため、災害対策本部となる役場やその代替施設、あるいは避難所などにおける電源確保が重要となる。

〔停電被害予測結果一覧表〕

ケース	風速	項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
直後 (火災なし)		停電世帯数(直後)	0	0	0	6,186	6,186	6,186	0	0
		停電人口(直後)	0	0	0	17,323	17,323	17,323	0	0
		停電率(%) (直後)	0.00	0.00	0.00	100.00	100.00	100.00	0.00	0.00
冬 5 時	3m/s	停電世帯数(1 日後)	0	0	0	1,138	1,042	1,501	0	0
		停電人口(1 日後)	0	0	0	3,186	2,917	4,204	1	0
		停電率(%) (1 日後)	0.00	0.00	0.00	18.39	16.84	24.27	0.00	0.00
	8m/s	停電世帯数(1 日後)	0	0	0	1,138	1,042	1,501	0	0
		停電人口(1 日後)	0	0	0	3,187	2,918	4,204	1	0
		停電率(%) (1 日後)	0.00	0.00	0.00	18.40	16.84	24.27	0.00	0.00
夏 12 時	3m/s	停電世帯数(1 日後)	0	0	0	1,140	1,044	1,503	0	0
		停電人口(1 日後)	0	0	0	3,192	2,923	4,209	1	0
		停電率(%) (1 日後)	0.00	0.00	0.00	18.42	16.88	24.30	0.01	0.00
	8m/s	停電世帯数(1 日後)	0	0	0	1,140	1,044	1,503	0	0
		停電人口(1 日後)	0	0	0	3,193	2,924	4,210	1	0
		停電率(%) (1 日後)	0.00	0.00	0.00	18.43	16.88	24.30	0.01	0.00
冬 18 時	3m/s	停電世帯数(1 日後)	0	0	0	1,159	1,065	1,522	1	0
		停電人口(1 日後)	1	0	0	3,246	2,983	4,263	2	0
		停電率(%) (1 日後)	0.00	0.00	0.00	18.74	17.22	24.61	0.01	0.00
	8m/s	停電世帯数(1 日後)	0	0	0	1,161	1,067	1,524	1	0
		停電人口(1 日後)	1	0	0	3,250	2,987	4,267	2	0
		停電率(%) (1 日後)	0.00	0.00	0.00	18.76	17.24	24.63	0.01	0.00

第1部（第4章 災害の危険性）

〔電力電柱被害予測結果一覧表〕

ケース	風速	項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
冬5時	3m/s	電柱被害	0	0	0	72	72	100	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	1.19	1.19	1.66	0.00	0.00
	8m/s	電柱被害	0	0	0	72	72	100	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	1.20	1.19	1.66	0.00	0.00
夏12時	3m/s	電柱被害	0	0	0	73	73	102	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	1.22	1.22	1.69	0.00	0.00
	8m/s	電柱被害	0	0	0	74	74	102	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	1.23	1.22	1.69	0.00	0.00
冬18時	3m/s	電柱被害	0	0	0	92	91	122	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	1.52	1.51	2.03	0.00	0.01
	8m/s	電柱被害	0	0	0	93	92	123	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	1.54	1.53	2.05	0.01	0.01

② 通信

関東平野北西縁断層帯地震において、破壊開始点が中央の場合若しくは南の場合に被害が発生すると考えられる。最も被害が大きいと考えられるケースは破壊開始点が南で、冬18時に発生すると、不通回線数は50世帯弱、不通率は1%になると考えられる。

通信機能の喪失は、情報収集や伝達等において大きな支障が生ずるため、役場や医療機関などの重要施設における通信対策は重要となる。

〔不通回線被害予測結果一覧表〕

ケース	風速	項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
冬5時	3m/s	不通回線数	0	0	0	0	22	30	0	0
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.51	0.71	0.00	0.00
	8m/s	不通回線数	0	0	0	0	22	31	0	0
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.51	0.71	0.00	0.00
夏12時	3m/s	不通回線数	0	0	0	0	23	32	0	0
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.54	0.74	0.00	0.00
	8m/s	不通回線数	0	0	0	0	24	32	0	0
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.55	0.74	0.00	0.00
冬18時	3m/s	不通回線数	0	0	0	0	36	47	0	0
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.84	1.08	0.00	0.01
	8m/s	不通回線数	0	0	0	0	37	47	0	0
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.85	1.10	0.00	0.01

〔通信電柱被害予測結果一覧表〕

ケース	風速	項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
冬5時	3m/s	電柱被害数	0	0	0	21	21	29	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	1.19	1.19	1.66	0.00	0.00
	8m/s	電柱被害数	0	0	0	21	21	29	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	1.20	1.19	1.66	0.00	0.00
夏12時	3m/s	電柱被害数	0	0	0	21	21	30	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	1.22	1.22	1.69	0.00	0.00
	8m/s	電柱被害数	0	0	0	22	21	30	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	1.23	1.22	1.69	0.00	0.00
冬18時	3m/s	電柱被害数	0	0	0	27	27	36	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	1.52	1.51	2.03	0.00	0.01
	8m/s	電柱被害数	0	0	0	27	27	36	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	1.54	1.53	2.05	0.01	0.01

〔携帯電話不通ランク予測結果一覧表〕

ケース	風速	項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
冬5時	風速 3m/s	停電率(%)	0.0	0.0	0.0	18.4	16.8	24.3	0.0	0.0
		不通率(%)	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.7	0.0	0.0
		ランク	—	—	—	—	—	—	—	—
	風速 8m/s	停電率(%)	0.0	0.0	0.0	18.4	16.8	24.3	0.0	0.0
		不通率(%)	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.7	0.0	0.0
		ランク	—	—	—	—	—	—	—	—
夏12時	風速 3m/s	停電率(%)	0.0	0.0	0.0	18.4	16.9	24.3	0.0	0.0
		不通率(%)	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.7	0.0	0.0
		ランク	—	—	—	—	—	—	—	—
	風速 8m/s	停電率(%)	0.0	0.0	0.0	18.4	16.9	24.3	0.0	0.0
		不通率(%)	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.7	0.0	0.0
		ランク	—	—	—	—	—	—	—	—
冬18時	風速 3m/s	停電率(%)	0.0	0.0	0.0	18.7	17.2	24.6	0.0	0.0
		不通率(%)	0.0	0.0	0.0	0.8	0.8	1.1	0.0	0.0
		ランク	—	—	—	—	—	—	—	—
	風速 8m/s	停電率(%)	0.0	0.0	0.0	18.8	17.2	24.6	0.0	0.0
		不通率(%)	0.0	0.0	0.0	0.9	0.9	1.1	0.0	0.0
		ランク	—	—	—	—	—	—	—	—

③ ガス

被害想定は都市ガスを対象としたもので、関東平野北西縁断層帯地震では、4件（供給停止率100.0%）のガス供給停止が発生する。

なお、東日本大震災では、プロパンガスの事故なども発生した他、流通網と供給基地自体の被災によりガスの確保が困難となり、災害復旧にも大きな影響が及んだ。

〔ガス供給停止予測結果一覧表〕

項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
供給停止件数	0	0	0	4	4	4	0	0
供給停止率(%)	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.00	0.00

第1部（第4章 災害の危険性）

④ 上水道

関東平野北西縁断層帯地震に被害の発生が予想され、中でも破壊開始点が中央の場合には、配水管の被害が61箇所発生し、1日後には4,400世帯余り（断水率70%強）で断水となることが予想される。

〔配水管・断水予測結果一覧表〕

項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
被害箇所数	0	0	0	54	61	47	0	0
被害率（箇所/km）	0.00	0.00	0.00	0.70	0.79	0.62	0.00	0.00
断水率（%）（1日後）	0.0	0.0	0.0	68.4	71.3	64.9	0	0
断水世帯数（1日後）	0	0	0	4,229	4,408	4,017	0.00	0.00
断水人口（人）（1日後）	0	0	0	11,843	12,344	11,248	0	0

⑤ 下水道

いずれの想定地震においても被害の発生が予測されているが、中でも関東平野北西縁断層帯地震での被害が大きく、約10km（被害率40%強）の管渠被害が発生し、機能支障人口は3千人強に及ぶと予測される。

〔管渠被害等予測結果一覧表〕

項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
被害延長（km）	3	0	2	9	10	10	4	4
被害率（%）	12.7	0.3	6.5	40.4	41.1	41.7	16.7	18.7
機能支障人口（人）	955	26	492	3,049	3,102	3,141	1,257	1,407

（7）その他の生活支障の被害予測

① 避難者

避難者は、関東平野北西縁断層帯地震で多数発生すると予想されており、中でも破壊開始点が南で、冬18時・8m/sに発生した場合に避難者数が最大となり、1日後の全避難者は1,500人余り、うち避難所の避難者が900人余り、避難所外の避難者が600人余り、1週間後には全避難者2,230人余りとなり、避難所の避難者と避難所外の避難者数はほぼ同程度の1,120人弱が予想される。そして1か月後には全避難者は3,020人弱となり、そのうち避難所の避難者は900人余り、避難所外避難者が2,110人余りとなることが予想されている。

〔避難者予測結果一覧表＊関東平野北西縁断層帯地震〕

ケース	風速	項目	破壊開始点：北			破壊開始点：中央			破壊開始点：南		
			1 日後	1 週間後	1 か月後	1 日後	1 週間後	1 か月後	1 日後	1 週間後	1 か月後
冬 5 時	風速 3m/s	避難者	1,085	1,880	2,913	1,018	1,847	2,834	1,379	2,115	2,903
		・避難所	651	940	874	611	923	850	828	1,057	871
		・避難所外	434	940	2,039	407	923	1,984	552	1,057	2,032
	風速 8m/s	避難者	1,086	1,882	2,915	1,019	1,848	2,835	1,380	2,116	2,904
		・避難所	652	941	874	611	924	851	828	1,058	871
		・避難所外	435	941	2,040	408	924	1,985	552	1,058	2,033
夏 12 時	風速 3m/s	避難者	1,095	1,890	2,922	1,029	1,857	2,844	1,390	2,125	2,913
		・避難所	657	945	877	617	929	853	834	1,063	874
		・避難所外	438	945	2,046	412	929	1,991	556	1,063	2,039
	風速 8m/s	避難者	1,097	1,892	2,924	1,031	1,859	2,845	1,392	2,127	2,915
		・避難所	658	946	877	618	930	854	835	1,064	874
		・避難所外	439	946	2,047	412	930	1,992	557	1,064	2,040
冬 18 時	風速 3m/s	避難者	1,195	1,984	3,010	1,137	1,960	2,940	1,497	2,227	3,010
		・避難所	717	992	903	682	980	882	898	1,114	903
		・避難所外	478	992	2,107	455	980	2,058	599	1,114	2,107
	風速 8m/s	避難者	1,203	1,992	3,018	1,143	1,966	2,945	1,505	2,235	3,017
		・避難所	722	996	905	686	983	884	903	1,117	905
		・避難所外	481	996	2,113	457	983	2,062	602	1,117	2,112

※表中の避難所とは「避難者のうち、避難所にいる避難者」、避難所外は「避難者のうち、避難所外での避難者」となる。

② 帰宅困難者

帰宅困難者は関東平野北西縁断層帯地震では多数の発生が予想され、その中でも休日 12 時が最も多く、3,910 人余り（内閣府（2013））である。

〔帰宅困難者数一覧表〕

予測	ケース		東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
内閣府※	平日	12 時	2,487	1,629	1,987	3,607	3,607	3,607	3,203	3,075
		18 時	1,506	1,150	1,075	2,246	2,246	2,246	1,986	1,918
	休日	12 時	2,855	1,677	2,250	3,915	3,915	3,915	3,455	3,313
		18 時	1,621	1,049	1,281	2,427	2,427	2,427	2,223	2,172
埼玉県※	平日	12 時	2,186	1,082	1,881	3,409	3,409	3,409	2,944	2,449
		18 時	1,021	517	828	1,816	1,816	1,816	1,508	1,197
	休日	12 時	2,674	1,214	2,299	3,838	3,838	3,838	3,318	2,796
		18 時	1,207	61	1,176	1,970	1,970	1,970	1,738	1,505

※内閣府：内閣府による 2013 年の調査手法によるもの。

埼玉県：埼玉県による 2007 年の手法によるもの。ただし、収集データは 2013 年。

③ 中期住機能支障

中期住機能支障は関東平野北西縁断層帯地震の破壊開始点が南において被害が最も大きく、中期の住居被害避難所避難者数は 451 人、応急仮設住宅等需要数は 161 人となる。

第 1 部（第 4 章 災害の危険性）

〔中期住機能支障一覧表〕

項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
住居被害避難所避難者数	0	0	0	361	343	451	1	4
応急仮設住宅等需要数	0	0	0	129	122	161	0	0

④ 飲食機能支障

飲食機能支障は、関東平野北西縁断層帯地震で大きく被害が生じ、中でも破壊開始点が南の場合、食料需要量は 3 日後で 10,303 食、7 日後で 25,732 食の需要が見込まれる。

飲料水は破壊開始点が中央の場合に被害がもっとも大きく、3 日後で 92 キロリットル、7 日後で 157 キロリットルの需要が見込まれる。

生活必需品は、破壊開始点が南の場合がもっとも大きく、2,235 枚の需要が見込まれる。

〔食料需要量一覧表〕

項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
食料需要量 3 日後(食)	8	1	4	8,501	8,171	10,303	12	20
食料需要量 7 日後(食)	18	1	8	21,999	21,407	25,732	27	44

〔飲料水需要量一覧表〕

項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
飲料水需要量 3 日後(kl)	0	0	0	88	92	84	0	0
飲料水需要量 7 日後(kl)	0	0	0	151	157	143	0	0

〔生活必需品需要量一覧表〕

項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
生活必需品需要量(枚)	1	0	1	1,992	1,966	2,235	2	3

⑤ し尿発生量

し尿発生量は関東平野北西縁断層帯地震において被害が発生し、破壊開始点の南の場合は、1 週間後の仮設トイレ需要量は 9 基となる。1 日あたりのし尿発生量は 2.2 キロリットルである。

〔し尿発生量一覧表〕

項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
仮設トイレ需要量 (1週間後：基)	0	0	0	8	8	9	0	0
し尿発生量 (kl/1日あたり)	0.0	0.0	0.0	1.9	1.8	2.2	0.0	0.0

⑥ 災害時要援護者（要配慮者）

本調査は、平成 25 年 6 月の災対法の一部改正前に行われた調査であるため、ここでは同法改正前の災害時要援護者として、対象は以下のとおりとする。

災害時要援護者は関東平野北西縁断層帯地震で多く発生し、破壊開始点が南の場合は、180 人余りに上ることが予測されている。

〔災害時要援護者の対象〕

① 65 歳以上の単身高齢者	⑥ 要介護認定者（要支援者を除く）
② 5 歳未満の乳幼児	⑦ 難病患者
③ 身体障害者	⑧ 妊産婦
④ 知的障害者	⑨ 外国人
⑤ 精神障害者	

〔避難所避難者のうちの災害時要援護者一覧表：1 週間後〕

項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
住居被害避難所避難者数	0	0	0	165	163	185	0	0

⑦ 災害廃棄物

災害廃棄物は、関東平野北西縁断層帯地震で発生することが予想され、中でも破壊開始点が南で冬 18 時、風速 8 m/s の時に最も廃棄物の量が多く発生すると考えられ、その量は 6.9 万 t、4.5 万 m³ に上る。

〔災害廃棄物予測結果一覧表〕

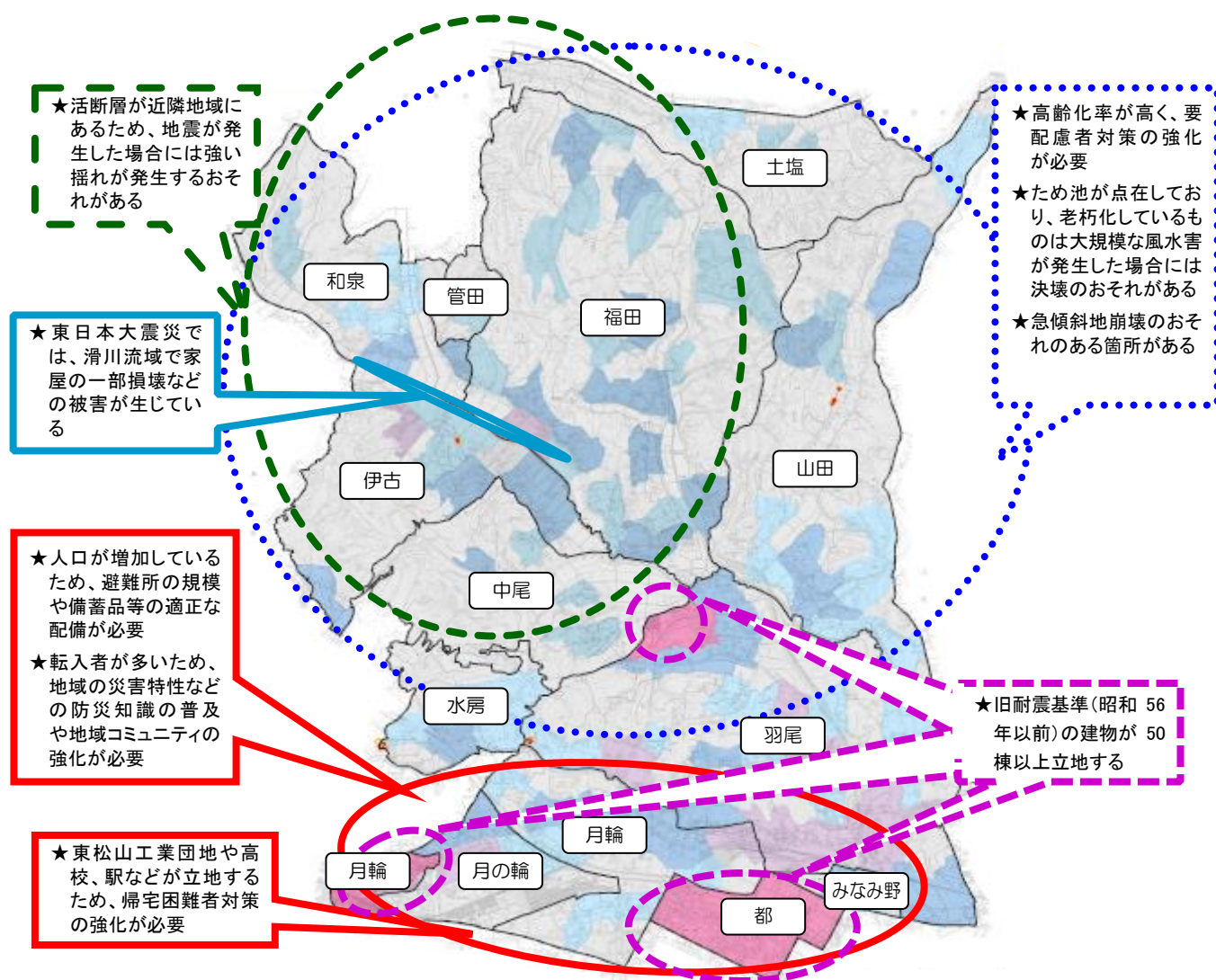
ケース	項目		東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
冬 5 時	風速	(万トン)	0.0	0.0	0.0	4.6	4.3	6.0	0.0	0.0
	3m/s	(万 m ³)	0.0	0.0	0.0	3.0	2.7	3.9	0.0	0.0
	風速	(万トン)	0.0	0.0	0.0	4.6	4.3	6.0	0.0	0.0
	8m/s	(万 m ³)	0.0	0.0	0.0	3.0	2.7	3.9	0.0	0.0
夏 12 時	風速	(万トン)	0.0	0.0	0.0	4.7	4.3	6.1	0.0	0.0
	3m/s	(万 m ³)	0.0	0.0	0.0	3.0	2.8	3.9	0.0	0.0
	風速	(万トン)	0.0	0.0	0.0	4.7	4.3	6.1	0.0	0.0
	8m/s	(万 m ³)	0.0	0.0	0.0	3.0	2.8	3.9	0.0	0.0
冬 18 時	風速	(万トン)	0.0	0.0	0.0	5.4	5.1	6.8	0.0	0.0
	3m/s	(万 m ³)	0.0	0.0	0.0	3.5	3.3	4.4	0.0	0.0
	風速	(万トン)	0.0	0.0	0.0	5.4	5.1	6.9	0.0	0.0
	8m/s	(万 m ³)	0.0	0.0	0.0	3.5	3.3	4.5	0.0	0.0

第3節 町の災害特性

本町では、町内に活断層は確認されていないものの、間近には関東平野北西縁断層帯に属する江南断層などがある。県の被害想定でも、関東平野北西縁断層帯で地震が発生した場合、マグニチュード8.1、本町では最大震度6強が予測され、その他町内の広い範囲で、震度6弱から6強の大きな揺れが発生し、人的被害や建物、ライフライン等に大きな影響が及ぶことが考えられる。また、本町では、町内に土砂災害危険箇所や老朽化したため池が点在しており、地震はもとより、台風や集中豪雨、長雨などの際には、土砂災害やため池の決壊のおそれもある。加えて市野川、滑川、和田吉野川の沿川での浸水被害及び窪地、道路、アンダーパス等での冠水被害が考えられる。

さらに、社会的特性からみると、南部では、土地区画整理事業により良好な住宅地の整備が進み、転入による人口増となっている地域や工業団地などが立地し、都市化が進む地域がある一方、市野川以北では、農業を中心とした地域や人工的に手の加えられていない自然のままの山林が多く残されており、人口減少や少子高齢化が進んでいる。また、核家族化や小家族化も進んでいるため、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯などが増えている。

このように本町では、社会的特性及び自然的特性が地域により大きく異なるため、地域の災害特性を踏まえた災害対策を推進していく必要がある。



第5章 町地域防災計画の方向性

【関係機関：全課局】

第1節 基本的視点

平成23年3月11日に発生したマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震は、大きな揺れや大規模な津波の発生に加え、原子力発電所事故による放射性物質の拡散という事態も発生し、極めて甚大な被害をもたらした。この地震は、私たちに災害の発生を防ぎきれないことや、1つの災害が他の災害を誘発することなど、改めて自然の猛威を見せつけるものとなった。

しかし同時に、私たちはこの巨大な地震災害から、自助・共助の重要性や災害対策に想定外があつてはならないことなど、様々な課題や教訓を得られることとなった。これらの教訓をしっかりと受け止め、さらなる災害対策の向上につなげていくことが急務となっている。

災害対策にあたっては、予防対策、応急対策、復旧・復興対策等の一連の取組を通じてできるだけ被害の最小限化を図る「減災」の考え方を徹底することが重要となる。そこで、今回の町防災計画の策定にあたっては、住民の生命及び財産を守るために様々な事態に適切・迅速に対応しうる実効性のある仕組みの再構築を災害対策のあらゆる分野で取組んでいく必要がある。そのため、町は防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として公助の強化を図っていかなければならない。また、行政がすべての事象に対応することには限界があり、行政としての支援が困難な場合もあり得ることから、住民や事業者による自助・共助の取組も重要となる。

こうした認識を共有して、町全体で災害対策を進めていくため、以下の基本的視点に基づき、計画の作成を行うものとする。

1 被害を最小化する「減災」

災害は発生するという前提に基づき、いかなる災害が発生した場合にも、その被害を最小にするという「減災」の考え方（大規模災害は必ず起きるとの想定のもと、誰もが日頃から危機管理意識を持ち、災害等による被害をできる限り少なくしようという考え方・取組）に立ち、防災関係施設及び設備の整備といったハード面と、情報、教育、訓練といったソフトの両面から防災体制の整備を図り、被害を最小限にとどめるよう防災対策を展開していく。

2 危機管理体制の整備：公助

防災対策は、災害に対する日常からの取組が重要であるため、町は災害対策の中核機関として災害対応能力が高められるよう、各種施策の実施に際し防災の考えを組み込むとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システム（SIP4D等）を活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

3 自助・共助

災害に対しては、「自分の命は自らが守る」「自らのまちは自らが守る」という自助・共助が不可欠となることを広く啓発し、住民及び自主防災組織等の自主的な防災対策の活発化を図る。また、住民自身の判断による「自主避難」や「食料・応急物資の個人備蓄」、「家族間の災害時の連絡手段の確認」など、「減災」の考え方に立った、住民自身が対応可能な防災対策を推進する。

さらに、地区防災計画の策定や個別避難計画への関り方を含め、地域住民・自主防災組織・団体

第1部（第5章 町防災計画の方向性）

等が災害対応に参画する仕組みなど、協働（連携）体制による地域防災力の向上を図る。

4 地域特性を踏まえた災害対策

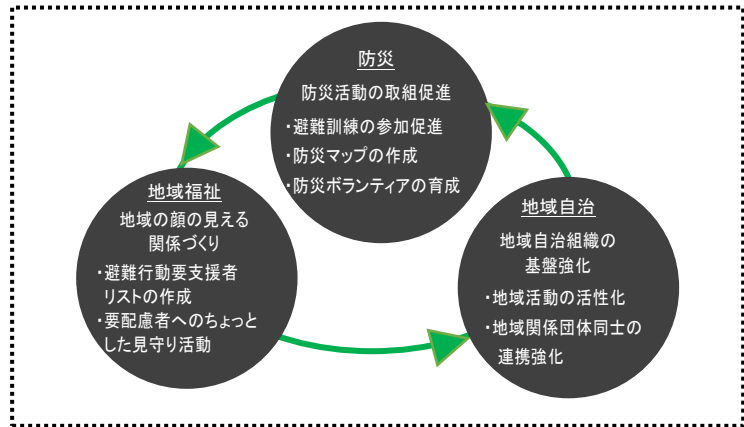
地域の自然的特性及び社会的特性を踏まえながら、自助、共助、公助の連携による地域特性を反映した防災対策の推進を図る。

5 男女共同参画

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画をはじめとした多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

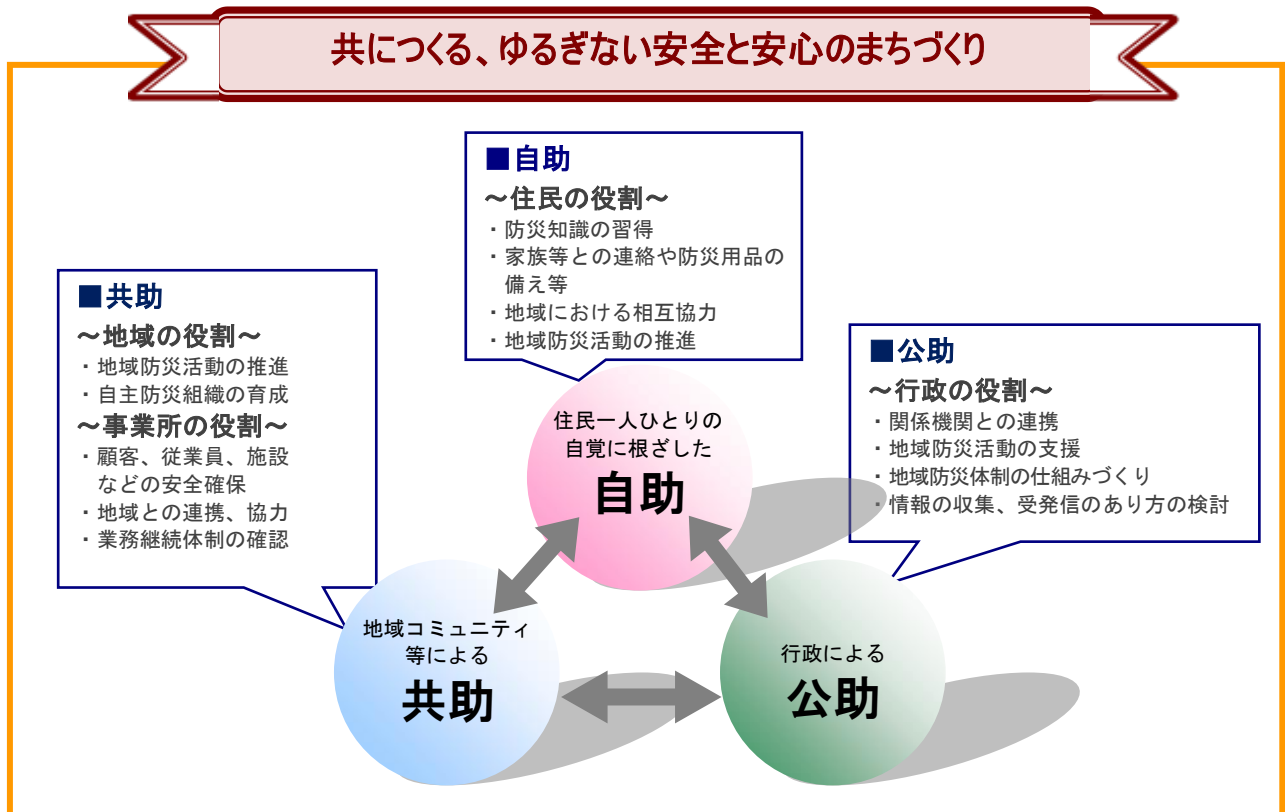
第2節 防災対策の基本理念

本町のこれまでの災害の主なものは、大雨や台風による豪雨などだったが、東日本大震災では、人的被害はなかったものの、建物の一部損壊などの被害が生じるとともに、福島原子力発電所事故による放射性物質の拡散や計画停電により、住民生活にも影響が及び、様々な混乱が生じることとなった。また、この地震による地殻変動により地震活動の活発化が指摘されており、住民の災害に対する関心も高まっている。



そこで、本計画は東日本大震災を教訓として、町が一体となって災害対策を推進していくため、「自助」「共助」「公助」における災害対応能力を高めることを重視する。災害から1人でも多くの貴重な生命及び財産を守るため、「自らの命は自らが守る」という自己責任原則による“自助”の考え方、「自らのまちは自らが守る」という“共助”の考え方、この2つの基本理念を浸透させ、日常的に防災・減災のための活動展開を図るとともに、公助として町は防災体制の整備や個人・地域の取組を支援するなど、それぞれの役割及び責任を果たしながら、地域防災力の向上に努める。

また、災害への備えや対策にあたっては、一時的なものとしてとらえるのではなく、日常生活の中の一部としてとらえ、日頃からの防災活動を通じて、地域の人々のつながりを促進し、さらに地域福祉力の向上や地域力の強化につながることを目指し、基本理念を「共につくる、ゆるぎない安全と安心のまちづくり」とする。



第3節 減災目標

国においては、大規模な地震に対応するために、被害想定に基づく人的被害、経済被害の軽減について、達成時期を含めた具体的な減災目標を定め、目標達成に必要な各事項の達成すべき数値目標等を定める地震防災戦略を平成17年3月に策定した。県でも平成26年3月に「首都直下地震に備える埼玉減災プラン」において減災目標[※]を設定し、具体的な取組を掲げている。

本町でも最も被害が大きいと想定される関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：南）では、死者は30名弱、負傷者は約180名弱に及ぶことが予想されるため、その被害数が半減することを目標とし、県の減災目標を踏まえながら、以下の項目を重点的に取組むものとする。

1 要配慮者対策の充実

- 避難行動要支援者名簿が有効に活用されるように、自主防災組織の防災訓練で避難行動要支援者救助訓練を行ったり、災害時のGISデータの活用手順を確認したりするなど、消防団や自主防災組織、民生委員・児童委員などが連携し、避難行動要支援者支援体制の整備を図る。また、避難行動要支援者名簿の更新及び適切な保管に努める。
- 個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区においては、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、地区防災計画との整合を図られるよう努める。
- 避難行動要支援者名簿に記載されていない要配慮者の避難支援についても、自主防災組織等と連携しながら、体制整備に努める。
- 福祉避難所を設置した場合の運営体制について、町や町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織など関係機関・団体との連携体制、役割分担を確認し、福祉避難所の円滑な設置及び運営を図る。

2 自主防災組織活動の活発化による地域防災力の強化

- 自主防災組織の目的及び役割を明確にするとともに、地域の実情に沿った活動班の編成や構成員一人ひとりの仕事の分担を決めるなど、組織体制の整備を図る。
- 地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区と町が連携した防災活動を推進する。
- 消防団や学校、ボランティア等、地域との連携を密にするとともに、自主防災組織同士の情報・人的交流の場・機会を充実する。

3 災害危険要因の軽減

- 県と連携し、土砂災害の指定及び対策の推進を図るとともに、ハザードマップ等による周辺住民への注意喚起、避難路や避難所の選定、防災行政無線（個別受信機）やメールなど多様な手段を活用した避難指示などにより、土砂災害対策の推進を図る。
- 地震による住宅倒壊の危険解消を図るため、多数の者が利用する建築物の耐震化率100%を目指すとともに、その他の住宅等の建物についても、耐震診断及び耐震改修の必要性の周知や費用負担の軽減などに努める。

※「首都直下地震に備える埼玉減災プラン」減災目標

【減災目標1】死者・負傷者を約4,000人減少させる（約50%）

【減災目標2】避難者（1週間後）を約3万人減少させる（約50%）

【減災目標3】ライフラインを60日以内に95%以上復旧する

4 町の災害対策中枢機能の強化

- 災害対策拠点となる施設及び設備が機能するように、非常用電源の設置や燃料の調達体制の構築に努める。
- 防災行政無線のデジタル化をはじめ、情報収集及び伝達のための手段の多様化を図る。
- GISの情報を災害時に迅速かつ効果的に活用できるよう、GISを活用した防災訓練などを取り入れていく。

5 帰宅困難者対策の強化

- 関東平野北西縁断層帯地震の被害想定では、3,910人余りの帰宅困難者が発生すると想定されている。そのため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知を住民に徹底する。
- 本町には工業団地や高校が立地し、また、ゴルフ場や国営武蔵丘陵森林公園などもあるため、災害の発生時期によっては、多くの帰宅困難者が発生することも考えられる。そのため、町内の事業所や学校と連携を図るとともに、一時滞在施設の確保、支援物資の供給、情報の提供のあり方など、帰宅支援策の充実を図る。

6 災害時医療体制の強化

- 在宅療養患者の把握に努め、入手したデータをGISにも取り入れ、関係機関が共有し、災害時に在宅療養患者を支援できるようにする。
- 救護所の選定や人員配置を定めるとともに、町内の医療機関との連携協力を求めるなど、災害時医療体制の強化に努める。

7 防災教育の充実

- 生涯学習（寿学級）において防災教育の取組を推進したり、公民館活動のサークル団体に対して防災訓練への参加促進を図ったりするなど、様々な学習・活動の機会を通じた防災教育の展開を図る。

8 人材の確保、住民の協力体制の整備

- 大規模災害が発生した場合に、避難所（福祉避難所含む）や救護所の運営などにおいて、災害対策業務を支援していただける人材が確保できるように、生涯学習等を通じた登録制度などを設け、各種有資格者の把握及び協力要請に努める。

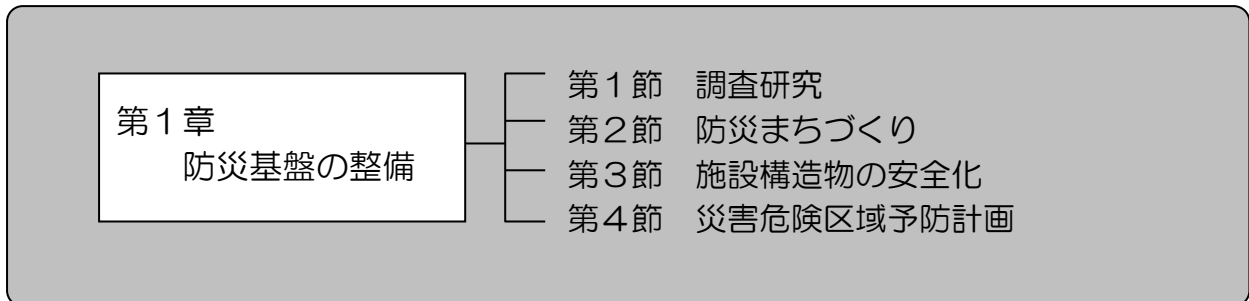
9 避難者の早期減少

- 避難者が早期に自宅での生活に戻れるように、建築物等の耐震化や家具の固定の促進、応急危険度判定の体制整備やライフライン事業者との連携体制の整備などに平常時から取組み、災害時における避難者の早期減少に努める。

第 2 部 災害予防計画

第1章 防災基盤の整備

本町の社会環境や自然条件に基づく地域の災害特性を踏まえながら、住民が住みなれた地域で安心して安全に暮らせる災害に強いまちづくりを目指して、防災基盤の整備を進めていく。



第1節 調査研究【総務政策課】

現状と課題

本町では、地域の地形・地質の把握、県や消防機関等と連携した危険箇所、危険施設の調査などを進めているが、町を取り巻く環境の変化は著しいものがあり、将来、現在において予期できない新たな災害の発生が考えられる。

今後の方向

多様な災害発生の危険要因が軽減されるよう、町は、防災関係機関と連携しながら調査研究を進め、情報の共有を図りながら、逐次体制の整備を進めていく。

1 風土の特性把握に関する調査研究の推進

災害に強いまちづくりを進めるためには、地域の地形・地質、気候や都市構造等を把握しなければならない。しかもこれらは、時間的に変化する要素が存在するため、定期的、長期的な調査が必要であり、町はこのような調査研究の推進に努める。

2 災害予測等に関する調査研究への協力

町は、災害予測等に関する調査研究への協力依頼等があった場合は、積極的にこれを推進するよう努める。

3 地区ごとの災害特性に関する調査研究

地域の災害危険度の把握とともに、自治会、学校区等の地域単位で、実践的な防災対策を行うため、防災アセスメントの実施及び地区別防災カルテ^{*}の作成について検討する。

^{*}地区別防災カルテ：地区内の危険地域や危険物施設、防災関係施設等を表示した「防災地図」と、地区の防災特性（子供、女性、高齢者の比率などを含む）を診断した「カルテ」から構成される。

4 地震火災対策に関する調査研究

大規模地震時に予想される同時多発性による地震火災対策を有効に行うため、消防機関と連携し、出火防止や初期消火、火災の拡大防止、延焼危険地域、延焼防止機材等に関する調査研究に努める。

第2部（第1章 防災基盤の整備）

5 避難住民の安全確保に関する調査研究

避難住民を安全に誘導するため、避難所や避難道路の安全性確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究に努める。

6 効果的な緊急輸送、物資の供給に関する調査研究

大規模災害発生時には、応急対策要員や物資等の輸送、供給が迅速かつ円滑に輸送することが極めて重要なため、町は県と連携し、緊急輸送路や鉄道の代替手段の確保、防災拠点のネットワーク体制、物資の受入・供給体制等に関する調査研究に努める。

7 災害情報の伝達等に関する調査研究

災害情報や被災地の被害情報、災害活動情報などを、防災関係機関並びに住民が共有することが重要となるため、町は防災関係機関と連携し、効果的な情報の受信、伝達方法（内容・メディア・方法）等に関する調査研究を進めていく。

第2節 防災まちづくり【建設課・総務政策課】

現状と課題

町は、計画的な土地利用を推進するための統合型GISの活用や、市街地の計画的な土地利用を図るための都市計画マスタープランを定期的に見直しており、こうした一連の取組とあわせて災害に強いまちづくりを推進していく必要がある。

今後の方向

災害に強いまちづくりを進めていくためには、市街地の整備、道路の拡幅、公園・緑地等のオープンスペースの確保等が必要なため、まちづくりに関わる計画において、「防災都市づくり」を位置付け、事業の推進を図る。

また、災害に強いまちづくりは、住民との協働で行うことが重要であるため、現況調査や計画づくりなど早い段階で住民の参加を求め、協働の実現を図っていく。

第1 防災まちづくりの推進

緊急時はもとより、平常時のゆとりを確保するまちづくりを目指し、住民に親しまれ、災害時には活動しやすい空間の整備を図るため、「町総合振興計画」、「都市計画マスタープラン」等の計画において、「防災まちづくり」の推進を位置付けるとともに、住民の合意を得つつ、地域特性を踏まえた上で、必要性や緊急性の高い地域及び事業から順次進めていく。

1 町総合振興計画等における位置付け

- (1) 「第5次滑川町総合振興計画」では、「暮らしやすい快適なまちづくり（都市基盤 生活環境）」において、「東京から近く、豊かな自然を有する立地条件を特徴として生かしながら、都市機能と自然とが調和したにぎわい拠点や都市基盤を整備し、町の活性化につながる土台をつくりあげていきます。さらに、町民・事業者・行政が一体となって環境保全や省資源化に取り組むとともに、防災対策や防犯対策などの充実に努めながら、町民一人ひとりが豊かに生活できる暮らしの舞台をつくりあげていきます」と掲げており、その実現に努めるものとする。
- (2) 町は、「滑川町都市計画マスタープラン」に基づき、計画的な土地利用を進めていくため、市街地環境の改善や都市基盤整備、都市景観の向上に資する計画的な土地利用を誘導するものと

し、関係機関はその実現に努めるものとする。

- (3) 町は、国土利用計画等を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な誘導を図ることにより、災害に強い安全なまちづくりを進める。

2 地域特性に応じた防災まちづくりの推進

本町は、のどかな農村地帯となっている北部と、土地区画整理事業による新しい住宅地や工業団地などが立地する南部と、それぞれに特徴を持った土地利用が形成されているため、地域特性に応じた計画的な土地利用の誘導、建築物の耐震・不燃化等により、地域の安全性の向上に努める。

3 震災に強いまちづくりの推進

被害想定、施設の老朽度や重要度等を勘案し、都市施設の耐震性の向上及び公共施設の耐震性の強化を図るとともに、建築物の耐震診断・耐震改修の補助等、民間建築物の耐震性・耐火性の向上に対する支援を検討し、震災に強いまちづくりを推進する。

4 風水害に強いまちづくりの推進

河川改修、土砂災害の防止等の総合的な治水対策を実施するとともに、風水害に強いまちづくりを推進する。

5 安全な市街地の整備

住民生活の利便性の向上を図る上でも市街地の整備は非常に重要であることから、防災面に十分配慮した安全な市街地の整備に努める。

6 基盤施設のバリアフリー化の推進

高齢者・障害者等の要配慮者に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与するまちづくりを行う。

7 社会資本の老朽化対策の推進

町は、老朽化の進む社会資本（橋梁、下水道等）に関して、長寿命化計画を作成して予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

第2 防災空間の確保

建物の倒壊や火災による延焼等被害拡大の防止、避難路の安全確保、被害の軽減を図るため、公園・緑地、農地、広幅員の道路等都市における空間の確保に努める。

1 公園・緑地等の整備

市街地では、公園整備が図られており、適切な維持管理を行いながら、災害時に避難場所として活用するため、太陽エネルギーを使用した照明装置や飲料水兼用の防火水槽、雨水を利用した池の整備などを検討する。

また、北部の豊かな自然が広がる地域では、防災上の緩衝空間や一時的な避難空間として、自然空間の計画的な保全を図る。

第2部（第1章 防災基盤の整備）

2 道路の幅員の確保

幅員の狭い道路は、建物その他構造物の倒壊や火災の発生等により、道路の通行が困難となる危険性が高く、また、緊急車両の円滑な通行を阻害する要因ともなりうることから、火災の延焼防止を図り、かつ災害時においても通行路や避難路として機能するよう、広幅員の道路の整備に努める。

特に、指定緊急避難場所までの避難路については、十分な歩道幅員の確保、街路樹の整備、沿道建物の耐震・不燃化等により安全化が図られた広幅員幹線道路等の整備に努める。

3 農地の保全

農地は、火災時の延焼防止帯としての役割を有しており、また井戸、ため池等の農業用施設には重要な役割が期待されるため、災害の拡大防止や一時的な避難場所として、加えて、災害時における貴重な生鮮食料の供給基地として期待されることから、農地の保全に努める。

第3 宅地等の安全対策

町は県と連携し、急傾斜地崩壊危険箇所について区域指定による規制等を行うとともに、造成地に発生する災害の防止対策を講じる。また、土地の自然特性や災害特性等に適した土地利用を推進するとともに、地震による液状化等の地盤災害の危険性が高い地域において、被害の軽減を図るための対策（ハザードマップ、液状化対策工法の普及）を実施する。

1 災害防止に関する指導等

町は県と連携、協力し、都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成地の開発許可・建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて宅地造成地における災害防止のための指導を行う。

また、ハザードマップや県の大規模盛土造成地マップの周知をはじめ、造成後は梅雨期や台風時の巡視強化及び注意喚起を実施する。

第3節 施設構造物の安全化

【総務政策課、建設課、産業振興課、上下水道課、教育委員会】

現状と課題

町では、地震災害による被害軽減を図るため、「滑川町建築物耐震改修促進計画」を策定し、町内の住宅・建築物の耐震性の向上に取り組んでいるが、旧耐震基準（昭和56年以前）の建物が50棟以上立地している地区もある。

また、災害応急対策や住民生活に直接関わる道路及び交通施設、ライフライン施設の安全化対策も関係機関と連携しながら取り組んでいかなければならない。

今後の方向

災害時の活動拠点となる公共施設の安全化や住民生活に直接関わるライフライン施設の安全化を進めるとともに、看板等の落下防止対策と建物内の家具の転倒防止対策を啓発周知する。

道路及び交通施設に被害が発生した場合、緊急輸送をはじめ応急対策に大きな影響を及ぼすため各施設の安全化を図る。

第1 建築物等の安全化

風水害のみでなく地震災害による被害を防止・軽減するために、都市計画的な視点の防災構造化はもとより、個々の建築物・工作物等についても防災性・安全性の向上のための各種防災施策を講ずる。

また、災害時における危険性のある屋外広告物、屋根瓦、窓ガラス等の落下物、塀やブロック、自動販売機等の転倒物の安全対策、家具の転倒・落下防止対策を推進していく。

1 建築物耐震改修促進計画の推進

町は、「滑川町建築物耐震改修促進計画」に基づき、現行耐震基準（昭和56年新耐震基準）以前の基準で建築された公共・民間の建築物について耐震診断・改修の促進を図る。

なお、耐震改修促進法の改正により、平成25年から公共施設や店舗、病院などの大規模建築物の耐震診断が義務化され、建物所有者は診断結果を県に報告することとなったため、町は県と協力し、建物所有者に耐震診断の実施と報告の促進を図る。

2 公共建築物等の防災上重要な施設の安全化

[防災上重要な建築物として位置づける公共建築物]

- ① 町役場、役場が被災した場合の代替施設（滑川中学校）
- ② 保健センター、病院等の医療救護活動施設
- ③ 交番、消防分署等の応急対策活動施設
- ④ 学校、文化施設等の避難収容施設
- ⑤ 高齢者施設、障害者施設等の社会福祉施設

（1）公共施設の安全化

公共建築物の災害・火災等防災性の強化を図るとともに、公共施設等総合管理計画や公共施設長寿命化計画（個別施設計画）に沿う耐震化、長寿命化や防災設備等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備、天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止する。新設又は全面移転改築に伴う建設地の選定にあたっては、土砂災害や災害による不同沈下、浸水などの被害防止のため、

第2部（第1章 防災基盤の整備）

慎重な地盤調査を行う。また、建築物、校庭・駐車場等のオープンスペースに対する雨水流出抑制機能の充実を図る。加えて、大規模地震発生直後に、水及び電力等を確保し、ライフライン系統の不測の事態にも継続してその機能が果たせるよう、耐震性貯水槽や非常電源設備等の整備を計画的に実施する。

① 本庁舎の安全化

本庁舎の耐震化補強は完了しており、今後は災害時における重要拠点として、点検等により補修が必要な箇所の補修又は補強、非常電源設備等ライフライン系統の不測の事態に備えるなど、災害の予防、防除に万全を期するよう努める。

② 教育施設の安全化

町では、校舎及び体育館の耐震工事は実施しているが、総合体育館の耐震化・非構造部材の耐震化が未実施であり、設備・備品の転倒防止対策等の安全対策も検討が必要である。

災害時に学校等の教育施設が被災した場合、児童生徒、教職員及び施設利用者等に危険が及ぶとともに、多くの学校等は避難所となっているため、次の措置に準じて教育施設の安全化を図る。

ア 老朽建物の改築促進

建築年数の古い老朽建物は災害時には被害を受けやすいため、これら建物の改築を重点的に次により促進するものとする。

(ア) 建築年の古いもの又は国の調査等により構造上危険と判定した老朽建物等は、国の改築年次計画にあわせ改築の促進を図るものとする。

(イ) 改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の不燃性耐火構造化を図るものとする。

(ウ) 学校及び社会教育施設の各建物は、定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所等は早急に補修又は補強を行い、災害の予防、防除に万全を期するよう努める。

また、体育館の耐震化・非構造部材の耐震化、設備・備品の転倒防止対策等の安全対策も順次実施していく。

イ 建物以外の施設の補強及び整備

次のような建物以外の施設が被災した場合は、周辺施設や人畜に大きな被害が及ぶおそれがあるため、常時十分な点検を実施し、災害の防除に努める。

(ア) 国旗掲揚塔や野球のバックネット等相当な高さ又は容量のあるものは、その安全性を確かめ、危険と認められるものは、早急に補強工事等を実施するものとする。

(イ) 比較的飛散しやすい器具、機械等については、常時格納できる体制を整えるものとする。

(ウ) 災害防除のために必要な施設等は、平時に整備し、特に消防設備等については、いつでも使用できるよう体制を整えるものとする。

(エ) 建物以外の施設設備についても、建物と同様に定期点検及び臨時点検を実施して、常時その状態を把握し、要補修箇所等は、早急に補修又は補強に努め、災害防除施設、設備の整備を行う等災害の予防、防除に万全を期するよう努める。

(2) その他の防災上重要な建築物の安全化

① 建築物の安全化

公共施設は、多くの人々が利用するだけでなく、住民生活を支える重要施設であり、かつ災害時の重要な拠点となるため、災害時に被害が発生しないよう、施設の耐震化、不燃化等の安全化を図るとともに、ライフライン系統の不測の事態に備え、耐震性貯水槽や非常電源設備等の整備を計画的に実施する。

② 建物以外の施設の補強及び整備

ア 落下・倒壊のおそれのある物件の補強

落下・倒壊のおそれのある物件等（道路標識、電柱、国旗掲揚塔、防球ネット、塀等）の安全度を常時確認し、危険と認められるものには補強工事を実施する。

イ 飛散しやすい機器等の格納、固定化

飛散しやすい機械、器具については、常備格納、固定できるようにしておく。

ウ 消防施設等の整備

消防施設等の整備に努め、これらを常時使用可能な状態にしておく。

エ 建物以外の施設の点検

建物以外の施設の定期的点検及び臨時点検を実施して、要補強箇所は補修又は補強し、災害の防止に努める。

3 不特定多数の人が利用する施設の耐震化

駅舎、ターミナル、商業施設等は、不特定多数の人が出入りする多様な施設であることから、共同防火管理体制の確立を図るとともに地震災害の防止、軽減を図るため、耐震化、防災設備等の整備・管理に努めるものとし、町及び消防機関はこれを指導するものとする。

4 一般建築物等の安全化

町では、建築物の耐震化を図っているが、一部では、旧耐震基準（昭和56年以前）の建物が立地している。

町は、住民に対して建築物の安全性強化に関する知識の普及啓発、建築物の耐震診断、各種助言、指導、支援を行うとともに、建築基準法、消防法等の規制に基づき、建築物等の耐震化・不燃化を促進する。

（1）耐震化対策

一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行うとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

（2）屋内の安全対策

屋内の安全対策について広報による啓発活動を行い、家庭でできる防災対策を促進する。

[家庭でできる防災対策]

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①固定金具の普及促進②ガラス飛散防止フィルムの普及促進③内容物の散乱防止のため、両開き扉の固定方法などの知識普及④建物一体型の作り付け収納家具の普及 |
|---|

5 転倒・落下等の防止対策

（1）ブロック塀の倒壊防止対策

町は、地震によるブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の倒壊を防止するため、市街地内のブロック塀の実態調査及び倒壊危険箇所の把握、ブロック塀の倒壊防止に関する普及啓発、ブロック塀の点検・改修や生け垣化等に関する指導及び助成を行う。特に、緊急輸送道路に面する地域については、災害応急対策にも影響が及ぶため、ブロック塀倒壊防止対策を推進し、安全性の確保を図るものとする。

（2）窓ガラス等の落下防止対策

窓ガラスの飛散、外壁タイルの剥落、看板等工作物等の落下防止対策の重要性について啓発を

第2部（第1章 防災基盤の整備）

行うとともに、県をはじめとする関係機関と連携し屋外広告物等の規制、自動販売機の転倒防止に努める。特に、緊急輸送道路に面する地域については、災害応急対策にも影響が及ぶため、落下物防止対策を推進し、安全性の確保を図るものとする。

（3） 自動販売機の転倒防止

各種の自動販売機は、現在ではほとんど設置場所に固定されているが、単なるコンクリートのボルト止め程度では必ずしも安全とはいえず、補強が必要である。このため、関係機関と連携して町内の通学路、避難場所に至る道路に面した物件を主な対象とする個別調査の実施及び撤去指導、是正対策の推進を検討していく。

（4） 緊急輸送道路等における転倒・落下等の防止対策

緊急輸送道路等に面する転倒・落下対象物の地震に対する安全性の確保を図るため、実態の把握に努めるとともに、必要に応じて指導、助言又は勧告を行う。

（5） 家具等の転倒防止対策

- ① 町及び関係機関は、公共施設の書庫やOA機器等の設置状況を確認し、必要に応じて転倒防止のための措置を行うものとする。
- ② 住民及び事業所は、家庭や事業所における人的被害を未然に防止するため、家具等の転倒防止対策に努めるものとする。
- ③ 町は、住民が家具等の転倒により、被害にあわないよう、パンフレット等を配布して、転倒防止対策の啓発に努めるものとする。

（6） エレベーターにおける閉じ込め防止対策

町は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

6 空き家等の実態把握

町は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

第2 道路及び交通施設の安全化

道路及び交通施設に被害が発生した場合、緊急輸送等応急対策や避難対策に大きな影響を及ぼすことから、各道路施設の管理者等は補修工事等により施設の安全化に努める。

1 道路・橋梁の整備

土砂崩落、落石等の危険箇所については、法面防護工の実施、また、老朽橋については架替え、補強等を推進するとともに、既設橋梁についても緊急輸送道路を中心に耐震上不十分なものは整備し、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障がないようにする。

（1） 危険箇所調査

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所の把握に努める。

橋梁については、平成3年5月建設省（現、国土交通省）道路局長からの通知の「所管施設の地震に対する安全性等に関する点検について」に基づき耐震点検調査を実施し、調査に基づき補修等対策工事を実施する。新設橋梁は、「橋、高架の道路等の技術基準について」（平成5年11月25日付建設省（現、国土交通省）都市局長・道路局長通達）に基づき建設する。

[資料編] 9-2 災害時の情報交換に関する協定

（2） 道路の防災補修工事

（1）の調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、土質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

（3） 道路管理者

道路に障害物が堆積し、通行不能となった場合は道路管理者に連絡し障害物を除去する。

〔資料編〕 5－2 道路の整備及び管理者

（4） 道路啓開用資機材の把握

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保できるよう道路啓開用資機材を町内業者等と連携し、配置場所を常に把握しておくように努める。

〔資料編〕 5－2 道路の整備及び管理者

2 道路付帯施設等の整備

（1） 道路付帯施設の整備

災害により交通安全施設の倒壊、損傷、信号機の滅灯等が予想される。したがって、老朽施設の更新などのほか、主要交差点信号機の滅灯・倒壊に対処するため、道路管理者は道路付帯施設の整備を図る。

（2） 横断歩道橋の整備

震災時において、歩道橋の落下等により交通障害となることを防止するため、所管の歩道橋について、補修等対策が必要なものについて整備を推進する。

3 緊急輸送道路の指定

町は、町内における効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図や地域の現況等に基づいて、あらかじめ県、隣接市町、関係機関、関連企業と協議の上、町内の次に示す防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化を促進し、地震による道路を塞ぐおそれのある建築物の発生を少なくするように努めるものとする。

- ・ 町庁舎
- ・ 町内の関係機関施設
- ・ 防災活動拠点
- ・ 避難所
- ・ 町内の備蓄倉庫、輸送拠点
- ・ 臨時ヘリポート

4 鉄道施設の安全化

鉄道事業者は、それぞれの事業規模に応じて、災害時に対応する体制、業務継続計画（BCP）や災害対策マニュアル等を作成するとともに災害対策本部の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めるものとする。

また、防災機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うため通信設備を整備するものとする。

〔資料編〕 5－3 鉄道事業者

第3 ライフライン施設の安全化

町は、ライフライン施設の安全化を推進するとともに、各事業者との相互協力関係の充実に努める。

ライフライン施設の整備にあたっては、耐水性・耐火性の強化を図るとともに、系統の多重化や拠点の分散化等による補完・代替、バックアップ機能の確保に努めるものとする。

ライフライン事業者は、防災上重要な建築物（災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設）に配慮しあらかじめ優先復旧順位を定める。

1 上水道施設の整備

町は、住民への飲料水の確保、供給体制の整備拡充に努め、水の欠乏による社会不安への解消を図り、あわせて施設の復旧により安定供給を図る。

（1）設備面の災害予防

水道施設については、老朽化が進んでいるため、町及び水道事業者は、水道施設ごとに優先度を確立し、目標年度を定め、施設の新設・改良計画に合わせ計画的に水道施設の災害予防対策を推進するものとする。各地域の地盤の状況等も考慮し、防災上重要な施設への配水管の耐震化及び老朽管の更新を図り耐震強化対策を実施していくものとする。

① 重要施設の耐震化・近代化の推進

災害予防にあたっては、老朽施設の補強、老朽管の更新等を優先し、水道システム全体としてのバランスを考慮した上で耐震化、近代化事業を推進するものとする。特に配水管については、更新計画を基に、整備を図るものとする。

② バックアップシステムの構築、危険分散による被害の軽減化

重要施設の複数配置やバイパスルートの確保により、バックアップシステムの構築に努め、補完機能の強化、危険分散を図るとともに、配水区域のブロック化により被害区域の限定化、被害の軽減化を図るものとする。また、地震時における配水タンク内の飲料水の流出を防ぐため、緊急遮断弁付き配水タンクの維持管理に努めるものとする。

③ 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。なお、東日本大震災では、長周期振動で多数の貯水タンクが破損しており、その要因として、内部の水の振動が考慮されていなかったことが挙げられているため、一層の向上を図るものとする。

（2）体制面の整備

町及び水道事業者は、緊急時の応急対策マニュアルの策定、応急復旧用の水道施設図面等の整備を図るとともに、職員に対する教育・訓練の実施に努めるものとする。

（3）災害時連絡体制の確立

町及び水道事業者は、電話、無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努めるものとする。

また、自らの復旧が困難な場合に備え、他市町村との相互応援協力体制の整備を推進する。

（4）災害対策用資材等の整備

① 応急給水用資機材の整備

町及び水道事業者は、計画的に給水車（ポンプ付き給水車を含む。）、給水タンク、浄水機、ペットボトル等の応急給水用資機材の整備に努めるものとする。また、停電時への対応のための非常用電源の整備を図る。

② 応急復旧用資機材の整備

町及び水道事業者は、計画的に削岩機、排水ポンプ、配水管等の応急復旧用資機材の整備に努めるものとする。

(5) 防災広報活動

町及び水道事業者は、災害時の活動を円滑に進めるため、住民に対し、平常時から防災体制、飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努めるものとする。

2 下水道施設の整備（集落排水施設を含む）

本町の下水道事業は、埼玉県下水道局の管理の下で、市野川流域下水道区域として、本町の他、小川町、嵐山町がそれぞれ負担金を出し合い、下水道処理を行っている。農業集落排水事業は、公共下水道区域以外の農業振興地域の中で3地区が供用を開始しており、伊古・広瀬地区農業集落排水処理施設については機械類の更新時期を迎えているものもある。浄化槽事業は公共下水道区域、農業集落排水事業区域以外の町全域を整備区域とし、各住宅の敷地内に公設浄化槽の設置を行う。各下水道施設管理者は、災害時の被害を最小限にとどめ、下水の排除と安定した処理を速やかに確保すべく、耐震強化など施設・設備の整備推進と災害対策資材の確保や他機関との連絡協議等の応急活動の推進を図るものとする。

(1) 設備面の災害予防

下水道施設管理者は、災害発生時の下水道施設の被害を低減又は防止するため、施設の耐震性を把握し、弱点箇所について年次計画を樹立し、耐震性診断及び対策工法を検討するとともに、必要に応じて耐震補強工事を行うものとし、これから新設するものについては建設計画時点から耐震対策を検討するものとする。なお、電力の供給停止を想定し、自家発電装置を備えるものとする。

また、施設の点検パトロール実施等施設の安全管理・確保に努めるとともに、下水道台帳の整備を図る。

さらに、下水道施設の防災施設としての活用を考慮し、マンホールトイレシステムを整備するとともに、再生水を消防用水として利用するなどの検討を行う。

(2) 体制面の整備

下水道施設管理者は、下水道施設の防災対策にあたり、防災活動が円滑にできるよう防災関係部局と調整、協議し、組織の整備を図るものとする。

また、電話、無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努めるものとする。

さらに、自らの復旧が困難な場合に備え、他市町村との相互応援協力体制の整備を推進する。

(3) 関係防災機関との連携及び連絡調整

下水道施設管理者は、下水道施設の調査、復旧において、防災関係機関との連携及び連絡調整を行う必要がある。このため、防災関係機関及び建設業協会等に対しては、可能な限り事前協議を行い、情報交換や連絡・協力体制についての取り決めを行うものとする。

また、調査・復旧を円滑に実施するため、処理場周辺の地域住民、企業等との情報交換及び広報が必要となる場合があり、今後これらの広報等を検討するものとする。

(4) 災害対策用資材の整備

下水道施設管理者は、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、建設業協会等と協力し、災害対策用資材等の整備を平常時から計画的に行うものとする。また、停電時への対応のための非常用電源の整備を図る。

(5) 防災広報活動

第2部（第1章 防災基盤の整備）

下水道施設管理者は、災害時の活動を円滑に進めるため、住民等に対し、平常時から防災体制等について広報し、防災意識の啓発に努めるものとする。

3 電力施設の整備【東京電力パワーグリッド㈱】

電気施設は以下に示す耐震設計基準に基づいて設置されている。電力事業者は、災害に対して、設備ごとに十分科学的な解析を行うとともに、地震被害想定結果などを参考とし、さらに従来経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

設 備		耐 震 設 計 方 針
変 電 設 備		機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。
送 電 設 備	架 空 線	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。
	地 中 線	終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行っている。洞道は、「トンネル標準示法書（土木学会）」等に基づき設計を行っている。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。
配 電 設 備	架 空 線	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。
	地 中 線	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。

なお、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

4 ガス施設の整備【東彩ガス㈱、㈱サイサン、武州ガス㈱、松栄ガス㈱）等】

ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を最小限にとどめ、ガスによる二次災害を防止し、ガスの安全かつ速やかな復旧を行うことを目的として適切な対策を講ずる。

施 設 名	震 災 対 策
ガ ス 製 造 施 設	① 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また既設設備はその重要度を考慮し計画的に取替又は補強等必要に応じた対策を講じる。 ② 二次災害等の発生を防ぐため、地震発生時に迅速かつ確実に、ガスの製造設備等の被害状況を点検し、必要な措置を行うための地震時の行動基準をあらかじめ定めておく。
ガ ス 供 給 設 備	① 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また、既設設備はその重要度を考慮し計画的に取替又は補強等必要に応じた対策を講じる。 ② 需要家の建物内でのガス漏洩を防止するため、感震遮断装置を有するガスメーター（マイコンメーター）又は緊急遮断装置の設置を推進する。 ③ 二次災害の発生を防止するため、低圧・中圧導管網をブロック化し、低圧整圧器には感震遮断・遠隔遮断装置、中圧整圧器には遠隔遮断装置を設置する。 ④ 環状にループ化された高圧導管は、一定区間で分離できるように遮断装

施設名	震災対策
	置を設置するとともに、緊急減圧するための放散塔を設置する。
検知・警備設備	災害発生時等において速やかに状況の把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ工事・整圧所等に次の設備を設置し、遠隔監視する。 ア 地震センサー（S Iセンサー、液状化センサー） イ ガス漏れ警報装置 ウ 火災報知器 エ 圧力計 オ 流量計
設備の緊急停止装置等	緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯蔵・大型油貯槽・球形ガスホルダー・高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。
緊急放散設備等	製造設備及び高圧導管の減圧を安全に行うため、必要に応じて緊急放散設備等を設置する。
連絡・通信設備	災害時の情報連絡・指令・報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため無線通信設備等を整備する。
ガス工作物の巡視・点検・調査等	ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視・点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を行い、ガス事故の防止を図る。

5 通信設備の整備【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ埼玉支店等】

(1) 通信設備の安全対策

災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、東日本電信電話(株)の各機関にも災害対策本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を図るものとする。

施設名	震災対策
建物	① 新潟地震及び十勝沖地震を参考として関東大地震級の地震に耐えられる独自の構造設計指針により耐震設計を実施している。 ② 二次災害防止のため地域条件に即した防火扉、防火シャッター及び防水扉を設置している。
建物内設備	① 建物内に設置する電話交換機、伝送、無線及び電力等の機器は振動による倒壊損傷を防止するため補強措置がされている。 ② 災害により商用電源が停電した場合でも自家用発電機、蓄電池、移動電源設備等の配備により電源が確保されるようにしてある。
建物外設備	① 地下ケーブル ア 耐震性の高いとう道（通信ケーブル専用）の建設を行い、逐次地下ケーブルをこれに収容していくようにする。 イ マンホール及びとう道内のケーブルの固定化を実施している。 ② 橋梁添加ケーブル 二次的災害の被害を想定して耐火防護及び耐震補強を実施している。 ③ 架空ケーブル

施設名	震 災 対 策
	隣接構造物に対しての防護及び火災・事故等による損傷を考慮して地中化を促進している。 ④ N T Tビル相互を結ぶ通信伝送については、有線ケーブル又は無線による多ルート化を進める。 ⑤ 公共機関等、重要加入者の必要な通信を確保するため、加入ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を推進する。 ⑥ 通信が途絶するような最悪な場合でも被災地には最小限の通信サービスが確保できるように特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。 ⑦ 市町村指定の避難所等へ一般公衆通信の使用に供する特設公衆電話を設置する。
移動用無線	① 地域的な孤立を防止するための無線電話を配備している。 ② 通信回線の応急回線・特設公衆電話等の作成用として可搬型無線機及び衛星車載局を常備している。 ③ その他復旧作業用として工事用車両無線機及び携帯無線機等を常備している。
非常用電源	重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして蓄電池、自家用発電機等を常備しているほか、主要地域に移動電源設備を配備している。今後、移動電源設備の増備、増強を行っていく。

なお、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

（2）事業計画

- ① 防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は弱体設備の計画的な補強取替を進めている。
- ② 平素から災害復旧用資材を確保しておく。
- ③ 災害予防措置を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策等を積極的に推進するとともに、以下の訓練を定期又は随時実施する。なお、行政、地方自治体、警察、消防など部外の防災関係機関とも連携した防災訓練を計画、実施していく。

・発災時初動立ち上げ訓練 ・気象に関する情報伝達訓練 ・災害時における通信疎通訓練	・電気通信設備等の災害応急復旧訓練 ・消防及び水防の訓練 ・避難及び救助訓練

- ④ 災害用伝言ダイヤル171及びweb171（災害用伝言板）、災害用伝言板（携帯電話事業者提供）のPRに努める。

6 エネルギーの確保

町、県及び防災関係機関は自立・分散型電源の導入促進などエネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた取組を促進する。また、災害時にも交通ネットワークを維持させるため、車両における燃料の多様化（電気、天然ガス、LPガス、水素等）に努める。

第4節 災害危険区域予防計画【建設課、産業振興課、総務政策課、上下水道課】

現状と課題

町では、県と連携を図りながら、河川改修や土砂災害の危険箇所の調査、把握及び対策に努めている。しかし、近年では、短時間に大量の雨をもたらす集中豪雨が全国的に発生し、各地で洪水や土砂災害などが発生している。また、ため池は農業従事者の減少によって利用が減少し、また、老朽化も進んでおり漏水や堤防の侵食がひどく、過去に災害も発生しているため、施設の補修・補強が求められている。

今後の方向

町は、県、消防機関と連携を図りながら、土砂災害やため池等の災害危険区域の調査、把握に努める。

調査の結果判明した危険箇所については、町は県と連携し、施設整備計画を策定し、人家、公共施設の多い重要箇所から逐次防止工事を行い、災害の防止に努める。

また、表示板等の設置や広報紙への掲載、住民説明会等により危険箇所の周知を図るとともに、災害時に応急対策が実施できるよう、平素より関係機関との連携を図り、警戒・避難体制の強化を図る。

第1 水害危険区域に対する予防措置

町では、市野川で氾濫などが過去に発生しているが、県による河川改修も進んでおり、その効果により、近年、被害は発生していない。ただし、短時間で大量の雨をもたらす集中豪雨が全国的に発生しており、本町においても、短時間雨量の増大傾向が見られる。南部の地域は平地で住宅が密集しており、そこに市野川が貫流しているため、自然環境に配慮しながら、河川改修、水防体制の整備を進めていく。また、気候変動の影響による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、人命・財産への被害を防止・最小化するため、あらゆる関係者が協働で治水対策に取り組む「流域治水」を推進し、強靱化を図っていく。

1 河川管理施設の整備及び河川改修

(1) 河川管理施設の整備

河川管理施設について、国が示す耐震点検要領等に基づき、耐震点検を実施し、被害の程度及び浸水による二次災害の危険度を考慮して耐震補強に努めるとともに内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

また、堰等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

(2) 河川改修

河道の流下能力不足による溢水の他、支川の合流点における本川から支川への逆流による溢水や支川から本川への排水不良による内水が主な浸水被害の原因であり、緊急性、必要性の高い箇所から治水施設の整備を今後も進めていく必要がある。

町は、未着手である河川改修箇所の工事の早期実現に向けて、県に対して働きかけていく。

2 氾濫危険区域住民への啓発

羽尾糠ヶ谷戸においては、昭和 57 年に関東地方を襲った台風 18 号によって、地域一帯が床上浸

第2部（第1章 防災基盤の整備）

水の被害が発生するなどの災害履歴がある。

平成12年に同地域の橋梁を含む河川の部分改修を行い、市野川の氾濫による大きな被害は起きていないが、駅に近いこともあり近年、新築住宅やアパート等の建設が急増しているため、地域住民への事前情報を提供し災害時に慌てずに整然と避難できる体制づくりを推進していく。

また、町は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水被害等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民等へ周知するものとする。

3 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

町は、「洪水ハザードマップ」（市野川・滑川・和田吉野川）を作成・配布している。ハザードマップに基づき、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努めるものとする。

なお、洪水ハザードマップにおいて、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

4 内水対策

近年、短時間で局所的に降る集中豪雨等の発生により、浸水や被害が頻発している。このような水害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を確保する必要がある。

町は、「令和元年 台風19号の主な被害状況」として、浸水被害実績を作成しており、被害の軽減を図るため、大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した内水ハザードマップを作成し、住民に情報提供を行う。

また、下水道の基本的な役割の1つとして、雨水の排除による浸水の防除があり、下水道の雨水管渠や貯留施設の整備を推進する。

5 水防体制の充実

（1）水防資機材の点検配備

水防資機材の整備を補充、点検を定期的に行う。

（2）水防体制の整備

① 近隣市町との連携による水防団（消防団）の組織体制の整備を図る。

② 水害に備え、県及び県土整備事務所との降雨の際の連絡体制の確認など、関係機関との連携体制の整備に取り組む。

（3）農業用排水路工作物の点検

農業用排水路工作物の点検については、管理団体がそれぞれ点検を行い、排水路の機能の保全、管理要員の確保等を講ずる。

第2 土砂災害対策の推進

町内には、急傾斜地の崩壊のおそれのある土砂災害の危険箇所が複数あるため、町、県及び防災関

係機関は、危険箇所の実態を調査し、災害防止策を講じるとともに、危険箇所の周知、警戒・避難体制の強化対策を推進する。

1 急傾斜地の崩壊のおそれのある箇所の把握

本町では、県から急傾斜地の崩壊のおそれのある土砂災害（特別）警戒区域の指定を受けている場所が、町内に点在している。

そのため、急傾斜地崩壊危険箇所の周知を図るとともに、県の調査に基づく危険箇所の把握、対策工の推進、巡視体制及び警戒・避難体制の強化を図る。

2 土砂災害（特別）警戒区域等における対策

（1）土砂災害（特別）警戒区域の指定

町内には、土砂災害防止法に基づき、地域住民の生命の安全を図るため、県知事により、土砂災害（特別）警戒区域として指定されている箇所が複数ある。

今後も、土砂災害のおそれのある区域について、県と協議しながら、土砂災害（特別）警戒区域の指定及び整備により、地域住民の安全確保を図る。

[資料編] 1－1 土砂災害（特別）警戒区域

（2）土砂災害（特別）警戒区域における対策

① 土砂災害警戒区域における対策

町は、以下の項目等に留意し、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。

ア 土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、土砂災害ハザードマップを作成し、防災ガイドブックとあわせて配布するなど、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。

イ 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。

ウ 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、利用者名簿、連絡体制を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。

また、土砂災害警戒区域内で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要と認められるものがある要配慮者利用施設には、当該施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

エ 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。

オ 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達システムを整備していく。

② 土砂災害特別警戒区域における対策

知事により、土砂災害特別警戒区域に指定された場合には、①の対策の他、県により以下の措置が講じられることとなっている。

ア 住宅宅地分譲地、要配慮者利用施設の建築のための開発行為に関する許可

イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

ウ 著しい損壊が生じる建築物の所有者に対する移転等の勧告

エ 勧告による移転者への融資、資金の確保

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づき、町は災害危険区域の指定等を検討するものとする。

第2部（第1章 防災基盤の整備）

（3） 土砂災害の警戒避難体制の整備

① 土砂災害に係る避難指示等の発令基準

土砂災害に係る避難指示等については、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに発令することを基本とした発令基準とするよう留意する。また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直しに努めるよう留意する。

② 土砂災害の警戒避難体制の整備

土砂災害の警戒避難体制については、以下の項目を踏まえて整備にあたる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難指示等の発令基準② 土砂災害警戒区域等③ 土砂災害警戒区域等を踏まえ、自治会等同一の避難行動をとるべき避難単位④ 情報の収集及び伝達体制⑤ 避難所の開設・運営⑥ 要配慮者への支援⑦ 防災意識の向上 |
|--|

第3 農業施設の整備等

農業施設は、雨水の浸透、貯水及び排水機能を持っていることから、水害の発生防止や被害の軽減を図るため、農業施設の整備を推進するとともに、技術指導の実施等により、異常気象、水害、地震等の災害時における農作物の被害の軽減に努める。

1 農業施設の整備

（1） 農地の保全

災害等により流通に混乱が生じた場合、地元の農地における食料の確保は、非常に重要なものとなる。

また、農地は火災延焼の防止の役割を担う貴重なオープンスペースとなることから、関係機関と連携し、農地の保全に努める。

（2） 農道の整備

緊急車両の通行、災害時の避難を安全に行えるよう、関係機関等と連携し、農道の整備に努める。

（3） 用排水路の整備

用排水路は、雨水排水における重要な役割を担うとともに、水道施設に被害が発生し、断水等が生じた場合、消火・生活用水等の水源としての活用についても検討されるため、関係機関等と連携して整備に努める。

（4） ため池等の補強計画

町内には大小約 200 のため池が点在し、施設が決壊した場合に人家等に影響を与えるおそれのある防災重点農業用ため池は 50 ヶ所が指定されている。町では、防災重点農業用ため池の調査を実施し、必要なため池については補強・改修工事等を順次進めていく。

① 老朽ため池等補強計画

堤防等の決壊で下流地域に被害が発生するおそれのあるため池について調査し、関係管理組合との協議や地域住民の理解、協力を得ながら、緊急度の高い順に、計画的に改修工事等を実

施する。

② 防災重点農業用ため池の周知及び警戒・避難体制の充実

防災重点農業用ため池については、ハザードマップによる周知や警戒・避難体制の強化など、周辺住民の安全確保に努める。

[資料編] 1－2 ため池

2 農作物被害の防止

(1) 異常気象等への対応

町は、気象庁発表の予報等により、異常気象や自然災害の発生のおそれがある場合、農業関係機関と連携し、農家に対して予防対策についての指導を行う。

(2) 技術指導の実施

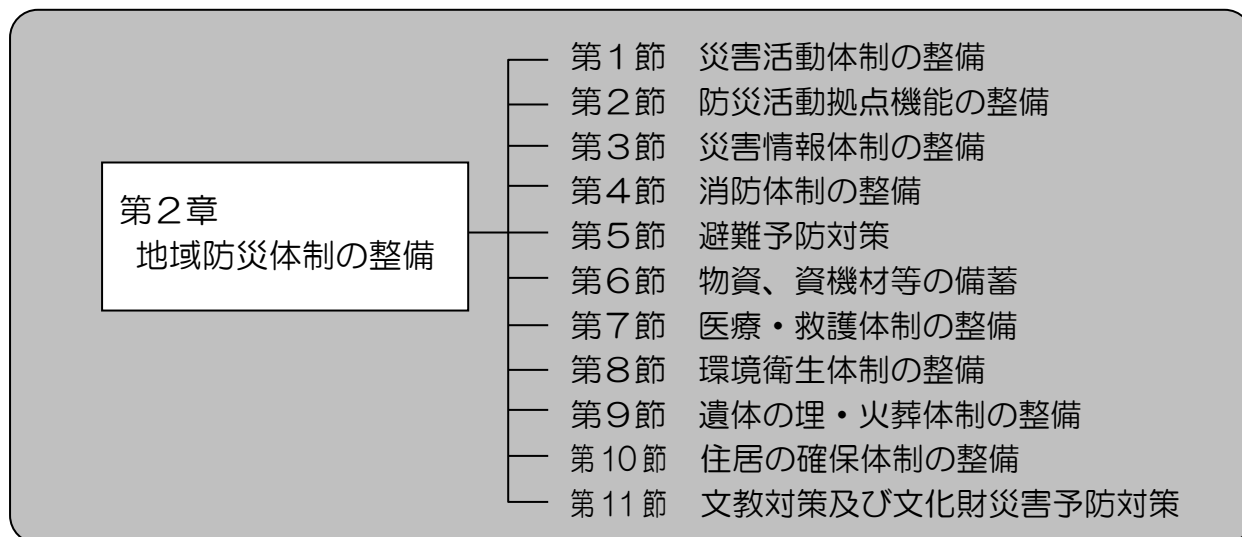
町は、農作物への被害の軽減という観点から、農家経営の安定を図るため、農業関係機関と連携し、農家への技術指導を行う。

(3) 栽培品種の改善

町は、農作物の自然災害・干害・霜害・病虫害等による被害の防止を図るため、農業関係機関と連携し、干害・霜害・病虫害に強い品種、温室栽培、早期栽培等の普及を図る。

第2章 地域防災体制の整備

災害対策における中枢機能を担う防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、災害発生時に迅速かつ適切に災害応急対策活動を実施できるよう、災害活動体制の整備や地域防災拠点機能の整備、災害情報体制の整備など、地域防災体制の整備に取り組む。



第1節 災害活動体制の整備【全課局】

現状と課題

各関係機関において、災害対策を実施する組織が編成及び整備されているが、東日本大震災では、災害の規模が大きく、職員も多く被災し、災害対策活動に大きな混乱が生じることとなったため、大規模災害を経験した被災地の災害対策組織体制のあり方や先進地の事例を踏まえ、今後、さらに充実強化させていく必要がある。

今後の方向

多様な災害発生危険要因の軽減が図れるよう、町は、防災関係機関と連携し、情報の共有を図りながら、逐次体制の整備を進めていく。
また、大規模かつ広域な災害が発生した場合には、県内外問わず、様々な機関との連携が重要となるため、相互の協力体制、補完体制の構築についても進めていく。

第1 防災関係機関

町及び防災関係機関は、災害による被害の最大限の軽減が図られるよう、組織の整備及び防災業務の効果的な推進を図るものとする。

1 防災に関する組織

(1) 防災会議

町は、災対法第16条に基づき、滑川町防災会議を置くものとする。

滑川町防災会議は、滑川町防災会議条例（昭和39年条例第20号）に基づき、町長を会長とし

て、各防災関係機関の代表をもって組織している。今後は、自助・共助・公助に基づく町の災害対策の充実を図るため、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者、女性など、住民の参画促進を図っていく。

[防災会議の任務]

- ① 町防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ② 町の地域に係る防災に関する重要事項について、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ③ 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

[資料編] 7－1 滑川町防災会議条例

（2）本部

町は、災対法第23条の2第8項に基づき、町の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、町長は、町防災計画の定めるところにより、本部を設置することができる。

本部の組織と運営については、職員及び関係機関に周知徹底するとともに、常に、検討、見直し、検証を図る。

[資料編] 7－2 滑川町災害対策本部条例

2 防災関係機関の組織の整備

町の地域を管轄し、又は町の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、それぞれの組織を整備するとともに、他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

また、防災関係機関との情報の共有体制や連絡体制などの整備を図り、連携体制の強化に努める。

3 災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底

町は、災害応急対策に係る各種マニュアルを整備するとともに、訓練の実施等により周知徹底を図る。

4 応急対応、復旧復興のための人材の確保

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、町は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第2 相互応援体制の整備

大規模な災害が発生した場合には、町のみでの対応は困難となるため、様々な機関との応援協力体制の整備に努める。特に広域的な災害が発生した場合には、町周辺地域においても、同様の深刻な被害が生じることが予想されるため、町は、県外の市町村とも積極的に相互応援協力体制の整備に努める。

1 応援協力体制の充実

（1）市町村間の相互応援

- ① 相互応援協定の締結の推進

第2部（第2章 地域防災体制の整備）

町は、県内の市町村との相互応援協定を締結しており、平成24年度には東日本大震災での災害対策支援をきっかけに、新たに宮城県松島町と協定を締結した。また、富山県上市町、岐阜県笠松町、千葉県東庄町とも協定を締結している。相互応援体制の整備は、地域間の交流にもつながるため、今後も、広域災害に備え、他市町村との相互応援協定の締結に努める。

② 実効性のある相互応援体制の整備

町は、災害時の応援要請手続きの円滑化を図るため、応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアル整備、受入窓口や指揮連絡系統の明確化などを行い、職員への周知を図るとともに、平時から、協定を締結した市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

〔資料編〕9－1市町村との協定

（2） 広域支援に対応するための体制整備

災害時における相互応援協定等を締結している市町村の地域で大規模な災害が発生し、その被害の規模が被災市町村で対処できないものであると判断したときは、町は、支援対策会議を開催し、速やかに支援を実施する。

なお、相互応援協定等を締結していない自治体で甚大な被害が発生した場合にも、必要に応じ直ちに支援対策会議を開催する。

また、物資の支援や職員の派遣等の支援要請について、直ちに支援の措置が講じられるようマニュアル化する。

2 応援受入体制の整備

町は、大規模災害発生時等に県、国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受入れられるよう、あらかじめ受入体制を整備する。

【想定される応援（例示）】

- ・自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援
- ・国によるプッシュ型の物的支援
- ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊等による応援
- ・総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
- ・その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TECFORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、災害時情報集約支援チーム（ISUT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理 等
- ・防災関係機関等による応援…日本赤十字社による救護班、県医師会・県看護協会等による救護班 等
- ・公共的団体による応援
- ・ボランティア

- （1） 町は、外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受入れる体制を確保するため、広域受援計画の策定に努めるものとする。
- （2） 応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。
- （3） 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員

の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

- (4) 消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。
- (5) 防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。
- (6) 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

2 防災関係機関の支援協力体制

町の地域を管轄し、又は町の地域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務については、災害対策の総合性を発揮するため、相互に連絡協調して、円滑な組織の整備運営がなし得る体制が必要となる。

そのため、あらかじめ要請手続き、要請内容、経費負担等に関する協定の締結あるいは事前協議を実施し、その内容のマニュアル化、職員への周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練及び情報交換等を実施する。

特に、ライフライン関係機関については、災害応急対策、住民生活に大きな影響を及ぼすため、連携強化を図る。

3 公共的団体等との協力体制の確立

町は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、災害時において災害応急対策等に関し積極的協力が得られるよう、あらかじめ協定を締結するなど、協力体制を整えておく。

そのため、町は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

また、町は、公共的団体とあらかじめ協議し、災害時における協力業務及び協力の方法等を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておく。

〔団体の協力業務として(例) 〕

- ① 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- ② 災害時における広報等に協力すること。
- ③ 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- ④ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。
- ⑤ 被災者の救助業務に協力すること。
- ⑥ 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること。
- ⑦ 被害状況の調査に協力すること。

4 消防広域応援体制の整備

- (1) 町は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱に基づき、緊急消防援助隊の受援体制の確立、町が行う災害対策との連携、自衛隊、警察、DMA T*等関係機関との活動調整が図られるよう、消防本部と連携し、指揮本部の組織、運営方法等について定めておくものとする。

※DMA T：災害派遣医療チーム「Disaster Medical Assistance Team」の頭文字をとって略したもの。「災害急性期に活動できる機動性を持った トレーニングを受けた医療チーム」と定義されている。

第2部（第2章 地域防災体制の整備）

- （2） 町は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱に基づき、消防本部と協力し、緊急消防援助隊指揮支援本部が設置される場合に備えて、当該指揮支援本部と町本部、消防本部、消防団、県内の消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整並びに自衛隊、警察、DMAT等の関係機関との活動調整が図られるよう、指揮支援本部の設置場所、情報共有方法等について定めておくものとする。

第3 事業継続計画（BCP）の策定

町は、災害に備えて平常時から体制整備を行い、災害が発生した場合に、住民の生命、財産を守ることを目的に、救助、救出や救護などの応急活動を迅速に実施しなければならない。

また、応急活動を行う一方で、町の通常の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が最短で提供できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。

このため、町は、災害時に各課の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、業務継続計画（BCP）を策定し、迅速な復旧体制を構築していく。発災時は計画に基づき、限られた人的・物的資源を基に、中断することができない通常業務や災害応急対策業務などの非常時優先業務を最優先に実施する。

第2節 防災活動拠点機能の整備【総務政策課、建設課】

現状と課題

町では、庁舎の耐震化を平成24年度に実施するなど、災害対策の中核機能となる庁舎の機能強化に努めている。

今後も、庁舎だけでなく、避難所、救護所、輸送拠点など、災害発生時に適切かつ効果的な災害対策業務が行われるよう、平時から防災に関する拠点機能を整備していく必要がある。

今後の方向

本部を設置する庁舎並びに各防災活動拠点施設については、災害時にその役割、機能が十分に果たせるように、耐震性、防火性、耐水性の向上、非常用電源の確保など、災害対策活動の拠点として適切に整備する。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を結ぶ道路の整備を図る。

第1 防災活動拠点の整備

町は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を町の防災活動拠点として位置付け、必要な整備を推進する。

1 防災活動拠点

町は、災害対策活動の中心拠点として、庁舎に本部を設置するため、施設・設備の整備を図る。

- （1） 町庁舎は、災害対策活動の中心拠点となるため、各種情報の収集・処理・伝達、災害応急活動の指揮・指令等災害時の中核機能を担うこととなる。そのため、耐震・防火・耐水対策に万全を期するとともに、災害により町のライフラインが分断された場合にも本部として機能するように、非常用電源や燃料などのエネルギーや通信手段のバックアップ・多重化を確保する。
- （2） 庁舎内に本部が設置できない場合には、その機能を補完する施設（滑川中学校）も同様の機能

が必要となることを踏まえて整備を図る。

- (3) 本部は、庁舎1階庁議室に設置することを基本とし、各種情報の収集・処理・伝達機能、災害対策の審議・決定機能、災害応急活動の指揮・指令機能等の災害対策を行う上で必要な諸設備を整備する。
- (4) 国の非常（緊急）災害現地対策本部や県現地災害対策本部が設置された場合に開催が想定される合同会議の場所についても検討及び整備を図るものとする。

2 公共施設等の防災拠点整備

町立小学校や中学校、その他の公共施設等は、避難所や救護所などの役割を担うため、施設・設備の耐災性の強化を図るとともに、非常用電源の確保、災害情報機能の整備、食料・飲料水・医薬品等の備蓄、防災活動用資機材の整備を行うことで、必要な応急活動が行える地区の防災拠点としての整備を行う。

- (1) 避難拠点 ⇒ 町立小学校、中学校等
- (2) 物資備蓄拠点 ⇒ 庁舎、防災備蓄センター
- (3) 物資集積拠点 ⇒ 庁舎、JA埼玉中央滑川支店

3 電源、非常用通信手段等の確保

町、県及び防災関係機関は、庁舎を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ医療機関や、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

第2 緊急輸送体制の整備

町は、県による緊急輸送道路とは別に、町指定の緊急輸送道路の指定や航空輸送の環境整備に努める。

1 町による緊急輸送道路

(1) 町による緊急輸送道路の指定検討

町は、災害時に効率的な緊急輸送が実施できるよう、町域の県指定緊急輸送道路と町の防災活動拠点を結ぶ町道、また町の防災活動拠点同士を結ぶ町道を町の緊急輸送道路として指定することを検討し、必要に応じて拡幅等の整備を推進する。

(2) 緊急輸送道路等の整備

- ① 町は、町域内を走る県緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震等による倒壊建築物や瓦礫等の障害物の発生を少なくするように努める。

第2部（第2章 地域防災体制の整備）

- ② 町は、緊急輸送道路に面する落下対象物、ブロック塀等及び自動販売機の地震に対する安全性を確保するため、平時から沿道のブロック塀、看板、歩道の路面状態について点検を行うものとする。

（3）町道の確保体制の整備

町道の確保は、町及び町内の重機を保有する事業所によって行う。そのため、発災後速やかに自発的に事業所周辺の道路の障害物の除去や応急復旧にあたるようあらかじめ重機を保有する事業所と協定を結んでおく。

2 航空輸送の環境整備

災害時における緊急を要する患者の輸送及び救援物資の空輸の拠点となるヘリコプター離発着場については、町では滑川町総合運動公園多目的グラウンドを予定しているため、施設管理者と協議し、ヘリコプター離発着場としての整備及び効率的な緊急輸送体制の確保に努める。

〔資料編〕 5－4ヘリポート予定地

3 応急復旧資機材の整備

道路の障害物の除去などに備え、平常時から、応急復旧資機材の備蓄及び調達体制の整備を行う。

第3節 災害情報体制の整備【総務政策課】

現状と課題

町では、災害情報の収集・伝達の円滑化を図るため、防災行政無線、パソコン通信システム、携帯メール等の有効的な活用を図るとともに、各種データのバックアップ体制の強化などに努めている。

今後も、町及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。

今後の方向

町は、災害時に被害の軽減を図るためには、町から住民に対して迅速かつ的確な情報の伝達が重要なため、最新の情報通信技術の成果及び過去の教訓等を踏まえ、総合的な防災情報システムの構築に努める。

また、災害の種類、地域特性及び時間特性により必要となる災害情報の種類や収集伝達に関するポイントが異なってくる。夜間に災害が発生した場合や、大規模事故等被害が一部の地域に限られた場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集伝達が可能な体制の整備を図る。

なお、災害時における情報の収集・伝達を迅速かつ的確に実施するために、平時から通信機器等に使い慣れることはもとより、情報整理や連絡体制等の方法を明らかにし、情報の取捨選択等判断能力の向上を図る。

加えて、町は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害の教訓等を踏まえ、各種情報システム及び情報通信設備を整備する。また、災害指揮情報のデジタル化を推進し、災害時に効果を上げる総合的な災害オペレーション支援システムを構築する。

第1 情報通信設備の整備及び安全対策の推進

町域の主要な施設をはじめ、本庁舎内の各課及び各車両、避難所、物資集積場、住民や防災関係機関に対し、円滑な災害情報の収集・伝達のため、通信施設の整備充実を図る。

1 情報通信設備の安全対策

災害時に防災情報システムが十分機能し活用できる状態に保つため、町は、以下のような安全対策を講じる。

（1）非常用電源の確保

停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、自家発電設備、バッテリー及び可搬型電源装置等を確保する。また、これらの定期的なメンテナンスを行う。

（2）地震動に対する備え

防災情報システムのコンピュータは、免震床に設置する。また、各種機器には転倒防止措置を施すものとする。

（3）システムやデータのバックアップ

クラウド型防災情報システムの整備などにより、システムや重要データのバックアップ体制の整備に努める。特に、本庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるよう、バックアップ体制を強化する。

（4）通信機器の維持補修

既設通信機、器材の維持補修については、定期的又は臨時に検査を行い、通信に支障のないよう保持する。

第2部（第2章 地域防災体制の整備）

また、災害時におけるシステム異常の発生時に早急に対応できるよう、事業者との保守契約等について検討する。

2 防災行政無線の整備

防災無線システムを、地上系と衛星系での2重化を図るとともに、本庁舎と避難所をはじめとする公共施設等に同報系防災行政無線（デジタル方式）の整備を図るとともに、双方向通信、データ通信機能等を確保し、避難の円滑化、災害情報の収集・把握・伝達の迅速化を図る。また、災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備、難聴地域の解消などに努めるものとする。

〔資料編〕 3－5 防災行政無線回線構成

3 全国瞬時警報システム（J－ALERT）の整備

気象庁からの緊急地震速報や内閣官房からの国民保護に関する情報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を受信する全国瞬時警報システム（J－ALERT）を整備している。

また、全国瞬時警報システム（J－ALERT）を同報系防災行政無線設備と連動し、緊急地震速報（本町で震度5弱以上の予測の場合）及び国民保護に関する情報が屋外拡声子局（放送塔）から放送されるよう設定している。

4 災害情報のための電話の指定

町は、災害時における情報連絡システムを明らかにするとともに、その輻輳を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておくものとする。

第2 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

災害発生時における災害情報の伝達や被害情報の収集の円滑化を図るため、町は関係機関との連携を図り情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備に努める。

1 情報収集体制の整備

町は、当該地域や施設に関する狭域的な被害状況等を把握するため、次のような情報収集システムを整備する。

（1）情報総括責任者の選任

町は、災害情報の収集、報告にあたらせる者として、災害情報の統括責任者を選任する。

（2）情報収集体制の整備

① 被害に関する情報を迅速かつ正確に把握するため、情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設、報告用紙の配布、調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等の情報収集体制を整備する。また、災害指揮情報のIT化を推進し、災害時に効果を上げる総合的な災害オペレーション支援システムを構築する。

② 町は、当該地域や施設に関する狭域的な被害状況等を把握するため、次のような情報収集システムを整備する。

ア 自主防災組織等からの通報システム

災害発生直後に、地域的な災害情報の収集を混乱なく実施するため、自主防災組織の協力を得て情報収集体制の整備を図る。通信手段は電話等によるが、通信の途絶、輻輳等も考え

られるので、今後他の通信手段についても検討する。

イ 町防災行政無線システム

本節 第1の2「防災行政無線の整備」を参照。

ウ アマチュア無線等の情報システム

（ア）アマチュア無線団体への協力依頼

町内のアマチュア無線団体との連携を強化し、災害時を想定した訓練の実施、情報連絡技術研修の実施等により町内全域にわたる情報収集網の確立に努める。

（イ）最寄りの無線局への協力依頼

災害時に備え、民間の無線従事者からの情報提供や非常時の多ルート通信網構築に備えて、タクシー無線取扱業者、MCA（マルチ・チャンネル・アクセス）無線を利用する輸送業者等の把握に努める。

2 情報伝達体制の整備

町は、避難所、防災対策拠点、地域住民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。その際、防災行政無線、アマチュア無線、CATVシステム、ホームページ、スマートフォンアプリ、登録制メール、緊急速報メール、広報車、デジタルサイネージ等を有効的に活用する。今後は、観光や仕事で町に訪れる滞在者も含め、住民に災害情報が周知できるように、エリアメール、ツイッター、フェイスブックなどのソーシャルネットワーキングサービス（SNS）をはじめ、情報伝達手段の多様化を図る。また、土砂災害（特別）警戒区域の住民への確実な情報伝達手段の整備に努める。

3 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

災害発生時に支障の生じないように、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

第3 情報処理分析体制の整備

災害時に活用できるようにするための情報処理分析体制の整備は、県、他市町村及び防災関係機関と協力のもとに行う。

1 災害情報の種類

災害情報

- 災害時にとりかわされる情報
 - 観測情報……地震計等からの情報
 - 被害情報……物的被害、人的被害、機能被害に関する情報
 - 措置情報……県、市町村、防災関係機関の行う対策に関する情報
 - 生活情報……ライフライン等生活に関する情報
- 事前に準備すべき情報
 - 地域情報……地形、地質、人口、建物、公共施設等の情報
 - 支援情報……防災組織、対策手順、基準等の情報

2 災害情報データベースの整備

町は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるような災害情報デ

第2部（第2章 地域防災体制の整備）

ータベースを整備する。

災害情報データベースシステムは、地理情報システム（GIS）として整備し、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設、避難行動要支援者の所在地等のデータを保有し、災害発生時に効果的に活用できるようにする。

3 災害情報シミュレーションシステムの整備

町は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧に関するシミュレーションシステムを整備する。

4 人材の育成

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努める。

第4節 消防体制の整備【総務政策課】

現状と課題

本町では、常備消防は比企広域市町村圏組合により滑川分署が設置されており、非常備の消防団は4組織あり、地域社会における消防防災の重要な役割を果たしており、今後も消防の組織体制の充実と施設・設備の整備・充実を促し、消防力の充実を図る必要がある。特に、東日本大震災をはじめとする近年の大規模災害の教訓から、救助や避難活動などにおいて、女性の活躍が求められているため、女性の消防団員の確保などが期待されている。

今後の方向

火災の消火活動、倒壊建物からの人命の救出・救助活動及び傷病者への応急処置や医療機関へ搬送する救急活動など、災害に対処し被害を最小限にとどめるため、消防職員・消防団員、女性消防団組織及び消防施設・資機材並びに消防水利等の総合的な消防力の整備を図る。

1 消防組織体制の強化及び施設・設備の整備

比企広域消防本部は、地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしており、消火活動のみならず、多数の動員を必要とする大規模災害時には、避難誘導、災害防御活動等において重要な役割を担っていることから、消防組織体制の強化を図る。また、施設・設備の整備・充実を推進し、停電に備え消防本部、消防署、及び分署へ非常用電源を計画的に更新整備していくとともに比企広域消防本部の消防車両等や比企広域市町村圏組合の消防団車両等を計画的に更新整備していく。さらに、感染症防止対策のための施設及び設備を計画的に更新整備していくとともに消防力の整備指針に基づく体制を目標とし、消防施設や車両及び資機材を整備し、消防力の充実を図る。

2 消防通信体制の整備

消防救急無線設備は、常備消防の命令・情報伝達及び国・県又は緊急消防援助隊への情報連絡に不可欠な設備である。また、法改正により平成28年5月31日までに消防救急無線のデジタル化移行が定められたことから、消防救急無線設備を比企広域消防本部と連携して整備を行った。今後は、消防救急デジタル無線施設並びに通信指令施設を計画的に更新整備していく。

3 消防団の充実・強化

（1）消防団組織の充実強化

① 大規模な災害発生に伴う同時多発・広域複合的な災害の消防活動には、地域と密接に繋がり指揮系統が整備されている消防団員の活動が欠かせない。このため、町は、消防団員の確保に向けて、消防団活性化総合計画（昭和63年2月29日消防消第60号消防庁長官通知）を策定し、若手リーダーの育成、地域と事業所や各種団体の連携協力による消防団のイメージアップを図り、青年層・女性層の団員への参加促進、機能別消防団員制度の活用等、消防団の活性化とその育成、技術の向上に努める。特に、女性の加入については、近年の災害においても救助や避難などにおいて、女性の活躍が求められているため、女性団員の確保に努める。

② 公務員の消防団員との兼職

公務員が消防団員として活躍することは地域防災の推進を図る上で住民からの理解が得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の習熟につながることから、入団促進を図る。

③ 消防団の広域応援活動

大規模災害が発生した場合には、町の消防団のみでは災害対応が困難なため、他の市町村の消防団による広域応援活動が可能となるよう、災害時における相互応援協定の締結を推進する。

（2）消防資機材の整備

消防団車庫の耐震性の確保、消防団車両の計画的な更新整備及び情報連絡用の通信機器の充実を図り、地域の活動拠点としての機能を整備し、災害による火災の延焼防止及び救出・救助等の活動に有効な資機材を増強し、東日本大震災の教訓から必要となる資機材なども配備する。

〔資料編〕8－2 消防団

4 消防水利等の整備

町は、これまで防火水槽の整備を推進してきているが、災害に伴う火災の発生時における消火栓は、水道施設の破損等による断水又は極度の機能低下を防ぐため、町は、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。

第5節 避難予防対策【総務政策課、建設課】

現状と課題

関東平野北西縁断層帯地震では多くの避難者の発生が予測され、中でも破壊開始地点が南であり、発生時期が冬18時、風速8m/sの場合が避難者数は最大となり、避難所避難者及び避難所外避難者を合わせると発災1日後1,505人、1週間後2,235人、1か月後3,017人と予測されている。

町は、小中学校、公園、グラウンドをはじめとする公共的施設等を対象に、避難場所等の指定を行っているが、災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を被った被災者及び延焼拡大や崖崩れの危険性の迫った地域の住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難予防対策の一層の充実が求められる。

今後の方向

住民が安全に避難を行えるように、避難計画の見直し及び改善に逐次努めるとともに、避難誘導体制や避難所の整備に努めていく。

また、避難予防対策にあたっては、大規模災害時にも安全かつ円滑に避難が行えるよう、災害の種類や災害の発生時間、場所等様々なケースを想定した避難予防対策の充実を図る。

第2部（第2章 地域防災体制の整備）

加えて、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因でなくなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。

第1 避難体制の整備

1 避難計画の策定及び改善

町は、住民及び防災関係機関と事前に十分協議し、避難訓練の実施後等、逐次、計画の見直しを行う。

町は、避難指示、高齢者等避難等について、管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

また、自治会等を通じて、避難組織の確立に努めるとともに、避難所の開設、運営、閉鎖など管理運営に関して定めたマニュアルなどをあらかじめ整備する。

マニュアル等の作成及び見直しにおいては、実効性の高いものとなるよう、特に以下の点に留意する。

- (1) 避難所の開放手順（夜間、休日等を中心に）
- (2) 避難所単位での物資・資機材の備蓄
- (3) 避難所の管理・運営体制
- (4) 福祉避難所の設置
- (5) 本部との情報連絡体制
- (6) 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と町職員の役割分担
- (7) 生活再建の支援体制

避難行動要支援者の避難支援について、避難行動要支援者名簿や個別計画の作成、福祉避難所の指定等を推進する。（避難行動要支援者等を含む要配慮者対策については、第2部 第3章 第5節「要配慮者支援対策の充実」を参照。）

〔資料編〕10－2 避難所運営マニュアル

(1) 洪水等に対する住民の警戒避難体制

町は、洪水予報河川等以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

(2) 土砂災害に対する住民の警戒避難体制

町は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町域をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

(3) 局地的短時間豪雨

避難指示の発令の際には、避難所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、町は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

(4) 発災前の避難決定及び住民への情報提供

台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。町は、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。

住民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

2 住民等への周知の徹底

町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図っておくものとする。

周知にあたっては、広報紙、パンフレット等の配布、避難訓練等を通して行うものとする。

- ・ 指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在
- ※指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされており、避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所へ避難すべきであること等を含めて、地域住民等に周知徹底しておく。
- ・ 避難場所への移動がかえって危険を伴う場合は近隣の緊急的な待避場所への移動や屋内での待避等を行うこと
- ・ 命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること
- ・ 夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

〔避難に備えた住民等への注意事項〕

- 避難の準備
 - ① 火気の取扱いに平素から注意し、避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。
 - ② 大雨、台風期には、風水害に備えて、家屋（屋根、雨戸等）及び畜舎等を補強し、浸水が予想される場合には、家財等を高所に移動させる。
 - ③ 会社、工場等にあつては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。
- 避難時の留意事項
 - ① 服装は軽装とし、素足をさけ、必ず帽子、ヘルメット等をかぶり露出部分を少なくする。
 - ② 最小限の肌着等の着替えや防寒着、雨具及び手拭き等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する。
 - ③ 貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）以外の荷物（大量の家具類等）は持ち出さない。
 - ④ 崖下、こわれそうな塀ぎわ、川べりなどはできるだけ避ける。
 - ⑤ 切れた電線やたれ下がった電線には絶対に触れない。
 - ⑥ 高齢者、障害者、乳幼児、病人などのいる家庭では、早めに避難する。
 - ⑦ その他必要とする事項

第2部（第2章 地域防災体制の整備）

3 学校、福祉施設等における避難対策

学校、福祉施設等の施設にあっては、平常時において綿密な避難計画を樹立し、これに基づく避難訓練を実施するとともに、町、消防機関、東松山警察署等との連絡を密にして避難対策の万全を期するものとする。

また、各小中学校、幼稚園とも避難マニュアルを作成しており、今後は、安全に配慮した通学路の検討を行う。また、速やかに保護者に連絡がとれる体制の整備を行う。

4 商業施設等の施設の避難予防対策の推進

商業施設等の施設について、災害時の混乱を防止し的確な避難誘導等を図るため、事業所や行政等と連携した避難予防対策を進めるものとする。

5 事業者による従業員等の安全確保

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

6 夜間・停電時等の避難への備え

夜間又は停電時に避難を迫られることも考えられる。このため、日頃から懐中電灯、非常灯及び自家発電設備等の照明対策を進めておくとともに、それに備えた訓練及び普及啓発を図る。

第2 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保

1 指定緊急避難場所の指定

町は、地震、洪水、内水氾濫、がけ崩れ、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は住民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所（大規模火災を避けるために指定する広域避難場所を含む。本計画で「避難場所」と示すものは「指定緊急避難場所」のこととする。）を指定し、必要に応じて見直すこととする。

災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

〔指定緊急避難場所の指定基準〕

地震以外の災害を対象とする避難場所は、次の a、b の条件を満たすこと

地震を対象とする避難場所については、次の a～d のすべての条件を満たすこと

- a 切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること
- b 他の法律等により危険区域やさらなる災害発生のおそれがない区域に立地していること
- c 耐震基準を満たしており、火災に対応するため、安全な構造であること
- d 地震の揺れに対し、危険を及ぼす建築物や工作物等がないこと

2 避難路の整備

（1）避難路の選定

町は、住民等が安全に指定緊急避難場所へ避難するため、下記の基準に基づき避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

ア 避難路は、幅員の広い道路又は緑道とする。

- イ 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ウ 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- エ 避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- オ 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

（2）避難路の整備

町は、選定した避難路については、自ら又はその管理者（設置者）と十分調整を図り、災害時の避難行動の円滑化のため、無電柱化や道路照明、夜間でも見やすい道路標識の導入等について検討するなど、設備の整備に努めるものとする。

また、高齢者や障害者、児童など、いわゆる要配慮者の歩行、通行の安全確保が図れるよう、バリアフリー化や交通安全施設の設置等を検討するとともに、夜間歩行等を考慮して、照明やロープ等の資機材を備えておく。

- ア 避難路の耐震化の推進
- イ 避難行動要支援者に配慮した避難所への誘導標識、バリアフリー化、交通安全施設の設置等
- ウ 危険箇所等の標示、ロープ張り
- エ 夜間の照明灯の確保

（3）避難誘導等資機材の整備

町は、災害時の適切な避難誘導のため、次の避難誘導、応急対策のための資機材等の整備に努める。

- ① 災害時の的確な情報収集と適切な伝達のための防災行政無線（移動系・同報系）等
- ② 応急対策のための救助工作車、照明車両、救急救助資機材等

3 指定避難所等の指定

町はあらかじめ指定避難所（避難生活に特別な配慮が必要な住民を収容する福祉避難所を含む。本計画で「避難所」と示すものは「指定避難所」のこととする。）を指定する。なお、浸水する可能性のある場所は水害時には避難所としないことを基本とし、そのことを平時から住民に周知する。

（1）指定避難所の指定基準

- ① 原則として、行政区を単位として指定すること。
- ② 原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定すること。
- ③ 建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC 板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること。
- ④ 余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
- ⑤ 避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- ⑥ 発災後、被災者の受入や物資等の配布が可能な施設であること。
- ⑦ 物資等の運搬にあたる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
- ⑧ 環境衛生上、問題のないこと。

なお、福祉避難所にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

（2）避難所の整備

町は、避難所（施設）について、自ら又はその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとお

第2部（第2章 地域防災体制の整備）

り施設・設備の整備に努め、安全性の確保、被災者の良好な生活環境など、避難所機能の強化を図る。

- ① 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断、天井等落下防止対策等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、換気、照明、被災者のプライバシーの配慮や生活環境を良好に保つよう努める。
- ② 地域内の町立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄、給水、医療救護、情報連絡等に関する設備などの必要な資機材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。なお、避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。加えて、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。
- ③ 避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。
- ④ 避難所に仮設トイレ等を備蓄するとともに、その設置及び利用方法等を熟知しておく。
- ⑤ 災害時に避難所として活用される可能性のある施設の管理者等は、当該施設を災害時に迅速・円滑に避難所として管理・運営できるように、町防災計画、避難所運営マニュアル等に従って町と当該施設職員の応援体制、役割分担、通信連絡手段等について毎年度、協議をしておく。

〔避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例〕

- ・LPガス、都市ガス、石油系など多様な燃料を使用する炊き出し用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置
- ・停電対応型空調機器の設置
- ・ガスコージェネレーションの設置
- ・太陽光発電や蓄電池
- ・ソーラー付LED街灯

（3）避難所運営計画の策定

町は、避難所運営計画の見直しを行い、実効性の高い計画とするよう特に以下の点に留意する。

- ・避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に）
- ・避難所単位での物資・資機材の備蓄
- ・避難所の管理・運営体制
- ・福祉避難所の設置
- ・災害対策本部との情報連絡体制
- ・避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と町職員の役割分担
- ・被災者の自立支援

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努める。

〔資料編〕2－2 避難所等

〔資料編〕9－3 避難施設関係の協定

4 宿泊施設となり得る施設との協力協定締結

指定避難所だけでは対応が困難な場合に備え、町内の民間施設と協力協定を締結しておくものとする。

5 ペット対策

被災者が、犬や猫を連れて避難してきた場合に備えて、一時飼育場所を想定しておく。

第3 動物愛護

災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。

1 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

（1）所有者明示に関する普及啓発

町は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけでなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。

（2）災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常的环境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、町は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

第6節 物資、資機材等の備蓄【総務政策課】

現状と課題

町では、防災備蓄センターにおいて備蓄を行っているが、量や品目等については十分とはいえない状況にある。また、避難所等には、備蓄物資を保管していないため、道路の寸断等により輸送が困難となることも踏まえ、備蓄拠点の充実を検討する必要がある。

今後の方向

災害時に備え平常時より食料、飲料水、生活必需品等の調達体制を確立するとともに、上水道施設の強化、災害時の食料供給等を検討し、非常用物資の配給体制を整備する。物資については、要配慮者や女性に配慮した品目の補充に努める。また、災害時に迅速かつ円滑な供給が図れるよう、備蓄場所、集積拠点等について検討する。

住民に対しても、自らの安全は自らが守るという防災の基本理念に基づき、住民が災害に対する備えを自らが行うように啓発・指導に努める。

第1 食料、飲料水等の備蓄、調達体制の整備

町は大規模な地震災害の発生した場合を想定して、必要とされる食料・飲料水等の備蓄を行うものとする。また、備蓄及び調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。

1 食料の備蓄

（1）食料の確保体制の整備

町は、食料の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食料の備蓄計画を策定しておくものとする。

食料は、3日分に相当する量を目標として、町、県、住民がそれぞれ備蓄するものとする。

町は、被害が甚大となる関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：南）では3日後に10,300食余り、7日後には25,700食余りの需要が見込まれている。

備蓄数量は、避難者用を県と町でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上、災害救助従事にあたる町職員分は町で3日分以上とし、住民備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。

また、本町では、東松山工業団地が立地していることも踏まえ、昼間人口が大きい地域等の事業者に対しては、個々の企業における備蓄対策の推進を促していく。

（2）備蓄品目

食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応するものとする。例示すると以下のとおりである。

○主食品：アルファ米、レトルトがゆ、缶入パン等

○乳児食：粉ミルク、離乳食等

○その他：保存水（ペットボトル水）、缶詰、レトルト食品、カップ麺等

（3）要配慮者への配慮

幼児や高齢者、障害者等の要配慮者の健康状況には、特別の配慮が必要であるため、町は、口に入れやすさや日常生活に近い食事等についても考慮し、食料の供給体制を整備する。

また、食物アレルギーを持つ者には、アレルギー対応食品の供給体制の整備を行うほか、町がアレルギー食品注意カードを避難所等で配布できるように支援する。

（4）備蓄食料の管理

町は、毎年度供給可能量と需要の適正を調査し、備蓄食料の更新及び見直し、品質の管理を行

う。その際、おかゆ、減塩食品等、要配慮者向けの食料の備蓄について配慮していく。

〔資料編〕 3－4 食料・生活必需品等

2 飲料水等の確保

（1） 飲料水等の確保体制の整備

被害想定では、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）での被害が上水道の被害がもっとも大きく、断水世帯は4,400世帯余り、断水人口は12,300人余りが予測されている。また、飲料水需要の見込みは、3日後で90キロリットル余り、7日後で160キロリットル弱と予測されている。

町では、災害時に配水タンクの自動遮断弁が作動し、通常時約5,000tの飲料水が確保される予定であり、その他に、ペットボトル（2ℓ）飲料水3,000本、給水タンク、ポリタンク、給水袋を備蓄している。また、配水タンクより直接給水できる緊急給水施設及び応急給水用資機材等の整備を図るなど、飲料水等の確保に努める。

〔被災後の時間経過に伴う水量の目標〕

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	主な給水方法
災害発生から3日	3ℓ／人・日	生命維持に最少必要な水量	耐震貯水槽、タンク車、県送水管路付近の応急給水栓
災害発生から10日	20ℓ／人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量	配水幹線付近の仮設給水栓
災害発生から21日	100ℓ／人・日	通常の生活では不便であるが、生活可能な必要水量	配水支線上の仮設給水栓
災害発生から28日	250ℓ／人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	仮配管からの各戸給水、供用栓

（2） 給水拠点の整備

町は、緊急遮断弁付き配水タンクの整備や配水管路内の水を利用するための機能をもった拠点の整備、給水所の整備などを図る。

また、小中学校、大口使用者の受水槽を飲料水として確保する。そのため、これらの施設の水洗トイレの緊急閉鎖、元栓の閉鎖等の緊急措置について、あらかじめ定めておく。

（3） 応急給水資器材の備蓄及び調達体制の整備

町は、応急給水資機材の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

また、給水資器材を有する他の機関と十分協議し、その協力を得て、調達体制の整備を図る。

〔資料編〕 3－3 給水関連

（4） 検水体制の整備

町は、耐震性貯水槽、井戸、プール、防火水槽、ため池、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておく。

3 備蓄場所の整備

町は、避難所に指定されている施設、防災備蓄センター等を備蓄場所として整備するとともに、町内各地区への交通利便性が高い地区に備蓄拠点を整備する。

町は毎年度供給可能量と需要の適正を調査するとともに、備蓄食料等の更新及び見直しを行う。

第2部（第2章 地域防災体制の整備）

4 食料等の調達及び輸送体制の整備

（1）食料の調達体制の整備

大規模災害発生時に食料等を円滑に調達できるよう、平素から調達先と十分に協議し、災害時の担当窓口の把握に努めるなどしておくとともに、町内の食料生産者、その他販売業者、流通業者等と物資調達に関する契約及び協定を締結するなど、物資の確保に一層努める。また、輸送業者と十分協議し、協定を締結するなど輸送力の確保に努める。

なお、アレルギーや疾病等によって、食に配慮を要する人向けの食品の調達に配慮する。

〔資料編〕9－5 救援物資関係の協定

〔資料編〕9－7 輸送関連の協定

（2）食料集積地の指定

町は、災害時に町内食料販売業者等から調達した食料や他市町村から搬送される食料を本庁舎若しくはJ A埼玉中央滑川支店に集積することとする。なお、当該施設の所在地、経路等についてあらかじめ県に報告しておく。

〔資料編〕2－4 指定集積場所

第2 生活物資の備蓄、調達体制の整備

町は、大規模な地震災害の発生した場合を想定して、衣類・医薬品・光熱資材・要配慮者向け用品等の生活必需品の備蓄及び調達体制の整備を図る。

1 生活物資の備蓄

（1）生活物資の備蓄体制の整備

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定しておくものとする。

町は、被害が甚大となる関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：南）では毛布 2,240 枚弱の需要が見込まれており、その他の生活必需品の備蓄数量、品目を定め、生活物資の備蓄を行う。また、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等について調査、管理を行い、それらの円滑な供給のための体制の整備を図る。

（2）備蓄品目

住民の基本的な生活を確保する上に必要な生活必需品の他、避難所での生活が被災者の心身に与える衛生的な影響を最小限にとどめるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレの衛生用品、簡易ベッドなど、避難所生活を想定した物資等についても備蓄を図る。

特に、乳児や高齢者等の要配慮者及び女性にも配慮した物資等の備蓄に努める。

〔想定される品目〕

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・毛布、タオル・下着、靴下・簡易食器・懐中電灯・ラップフィルム・おむつ（子供用、大人用）・生理用品・石鹸・ウェットティッシュ・使い捨てトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレ衛生用品・更衣室等ボックス、避難所シート、簡易間仕切り、簡易ベッド・マスク、防塵マスク、消毒液 |
|--|

〔資料編〕3－4 食料・生活必需品等

2 備蓄場所の整備及び生活必需品の管理

（1）町は、避難所に指定されている施設、防災備蓄センター等を備蓄場所として整備するとともに、町内各地区への交通利便性が高い地区に備蓄拠点を整備する。

- (2) 町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定し、備蓄計画に基づき、生活必需品を購入、更新、処分等する。

3 生活物資の調達及び輸送体制の整備

(1) 生活物資の調達体制の整備

大規模災害発生時に生活物資を円滑に調達できるよう、災害時の担当窓口の把握に努めるなど、平素から調達先と十分に協議しておくとともに、町内の食料生産者、その他販売業者、流通業者等と物資調達に関する契約及び協定を締結するなど、一層物資の確保に努める。また、輸送業者と十分協議し、協定を締結するなど輸送力の確保に努める。

〔資料編〕 9－5 救援物資関係の協定

〔資料編〕 9－7 輸送関連の協定

(2) 生活必需品集積所の指定

町は、災害時に町内販売業者等から調達した生活必需品や他市町村から搬送される生活必需品を、本庁舎若しくはJ A埼玉中央滑川支店に集積することとする。なお、当該施設の所在地、経路等についてあらかじめ県に報告しておく。

〔資料編〕 2－4 指定集積場所

第3 防災用資機材及び燃料の備蓄、調達体制の整備

防災用資機材を用いて行う救助活動等は発災直後に行わなければならないため、災害応急対策に必要な資材、機器材の備蓄及び調達体制の整備を行うものとする。

また、災害対策活動において燃料は必需のため、燃料確保に向けた体制の整備を図る。

1 防災資機材等の備蓄

(1) 防災資機材等の備蓄体制の整備

町は、各避難所及び広域避難場所の収容人員等を目安に、災害時の防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等、防災資機材等の備蓄体制の整備を図る。また、要配慮者用の移送器具等の備蓄を積極的に進める。

なお、備蓄は、自治会単位又は自主防災組織での備蓄体制を整備していく。

災害時に必要になると考えられる品目は以下のとおりである。

〔想定される品目〕

(a) ろ水器	(b) 仮設トイレ	(c) 救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）
(d) 移送用具（自転車、バイク、担架、ストレッチャー等）		
(e) 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材		
(f) 発電機	(g) 投光機	(h) 炊飯器
(i) テント、ブルーシート、土のう袋		
(j) 避難所用資機材（看板、表示板、レイアウト図）	(k) 携帯電話用充電器	

(2) 防災資機材等の備蓄、管理

町は、災害時に、その機能を有効に活用できるように、水防用備蓄資材・機材など災害時の応急活動用の防災資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

なお、防災用資機材を用いて行う救助活動は、発災直後に行わなければならないため、防災用資機材は、即確保できるよう分散配置されていることが望ましい。このため、町は、既存の備蓄場所に加え自主防災組織や自治会単位で備蓄場所を整備していく。

第2部（第2章 地域防災体制の整備）

（3） 防災資機材等の点検整備

町は、毎年の年度当初に災害時の応急活動用の防災資機材等の点検整備を実施し、整備を完了するよう努める。

ただし、災害事案発生のおそれがある場合は、状況に応じ随時実施するとともに、点検責任者は、それぞれの点検計画を作成し実施する。

点検、整備は、次の事項に留意して実施する。

① 資材、機材等

- ア 規格ごとの数量の確認
- イ 不良品の取替え
- ウ 薬剤等の効果測定
- エ その他必要な事項

② 機械類

- ア 不良箇所の有無及び故障の整備
- イ 不良部品の取替え
- ウ 機能試験の実施
- エ その他必要な事項

〔資料編〕 3－1 水防用備蓄資材、機材

〔資料編〕 3－2 防災用備蓄資材、機材等

2 燃料の調達体制の整備

大規模な地震災害発生時には、電気やガス等のライフラインに支障が生じた場合に、災害応急対策活動、住民生活に大きな影響を及ぼすため、L P ガスや石油燃料の確保・供給が図れるよう、県と関係団体との協定締結の状況を踏まえながら、団体支部との協定締結等、確保・供給体制の確立に向けて取組む。

大規模停電発生時には直ちに防災活動拠点、医療機関、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常電源の稼働状況を確認するとともに、電源の確保が必要な施設を把握した上で、国（経済産業省）、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備を進める。

第4 家庭における備蓄促進

災害時は平常時には予測できない市場流通の混乱、物資の入手困難が予想されるため、他地域からの支援物資が到着するまでの間について、最低3日分程度（推奨1週間）の家庭内備蓄を指導・啓発する。

1 飲料水の備蓄

飲料水の備蓄として、ペットボトルや缶入りミネラルウォーターの利用を促進する。また、就寝の前にいろいろな容器に汲み置きしておく習慣の普及を図る。

2 飲料水以外の水の確保

食器や手洗い、水洗トイレ用、また初期消火用の水として、風呂にいつも水を張っておく習慣の普及を図る。

3 食料、常備薬の備蓄

日常的な食料の備蓄習慣の普及を図る。非常食としては缶詰、レトルト食品、アルファ米、ドライフーズ食品などがあるが、特別に備蓄しなくても、菓子類やインスタント食品、干うどんやそば等、日常の食品を多めに買い置きしておき、古いものから順に使用していくよう促進する。また、常備薬についても日頃より備えておくものとする。

4 非常用持ち出し袋等の普及

各家庭で、携帯ラジオ、予備電池、懐中電灯、マッチ、ろうそくなど、災害時に必要と思われる品をまとめた非常用持ち出し袋を用意しておく習慣の普及を図る。

第5 物資調達・輸送に関する体制の整備

町及び県は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第6 緊急輸送体制の整備

1 輸送施設・拠点の確保

町及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、展示場、体育館等）の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、町、国及び県は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

2 輸送手段の確保

町は地域防災計画に基づき、物資・人員の輸送のための車両等の調達先及び予定数を明確にしておく。

第7節 医療・救護体制の整備【健康づくり課】

現状と課題

関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：南）による地震の被害想定では、死者は30名弱、負傷者は180名弱、うち重傷者は30人余りに上ると予測されている。

災害発生時には、直接災害による負傷者、人工透析等医療の中断が致命的となる患者及び日常的に発生する救急患者など、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想されるため、町では、医療救護班を編成し、医療救護活動にあたるように、町内の医療機関、医師会等の関係機関との連携強化を図っていく必要がある。

今後の方向

災害発生直後は、119番回線の不通又は輻輳や交通混雑などによる救急車両の走行障害等が発生することも想定し、災害時の医療救護需要に対し、迅速かつ的確に対応できる医療体制の確保に向けて、平常時より、町は町内の医療機関、医師会、消防機関等の関係機関との連携強化を図り、医療

機関等とは協定を締結するなど、医療救護体制及び救急救助体制の整備に努める。

第1 保健・医療体制

1 初期医療体制の整備

町は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等及び地域の自主防災組織と協議し、事前に以下の項目について計画を定める。

- (1) 救護所の設置
- (2) 医療救護班の編成
- (3) 医療救護班の出動
- (4) 自主防災組織等による自主救護体制の整備
- (5) 備蓄医薬品の種類及び数量の確保

〔資料〕 2—5 医療機関

2 応急救護体制の整備

(1) 救護所予定施設の指定

町では、災害が発生した場合には保健センターに救護所を設置する予定であり、住民に周知する。

(2) 救護所のスタッフの編成

医師会、医療機関等と協議の上、救護所のスタッフの編成計画を定めるとともに、設置手順等について確認を行う。

(3) 救護所設置予定施設の点検

災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され、医療救護活動が円滑に開始されるよう、平常時より救護施設予定地の設備等の点検を行う。

3 自主防災組織等による自主救護体制の整備

町は、災害時の初期医療をより円滑に執り行うために、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、救護班の活動を支援できるよう、町は消防機関と協力し、止血、人工呼吸、AEDの取扱い等の応急救護訓練を通じて応急救護能力が強化されるよう指導していく。

4 医療機関における体制整備

医療救護班の応急処置に引き続く初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定するなど、医療体制の整備、強化を図る。

5 後方医療機関への搬送体制の整備

救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等は、後方医療機関に搬送し、治療及び入院等の救護を行うこととなるため、町は消防本部と連携し、傷病者の後方医療機関への搬送体制や災害時医療情報連絡体制の整備を図る。

迅速な搬送が行えるよう、医療機関の規模、位置及び診療科目等の情報を整理するとともに、災害発生により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮した搬送経路などを検討しておく。

6 心身の健康管理の体制整備

これまで災害による被災した地域においては、避難所や応急仮設住宅だけでなく、自宅で生活し

ている高齢者等にも生活機能の低下がみられる。生活不活発病対策は、毎日の生活の中で身体を動かすことにより予防ができるため、居住場所に関わらず、生活不活発病を予防するとともに、早期に発見し対応策を講じる体制を整備していく。

また、災害時には心理的負担も大きく、心のケアが必要となるため、巡回訪問による聞き取りなど、心のケア体制の整備に向けて、医療機関との協力体制の構築を図る。

第2 救急救助体制

町は、消防機関等と連携し、各地域における救急救助体制の整備を図る。

1 救急救出救助資機材の整備

町は、消防団詰所及び自主防災組織における救急救出救助資機材の整備を行う。

2 救急救助体制の整備

町は消防本部と連携し、消防団員及び住民等に対する救急救助訓練を行い、消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。

第3 医療保健体制の整備

多くの負傷者が町全域に発生した場合に備えて、災害時の医療及び助産活動のための医薬品等の備蓄並びに調達、広域的医療協力体制の整備などに努める。

1 医薬品等の備蓄、分散配備

- (1) 町は、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画を策定するとともに、応急的衛生日用品、常備薬、医療用医薬品等の備蓄に努める。また、町内医療機関及び医療機関に医薬品を供給している医薬品販売業者に対して、必要な医薬品を迅速かつ円滑に供給が得られるよう、協力体制の確立を図る。
- (2) 医療救護資機材、医薬品の備蓄においては、品質の安全確保について管理責任体制を明確にし、更新及びメンテナンスを行う。

2 広域的医療協力体制の確立

災害時、多くの負傷者が町全域に発生した場合、医師、歯科医師の不足及び医薬品や医療救護資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら広域かつ多量の医療救護需要を賄うため、応急医療活動に必要な物資の提供や要員の派遣について、他の地方公共団体等との協力体制の確立に努める。

第8節 環境衛生体制の整備【環境課】

現状と課題

関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：南）の被害想定では、廃棄物の量は最大で 6.9 万 t、4.5 万 m³に上ると予測されている。東日本大震災では、災害廃棄物の処理は、その後の復旧、復興にも大きく影響しているため、廃棄物処理体制の整備を図る必要がある。

また、災害に伴う二次的な災害として、感染症や食中毒の発生防止に向けた体制整備を図る必要がある。

今後の方向

大規模な災害時において、廃棄物の処理及び防疫対策を適切に行えるよう、関係機関と連携し、環境衛生体制の整備に努める。

第1 廃棄物処理体制の整備

大規模な災害時には、大量のがれきや指定避難所の生活ごみ等の災害廃棄物の発生が予想され、また、通常のがれき処理施設も被災の可能性があることから、災害時廃棄物仮置場の選定、確保、廃棄物運搬等について体制の整備を図る。

1 災害時廃棄物処理場の確保

大規模な災害時には、大量の災害廃棄物が発生するだけでなく、廃棄物処理施設も被災し、処理能力が低下する可能性もあることから、埼玉県内の全市町村及び一部事務組合と「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」の締結を行い、体制の確保を図っている。また、今後は小川地区衛生組合と災害時の廃棄物処理能力の確保について、民間業者等との相互協力の締結も含めて事前対策を講じるものとする。

また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理については、必要に応じて町災害廃棄物処理計画の見直しを行う。

2 災害廃棄物の仮置場候補地の選定

町は、町災害廃棄物処理計画に基づいて、あらかじめ計画した災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を踏まえ、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。

仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。

仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

3 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。

仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。

応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

4 災害時アスベスト等危険物処理対策の検討

大規模な災害時には、建築年次の古い建造物の倒壊が想定され、アスベスト等の古い建築材の廃棄処理が予想される。そのため、その他の危険廃棄物と併せて、災害時の危険物処理対策及び環境汚染防止に関しても検討する。

第2 防疫衛生体制の整備

町は保健所等関係機関と協力し、災害時に被災地に発生する感染症や食中毒の予防対策等を適切に

行えるよう、防疫衛生体制の整備を図る。

1 防疫活動組織

町は、被害の程度に応じ迅速かつ適切な防疫衛生対策が行えるように、自主防災組織に衛生指導員等の設置を提案するなど、各地区、避難所ごとに体制の整備を図る。

2 防疫用資機材の備蓄及び調達

町は、防疫及び保健衛生用資機材の備蓄及び調達体制の整備を図る。

第9節 遺体の埋・火葬体制の整備【町民保険課、総務政策課】

現状と課題

関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：南）の被害想定では、死者は30人弱と予想されており、周辺市町村でも同様の被害が発生することを考えると、通常の火葬場の処理能力を超えることも考えられる。

今後の方向

災害による、死者、行方不明者の発生に備え、適切な搜索及び埋・火葬が行えるように、体制の整備を図る。

1 遺体の搜索、運送体制の整備

遺体の搜索及び収容並びに埋葬を行う場合に備え、役場職員及び消防団員等による搜索班の体制整備を行う。また、町は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・死体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。

2 埋・火葬体制の整備

町は、震災時に柩、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、あらかじめ関係業者あるいは他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

第10節 住居の確保体制の整備【建設課】

現状と課題

関東平野北西縁断層帯（破壊開始点：南）の被害想定では、全壊400棟弱、半壊800棟弱に上ると予測されており、家屋の修理、一時的な住居を供給するための仮設住宅の建設などに備えた体制の整備を図る必要がある。

今後の方向

県をはじめ関係機関と連携し、住宅の応急修理体制の整備を図るとともに、仮設住宅の建設に備えて、用地の選定などをあらかじめ行う。

第2部（第2章 地域防災体制の整備）

第1 応急修理体制の整備

町は、災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者に対して、速やかに応急修理が行えるよう体制の整備を図る。

1 建築物の応急危険度判定等の体制の整備

町は、大規模災害発生後、速やかに建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定が行えるよう、関係機関との連携により体制の整備を図る。また、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動等を行う。

2 応急修理体制の整備

町は、建設業者をはじめ関係機関と連携し、建物の応急修理体制の整備を図る。

第2 仮設住宅等の準備

町は、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：南）の家屋の損壊予測等を目安に、迅速に応急仮設住宅が供給できるよう、設置場所、資機材の調達、人員の確保体制等の整備を図る。

1 用地選定

町は、仮設住宅適地の基準に従い、公有地及び建設可能な私有地の中から必要戸数を確保できる用地を選定する。必要戸数の確保が困難な場合には、近隣市町相互間で融通を行う。

私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。

〔建設用地の選定基準〕

- ・飲料水が得やすい場所
- ・保健衛生上適当な場所
- ・交通の便を考慮した場所
- ・住居地域と隔離していない場所
- ・土砂災害の危険箇所等に配慮した場所
- ・工事車両のアクセスしやすい場所
- ・既存生活利便施設が近い場所
- ・造成工事の必要性が低い場所

〔資料編〕 2－1 災害時における町内施設等の利用計画

2 適地調査

町は仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年1回、県に対して報告する。

3 資機材、人員の確保体制の整備

町は、仮設住宅が速やかに建設されるように、建設業者をはじめとする関係機関と連携し、資機材の調達体制や人員の確保体制の整備を図る。

〔資料編〕 10－5 町内及び周辺地域の各種事業者

4 既存住宅の活用体制の整備

町は、公営住宅や民間賃貸住宅等の空き室を災害時に活用できるように、関係機関との連携による体制の整備を図る。

〔資料編〕 9－4 民間賃貸住宅の提供支援に関する協定

5 設置事前計画

町は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置事前計画を作成しておくことが望ましい。

〔応急仮設住宅設置計画の内容〕

- ・ 応急仮設住宅の着工時期
- ・ 応急仮設住宅の入居基準
- ・ 応急仮設住宅の管理基準
- ・ 要配慮者に対する配慮

第11節 文教対策及び文化財災害予防対策【教育委員会】

現状と課題

町内の学校施設は、災害時には避難所としての役割を担っており、また、大規模地震など災害によっては、施設自体が損壊し、教職員が被災する可能性もあり、通常のエ育活動が行えなくなるおそれがある。

また、町内には国や県、町による指定文化財が多数あるため、これらの災害予防対策も講じる必要がある。

今後の方向

大規模災害時において、児童生徒等の生命及び身体的安全と教育活動の確保に万全を期するため、事前に文教対策の実施体制を整備する。

また、文化財は町の歴史・文化を伝える貴重な財産であるため、所有者、関係機関、団体等と連携し、災害予防対策を進めていく。

第1 文教対策

災害の発生により、通常のエ育活動が困難になった場合にも、速やかに応急教育が実施できるように、応急教育計画の策定及び事前対策の推進を行う。

1 応急教育計画の策定

- (1) 町及び町教育委員会は所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。
- (2) 教材用品の調達及び配給の方法については町教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を立てておく。

2 応急教育に関する事前対策の推進

- (1) 校長は学校の立地条件などを考慮した上、常に災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てる。
- (2) 校長は災害の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。
 - ① 町の防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
 - ② 児童生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を確立して、その周知を図る。

第2部（第2章 地域防災体制の整備）

- ③ 教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。
- ④ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- ⑤ 学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行う。

第2 文化財災害予防対策

町内の各種文化財を災害から保護するため、所有者、関係機関及び団体と協力しながら、文化財災害予防対策を推進していく。

〔資料編〕10－4 指定文化財一覧

1 建造物の予防対策

町教育委員会は、指定文化財建築物について、火災、風水害等による滅失、き損を防止するため、県教育委員会、消防機関、警察署等の関係機関と協力して、所有者、管理者等に対し、次の事項の指導を行う。

- (1) 防火管理の体制の完備
- (2) 火災危険箇所の早期発見及びその箇所の改善
- (3) 火災警報発令時の火気使用制限の厳重指導
- (4) 消火設備、警報設備の完備
- (5) 避雷装置設置の指導
- (6) 消防用水の確保及び消防自動車進入道路の確保
- (7) 防火壁、防火扇の設置
- (8) 自衛消防組織の訓練の実施
- (9) 消火堀、防火帯設置の推進
- (10) 耐震強度に留意した所要の保存修理
- (11) き損等の事故防止措置の指導

2 美術工芸品等の予防対策

町教育委員会は、美術工芸品等をできる限り耐火、防水性の収納庫に保管するよう所有者、管理者等に対し指導するとともに、特に重要なものについては、建造物と同様な防火設備を整備するよう指導を行うものとする。

3 史跡、名勝、天然記念物等の予防対策

町教育委員会は、史跡、名勝、天然記念物等の予防対策は、1、2と同様な措置を講ずるとともに、災害時の被害を防止するため、平常管理を強化するよう所有者、管理者等に対して指導を行う。

第3章 地域防災力の向上

東日本大震災では、「自助」「共助」の重要性が改めて認識されたところであるため、防災知識の普及や防災訓練等を通じて、地域防災力の向上を図っていく。



第1節 防災意識の高揚【総務政策課、教育委員会】

現状と課題

東日本大震災のような大規模災害では、行政をはじめとする防災関係機関はもちろん、住民、事業者等、それぞれの主体の災害対応能力の向上が重要となるため、様々な場・機会を通じて、防災知識の普及活動や防災教育の推進を図っていく必要がある。

今後の方向

防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、住民に対し、広く防災知識を普及し、防災に対する関心を高めるとともに、自主防災思想のかん養を図り、「自助」、「共助」による防災活動の促進を図るため、住民向けの防災教育及び啓発活動を行う。

第1 住民の防災意識の高揚

町では、広報等を通じて、防災知識の普及などに努めてきており、今後も、それぞれの機関の長が、適宜な方法により防災知識の普及を行う。

なお、防災知識の普及にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、自主防災組織のリーダー研修を実施するなど、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、女性の参画促進に努めるものとする。

1 普及を要する事項

住民に対して重点的に普及を行う内容は、概ね次のとおりとする。

(1) 地域防災計画の概要

地域防災計画の要旨の公表は、町防災会議が地域防災計画を作成し、又は修正したときにその概要を周知する。

(2) 災害の予防措置

① 防災、火災予防の心得

第2部（第3章 地域防災力の向上）

- ② 災害の種別、特性、一般的知識
- ③ 町の災害特性及び過去の災害の状況
- ④ 災害時に備え家庭で準備すべきもの

（3） 災害時の心得

- ① 気象予警報の種別とその対策
- ② 緊急地震速報に関すること
- ③ 指定緊急避難場所と経路等
- ④ 避難時の心得ておくべき事項（携行品、家族との連絡方法等）
- ⑤ 異常現象の発見時や被害の報告方法
- ⑥ 災害復旧時の生活確保に関する知識

2 住民等に対する防災教育

（1） 学校等の防災計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校等の実態に即した適切な防災計画を立てる。

① 防災計画

災害が発生した場合に園児、児童及び生徒の生命の安全を確保するため防災計画の作成・更新を行う。この計画の作成・更新にあたっては、公立小中学校管理規則に従って計画される学校の防火及び警備の計画との整合を図る。なお、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた防災計画の作成・更新を行う。

② 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、町並びに防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

③ 防火管理

災害に伴う二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

・ 日常点検の実施

職員室、給食調理室、理科室及び家庭科室等の火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

・ 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

（2） 学校教育

学校における防災教育は、安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒等の発達段階に即した指導を行う。

① 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行う。

また、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験、AED研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。

② 教科目による防災教育

社会科や理科の一環として、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

③ 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導要領、負傷者の応急手当要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒等の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

（3） 社会教育

町は、町コミュニティセンターで実施する防災訓練に公民館サークル団体等に参加を呼びかけており、毎年、複数の団体が参加している。

今後も、各種団体の防災訓練への参加を呼びかけるとともに、各サークルが防災の話し合いや取組を行うように働きかけを行ったり、寿学級で防災教育を取り入れたり、幼児教育において防災教育を取り入れたりするなど、住民の防災意識の高揚を図り、各種団体・サークルによる町の災害応急活動への協力支援につながるよう目指していくものとする。

（4） 事業所等における防災教育

事業所や医療機関、社会福祉施設等の防災上重要な施設では、社会的な位置付けを十分認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

そのため、消防本部は、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進し、町はこれらを支援する。

（5） 災害に関する各種資料の収集・提供

町は県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、地域における災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、災害伝承の取組を支援する。

3 住民向けの普及啓発

（1） 防災広報の媒体

防災知識の普及は、防災ハザードマップ等の配布のほか、概ね次の媒体の利用等により行うものとする。

- ① 各種防災訓練等への参加普及
- ② 広報紙、ホームページ、広報資料等（パンフレットの配布、ポスターの掲示等）による普及
- ③ 映画、スライド、講演会・研修会・出前講座の開催等による普及
- ④ 展覧会等の開催
- ⑤ その他

（2） 普及の時期

9月1日を中心とする防災週間、1月15日から1月21日までの「防災とボランティア週間」、また、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの大規模災害が発生した時期、災害の発生しやすい時期などに行う。

（3） 埼玉県防災学習センター等の活用

町は、常設の防災教育拠点である埼玉県防災学習センター等を活用し、広く住民に対して普及啓発を行う。

また、他の防災活動拠点や防災航空センターについても機能を紹介するなど住民の自発的な防災学習に活用する。

第2部（第3章 地域防災力の向上）

（4） 防災教育用設備、教材の貸出

町は防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出を行う。

（5） 緊急地震速報の普及啓発

緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまではわずかな時間しかないことから、町は、熊谷地方気象台及び県と協力し、緊急地震速報の普及啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について周知するものとする。また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

（6） 高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進

町の防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員・児童委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

4 防災協力人材の確保及び育成

大規模災害発生時においては、行政のみでは災害対応に限界があるため、看護や介護など、様々な知識や技能を有する住民が災害時の応急活動に支援してもらえるように、社会教育活動やボランティア活動に従事する団体、住民等への呼びかけ、災害時協力登録者名簿を作成するなど、住民の災害時の協力支援体制の整備を図る。

5 住民の防災能力の向上

住民は、町その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、過去の災害から得られた教訓の伝承や、防災訓練等への参加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう努める。

（1） 実践的な訓練の導入

町は、住民を対象とする訓練に災害図上訓練（DIG^{※1}）や避難所開設・運営訓練（HUG^{※2}）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

（2） 家庭内の三つの取組の普及

住民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭内で実施する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。② 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。③ 家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリング備蓄」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。 |
|---|

※1 DIG（Disaster Imagination Game）：大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。

※2 HUG（Hinanzyo Unei Game）：避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。

町は、三つの取組を中心に、住民が日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。

（3） 防災総点検

住民の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、町、県、住民、事業者など主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総点検を実施する。

〔主な点検例〕

各主体	点検事項
家庭	・家具や家電製品などの転倒防止対策、ガラスの飛散防止対策 ・「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法の確認 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検、自動車へのこまめな満タン給油 ・住居の耐震性の確認と必要な補強、住居回りの安全点検・改修等 ・家族の非常時の連絡方法の話し合い ・自主防災組織への参加、防災訓練、防災活動への参加、近隣の要配慮者への配慮 ・避難場所や安全な避難経路の確認 ・消火器の設置場所、操作方法の確認、防災設備（ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置 ・保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え ・家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
事業所	・災害時の防災体制の整備 ・職場の安全対策（備品などの転倒防止対策） ・建物の耐震診断、必要な補強等 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・従業員等との非常時の連絡方法等の整備 ・消火器、発電機など防災資機材の点検 ・危険物施設の安全点検
自主防災組織	・地域の危険性の把握 ・高齢者・障害者等の避難行動要支援者の支援の確認 ・地域住民への連絡系統の確認 ・防災備蓄の点検（防災資機材、備蓄品） ・消防水利や施設の点検・確認 ・危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検
学校	・学校の防災体制の整備状況 ・教職員への研修 ・児童生徒等を含めた避難訓練の実施状況 ・学校の防災体制の確認 ・学校施設・設備の安全点検 ・危険物・化学薬品等の管理点検 ・避難所としての取組状況

第2 防災に従事する職員に対する教育

災害発生時における対策の実行主体となる町職員等に対して、防災に関する豊富な知識と適切な判断力の向上を図る。

1 町防災計画の習熟

町防災計画の習熟を図る。特に、災害発生時の参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等について習熟を図る。また、各種マニュアルを作成、配布し、周知を図る。

[重要事項]

① 初動参集	② 参集途上の情報収集	③ 自己の配置及び任務
④ 救助、応急手当	⑤ 初期消火	⑥ 避難誘導
⑦ 避難所の開設、運営	⑧ 災害情報のとりまとめ	⑨ 広報活動
⑩ その他必要な事項		

2 各種訓練等の実施

応急活動を想定した各種訓練や、防災情報の収集機器及び浄水器等、災害活動に必要な機器の基本的操作の習熟や救命のための研修を実施する。

3 研修会及び講演会等

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として、研修会及び講演会等を実施する。

第3 地区防災計画の策定

地区防災計画の策定を通し、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。

- (1) 地区居住者等に対し、提案手続等の周知
- (2) 地区防災計画の策定

第4 適切な避難行動に関する普及啓発

避難行動の妨げとなる正常性バイアス（自分が経験したことのない危険や脅威を過小評価する傾向）等を理解し、適切な避難を行うための普及啓発を行う。

1 住民向け普及啓発

住民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、町は正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努めるものとする。

2 マイタイムラインの普及啓発

水害はある程度予測可能な災害であることから、住民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、町は、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

第2節 防災訓練の実施【総務政策課】

現状と課題

防災週間、火災予防運動期間中等、それぞれの機関において、定期的な訓練を実施している。今後は、関係機関が連携した防災訓練の実施や住民の参加促進などを図り、実践的な防災訓練の実施を図っていく必要がある。

今後の方向

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力のかん養に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災思想の普及向上を図る。

第1 総合防災訓練

町は、2年に1回、地域防災訓練を実施している。今後は、関係機関と協力して必要に応じて、各種応急対策を盛り込んだ総合防災訓練の実施、あるいは図上による総合防災訓練の開催に努める。

1 地域防災訓練の実施

関係機関の協調、防災技術の向上及び防災知識の普及を図るため、関係機関が合同して実践的な地域防災訓練を実施し、訓練を通して各役割の認識を深める。実施の際には、事業継続計画（BCP）を踏まえて行う。

2 訓練の内容

訓練の内容は、そのつど参加機関が協議するが、概ね次の事項について実施する。

- （1） 初動活動訓練、通信・情報の収集・共有・伝達訓練、災害広報
- （2） 避難誘導、救出・救護、医療訓練、炊き出し、その他救助訓練
- （3） 消防訓練
- （4） 土砂災害に関する避難訓練

第2 個別訓練

町は、災害応急対策の実務、各種機器の操作の習熟等のため、個別訓練を実施する。

1 避難及び救助訓練

町は、避難その他救助活動の円滑な遂行を図るため、火災、風水害等の災害防護訓練とあわせ、又は必要に応じ避難及び救助訓練を実施する。

なお、学校、福祉施設等の公共施設にあっては、各消防計画に基づき避難についての施設を整備するとともに、随時避難訓練を実施する。

- （1） 町が実施するもの

災害時における避難の指示及び立ち退き等の円滑、迅速確実を期するため、関係機関、居住者、滞在者等の協力を得て実施する。
- （2） 防火管理者が実施するもの

学校、社会福祉施設、医療機関、事業所、作業場、工場、旅館、大規模商業施設その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。
- （3） 児童生徒等の避難訓練等

町内の小中学校・幼稚園・保育園、学童保育では毎年避難訓練を行っており、幼稚園において

第2部（第3章 地域防災力の向上）

は町の防災訓練に対応して保護者への引き渡し訓練も行っている。

今後も、学校をはじめとする教育や保育を行う施設管理者は、児童生徒等の身体及び生命の安全に期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し臨機応変な処置がとれるよう、常にその指導に努める。

（4） 自主防災組織における避難訓練等

被災者の救出や初期消火活動において、住民の自主的な助け合いにより大きな効果が期待できるため、町内の各自主防災組織は避難訓練等を行い、災害時に備えていく。また、自主防災組織の行う防災訓練の際には、避難行動要支援者の救助訓練を実施するよう働きかける。

（5） 避難行動要支援者等の訓練

住民、団体、企業等が行う避難行動要支援者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し、資料や情報の必要な支援を行う。

（6） 事業所、自主防災組織における防災訓練等

① 事業所における訓練

学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に合わせて実施する。また、地域の自主防災組織等と連携を図るようにする。

② 自主防災組織等の訓練

町及び消防機関が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・協力のもとに災害図上訓練（DIG）や避難所開設・運営訓練（HUG）などを実施する。

（7） 学校、病院及び社会福祉施設等の訓練

町は、幼児、児童生徒等、負傷者、障害者及び高齢者等、災害対応力が弱い者の生命、身体の安全を図り、これらの者が利用する施設の被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対して防災訓練を実施するよう指導する。

（8） その他の訓練

上記訓練のほか、県が実施する九都県市合同防災訓練、応急復旧訓練、徒歩帰宅訓練及び埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）合同訓練等への参加に努める。

2 災害通信訓練

（1） 防災行政無線による通信訓練

県の実施する訓練に積極的に参加して、災害時における通信確保を図るため、訓練を実施する。

（2） 災害情報連絡訓練の実施

災害時において住民に対する災害情報連絡が迅速かつ的確に行われるよう、災害情報連絡訓練を適宜実施する。

① 訓練の種類

ア 災害情報収集伝達訓練

イ 通信連絡訓練

ウ 非常通信訓練

② 実施の方法

ア 災害情報の収集伝達機器を、日常の業務で活用し、点検と性能の維持を図る。

イ 気象の予報・警報、重大事故等を通知及び連絡する。

ウ 被害の状況及び処置を報告及び連絡する。

3 非常参集訓練の実施

応急対策を実施するための配備計画に基づき、町職員の非常参集等動員訓練を実施していく。

4 その他の訓練

（1） 消防訓練の実施

① 消防団の訓練

災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、町は、消防本部と連携を図りながら、消防団による消防訓練を実施する。

② 役場、学校における防火訓練

役場、町内の学校及び幼稚園における、防火訓練を実施していく。

（2） 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、消防団及び各種水防施設の管理者等の協力を得て、水防に関する訓練を実施する。

第3 防災訓練の充実

町は、各種防災訓練がより実践的かつ効果的に行われるように、住民参加の促進、訓練の検証等を行う。

1 訓練への参加促進

町は、広報紙や町ホームページなど多様な手段を用いて訓練の周知を行うとともに、訓練のテーマや開催方法についても工夫、検討を重ね、各種防災訓練への住民参加の促進を図る。

2 防災訓練における要配慮者等への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、女性の参画促進に努め、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

3 訓練の検証

訓練は、実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせ実施し、評価及び検証を行う。

（1） 評価及び検証の方法

① 訓練後の意見交換会

② アンケートによる回答

③ 訓練の打ち合わせでの検討

（2） 検証の効果

① 評価や課題を整理し、町防災計画及び事業継続計画（BCP）の見直し資料とする。

② 防災訓練に対する助言や参考資料とする。

③ 次期の訓練計画に反映する。

第3節 防災組織等の育成強化【総務政策課、福祉課】

現状と課題

本町では、自主防災組織は整備されているが、活動状況は団体により差異が見られる。すべての住民、事業所等が、「自らの身の安全は自ら守る」ことを防災の基本として、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等の整備が求められる。また、大規模災害時には、多くの人手を要し、多くの災害ボランティアが活躍したことを踏まえ、災害ボランティアの育成や受入体制の整備に努める必要がある。

今後の方向

災害対策活動は、住民が団結し組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できるため、自主防災組織の活動の活発化、民間防火組織、災害ボランティア等の体制整備を図る。

第1 自主防災組織の整備、育成計画

町及び消防本部は、大規模な災害発生時における情報収集、初期消火、被災者の救助救出等初期的な災害応急措置を行うことによる、被害の軽減及び自主的な防災意識の高揚を図るため、地域に適合した地域ぐるみの自主防災組織の育成強化に努める。また、町、消防機関、民間の防災関係団体等、各地域で活動している様々な団体との連携を図り、自主防災組織の活動の活発化を図る。

1 自主防災組織活動の促進

（1） 自主防災組織の活動体制の充実

自主防災組織の活発化に向けて、組織体制の整備や班の編成などの促進を図る。

なお、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

〔自主防災組織の組織編成（参考例）〕

○組織編成

役員：防災責任者及びその任務、班長及び任務

会議：総会、役員会、班長会等

○班の編成及び役割

自主防災 ・防犯協会（本部） ●自主防災・防犯組織の運営 ●各班への活動態勢指示 ●住民・関係各所への情報提供・連絡 ●総合調整 防災に関しては、町・消防署などの関係各所との連携を図り、特に地域と密着している消防団とは密接な体制づくりをする。 防犯に関しては、町・警察署などの関係各所との連携を図り、特に地域と密着している地域防犯推進員とは密接な体制づくりをする。	情報連絡班 (各班長)	平常時 ○防災・防犯意識の啓発 ○広報活動 ○防災・防犯情報把握	災害時 ●災害情報の伝達 ●被害状況の把握 ●防災機関との連絡	※ 防犯に関しては、普段から意識向上や環境づくりが重要となるため、下記の項目などを参考に各班での活動を振り分けし連携の上、啓発活動・パトロール・声かけ運動などを行う。 ○防犯に関する事例周知・啓発活動 ・現在の犯罪事例（詐欺等）の共有を行い互いに注意を喚起する。 ○自宅での防犯対策 ・泥棒等に狙われ難くする対策の周知等 ○地域で犯罪が発生しないよう環境改善を行う。 ・地域における危険と思われる場所の把握・改善 ・空地などでの視認性の確保 ・空家などの落書き防止 ○防犯パトロール ・PTA等団体との連携 ・犬の散歩を行う際の防犯パトロール（わんわんパトロール） ○防犯講習会の実施・参加 ・新しい情報の収集など ○その他、関係各所と連携した活動
	救出・救護班 (保健部員)	平常時 ○救出用資機材の点検 ○危険箇所（防災・防犯）の把握 ○救出救護訓練	災害時 ●負傷者の把握 ●救出・救護活動 ●医療機関に協力	
	消火班 (消防団) (消防経験者)	平常時 ○消火方法の指導 ○初期消火の訓練 ○用水の確保	災害時 ●出火防止の広報 ●初期消火活動 ●協力要請	
	避難誘導班 (民生委員・児童委員) (評議員)	平常時 ○避難地・経路の選定・周知 ○要配慮者等の把握 ○避難訓練	災害時 ●避難地・経路の安全確認 ●要配慮者等の避難確認 ●避難開設・誘導	
	給食・給水班 (婦人会) (日本赤十字奉仕団) (食生活改善推進委員会) (交通安全母の会)	平常時 ○食料・水の備蓄 ○給水拠点の把握 ○炊き出し訓練	災害時 ●物資調達と配分 ●炊き出し	

(2) 自主防災組織の活動内容

〔役割（参考例）〕

平常時	・要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ・日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 (例 防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布) ・情報の収集・分析・加工・共有・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ・防災用資機材の購入・管理等 資機材の例 初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器） 救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり） 救護用資機材（救急医療セット、リヤカー） ・地域の把握（例 危険箇所の把握、要配慮者）

第2部（第3章 地域防災力の向上）

発災時	・ 初期消火の実施 ・ 情報の収集・共有・伝達の実施 ・ 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ・ 集団避難の実施（特に避難行動要支援者の安全確保に留意） ・ 避難所の運営活動の実施（例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

（3） 地域との交流機会の充実

町は、自主防災組織活動の活発化を図るため、消防機関や町社会福祉協議会、学校、民生委員・児童委員、地域の各種活動団体など、地域との交流機会の充実に努めるとともに、自主防災組織同士の情報・人的交流が深まるように場・機会の提供、ネットワーク網の構築に取り組む。

（4） 組織への指導、助言

① 既存組織の活動の活性化やリーダーの育成を図るため、県の自主防災組織向けの講習会への参加促進や、他市町村の自主防災組織の取組事例についての紹介など、組織への指導・助言を行う。

② 1組織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性のリーダーの育成にも努める。

（5） 組織への支援

町は、自主防災組織の育成強化を推進する上で、組織設立年に10万円の補助金を交付し、活動費として翌年から年3万円の補助金を交付し、組織の活動に対する援助を行っており、今後も必要に応じて、活動拠点や資機材等の支援、助成などを行う。

〔資料編〕8－3地区自主防災会関連

2 自主防災組織の周知

地域に自主防災組織が浸透するように、自主防災組織の目的や活動の内容などを周知し、災害時に地域住民との円滑な協力体制が構築できるように努める。

第2 事業所等の自衛消防組織、民間防火組織等の整備

大規模災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、町内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要であるため、住民や事業所等による、地域における防災体制の確立を図る。

1 事業所等の自衛消防組織

（1） 消防本部は、危険物その他災害発生の危険性の高い物質等を取扱う事業所や、多数の者の出入りする事業所等、法令により自衛消防組織や要員の設置が義務付けられている事業所等における制度の徹底と要員の資質向上に努めるよう指導を行う。法令による義務付けのない事業所にあっても、積極的に自衛消防組織の整備及び防災意識の高揚に努めるよう指導を行う。

（2） 町は、各事業所が自衛消防隊等を中心として、地元地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて連携を図る。また、企業に対して、災害時の企業の果たす役割を認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定及び見直しの促進を図る。

（3） 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B

CP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。さらに、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (3) 事業者は、所在する地域の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

2 関係機関への協力体制の確立

災害対策組織の末端における防災活動の円滑な実施を図るため、民間協力機構の充実に努める。特に、以下に掲げる機関の協力体制の確立に努める。

- (1) 区長会、民生委員・児童委員及び赤十字奉仕団
- (2) 農林商工関係団体
- (3) 自治会、PTA、青年団及びその他の住民団体
- (4) その他の公共的団体

3 民間防火組織の育成

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日頃から出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そこで、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブや少年消防クラブなど、消防機関や学校等と連携し、新たな組織の結成の促進について検討していく。

第3 ボランティア等の活動の整備

東日本大震災では、本町で活躍しているボランティアのみならず、多くの住民が被災地に物資を寄与するなどの災害支援活動に参加した。こうした活動が広がり、大規模災害時に有効な活動が展開されるように、平常時から住民の自発的なボランティア活動への参加促進を図り、災害ボランティアセンターの体制を整備する。

1 支援体制の確保

(1) 活動拠点の設置

災害時におけるボランティアの受入、ボランティア活動の調整などを実施する組織として、町社会福祉協議会が災害ボランティアセンターとしての機能を担えるよう、町は災害ボランティアセンターの体制整備に向けた支援を行う。

災害ボランティアセンターの設置・運営については、県社会福祉協議会の支援、指導を受けながら、町及び町社会福祉協議会が連携し、具体的な実施手順等について定めておく。なお、運営

第2部（第3章 地域防災力の向上）

については、町社会福祉協議会及び NPO、ボランティア団体が主体となって行うものとするが、町のみではボランティアが不足する場合は、県社会福祉協議会に応援を要請するため、応援要請の手順や連絡体制等を整備する。

（2） ボランティア活動の環境整備

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、町社会福祉協議会と連携し、ボランティア関係機関等との間に連絡体制を構築するなど、日頃からボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進し、ボランティア情報の共有化を促進する。

（3） ボランティア受入体制の整備

ボランティア活用のためには受入側の体制整備が重要であることから、受入窓口の設置や活動拠点の確保など、受入体制づくりを推進する。

〔資料編〕 8－4 ボランティア・奉仕団体

2 災害ボランティアの育成及び登録の促進

町は、町社会福祉協議会及び県社会福祉協議会と連携し、災害ボランティア及び防災ボランティアコーディネーターの育成に努める。

〔災害ボランティアの活動内容の概要〕

- ① 一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等
- ② 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等
- ③ ボランティアコーディネート業務

第4節 地震火災等の予防【総務政策課】

現状と課題

町では消防機関と連携し、住民、事業者等に対して、日頃から出火防止対策や初期消火体制の充実に取り組んでいるが、大地震発生時には、林野火災及び家屋火災の同時多発が予想され、状況のいかんによっては、初期消火が困難となり大火災に発展するおそれもある。

今後の方向

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって甚大な被害をもたらすことから、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

第1 地震に伴う出火防止

地震に伴う火災の発生を未然に防止するためには、町、消防機関、住民及び事業所が一体となった取組を行う。

1 一般火気器具からの出火防止

- （1） 地震時における出火要因として最も大きいものが、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止機能の付いたガス器具の普及に努める。
- （2） 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が管理不良のためタールの付着

や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。

- (3) 電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災を防止するため、過熱防止機能等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。

また、事業者とともに、ガスボンベの取扱いについて対策を講じるものとする。

- (4) 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

2 化学薬品からの出火防止

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒したりすることにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

3 危険物取扱施設の安全化

危険物取扱事業所等は、消防法をはじめとする関係法令に基づく施設の構造や定期点検等の保安基準を遵守するとともに、施設の耐震化の強化に努め、危険物の災害予防に万全を期するものとし、消防本部はこれらを指導する。町は消防本部と連携を図り、情報の共有化を図り、必要に応じて支援する。

4 消防用設備等の整備、耐震化

消防機関は、施設の設置者（管理者）に対し、地震時においても十分に消防用設備の機能が発揮され、発生した火災を初期のうちに消火することができるよう耐震措置の実施について指導するものとする。

また、要配慮者や不特定多数の人を収容する病院、社会福祉施設、物品販売店舗等については、特にスプリンクラー設備等を適正に設置するよう指導するものとする。

5 防火思想の普及徹底

町及び消防機関は、住民に対し、消防に対する意識の高揚と火災予防思想の普及徹底を期するため、次により防火思想の普及活動を実施する。

(1) 普及の方法

- ① 防災行政無線、広報車、広報紙、町ホームページ等による実施
- ② 春・秋の火災予防運動中における一般家庭及びひとり暮らし高齢者家庭の防火査察並びに防火広報の実施
- ③ 年末における消防団による歳末警戒及び防火広報の実施
- ④ その他防火思想の普及に必要な事項の実施

(2) 普及の内容

- ① 消火器、消火バケツ等消火器具の普及
- ② 家具類の転倒、日用品の落下防止措置の徹底
- ③ 対震自動消火装置付火気器具の普及及び点検整備の推進
- ④ 火を使用する場所の不燃化
- ⑤ カーテン、じゅうたん等防災製品の普及
- ⑥ 灯油等危険物の安全管理の徹底

第2 初期消火体制の充実強化

大地震発生時は、同時多発火災が予想され、道路も通行不能となるおそれがあり、消防力にも限界があることから、小型動力ポンプの活用と防火用水、自然水利、消火器、水バケツ等による初期消火力を高め、消防機関と地域住民が一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

1 事業所の初期消火力の強化

事業所の自主防災対策の強化を促進するとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、町及び消防機関は平素から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成するよう指導する。

2 初期消火力の充実強化

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行うとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における初期消火力を充実強化していく。

第5節 要配慮者支援対策の充実【町民保険課、福祉課、高齢介護課、健康づくり課】

現状と課題

近年の災害をみると、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害対応能力の弱い者並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人（これらの者をいわゆる要配慮者という。）が災害の発生時において、被害を受けることが多くなっている。

町では65歳以上の高齢者は4,600人近くおり、人口の2割弱（令和2年国勢調査）が高齢者であるが、地区によっては4割というところもある。また、65歳以上のひとり暮らし世帯（632世帯）、高齢者夫婦のみの世帯も増えており、要支援・要介護認定者も増加を続け、500人以上となっている。障害者数も年々増加し、さらに外国人も国際化を反映して増加傾向にあるなど要配慮者が増えつつある。

このため、高齢社会、国際化社会の到来に対応し、要配慮者の防災対策を推進していかなければならない。

今後の方向

災害発生直後の要配慮者に対する避難誘導、その後の避難生活、災害復旧に至るまでの要配慮者の実情に応じた防災環境の整備を行うとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援体制の整備を図る。

要配慮者の安全確保にあたっては、地域住民の協力が必要なため、行政と地域住民一体となって取り組んでいく。

また、公共機関その他集客施設においては、利用者が要配慮者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画の策定を行うことを促進する。

第1 要配慮者への対応

町は、町社会福祉協議会、社会福祉施設、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、地域住民の協力を得ながら、要配慮者の安全確保を図る体制の整備に努める。

1 要配慮者支援体制の整備

（1）災害時の要配慮者に係る定義

① 要配慮者

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等にあたり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者。

② 避難行動要支援者

町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

本施策では、社会福祉施設入所者等は別項目を立てているため、主に在宅の避難行動要支援者のことを指す。

③ 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことを指す。災対法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を定めることとしている。

（2）地域との連携体制の整備

① 役割分担の明確化

町は、町内をブロック化し、避難所や医療機関、社会福祉施設、ホームヘルパー等の関係施設等を明らかにし、その役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。また、見守りネットワークを活用するなど、要配慮者の地域支援体制の強化を図る。

② 社会福祉施設との連携

町は、地域ケア会議の場を活用して施設の安全対策や避難体制などの確認を行うなど、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との情報交換により、非常時の体制を備える。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

③ 巡回サービスの実施

町は、避難所に避難していない在宅や避難所にいる要配慮者に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティア等による安否の確認や必要なサービスの内容等の情報を収集するため、見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細やかな支援体制を確立しておく。

④ 相談体制の確立

町は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育、女性相談等）に的確に対応できるよう日常から支援体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。

2 社会福祉施設入所者等の安全確保

（1） 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るよう、消防機関及び町はこれを指導する。

（2） 緊急連絡体制の整備

① 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、緊急時に職員を動員することができるよう、日常から動員体制を整えとともに、職員が迅速かつ円滑に確保できるよう緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備する。

② 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

（3） 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者の所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

（4） 施設間の相互支援システムの確立

町は、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、他の職員が応援に向かうなど町内外の施設が相互に支援できるシステムを確立する。施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

また、施設管理者は県内又は近隣都県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する災害協定を締結するよう努める。

（5） 被災した要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の要配慮者を受入れるための体制整備を行うものとし、町はこれを指導する。

（6） 食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、町はこれを指導する。

- ① 非常用食料（高齢者向けの食料など特別食を含む。）（3日分以上）
- ② 飲料水（3日分以上）
- ③ 常備薬（3日分以上） ④ 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）
- ⑤ 照明器具 ⑥ 熱源（ストーブ・灯油・発電機）
- ⑦ 移送用具（担架・ストレッチャー等） ⑧ その他必要な物資等

（7） 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及啓発を定期的の実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、町、消防機関、地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的の実施するものとし、町はこれを促進する。

特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平常時に受入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入を想定した開設訓練を実施するものとし、町はこれを促進する。

（8） 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平常時から、近隣の自治会や自主防災組織、ボランティア団体等との連携を図っておく。

また、災害ボランティアの派遣要請等の手続きが円滑に行えるよう、町との連携を図っておく。

(9) 情報伝達体制の整備

町は、社会福祉施設等を支援するために、通信網の整備などにより、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

(10) 施設の対震対策

町は、施設管理者が震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行うよう指導する。

3 避難行動要支援者に対する安全対策

(1) 全体計画の策定

町地域防災計画に定めた避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、町地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

(2) 避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等（要配慮者）の情報を集約する。

また、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

(3) 避難行動要支援者の範囲の設定

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定する。

〔高齢者や障害者等の避難能力の判断に係る着目点〕

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力 ② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力 ③ 避難行動を取る上で必要な身体能力 |
|---|

なお、要介護状態区分や障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないよう、きめ細かく要件を設ける。

また、同居家族の有無なども要件の一つになり得るが、同居家族がいることのみをもって機械的に避難行動要支援者から除外することは適切でないため、実情にあう形で支援対象が絞れるよう、把握に努める。

(4) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、町地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成する。

〔避難行動要支援者名簿の記載事項〕

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 電話番号その他の連絡先 ⑥ 避難支援等を必要とする事由 |
|--|

⑦ 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

（5） 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。

（6） 避難行動要支援者名簿の活用

① 町は、町地域防災計画の定めるところにより、平常時から避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等）へ名簿情報を提供する。

② 発災時に円滑迅速な避難支援に結びつけるよう、町は、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、平常時から名簿情報の提供への同意について、避難行動要支援者に働きかける。

③ なお、町では、避難行動要支援者名簿の作成が完了し、情報については、システム管理、マップ情報の入力も行われている。今後は「名簿」の定期的な見直しにあわせて GIS 情報を更新し、災害時に迅速に避難を行える体制を整備する。

④ また、地域包括支援センター、医療機関、民生委員・児童委員、見守りネットワーク等との連携により、調査に関する周知を行い、支援を必要とする者の把握に努める。

（7） 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、町は、避難支援者等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

（8） 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、町において適切な措置を講ずるよう努める。

（9） 個別避難計画の策定

町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打ち合わせを行いながら、個別避難計画を策定する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うにあたっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

県は、町の個別避難計画等の作成状況を把握し、必要に応じて助言を行う。

〔資料編〕10－3 避難行動要支援者避難支援

（10） 防災訓練の実施

町は、防災訓練等を実施するにあたっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。また、福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

4 外国人に対する安全対策

（1） 外国人の所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時より住民基本台帳等を活用し、外国人の人数や所在の把握に努める。

（2） 防災基盤の整備

町は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語や絵文字の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置、デザインの統一化に努める。また、設置にあたっては、外国人の意見等を反映するように努める。

（3） 防災知識の普及啓発

特定非営利活動法人ふじみの国際交流センターの製作による外国人緊急カードや防災ガイドブックの配布、防災訓練等への参加促進を通じ、外国人の防災知識の向上と意識啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

（4） 防災訓練の実施

町は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるとともに、自治会・自主防災組織などの地域住民と外国人との「顔が見える関係づくり」を形成されるように、外国人の防災訓練への参加促進を図る。

（5） 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

5 要配慮者全般の安全対策

（1） 緊急通報システムの整備

町では、希望者に対して緊急通報システムの設置を進めており、災害時における要配慮者の的確かつ迅速な救助活動が行えるよう整備を図る。

（2） 要配慮者の救援救護体制の充実

町は、要配慮者への効果的な救援・援護を行うため、救急医療情報カードを配布し、普及に努めており、今後は、災害時にも活用できるような検討していく。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、在宅人工呼吸器装着者や在宅酸素療法を必要とする住民に対して、非常時に備えた発電機の貸与について、案内の送付を行っている。また、今後は、災害により停電など発生した場合には、優先的に安否確認や救助を行えるように体制の整備に努める。

（3） 防災基盤の整備

町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

町その他の公共機関は、要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとする。また、町は、集客施設の管理者に対して、施設の避難誘導計画の策定や必要な施設整備を行うよう、促進していくものとする。

（4） 防災教育及び訓練の実施

町は、要配慮者に関する基礎的知識の普及啓発のために、広報紙、パンフレット、チラシの配布などを行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、住民に対しても要配慮者の救助・救援に関する訓練を実施する。特に、自主防災組織の行う防災訓練の際

第2部（第3章 地域防災力の向上）

には、要配慮者の救助訓練を実施するよう働きかける。

第2 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

要配慮者にとって、避難生活は重い負担となってくるため、要配慮者に配慮した福祉避難所の運営体制等の確立を図る。

1 福祉避難所の指定

要配慮者を優先的に収容することができる福祉避難所として、町内では、保健センター、療護園滑川を指定している。また、災害発生直後に避難できるように、指定避難所等の中に、介護や医療相談等を受けることができる空間の確保を検討する。

〔資料編〕2－2 避難所等（2）福祉避難所

〔資料編〕9－3 避難施設関係の協定

2 福祉避難所の整備

- （1） 指定された福祉避難所については、施設のバリアフリー化、通風・換気の確保、冷暖房設備の整備を図る。
- （2） 障害者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、最低限、ラジオ、テレビ、筆談用の紙と筆記用具等を準備しておくとともに、文字放送テレビやFAXの設置、外国語や絵文字による案内板の標記など、多様な伝達手段の確保に努める。
- （3） 要配慮者を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、要配慮者に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう努める。
- （4） 在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害者などを受入れる場合に備え、電源の確保を図るものとする。

3 要配慮者支援班を整備

町は、福祉避難所に要配慮者支援班を整備し、あらかじめ福祉避難所担当職員を指名しておく。また、自治体間の相互応援協定による職員派遣のほか、社会福祉協議会等の関係機関、社会福祉施設の職員やそのOB、障害者・高齢者等の支援団体、専門家・専門職能団体等と平常時から連携を確保しておく。

4 ヘルプカード（防災カード）

町は、要配慮者が必要としている援助の内容が分かるカードの作成及び配布を行い、日頃から携帯してもらうことの周知及び避難所でカードの提示を受けることになりうる者へのカードの確認の周知を実施する。

第6節 帰宅困難者対策の充実【町民保険課、福祉課、教育委員会】

現状と課題

東日本大震災では多くの帰宅困難者が発生し、受入施設の対応や、徒歩帰宅の支援など、様々な課題が明らかになっているため、町においても、帰宅困難者対策の充実を図っていく必要がある。

今後の方向

帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を近隣市町や駅長、集客施設、事業所等と研究・協議し、実施してい

く。また、徒歩帰宅者に対する支援策を検討していく。

1 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者の内、徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。

2 帰宅困難者数の把握

町外から本町に訪れ、帰宅困難となる帰宅困難者数は、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：南）が休日の12時に発生した場合が最も多く、3,910人余りになると予測されている。

3 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

（1）地域の災害対応力の低下

町外に通勤、通学している住民は、移動手段の途絶により帰宅できなくなるおそれがあるため、大規模地震の発生直後は、マンパワー不足となり地域の災害対応力が低下する。

（2）被害の拡大

発災直後から多くの徒歩帰宅者により幹線道路は混乱し、緊急車両の通行障害による救出、救助への支障の発生や二次災害などにより、被害が拡大する。

（3）通信手段の喪失

多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによって、通信網に負荷がかかり輻輳の発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。

4 帰宅困難者等への啓発等

（1）住民への啓発

「自らの安全は自ら守る」、「むやみに移動を開始しない」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

- ① 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
- ② 災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること

（2）災害時伝言ダイヤル 171 や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法についてのPR

（3）事業所等への要請

職場や学校あるいは大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

- ① 施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定、水、食料や情報の入手手段の確保
- ② 情報の入手手段の確保、従業員等との安否確認手段の確保
- ③ 災害時の水、食料や情報の提供、仮泊場所等の確保

（4）徒歩帰宅訓練の実施

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を確認する待機訓練、一定期間が経過し道路等の安全が確保された後の徒歩帰宅訓練や主要駅等における誘導等の混乱防止対策訓練を実施することにより、対策の検証をする。また、訓練を通して住民への啓発のほか、近隣市町、鉄道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検討する。

第2部（第3章 地域防災力の向上）

（5） 徒歩帰宅の心得7カ条

大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなどを内容とする県の「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。

5 帰宅困難者支援体制の整備

町は、帰宅困難者が発生した場合に備え、関係機関と連携し、情報提供体制の整備や、一時滞在施設の指定などを行う。

また、町内の事業所等に対しては、従業員や来訪者の非常食、飲料水、毛布等の備蓄を図るよう働きかける。

（1） 一時滞在施設の確保

町、鉄道事業者と連携し、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設（一時滞在施設）を確保する。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。

一時滞在施設には、飲料水、食料、のぼり旗、看板等の必要な物資を備蓄する。また、公衆無線LANなど通信環境の整備に努めるものとする。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災基地等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

町は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。

（2） 学校における対策

学校は、発災時に児童生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者への児童生徒等の引渡しが速やかに行われるように、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ決めておく。また、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童生徒等の引き取りが困難な場合や、児童生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内にとどめる対策を講じる必要がある。このため、作成された防災マニュアルを常に見直すなど体制整備に努める。

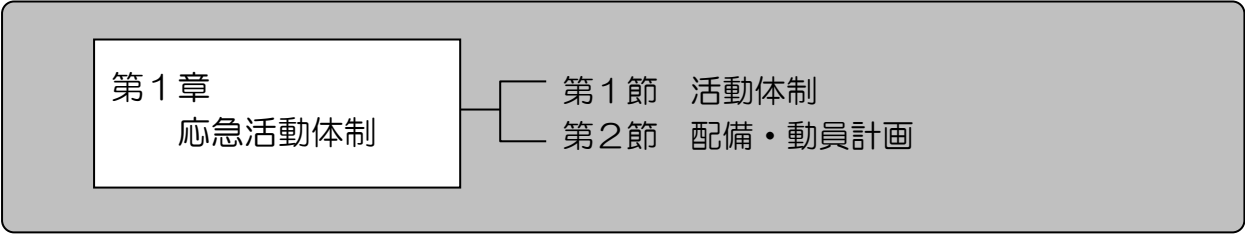
（3） 帰宅支援施設の充実

災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るとともに、帰宅支援道路を設定し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレなど）を推進する。

第 3 部 風水害応急対策計画

第1章 応急活動体制

本部設置時における職員等の応急活動体制並びに各防災関係機関等への支援要請について定める。



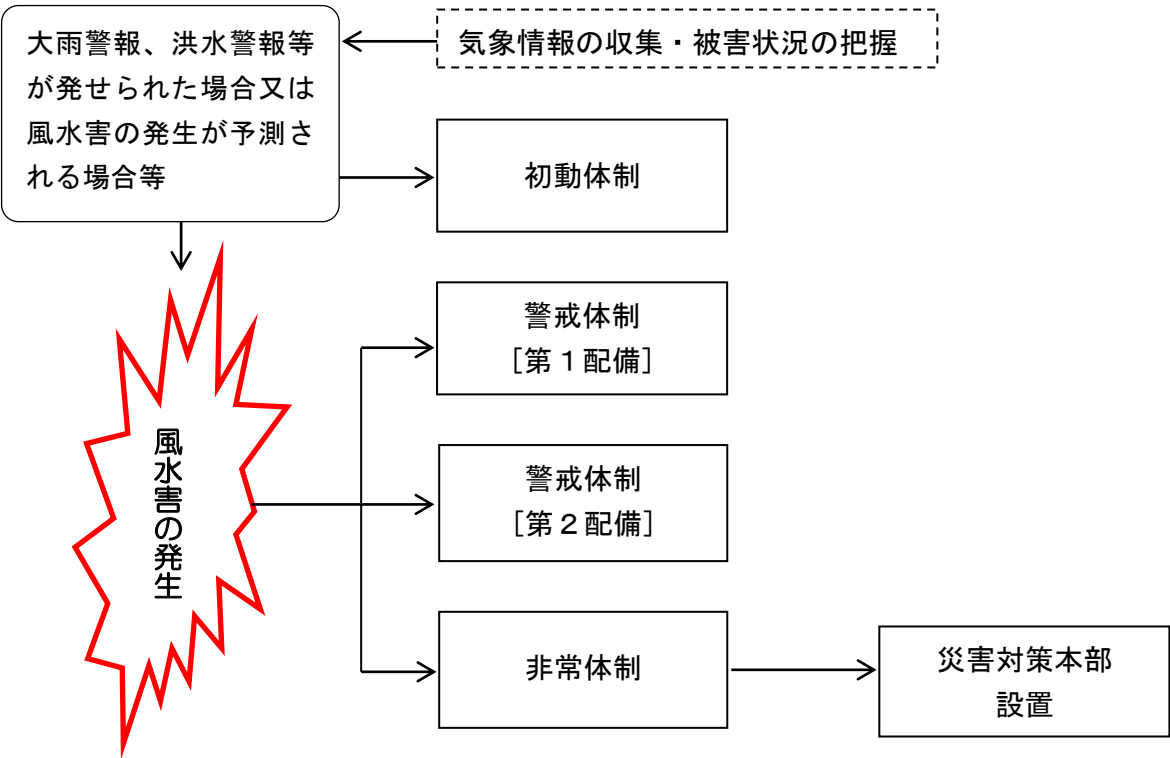
第1節 活動体制【全課局】

目標

町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するものとする。

第1 活動組織設置の流れ

災害の程度による活動組織の設置は、次のとおりである。



第3部（第1章 応急活動体制）

〔風水害時の職員の配備体制基準〕

配備体制		配備基準	動員計画	
初動体制		1 洪水注意報発表時 2 台風接近時における大雨注意報発表時 3 大雨警報・洪水警報及び土砂災害警戒情報発表時 4 その他災害の発生のおそれがあるとき 等	勤務 時間内	総務政策課・建設課等職員
			勤務 時間外	指定登庁職員
警戒 体制	第1 配備	1 台風接近時における大雨洪水等の気象警報発表時 2 高齢者等避難の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想されるとき 3 記録的短時間大雨情報発表時 4 災害が発生した場合又は発生が予想される場合（台風直撃等）	課長職等	
	第2 配備	1 避難指示の発令（警戒レベル4）が検討される災害の発生が予想されるとき 2 キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP））により、町域内に「危険（紫）」が表示されたとき 3 災害が発生した場合又は大規模災害の発生が予想される場合	原則として指定登庁職員	
非常体制		1 特別警報発表時 2 キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP））により、町域内に「災害切迫（黒）」が表示されたとき 3 町に災害救助法が適用され、法による救助が行われる災害が発生したとき 4 相当規模の災害が発生又は発生が予想される場合	全職員及び消防団	

第2 初動体制及び警戒体制の設置・運営

1 初動体制

（1）実施の責任者等

気象警報等が発表された場合に、総務政策課長を責任者として、町は初動体制をとり、速やかに災害情報の収集などを行うものとする。

（2）警戒体制への移行

災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、警戒体制へ移行する。

2 警戒体制

（1）実施責任者等

台風直撃等、災害が発生した場合又は発生が予想される場合、副町長を責任者として、町は警戒体制をとり、速やかに災害情報の収集及び災害応急対策活動を実施し、必要に応じて非常体制へ移行する。

（2）警戒体制の弾力的運用

副町長は、災害の規模及び被害状況により必要があると認めるときは、配備体制（第1 配備、第2 配備）を弾力的に運用する。

（3） 本部の設置

参集した各課局長は、状況に応じ速やかに本部の設置に移行し得るよう、次の措置をとるものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 職員の増員及び消防班の編成、待機② 災害危険区域の警戒及び情報収集③ 通信（伝達）体制の確立④ その他必要事項 |
|--|

第3 非常体制（本部設置）の設置・運営

1 本部の設置

町長は、町の区域に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、防災の推進を図るため町長が必要と認めたときは、役場庁舎内に本部を設置する。

第3部（第1章 応急活動体制）

（1）本部の設置

① 設置及び廃止の通知等

本部を設置したときは、町長は直ちに、本部の名称、所管区域並びに設置場所及び時間を、その旨を次表の区分により、通知及び公表する。本部を廃止したときも、その旨を設置したときに準じ通知及び公表する。

通知及び公表先	通 知 及 び 公 表 の 方 法	責 任 者
各班	庁内放送、防災行政無線、電話	総務班長
住民	防災行政無線、広報車、報道機関を通じての公表	〃
県本部	県防災行政無線、災害応急復旧用無線電話、電話	〃
関係機関	県防災行政無線、電話	〃
報道機関	口頭又は文書、電話	〃

② 本部設置場所

ア 本部は、庁舎1階庁議室に置く。ただし、庁舎が被災し、本部長が本部を設置できないと判断した場合には、滑川中学校に設けるものとする。

イ 本部室には「滑川町災害対策本部」の標識を掲出する。

③ 本部の職務

ア 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、町長がその任にあたり、本部の事務を総括し、部の職員を指揮監督する。

イ 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長がその任にあたり、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

ウ 本部員は、各課局長等をもって充て、本部会議の構成員として町の実施する応急活動等に関する重要事項について協議する。

エ 本部の下に班を置き、班長には関係課局長等をもって充て、本部長の命を受け、班の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

オ 各班員は、関係する課局等の全職員とし、班長の命を受けて応急活動等に従事する。

④ 本部会議の招集と運営

ア 本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集する。

イ 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員の全部又は一部をもって構成する。

ウ 本部会議の任務は概ね次のとおりとする。

（ア）本部体制の配備及び廃止に関すること。

（イ）重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。

（ウ）避難の指示等に関すること。

（エ）救助法の適用の申請に関すること。

（オ）自衛隊の災害派遣に関すること。

（カ）指定地方行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施の要請及び県、他市町村に対する応援の要請等に関すること。

（キ）災害対策に要する経費の処理方法に関すること。

（ク）その他災害対策に関する重要事項

エ 本部員（各班長等）は、担当班の所管事項に関し、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務班長に申し出るものとする。

オ 本部会議の事務は、総務班連絡情報担当が行うものとする。

⑤ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて、現地災害対策本部（以下「現地本部」という）を設置するものとする。

ア 現地本部長

（ア） 現地本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。

（イ） 現地本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

イ 現地本部の組織等

現地本部を構成する機関、組織等に関して必要な事項は、そのつど本部長が定めるものとする。

⑥ 本部運営上の留意事項

ア 本部配備要員と連絡活動

本部には、総務班情報連絡担当並びにその他各班の連絡担当職員を配備し、連絡活動にあたるものとする。各班の連絡担当職員は、所属班長が指名する。災害の状況によっては、拡大又は縮小できるものとする。

イ 各班の留意事項

（ア） 各班は、現地調査、他の機関、住民等から収集した被害状況等を取りまとめて、そのつど又は指示したとき、事務局（総務班）に通報する。

（イ） 各班は、被災地の視察調査計画、応急対策の実施計画等を取りまとめて事務局（総務班）に通報する。

（ウ） 一般被害状況（特に人身、人家被害）については、警察情報との調整、確認を図る。

（エ） 本部設置時には、勤務時間外にあっても原則として次の措置をとるものとする。

- a 交換業務
- b 防災行政無線の維持
- c 文書浄書要員の確保
- d 庁内自動車の待機
- e テレビ、ラジオのモニタリング等

（オ） 総務班は、被災地、報道機関等からの被害写真等を収集整理して、関係方面に対する提供の需要に応えるものとする。

（カ） 自動車の配車調整について、総務班は次の措置をとるものとする。

- a 本部長、副本部長用車両の確保を図ること。
- b 車両の使用調整は、各班の行動日程を把握して行うこと。
- c 民間車両の借上げは、各班の需要を取りまとめて実施すること。
- d 警察に対する緊急通行車両等の確認申請手続きは、事務局（総務班）が各部を取りまとめて実施すること。

ウ 報道機関に対する被害状況、応急対策状況の発表、資料の配布等は、原則として総務班が特定の場所で行うものとする。特に各班が直接実施する必要があるときは、あらかじめ総務班に連絡をとって行うものとする。

エ 本部縮小の場合の措置

災害状況の推移に応じて、各班の配備を縮小し、又は一部の配備を解くとき、当該班長は、その旨を必ず総務班に連絡するものとし、その非常連絡の措置を定めておくものとする。

第3部（第1章 応急活動体制）

(2) 国、県との連携

町内に国の非常（緊急）災害現地対策本部や県現地災害対策本部が設置された場合には、当該本部と緊密な連絡を図り、協力して災害応急対策を実施する。なお、情報の共有や状況認識の統一を図れるよう、合同会議等の速やかな開催に努める。

(3) 廃止基準

本部の廃止は、本部長が概ね次の場合に廃止する。

- ① 予想される災害の危険が解消した場合
- ② 災害発生後における応急対策が概ね完了したと認められる場合

2 職員の勤務管理、健康管理及び給食等

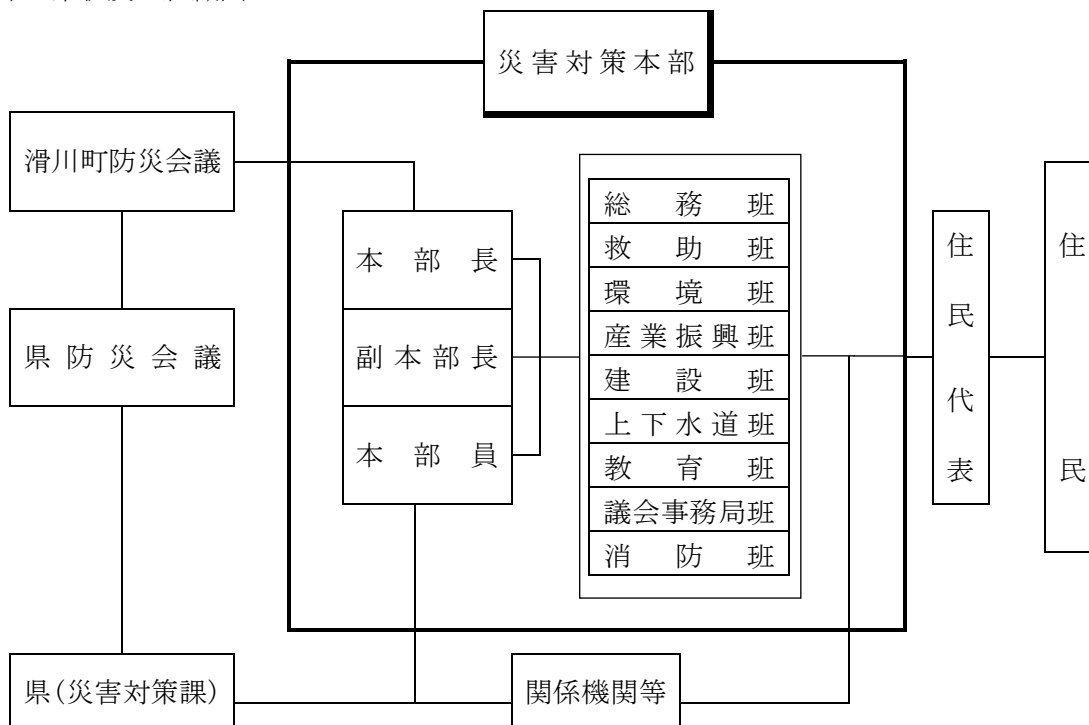
本部長及び各班長は、職員の健康及び勤務状態に常に配慮し、交代要員の確保等適切な措置をとる。

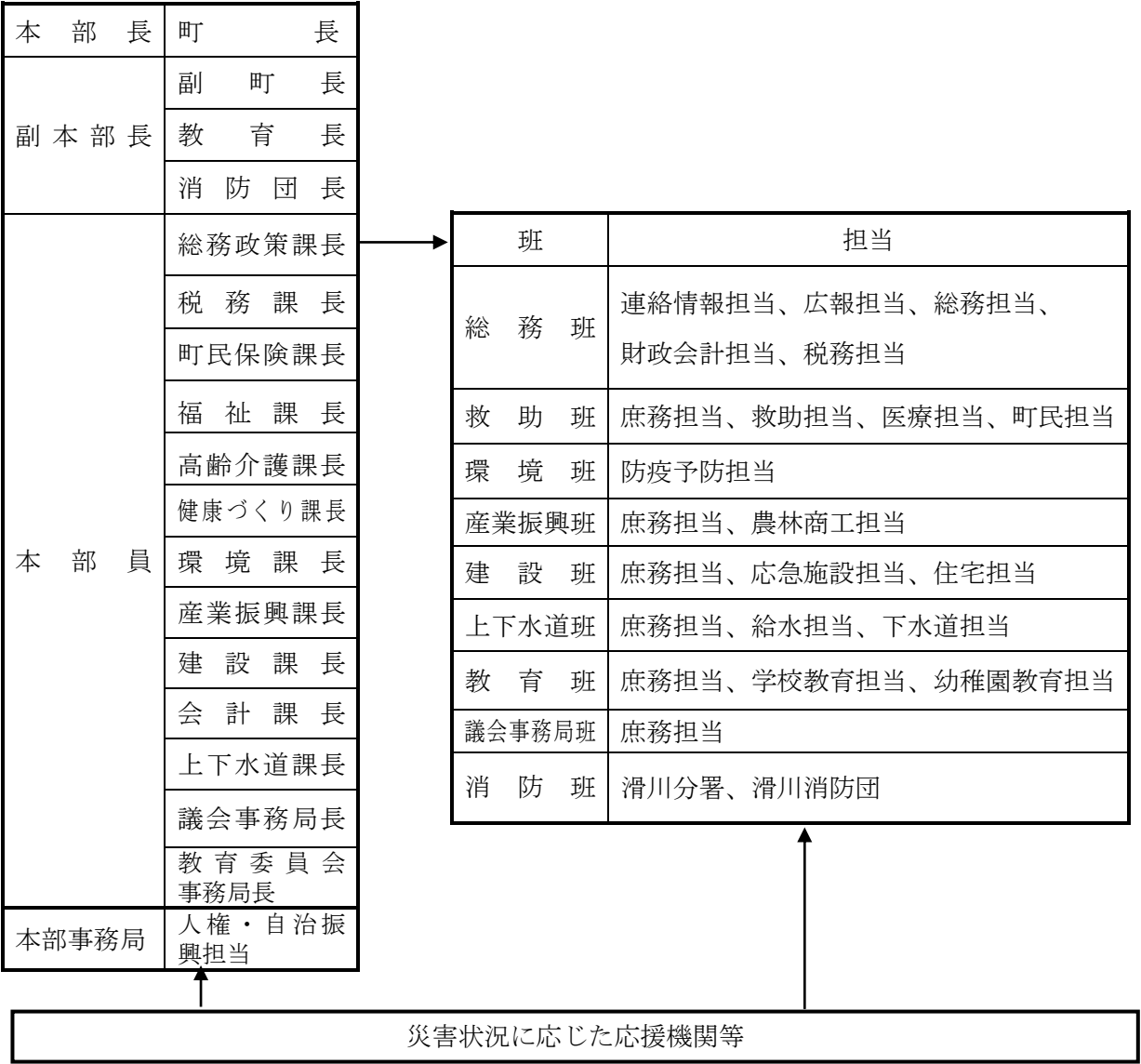
本部は、各班、現地本部の勤務状況を把握し、必要に応じ応援活動の指示を行う。

総務班は、職員の休憩、仮眠、健康管理、給食、給水等の業務を実施するものとし、必要に応じ、他班に応援を依頼する。

3 本部の組織編成

(1) 系統及び組織図





第3部（第1章 応急活動体制）

4 事務分掌

各班の班長は、本部長の命を受けて班内の事務又は業務を掌理し、所属の職員を指揮監督するとともに、各班に班内の事務又は業務を遂行するにあたっての具体的な処理方法を協議し、所属職員各自の責任分担を定めておくものとする。

また、余裕のあるときは、必要に応じ他班の行う事項について応援を分掌するものとする。

職 名	担 当 者 名	事 務 分 掌
本 部 長	町 長	本部の事務を総括し、災害対策に従事するすべての職員を指揮監督する。
副 本 部 長	副 町 長 教 育 長 消 防 団 長	本部長を助け、本部長に事故があった場合はその職務を代行する。（順位は、副町長、教育長、消防団長の順とする。）
本 部 員	総 務 課 長 税 務 課 長 町 民 保 険 課 長 福 祉 課 長 高 齢 介 護 課 長 健 康 づ くり 課 長 環 境 課 長 産 業 振 興 課 長 建 設 課 長 会 計 課 長 上 下 水 道 課 長 議 会 事 務 局 長 教 育 委 員 会 事 務 局 長	1 本部の開設及び閉鎖に関する事 2 本部長の命令の伝達に関する事 3 本部会議に関する事 4 自衛隊への災害派遣要請に関する事 5 県、市町村及び防災関係機関への協力・応援要請に関する事 6 防災会議その他の関係機関との連絡調整に関する事

職 名	担当者名	事 務 分 掌
各班・各担当に共通する事務		1 職員・来庁者の救助・搬送に関する事 2 各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関する事 3 所管施設の被害状況の把握及び保全措置に関する事 4 所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関する事 5 使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関する事 6 指揮命令系統及び業務実施体制の確立に関する事 7 所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関する事 8 家屋被害状況の調査、罹災証明書の発行、被災者名簿（台帳）作成への協力に関する事 9 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関する事 10 各課（他班）との総合調整（応援・協力）に関する事 11 その他本部長の命ずる事項に関する事
総 務 班 班 長 （総務政策課長） 副 班 長 （税務課長） （会計課長）	連絡情報担当 （人権・自治振興担当） （企画調整担当） （コミュニティセンター）	1 職員の動員配備及び災害対策活動に関する事 2 各班との連絡調整に関する事 3 気象情報に関する事 4 本部指令に関する事 5 災害情報（被害情報、雨量、水位、応急対策の実施状況等）のとりまとめ、記録等に関する事 6 災害情報の伝達に関する事 7 防災行政無線に関する事 8 避難の指示、警報の伝達に関する事 9 救助法に関する情報の収集及び県への報告に関する事 10 避難所の開設及び閉鎖状況の把握に関する事 11 自治会との連絡調整に関する事 12 災害復興に係る総合調整に関する事

職 名	担当者名	事 務 分 掌
	広 報 担 当 (秘書広報担当)	1 本部長の秘書に関すること 2 災害広報に関すること 3 被害及び対策状況の報道に関すること 4 災害の記録写真の編集及び保存に関すること 5 報道機関との連絡調整に関すること 6 庁舎の維持管理に関すること 7 陳情・見舞の応接に関すること
	総 務 担 当 (総務担当)	1 職員の被害調査に関すること 2 出動職員の給水及び給食、健康に関すること 3 出動職員の公務災害に関すること 4 災害対策職員の保健衛生に関すること 5 庁内のネットワークの被害状況調査及び復旧に関すること 6 データの保全に関すること 7 庁用車及び借上車等の配車に関すること 8 受援に関する状況把握・とりまとめ、体制確保に関すること 9 緊急輸送計画に関すること 10 その他、他の主管に属さないこと
	財政会計担当 (財政担当) (会計用度担当)	1 災害経費の資金計画及び調達に関すること 2 救助法に係る支出負担行為の確認及び収入支出の審査に関すること 3 災害に対する緊急支払に関すること 4 災害に対する出納に関すること 5 災害対策予算の編成及び資金に関すること 6 災害関係予算の執行及び管理に関すること 7 他の所管に属さない町有施設の被害状況調査及び応急対策に関すること 8 会計帳簿の整備、記録に関すること
	税 務 担 当 (管理担当) (町民税担当) (資産税担当)	1 罹災証明書の発行に関すること 2 被災者名簿（台帳）の作成に関すること 3 税の減免等に関すること 4 災害相談窓口の設置運営に関すること 5 家屋の被害調査に関すること
救 助 班 班 長 (福祉課長) 副 班 長 (高齢介護課長) (町民保険課長) (健康づくり課長)	庶 務 担 当 (社会福祉担当) (こども福祉担当) (年金国保担当)	1 救助班による被害状況調査のとりまとめ 2 災害ボランティアセンターとの連絡調整などボランティアに関すること 3 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付等に関すること 4 義援金の受領・配分等に関すること 5 日赤等関係機関との連絡調整に関すること 6 救助法の適用実務に関すること 7 社会福祉協議会との連絡調整に関すること
	救 助 担 当 (社会福祉担当) (こども福祉担当) (高齢者福祉担当) (介護保険担当)	1 避難所（福祉避難所含む）の開設及び管理・運営に関すること 2 福祉関連施設の被災状況調査及び応急対策に関すること 3 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関すること 4 施設入所者及び利用者の安否確認及び安全確保に関すること 5 帰宅困難者対策に関すること 6 要配慮者の支援に関すること 7 炊き出しに関すること 8 遺体の搬送に関すること 9 遺体収容施設の確保に関すること

第3部（第1章 応急活動体制）

職 名	担当者名	事 務 分 掌
	医 療 担 当 (保健予防担当) (健康づくり担当)	1 負傷者の応急手当及び医師の派遣に関する事 2 医療救護班の編成及び救護所の設置に関する事 3 日赤救護班、医師会、医療機関、保健所及び薬品業者との連絡調整に関する事 4 医薬品及び衛生材料の調達確保に関する事 5 病院・診療所等の被災状況調査に関する事 6 被災者の健康管理、心のケアに関する事
	町 民 担 当 (町民担当) (年金国保担当)	1 食料、生活必需品等の救援物資の確保及び管理、配分に関する事 2 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関する事 3 物資の輸送に関する事 4 遺体の埋火葬に関する事 5 避難誘導に関する事 6 国民年金、国民健康保険に関する事 7 外国人の安否確認及び安全確保に関する事
環 境 班 班 長 (環境課長)	防疫予防担当 (生活環境担当)	1 感染症予防及び防疫、衛生対策に関する事 2 清掃及び消毒に関する事 3 災害廃棄物及びがれき等の集積場所の確保及び開設に関する事 4 ごみ及びし尿、がれき等の処理に関する事 5 廃棄物処理施設の被害状況調査に関する事 6 有害物質取扱施設の被害情報の収集及び調査、指導に関する事 7 へい獣処理に関する事 8 ペット、放浪動物対策に関する事
産 業 振 興 班 班 長 (産業振興課長)	庶 務 担 当 (土地改良担当) (農業委員会農地担当)	1 産業振興班による被害状況調査のとりまとめ 2 農業気象情報の受信及び情報の伝達に関する事 3 農家、農作物及び農業用各種施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 4 主要農作物の災害対策に関する事 5 農業者に対する復旧の促進及び資金の融資に関する事 6 農地及び農業施設の災害復旧対策立案、指導に関する事 7 救助班物資係の応援に関する事
	商 工 担 当 (農林商工担当)	1 商工会、企業団体等との連絡調整に関する事 2 商店、工場、事業所等の被害状況調査に関する事 3 商業関係、工場、事業所等の復旧対策に関する事 4 農業者に対する復旧の促進及び資金の融資に関する事 5 企業等に対する災害融資及び復旧資金のあっせんに関する事 6 観光客の安全対策に関する事 7 被災者の雇用対策に関する事 8 主要農作物の種苗の確保に関する事 9 病虫害発生状況の調査及び病虫害防除対策及び指導に関する事 10 家畜、家禽、畜産施設等の被害状況調査に関する事 11 家畜の応急診療及び畜舎の消毒等飼育確保に関する事
建 設 班 班 長 (建設課長)	庶 務 担 当 (管理担当)	1 建設班による被害状況調査のとりまとめ 2 水防に関する情報の受報及び通報並びに連絡に関する事 3 河川の巡視及び水位の把握及び水防現地活動に関する事 4 建築・土木関係事業所の確保及び連絡に関する事

職 名	担当者名	事 務 分 掌
	応急施設担当 (管理担当) (道路整備担当)	1 道路、橋梁、河川の被害状況調査及び通報に関する事 2 道路、橋梁、河川の緊急修理に関する事 3 道路破損等による二次災害防止に関する事 4 緊急自動車通過道路の確保に関する事 5 障害物の除去に関する事 6 交通情報の収集、連絡に関する事 7 交通機関との連絡に関する事 8 交通不能又は交通危険箇所対策に関する事 9 自衛隊の誘導に関する事
	住 宅 担 当 (都市計画担当) (開発指導担当)	1 町有建築物の被害状況調査及び応急対策に関する事 2 被災宅地危険度判定に関する事 3 被災建築物応急危険度判定に関する事 4 応急仮設住宅の設計（設置）に関する事 5 仮設トイレの設置に関する事 6 資材の確保、輸送に関する事 7 住宅応急修理に関する事 8 都市復興計画に関する事
上下水道班 班 長 (上下水道課長)	庶 務 担 当 (水道管理担当) (水道施設担当) (下水道担当)	1 上下水道施設の被害状況調査及びとりまとめに関する事 2 関係業者との連絡調整に関する事 3 応急資機材の整備及び確保に関する事
	給 水 担 当 (水道管理担当) (水道施設担当)	1 水道の応急復旧に関する事 2 飲料水源の確保及び配水に関する事 3 応急給水に関する事 4 給水施設の開放に関する事 5 水質検査に関する事
	下 水 道 担 当 (下水道担当)	1 下水道施設の応急修理に関する事 2 下水道施設の復旧計画の作成及び復旧工事に関する事 3 下水道施設の防水対策活動に関する事 4 集落排水施設の保全、応急修理に関する事 5 公設浄化槽施設の保全、応急修理に関する事 6 下水道関係業者の確保及び連絡に関する事 7 し尿の処理に関する事
教 育 班 班 長 (教育委員会事務局長) 副 班 長 (幼稚園長)	庶 務 担 当 (生涯学習担当) (生涯スポーツ担当) (図 書 館) (文化財保護担当)	1 教育班の被害状況調査のとりまとめに関する事 2 施設利用者の安全確保及び安否確認に関する事 3 文化財の被害状況調査及び保護に関する事 4 社会教育施設の被害状況調査及び災害応急対策に関する事 5 避難所としての施設開放に関する事 6 応急教育実施場所に関する事
	学校教育担当 (教育総務担当) (学校教育担当)	1 児童生徒等の安否確認及び安全確保に関する事 2 学校施設の被害状況調査及び応急対策に関する事 3 通学路の安全確認に関する事 4 就学援助に関する事 5 応急教育の方法、指導に関する事 6 教科書及び教材等の配給に関する事 7 罹災児童生徒等の災害見舞金品に関する事 8 児童生徒等の避難及び保護者への引渡しに関する事 9 罹災児童生徒等の相談並びに心のケアに関する事 10 避難所運営に係る学校職員の指導に関する事 11 学校給食及び被災者の炊き出しの実施に関する事

第3部（第1章 応急活動体制）

職 名	担当者名	事 務 分 掌
	幼稚園教育担当 (幼稚園担当)	1 幼稚園施設の被害状況調査及び応急対策に関すること 2 園児の安否確認及び安全確保に関すること 3 園児の避難及び保護者への引渡しに関すること
議会事務局班 (議会事務局長)	庶 務 担 当 (庶務担当)	1 町議会議員の連絡及び災害情報収集に関すること 2 町議会議員の応急対策活動に関すること 3 他対策班の協力に関すること
消 防 班 班 長 (消防副団長)	消 防 担 当 (滑川消防団)	1 災害対策活動に関すること 2 救助・救急活動に関すること 3 防災資機材の調達及び供給に関すること 4 消防団の動員及び連絡調整に関すること 5 危険区域の警戒パトロールの実施に関すること 6 埼玉県広域消防相互応援協定に基づく消防応援隊の出動要請に関すること 7 緊急消防援助隊の出動要請に関すること 8 火災、災害等速報要領に基づく関係機関への連絡に関すること 9 DMATの出動要請に関すること

第2節 配備・動員計画【全課局】

目標

災害の状況に応じて、迅速な災害応急対策活動を実施できるよう、速やかに職員を動員し、配備体制を整えるものとする。

第1 職員の配備体制

配備体制		配備基準	動員計画	
初動体制		1 洪水注意報発表時 2 台風接近時における大雨注意報発表時 3 大雨警報・洪水警報発表時 4 その他災害の発生のおそれがあるとき 等	勤務 時間内	総務政策課・建設課等職員
			勤務 時間外	指定登庁職員
警戒 体制	第1 配備	1 台風接近時における大雨洪水等の気象警報発表時 2 高齢者等避難の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想される時 3 記録的短時間大雨情報発表時 4 災害が発生した場合又は発生が予想される場合（台風直撃等）	課長職等	
	第2 配備	1 避難指示の発令（警戒レベル4）が検討される災害の発生が予想される時 2 キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP））により、町域内に「危険（紫）」が表示されたとき 3 土砂災害警戒情報発表時 4 災害が発生した場合又は大規模災害の発生が予想される場合	原則として指定登庁職員	
非常体制		1 特別警報発表時 2 キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP））により、町域内に「災害切迫（黒）」が表示されたとき 3 町に災害救助法が適用され、法による救助が行われる災害が発生したとき 4 相当規模の災害が発生又は発生が予想される場合	全職員及び消防団	

1 配備体制の決定

（1）初動体制

情報の収集連絡及び災害に対する準備処置を任務として活動する体制

（2）警戒体制（第1 配備）

本部は設置しないが、通常の組織をもって、情報の収集連絡、予報・警報の伝達及び災害に対する準備処置・応急措置を任務として活動する体制

（3）警戒体制（第2 配備）

本部を設置しないが、通常の組織をもって被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制

第3部（第1章 応急活動体制）

（4） 非常体制：本部設置

本部を設置して、全職員の動員による町の組織機能のすべてを挙げて、救助その他の応急対策をもっとも強力に推進する体制

第2 職員の動員体制

1 動員の伝達及び体制

（1） 勤務時間内における動員の指令

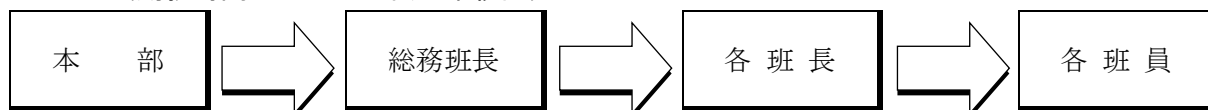
- ① 本部長の配備指令後、指示された各配備区分等に基づき、総務班長（総務政策課長）が各班長に伝達を行うものとする。

なお、総務班長が不在の場合は、本部長の指示に基づき総務副班長が行うものとする。

- ② 各班長等は、指示された配備体制により、あらかじめ定めた職員ごとの配備に付け、応急対策活動等を命令するものとする。

なお、配備命令を受けた職員は、上司の命に従い直ちに応急対策活動等を実施しなければならないものとする。

〔勤務時間内における伝達系統図〕



（2） 勤務時間外における動員の指令

勤務時間外に災害が発生した場合は、日直又は警備員は直ちに総務政策課長（総務班長）に連絡し、町長（本部長）の配備指令後は、指示された各配備区分等に基づき、総務班長は各班長に伝達し、伝達を受けた各班長は、所管の班員へ速やかに伝達するものとする。

〔勤務時間外における伝達系統図〕



2 動員の原則

職員は、勤務時間外であっても、テレビ、ラジオ等により災害の発生若しくは災害が発生するおそれがあることを覚知したとき、又は被害の発生が予想されるときは、動員命令を待つことなく直ちにあらゆる手段をもって、あらかじめ指定された場所へ事前に参集して、上司の命に従い、直ちに応急対策活動等を実施しなければならないものとする。

（1） 所属動員

各班長は、下記に定める職員をあらかじめ指名して災害発生時又は災害発生が予想される場合に、指定された場所へ事前に参集させるものとする。

- ① 直近動員により5分以内に参集できる職員
- ② 直近動員等によって参集した職員の指揮者として活動できる職員
- ③ 情報収集要員及び災害対策本部と関係機関との連絡要員
- ④ 業務上警戒監視、緊急措置等を行うために必要な職員
- ⑤ 特殊業務を担当する職員

⑥ 応急対策上各班長が必要と認める職員

（2） 動員時の応急配備

各班長等は、職員の参集状況に応じ、順次応急対策班を編成するものとし、あらかじめ定められた者以外の職員を指名して配備に付け、応急活動を命ずることができるものとする。

なお、職員の参集状況と災害状況を勘案して、順次本部長の指示に基づく配備体制に移行するものとする。

また、道路が途絶してしまったときは、通常の経路以外から登庁するものとし、登庁が困難な場合は、近隣の避難所及び避難場所から庁舎へ連絡し指示を受けることとする。

（3） 配備状況の報告

各班長は、所属職員の配備を完了したときは、速やかに本部長に報告しなければならないものとする。

（4） 職員は、勤務時間外等において大規模な災害が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、最寄りの指定避難所等に非常参集する。

参集後、電話等により、①町の配備体制、②時間を要しても所定の配備につく必要があるかなどを確認する。所定の配備につくことができない職員又は所定の配備につくことを要しないとされた職員は、本部員の指示に従うものとする。

また、災害状況の推移に従い、最終的には所属部署に参集するよう努める。

（5） 参集時の留意事項

① 職員は、参集に際し、安全かつ活動しやすい服装で参集すること。

② 職員は、参集途中において、人命に危険のある事故等に遭遇したときは、付近住民と協力して適切な処置をとらなければならないものとする。

③ 職員は、参集途上に知り得た被害状況又は災害情報を参集後速やかに所属班長に報告しなければならないものとする。

④ 交通途絶時における職員の参集は、自転車、バイク、徒歩のいずれかによるものとする。

⑤ 職員は、参集後の服装として、町防災服を着用する。

第2章 事前措置及び救助法の適用

災害が発生するおそれがある場合における措置及び救助法の適用について定める。

第2章 事前措置及び救助法 の適用

第1節 事前措置及び応急措置等

第2節 救助法の適用

第1節 事前措置及び応急措置等【全課局】

目標

救助法の適用基準に満たない小災害の場合は、同法に準じて本部長（町長）が救助を実施するものとする。

第1 町長の事前措置及び応急措置

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、速やかに次の措置をとるものとする。

1 出動命令等

- （1） 本部員等に対して出動準備させ、若しくは出動を命ずること。
- （2） 警察官及び指定地方行政機関の長、災害応急対策に責任を有する県の出先機関その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要施設の管理者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めること。（災対法第58条）

2 事前措置

災害が発生した場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。（災対法第59条）

3 避難の指示等

人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するものとする。（災対法第60条）

4 その他の応急措置等

- （1） 町長の応急措置に対する責任（災対法第62条第1項）
- （2） 警戒区域の設定等（災対法第63条、消防法第28条・第36条、水防法第21条）
- （3） 工作物の使用、収用等（災対法第64条第1項）
- （4） 工作物の除去、保管等（災対法第64条、同法施行令第25条～第27条）
- （5） 従事命令（災対法第65条、消防法第29条第5項、水防法第24条）

- (6) 災対法第 63 条第 2 項に定める町長の委任を受けて町長の職権を行う町の職員については、あらかじめ定めておき関係機関に連絡する。
- (7) 損害補償
- ① 町は、保管、管理、使用、収用の処分によって、通常生ずる損失に対しては、補償を行う。
(災対法第 82 条第 1 項)
 - ② 従事命令又は協力命令によって応急措置の業務に従事し、又は協力した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、埼玉県市町村消防災害補償組合条例の定めるところにより、その者、その者の遺族又は被扶養者等がこれらの原因によって受ける損害を補償する。(災対法第 84 条第 1 項、同法施行令第 36 条第 1 項)

第2節 救助法の適用【全課局】

目標

救助法は、災害に際して国が応急的に必要な救助を行い、災害にかかった人の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とした法律である。

なお、救助法に基づく「救助」は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務である。ただし、知事から救助の実施についてその一部を委任された場合は、町長が行うものとする。また、委任により町長が行う事務を除くほか、町長は、知事が行う救助を補助するものとする。

第1 救助法の適用基準等

1 実施機関

救助法による救助の実施は、町長の要請に基づき、知事が行うものとするが、知事から救助の実施について、職権の一部を委任された場合の救助については、町長が行う。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、町の被害が次の各号の一以上に該当する災害で、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに実施するものとする。

- (1) 町における住家の被害（住家が滅失した世帯の数）が 50 世帯に達したとき。（基準 1 号）
- (2) 被害が相当広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯数が 2,500 世帯以上であって、町の被害世帯数が、前号の被害世帯数の 2 分の 1 に達したとき。（基準 2 号）
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 12,000 世帯以上であって、町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。（基準 3 号）
- (4) 被害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。（基準 3 号）
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたときであって、内閣府令で定める基準に該当するとき。（基準 4 号）

[資料] 10－1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

第3部（第2章 事前措置及び救助法の適用）

第2 救助法適用の手続き

1 救助法適用の手続き

災害に際し、町における災害が上記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちに知事に救助法の適用を要請するものとする。

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができない場合は、町長は、救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けるものとする。

県災害対策課	電 話	048 (830) 8181
	F A X	048 (830) 8159

2 救助法による救助の種類と実施者

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者 区 分
避難所の設置	7 日以内	町
炊き出しその他による食品の給与	7 日以内	町
飲料水の供給	7 日以内	町
被服寝具その他生活必需品の給貸与	10 日以内	町
医療及び助産	14 日以内（ただし、助産分べんした日から7 日以内）	医療班派遣＝県及び日赤 県支部（ただし、委任したときは、町）
学用品の給与	教科書 1 ヶ月以内 文房具 15 日以内	町
被災者の救出	3 日以内	町
埋葬	10 日以内	町
生業資金の貸与	現在運用されていない	
応急仮設住宅の供与	（建設型応急住宅）20 日以内に着工 （賃貸型応急住宅）速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも2 年以内	対象者、設置箇所の選定 ＝町 設置＝県（ただし、委任したときは、町）
被災した住宅の応急修理	3 ヶ月以内（災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6 ヶ月以内）に完了	町
遺体の搜索	10 日以内	町
遺体の処理	10 日以内	町
障害物の除去	10 日以内	町

※ 期間については、すべての災害発生の日から起算する。

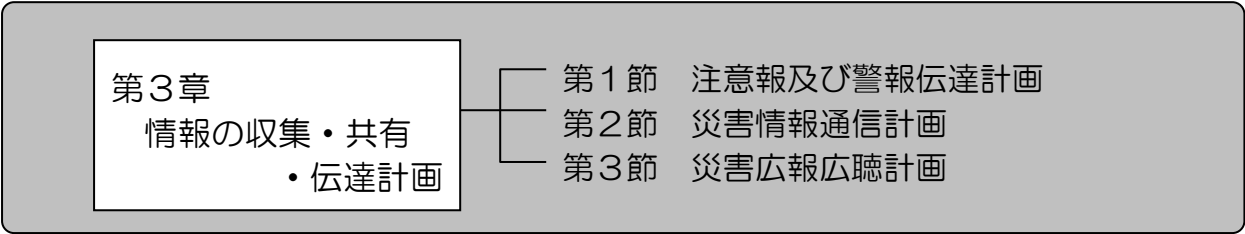
ただし、知事あて申請し内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

3 救助法が適用されない場合の措置

救助法の適用基準に満たない小災害の場合は、同法に準じて本部長(町長)が救助を実施する。

第3章 情報の収集・共有・伝達計画

風水害が発生した場合又は被害が発生するおそれがある場合、災害の応急対策を実施するための情報の収集・共有・伝達及び災害情報を住民へ迅速かつ的確に伝達するための広報、報道機関への情報提供について定める。



第1節 注意報及び警報伝達計画【総務政策課】

目標

この計画は、注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達するため、その種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法を定めるものである。

第1 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

1 注意報、警報の種類及び発令基準

(1) 注意報・警報等の対象地域、種類及び発表基準

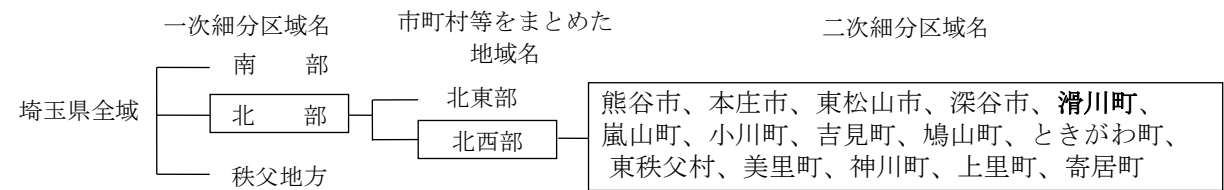
① 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

② 対象地域

気象特別警報・警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。また、特別警報・警報・注意報の発表にあたり市町村をまとめた地域（6地域）を用いることもある。

天気予報は一次細分区域（3区域）に区分して発表する。なお、本町は、一次細分区域名は「埼玉県北部」、二次細分区域の市町村等をまとめた地域名では「埼玉県北西部」となる。



第3部（第3章 情報の収集・共有・伝達計画）

③ 種類及び発表基準

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の種類及び発表基準は、次のとおりである。（以下、本町に関係ある種類に限る）

〔特別警報・警報・注意報の概要〕

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

〔特別警報・警報・注意報の種類概要〕

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

〔注意報・警報等の種類及び発表基準（滑川町）〕 令和2年8月6日現在

		発 表 基 準	
特別警報	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警 報	大 雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 21
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 128
	洪 水	流域雨量指数基準	滑川流域=10.9
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
	暴 風	平均風速	20m/s
	暴 風 雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大 雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm

第3部（第3章 情報の収集・共有・伝達計画）

		発 表 基 準	
注 意 報	大 雨	表面雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	92
	洪 水	流域雨量指数基準	滑川流域=8.7
		複合基準	滑川流域=（5, 6.1）
		指定河川洪水予報による基準	—
	強 風	平均風速	11m/s
	風 雪	平均風速	11m/s 雪を伴う
	大 雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	雷	落雷等で被害が予想される場合	
	融 雪		
	濃 霧	視程	100m
	乾 燥	最小湿度 25% 実効湿度 55%	
	な だ れ		
	低 温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下*熊谷地方気象台の値	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下	
	着 氷 ・ 着 雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合	
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報		1 時間雨量	100mm

※1 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報等は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。

※2 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報等の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報等について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

※令和3年10月7日22時41分頃の千葉県北西部の地震に伴い、埼玉県では通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用

（2） 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

〔キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等〕

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害） の危険度分 布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命に危険が及ぶ土砂災害が切迫しているか、既に発生している可能性が高い状況となる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報 （浸水害）の 危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の 危険度分布）	洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：流域雨量指数の実況値が大雨特別警報（浸水害）の基準値に到達したことを示す。重大な洪水災害が切迫しているか、既に発生している可能性が高い状況である警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数 の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

① 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間雨量）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

② 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得

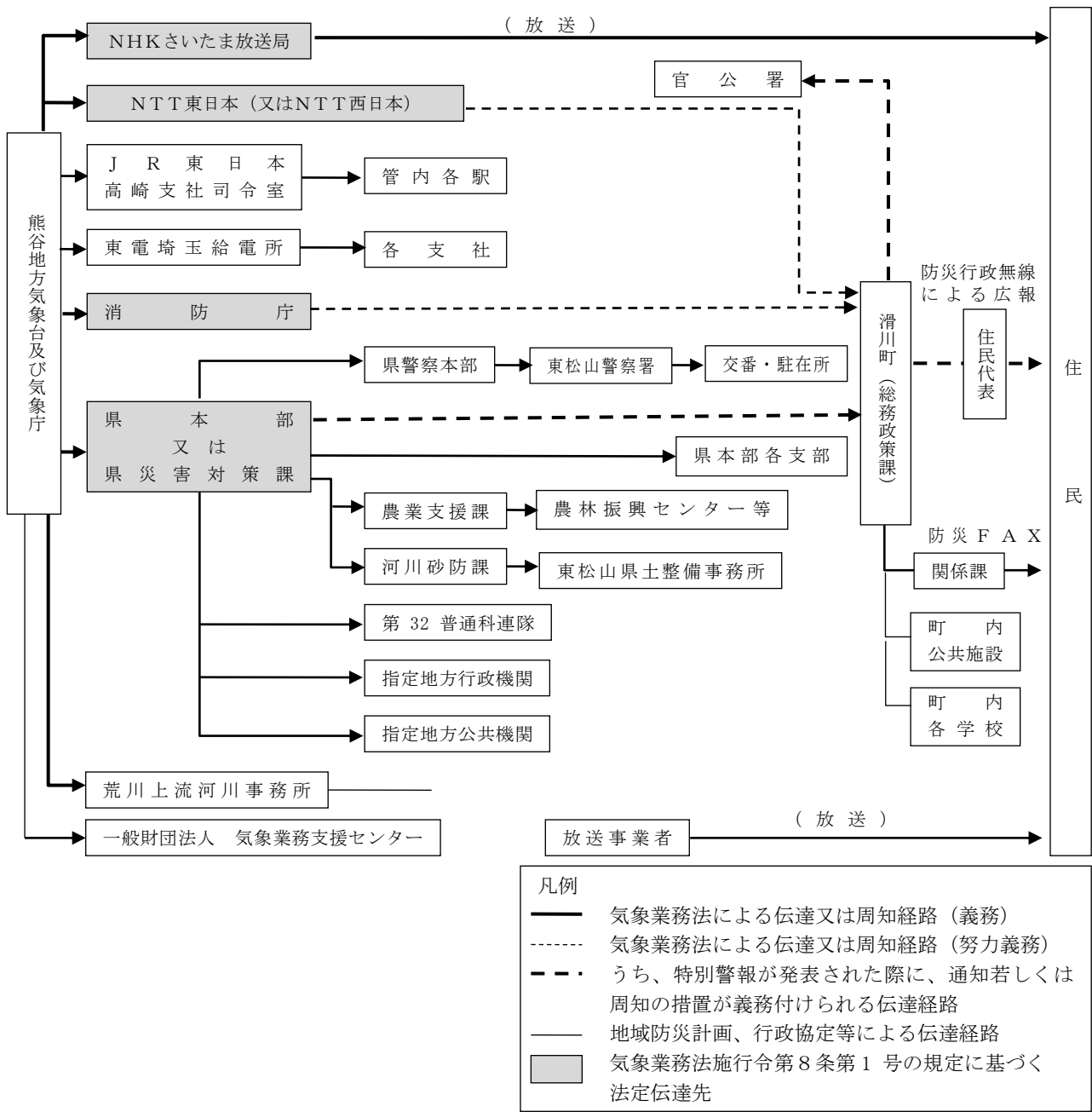
第3部（第3章 情報の収集・共有・伝達計画）

られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

- ③ その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、天候早期警戒情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。

(3) 伝達系統

〔伝達系統図〕



2 気象業務法、災対法に基づく土砂災害警戒情報

（1） 目的

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

（2） 発表及び解除

発表及び解除は、県と熊谷地方気象台が協議して行う。

伝達系統は、1（3）の伝達系統図による。

また、町の発表基準については、第3部 第5章 第2節「土砂災害防止計画」に準ずるものとする。

3 消防法に基づく火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台長が県知事に通報するもので、県を通じて町や消防本部に伝達される。

通報基準は当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。

（1） 最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合

（2） 平均風速が10m/s以上、ただし、降雨・降雪中は除く

（3） 最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下となり、平均風速が10m/s以上になると予想される場合

4 熊谷地方気象台と埼玉県・市町村とのホットラインの運用

（1） 熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者又は市町村防災担当課責任者等へ電話連絡する。

緊急性が高い場合などには、首長又は幹部職員に直接連絡を行う。

- ・ 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、さらに災害の危険性が切迫している場合
 - ・ 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - （1） 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - （2） 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は特別警報の切替えをした場合
 - （3） 特別警報を解除した場合
- ※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

（2） 町は、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

第2 異常な現象発見時の通報

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれのある異常現象を発見した者の通報は、次の要領による。

1 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。（災対法第54条第1項）

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。（同条第2項）

通報を受けた警察官はその旨を速やかに町長に通報しなければならない。（同条第3項）

2 町長の通報及びその方法

前項の通報を受けた町長は、町防災計画の定めるところにより気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

（1） 通報の中で、気象庁（熊谷地方気象台）に行う事項

① 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えばたつ巻、強いひょう等

② 地震・火山に関する事項

火山関係：噴火現象や数日間にわたり頻繁に感ずるような地震等

地震関係：数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

（2） 気象庁機関の通報先

熊谷地方気象台

第3 町の措置

1 警報等の受信時の措置

町長は、県等関係機関から警報等の伝達を受けたとき、又はテレビ、ラジオ放送などにより警報等が発せられたことを知ったときは、概ね次の措置等を実施するものとする。

特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車により住民へ周知するなどの対応をとるものとする。

なお、気象警報等の取扱いの体制については、伝達責任者を総務班班長とし、連絡情報担当において措置等を実施するものとする。

（1） 県等関係機関と緊密に連絡をとるほか、テレビ、ラジオ放送には特に注意し、的確な情報の把握に努め、その対策に万全を期するものとする。

（2） 町の区域内に異常な気象現象等により災害が発生するおそれがあり、必要と認めた場合は、次の警戒体制をとるものとする。

① 災害危険区域、重要防御施設等に対する警戒及び巡視

なお、警戒及び巡視員は、概ね次の状況等を把握するものとする。

ア 降雨状況

イ 河川周辺の状況

ウ 災害危険区域の状況

エ 道路等の状況

オ 避難所周辺の状況

避難所周辺の状況確認については、指定された避難所が災害状況によって、浸水、土砂災害等の危険の有無を確認するとともに、住民等を避難所に収容した後においても、その周辺の警戒を実施するものとする。

② 災対法第56条に基づく住民、その他関係機関等への気象情報、警報等の広報及び伝達

③ 必要により住民等に対する災害情報、避難情報の広報及び避難の指示

④ 警戒区域の設定

第3部（第3章 情報の収集・共有・伝達計画）

⑤ その他町長が必要と認める事項

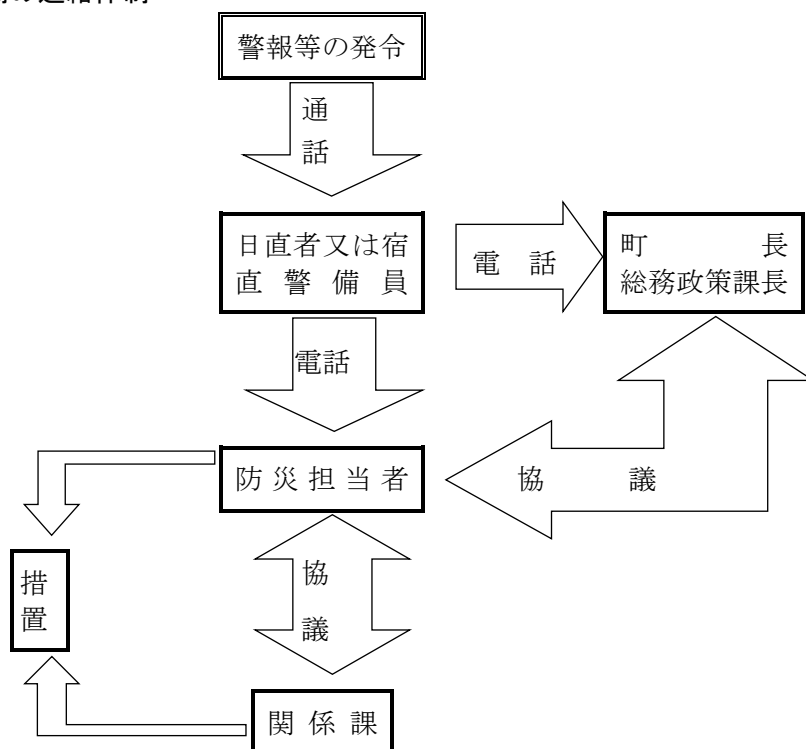
（3） 警報等を住民及び関係者等に徹底する事項にあつては、次のとおりとする。

- ① 警報等の内容
- ② 予想される災害の実態
- ③ 各機関等がとるべき体制及び措置
- ④ その他町長が必要と認める事項

（4） 警報等を地域住民等に周知するにあつては、次の方法により速やかに行うものとする。

- ① 防災行政無線
- ② 広報車
- ③ 消防自動車

2 休日、夜間の連絡体制



3 火災警報等の発令

火災警報は、町長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発表するもので、消防庁が発令し、その必要がなくなったとき解除する。

第2節 災害情報通信計画【全課局】

目標

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、町は、県及び関係機関と緊密な連携をとり、迅速かつ的確に収集するものとする。

このため、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における災害に伴う災害情報の収集及び報告並びに災害通信等については、この計画の定めるところにより行うものとする。

第1 災害情報計画

1 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

(1) 風水害時に収集すべき情報

町長は、災対法第51条の規定に基づき、雨量等の気象情報及び雨量情報、地域の災害危険状況、住民の避難状況、発災状況、被害状況、ライフライン被災状況、復旧に関する情報等について、災害の警戒段階、発生段階、復旧過程に応じて、適宜収集・分析・加工・共有・伝達を行うものとする。

① 警戒段階で収集すべき情報の例

情報項目	情 報 の 内 容	収集時期	収 集 源	伝達手段・経路等
1 気象警戒等、気象情報	予測される雨量等警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	・防災情報提供システム（気象庁） ・専用回線電話 ・加入電話、テレビ・ラジオ
2 雨量等の気象情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随 時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予報 ・県河川砂防課、県土整備事務所（県水防情報システム等） ・各雨量観測実施機関 ・町、消防独自の雨量観測所	・防災情報システム ・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・水防無線
	・河川水位、流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随 時	・県河川砂防課、県土整備事務所（県水防情報システム等） ・消防機関の警戒員 ・自主防災組織	
3 災害危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期、箇所 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	異常の覚知後即時	・町、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織、住民	・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線
4 住民の動向	・警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） ・自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防、警察 ・自主防災組織	・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

第3部（第3章 情報の収集・共有・伝達計画）

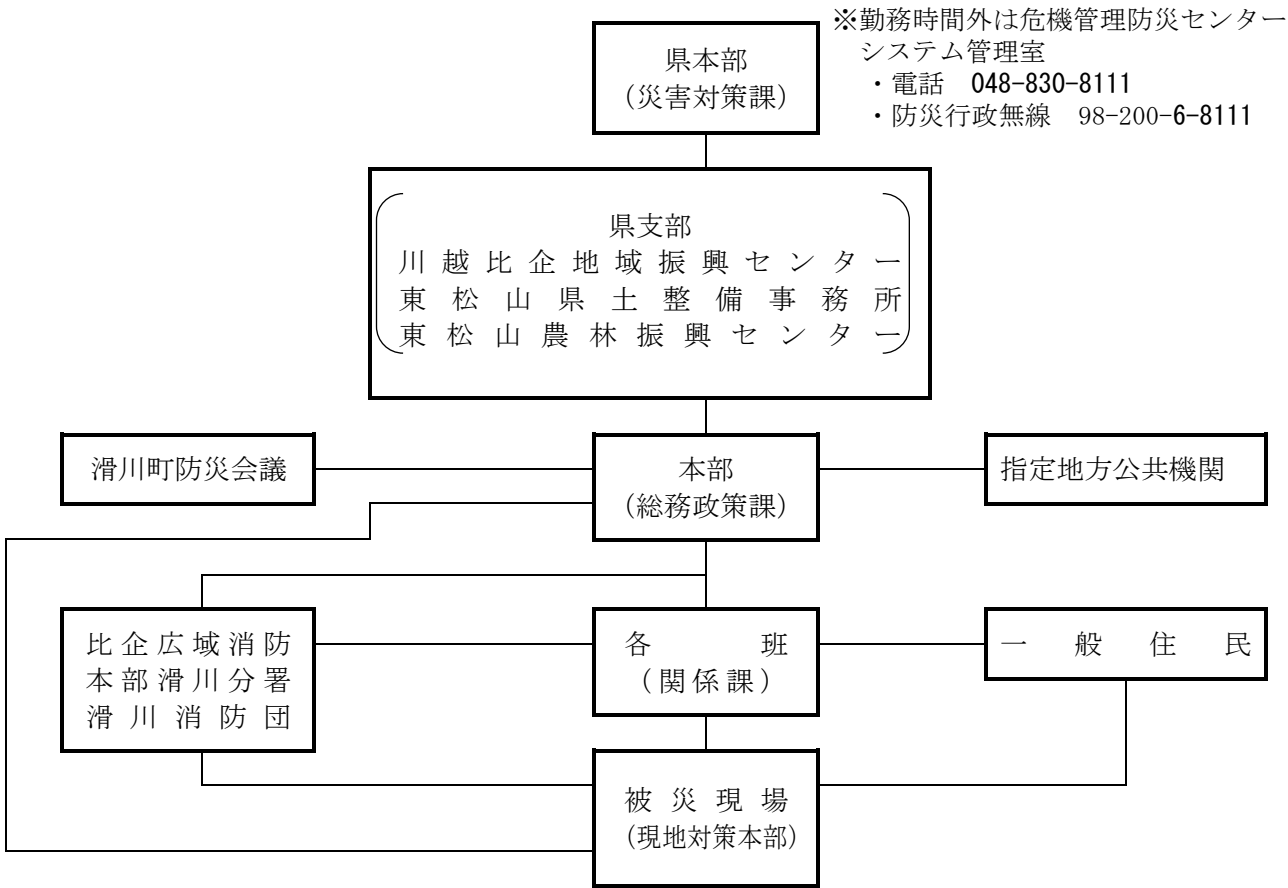
② 発災段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情 報 の 内 容	収集時期	収 集 源	伝達手段・経路等
1 発災情報	①河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）、浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ②がけ崩れ、土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） ③発災による物的、人的被害に関する情報 （特に死者、負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報）	発災状況の覚知後即時	（・被災現場 ・災害危険箇所等を 中心とする警戒区 域ごと） ・町職員 ・消防団員 ・警察署 ・各公共施設の管理者 （避難所） ・自主防災組織、区組織 ・住民	・防災情報システム ・加入電話 ・専用回線電話 ・消防無線 ・警察無線 ・町防災行政無線移動局 ・アマチュア無線 ・災害応急復旧用無線 電話（TZ41等） ・孤立防止無線
	④ライフラインの被災状況、応急対策の障害となる各道路、橋梁、鉄道、電気、水道、電話、通信施設等の被災状況	被災後、被害状況が把握された後	・各ライフライン関係機関	・加入電話 ・専用回線電話 ・災害応急復旧用無線 電話（TZ41等）
2 住民の避難状況	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数避難所名等）	避難所収容の後	・避難所管理者、勤務職員 ・消防団員 ・警察署 ・自主防災組織、区組織	・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・警察無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

（2） 情報収集の際の留意事項

- ① 町は、災害情報の収集にあたっては、警察署と緊密に連絡するものとする。
- ② 被害の程度の調査にあたっては、町内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。
- ③ 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
- ④ 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。
- ⑤ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

（3） 災害情報の収集及び被害報告の統括系統図

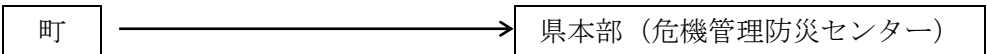


※注 （ ）内は、災害対策本部未設置の場合の報告先を示す。

2 部門別通達系統

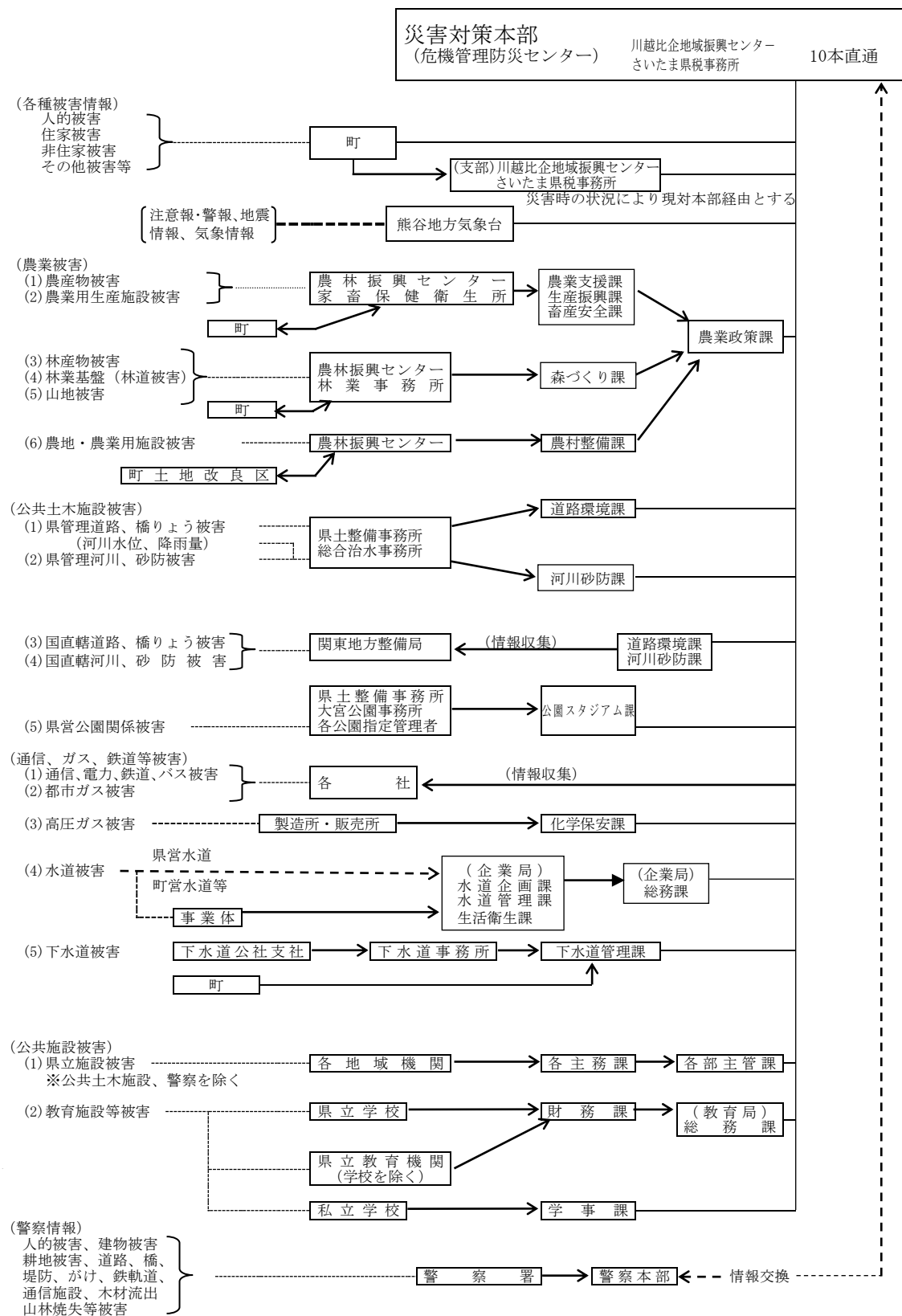
被害情報の収集伝達については、有線又は無線電話等のうち、最も迅速かつ的確な手段により行う。すべての通信が途絶した場合は使者を派遣するなど、あらゆる手段をつくして情報の収集伝達を行う。

（1） 災害オペレーション支援システムによる報告

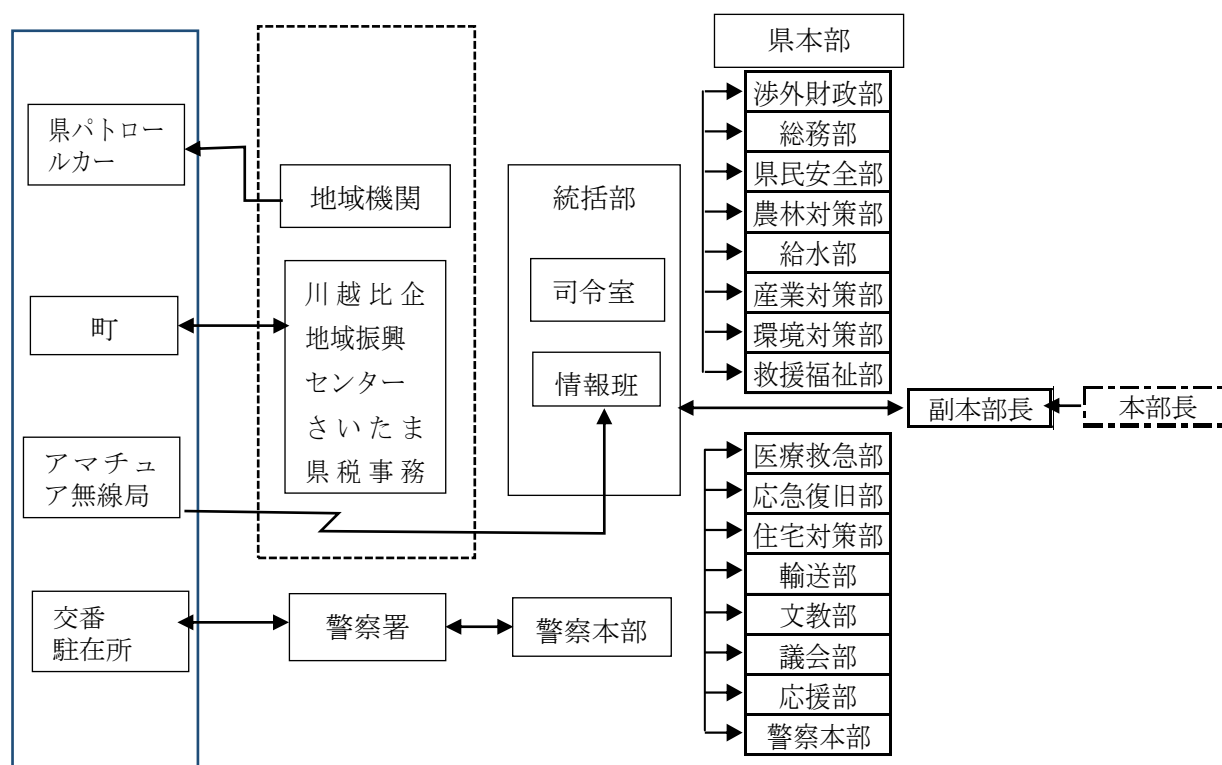


第3部（第3章 情報の収集・共有・伝達計画）

（2） 有線電話等の通信連絡が可能な場合



(3) 無線のみの通信連絡となる場合



3 被害等の調査

(1) 被害状況等の調査

被害状況等の調査は、次に掲げる者が関係機関及び団体等の協力、応援を得て行うものとする。

調 査 事 項	調 査 機 関	協 力 応 援 機 関・団 体
人的被害	町（全班）	消防署、消防団、警察署、自主防災会、自治会
住宅等被害	町（全班）	〃
ライフライン被害	町（全班）	各ライフライン関係機関
医療防疫衛生施設関係被害	町（環境班）	保健所
農業関係被害	町（産業振興班）	J A埼玉中央、自治会
林業関係被害	町（産業振興班）	〃
商工業関係被害	町（産業振興班）	商工会
土木施設関係被害	町（建設班）	消防署、消防班、自主防災会、自治会
教育関係施設被害	町（教育班）	〃
県有財産被害	埼玉県	町、消防署、消防団
町有財産被害	町（総務班）	消防署、消防団、自主防災会、自治会
警察関係施設被害	東松山警察署	町、消防署、消防団
火災即報	比企広域消防本部	町、消防団、自主防災会、自治会
特定の事故即報	東松山警察署	町、消防署、消防団
救急・救助事故即報	比企広域消防本部	町、消防団、自主防災会、自治会
水防実施状況	町（総務班）	消防署、消防団

なお、人的被害を最優先調査事項とし、総力をあげて迅速に調査するものとする。

第3部（第3章 情報の収集・共有・伝達計画）

- (2) 被害状況等の調査にあたっては、関係機関相互に連絡を密にし、脱漏や重複的調査に十分留意し、異なった被害状況は調整するものとする。
- (3) 被災世帯員数等については、現地調査のほか、住民登録、食料供給事務関係の諸帳簿と照合する等の確を期するものとする。

4 被害状況等の報告

町は、町の区域内に災害が発生したときは、この計画の定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめ、災害オペレーション支援システム（使用できない場合はFAX等）で県に報告するとともに、災害応急対策に関する町の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

(1) 被害報告等の取扱責任者及び報告系統

① 情報総括責任者

情報総括責任者は総務班長（総務政策課長）とし、県本部若しくは県支部に、県本部が設置されていない場合は川越比企地域振興センターに報告するものとする。

② 被害報告取扱責任者

ア 住家及び人的被害（火災を除く）取扱責任者は、総務班長（総務政策課長）とする。

なお、県本部が設置されていないときは川越比企地域振興センターに報告するものとする。

イ 公共土木被害取扱責任者は、建設班長（建設課長）とする。

なお、県本部が設置されていないときは、東松山県土整備事務所に報告するものとする。

ウ 農林被害取扱責任者は、産業振興班（産業振興課長）とする。

なお、県本部が設置されていないときは、東松山農林振興センターに報告するものとする。

エ 火災状況報告（速報）取扱責任者は、総務班長（総務政策課長）とする。

なお、報告先は県災害対策課とする。

③ 報告の基準

災対法に基づく被害報告は、概ね次に該当する場合に県に行うものとする。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

ア 救助法の適用基準に合致するもの

イ 本部を設置したもの

ウ 町の被害が軽微な被害であっても、広域的な災害で、全体的に大規模な同一災害のもの

エ 災害に対し、国、県の援助を要するもの

オ 災害が当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの

カ 地震が発生し、県内で震度4以上を記録したもの

キ その他の災害の状況及びその災害が及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められるもの

④ 報告の種別

ア 被害速報

町長は、町内の被害状況について、災害オペレーション支援システムにより報告するが、使用できない場合は、「発生速報」、「経過速報」に分けて、県の所定の様式を用いて報告する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに町関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

（ア） 発生速報

埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第1号の発生速報により防災行政無線FAX等で報告する。

1	災害発生の日時
2	災害の原因
3	災害発生場所又は地域
4	被害の状況
5	災害に対し既にとられた措置 本部の設置状況、主な応急措置の状況、その他必要事項
6	救助法適用の要否及び必要な救助の種類
7	その他必要事項

〔資料編〕 4—2 被害状況報告様式(1)様式第1号

（イ） 経過速報

災害発生報告後、被害状況等が判明したものから逐次、災害オペレーション支援システムにより報告するものとし、報告時期は特に指示する場合のほか、2時間ごとに必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムを使用できない場合は、様式第2号の経過速報により防災行政無線FAX等で報告する。

〔資料編〕 4—2 被害状況報告様式(2)様式第2号

イ 確定報告

応急対策が終了した後7日以内に、様式第3号の被害状況調により、文書で報告するものとする。

〔資料編〕 4—2 被害状況報告様式(3)様式第3号

ウ 報告先

（ア） 被害速報及び確定報告（災害オペレーション支援システムが使用できない場合）

〔勤務時間内〕 県災害対策課

電話 048-830-8181 FAX 048-830-8159 防災行政無線 98-200-6-8111

〔勤務時間外〕 危機管理防災部当直

電話 048-830-8111 FAX 048-830-8119 防災行政無線 98-200-6-8111

第3部（第3章 情報の収集・共有・伝達計画）

（イ） 消防庁への報告先

区 分		平日（9：30～18：15） ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
回線別	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災行政無線	電 話	TN-90-49013	TN-90-49102
	F A X	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電 話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	F A X	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

（注）TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

5 関係機関等の協力体制

関係機関及び防災上重要な施設の管理者は、被害状況及び報告等について、相互に連絡し協力するものとする。

第2 災害通信計画

1 災害情報通信に使用する通信施設

町は、災害情報の通報、被害状況の報告等を行う場合、次の優先順位に基づいた通信施設を活用する。

〔通信手段の優先順位〕

- | |
|---------------------|
| 第1手段 県防災情報システム |
| 第2手段 県防災行政無線電話F A X |
| 第3手段 有線電話F A X等 |

災害オペレーション支援システム

2 非常通話及び緊急通話等の利用

町は、災対法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条及び第56条の規定に基づき、この計画の定めるところにより非常通話、非常電報、緊急通話及び緊急電報を活用するものとする。

3 災害情報通信のための通信施設の優先使用

町が災対法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設の優先使用をする場合は、この計画の定めるところにより行うものとする。

（1） 有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲

警察機関、消防機関、鉄道事業者等

（2） 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

- ① 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。
- ② 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めたとき。

（3） 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

- ① 緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続きを定めておくものとする。
- ② 町が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、あらかじめ警察本部長と協議するものとする。

4 非常通信の利用

地震、台風、洪水、雪害、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第 52 条の規定に基づき、関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

（1） 非常通信の運用方法

① 非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

ア 人命の救助に関すること。

イ 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関すること。

ウ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること。

エ 電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令に関すること。

オ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。

カ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。

キ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。

ク 遭難者救援に関すること。

ケ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。

コ 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他の緊急措置に関すること。

サ 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること。

シ 災対法第 71 条第 2 項の規定に基づき、町長から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。

ス 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

② 非常無線通信文の要領

ア 電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。

イ かたかな又は通常の文書体で記入する。

ウ 簡単で要領を得たものとし、1 通の字数を 200 字以内（通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく 200 字以内）とする。ただし、通数に制限はない。

エ あて先の住所、名称、職名及び電話番号を記入すること。

オ 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入すること。

カ 余白に「非常」と記入すること。

第3部（第3章 情報の収集・共有・伝達計画）

③ 非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。

④ 非常通信の取扱料

原則として無料である。

（2） 非常通信に関する照会等

非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、下記にすること。

関東総合通信局無線通信部陸上第二課

電 話 03-6238-1776（直通）

F A X 03-6238-1769

5 すべての通信が途絶した場合の災害通信

すべての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行うものとする。

第3節 災害広報広聴計画【総務政策課】

目標

町は、災害発生時に、被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報の迅速な広報を実施する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・被災者の安否情報を含む情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の要望に適切に対応するものとする。

第1 広報活動

1 町における広報

町は、住民及び関係団体等に対し、次により速やかに災害に関係する広報を行うものとする。

（1）広報の窓口

住民に対する広報及び報道機関に対する発表等は、総務班が担当するものとする。

なお、本部設置前における勤務時間外の住民に対する広報は、日直者又は警備員が行うものとする。

（2）広報資料の収集等

住民及び報道機関等に対する広報資料の収集等にあつては、概ね次により行うものとする。

- ① 第3部 第3章 第1節「注意報及び警報伝達計画」及び第3部 第3章 第2節「災害情報通信計画」等により伝達、報告された災害情報又は伝達、報告した災害情報
- ② 災害現場等において総務班等が撮影した被害状況等の写真・ビデオ
- ③ 県の地域機関、報道機関その他の機関及び住民等が取材した写真及びビデオ
- ④ 報道機関等による災害現地の航空写真
- ⑤ 水防及び救助等応急対策活動取材した写真

（3）住民に対する広報の方法

収集した災害情報及び応急対策等、住民に通知すべき広報は、広報内容に応じて次の方法により行うものとする。

- ① 防災行政無線
- ② 報道機関を通じて行う広報
- ③ 広報車
- ④ 消防団及び自主防災組織等による口頭伝達、ハンドマイク
- ⑤ インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）
- ⑥ 携帯電話
- ⑦ 町役場及び町内主要箇所等における掲示
- ⑧ 町発行の広報紙（チラシ、広報臨時号等）

（4）広報の内容

災害の発生段階	広報の内容
警戒段階の広報	① 気象予警報等の発令状況 ② 災害危険区域等に関する事 ③ 避難に関する事 ④ その他必要な事項
災害直後の広報	① 災害情報（発生時刻、場所）及び被害状況 ② 災害時の一般的注意事項 ③ 住民及び関係団体等に対する協力要請

災害の発生段階	広報の内容
	④ 町の災害対策活動の状況（避難所、救護所の開設状況等） ⑤ 被災者に対する注意事項 ⑥ 避難に関すること（避難指示、避難施設等） ⑦ 交通状況 ⑧ 給水及び給食に関すること ⑨ その他必要な事項（二次災害防止情報等）
その後の広報	① 災害情報及び被害状況 ② 災害対策活動の状況 ③ 町内各種公共施設の被害及び復旧状況 ④ 交通機関及び道路の復旧情報 ⑤ 電気、水道等の復旧に関する情報 ⑥ 防疫に関すること ⑦ 臨時災害相談所の開設に関すること ⑧ 町一般平常業務の再開状況 ⑨ その他必要な事項（二次災害防止情報を含む）

(5) 広報の記録

町における災害広報の記録は、総務班において整理、保管するものとする。

2 報道機関への対応

災害時には、報道機関が被災地に集中し、活発な情報収集、報道活動を展開するため、町と報道機関との間に問題が生じぬよう、次により対応するものとする。

- (1) 報道機関に対する情報等の発表は総務班が行うものとし、総務班長（総務政策課長）はあらかじめ定めている災害時における広報担当を通じて、可能な限り情報を即時に公開する体制を整えておくものとする。

なお、情報の発表等に際しては、大きな広報板又は掲示板を用意し、最新情報の掲示等により、記者個別のニーズに対応するようにする。

- (2) 情報の発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表するものとする。
- (3) 災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難の指示及び注意事項をとりまとめ適宜報道機関に発表するとともに、住民への周知徹底の必要のある事項については、速報を依頼するものとする。
- (4) 災対法第 57 条に基づく災害警報等の放送要請については、県を通じて行う。ただし、やむを得ない場合は本町から直接要請する。

3 広報活動にあたっての留意点

広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して行うものとする。被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

- (1) 要配慮者への配慮

視覚障害者にも情報が十分に伝わるよう、点字やボランティアの派遣等の措置を講ずるものとする。聴覚障害者については、手話通訳者の派遣を行うほか、FAX、文字放送等で情報を随時

提供していくものとする。

また、外国人に対して多言語による広報やボランティアの派遣等の措置を講ずるものとする。

(2) 帰宅困難者への広報

鉄道事業者・警察と連携し、町内に残された帰宅困難者に対し、次の広報を実施する。

- ① 被災状況
- ② 交通機関の復旧状況
- ③ 一時滞在施設、指定避難所
- ④ その他必要事項

(3) 被災地から一時的に退去した被災者への配慮

被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう情報伝達経路の確保に努めるものとする。

4 災害時の心得

災害時には、すべての面で悪条件が重なり、大きな被害となることが予想されるので、広報を行うにあたっては、特に次の点に注意するよう住民に周知徹底させることとする。

- (1) 気象情報等によく注意すること。
- (2) サイレンに注意すること。
- (3) 危険が迫ったときは、食料、携行品を準備するとともに、身じたくも軽便なものに変えること。
- (4) 火の元に十分注意すること。
- (5) 避難は、救助隊員、警察官等の指示に従うこと。
- (6) 要配慮者には、他の者が協力して援助すること。
- (7) 飲料水、食事には充分注意し、感染症予防に努めること。
- (8) 病人、負傷者は救護班の応急手当を受けること。
- (9) 被服、寝具、日用品等の救護物資は、被害の状況により十分に供給できないことが予想されるので、相互で協力して使用すること。
- (10) 家族、隣人等については、常に所在の把握に努め、不明な場合は町に連絡すること。
- (11) 救助活動等の災害対策に従事できうる状態の者は、現場責任者の指示を受け、その活動に協力すること。

第2 広聴活動及び相談窓口の開設

1 広聴活動

(1) 被災者に対する広聴の実施

町は、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行うものとする。必要があれば県に広聴活動の協力を要請する。

(2) 災害情報相談センターへの協力

町は、情報収集や提供等、県が設置する災害情報相談センターの業務に協力するものとする。

2 相談窓口の設置

町は、被災者からの要望、相談等に対し、総合相談窓口を開設し、速やかに関係各部及び関連機関に連絡して早期解決に努めるものとする。

各班は協力して、次のような各種相談窓口を設置する。

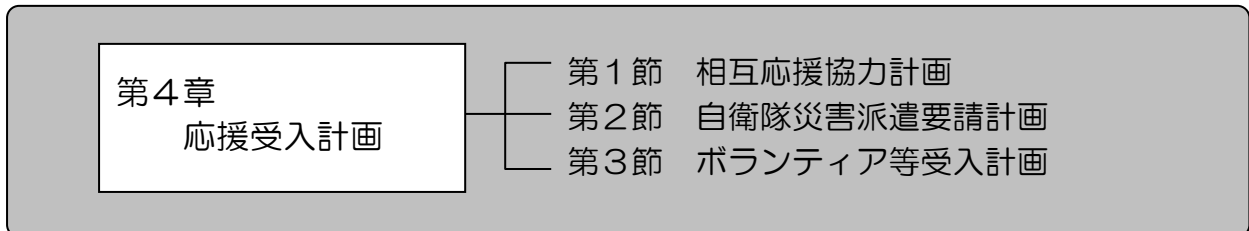
第3部（第3章 情報の収集・共有・伝達計画）

なお、被災した女性や子どもの心身の健康を守るために、女性や子どもに配慮した健康問題や育児相談・支援に取り組むものとする。

- （１） 庁舎等での相談窓口の設置
- （２） 各避難所の巡回相談

第4章 応援受入計画

現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難である場合における、県、他の地方公共団体及び防災関係機関への職員の派遣、支援物資の調達等の支援の要請について定める。



第1節 相互応援協力計画【全課局】

目標

災害等が発生した場合、町職員だけでは対応ができないときは、災対法やあらかじめ締結した相互応援協力に関する協定等に基づき、県や他市町村、民間団体に対して防災活動の応援要請を行い、迅速な災害応急活動を実施するものとする。

第1 応援の要請

県、他の市町村及びその他の機関に応援要請する場合は、その連絡又は求めに対する調整は、総務班が当たるものとする。

1 他市町村に対する応援要請

- (1) 町長は、町の地域に係る災害に対処するために必要な応急措置を実施するため、他市町村に対して協力の要請を行う（災対法第 67 条）。その判断は概ね次のような事態に際して行うものとする。
 - ① 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、町のみでは十分に行えないと判断されるとき。
 - ② 他市町村等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
 - ③ 夜間や暴風雨時で被害状況の把握が十分にできない状況下であって、職員との連絡が困難な事態、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。
- (2) 応援要請を行うにあたっては、把握できた範囲で次の事項を明らかにして、口頭、県防災行政無線又は電話をもって要請し、後日文書を速やかに送付する。
 - ① 災害の状況
 - ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由
 - ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
 - ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
 - ⑥ その他必要な事項

第3部（第4章 応援受入計画）

〔資料編〕 9－1 市町村との協定

2 県及び指定地方行政機関への応援要請等

町長は、災対法第 68 条に基づき、知事に応援又は職員派遣のあつせんを求める場合は、県（県統括部）に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

〔要請事項等〕

要 請 の 内 容	事 項	備 考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6 その他必要な事項	災対法第 68 条
自衛隊災害派遣要請のあつせんを求める場合	1 災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項	自衛隊法第 83 条
指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣	1 派遣又は派遣のあつせんを求める理由 2 派遣又は派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災対法第 29 条 災対法第 30 条 地方自治法第 252 条の 17
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請のあつせんを求める場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 ・希望する放送日時及び送信系統 ・その他必要な事項	災対法第 57 条
消防庁長官への緊急消防援助隊の要請	1 災害の状況（負傷者、要救助者の状況） 2 応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法第 44 条

3 消防機関への応援要請

町長は、消防相互応援協定に基づき、相互に応援するものとする（消防組織法第 39 条）。

4 民間機関への応援要請

指定公共機関及び指定地方公共機関など、あらかじめ協定等により災害時の応援協力体制を締結している民間機関に対し、応援要請内容を明らかにした上で、所定の手続きにより各部から応援協力を要請する。

5 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

町が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

【派遣対象業務】 災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等

6 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施するこ

とが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

- ①避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
- ②被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

町は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

第2 応援の受入

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、町では、応援の受入に関する庁内調整、受援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、受援に関する様々な対応が求められる。これらを円滑に行うため、災害対策本部の班ごとに置かれる業務担当窓口（受援）とは別に、受援に関するとりまとめ業務を専任する班（「受援班」）を設置するなど受援体制を整えるよう努める。また、応援団体からリエゾンや応援職員が円滑に活動できるよう県に準じた配慮を行う。

1 国からの応援受入

国は、大規模な災害に際しては、緊急性に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、また、その他必要な災害活動のあつせんを行う権限を有している。町は、国の応援受入に際しては、県との連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制を確立する。

（1）受入体制の確立

- ① 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化を図る。
- ② 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を開設する。

＜リエゾン（情報連絡員）等への配慮＞

- ・活動場所の提供
- ・被害状況や受援ニーズ等を情報提供
- ・災対本部会議等への参加機会の提供
- ・仮眠場所の提供
- ・リエゾン等が自ら宿泊場所を確保できない場合、庁内の会議室等を提供
- ・リエゾン等が自ら携行品（食料、文房具、パソコン等）を準備できない場合、携行品を提供

（2）応援受入の対応

応援受入にあたっては、以下の事項を明確にする。

- ① 受入窓口
- ② 応援の範囲又は区域
- ③ 担当業務
- ④ 応援の内容

2 地方公共団体からの応援受入

（1）受入体制の確立

他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受入れるために、県及び町が連携し、体制を確立する。

- ① 応援体制の種類

第3部（第4章 応援受入計画）

- ア 応援協定市町村
- イ 県内他市町村
- ウ 県外の他市町村

② 応援活動の種類

- ア 災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）
- イ 医療応援に関連する業務（例：医療班、航空機、空港の提供等）
- ウ 被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定等）
- エ 災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入、職員の派遣〈事務の補助〉）

（2）受入体制の整備

関係機関との相互協力により、受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員を円滑に受入れる。

（3）受入への対応

- ① 受入窓口
- ② 応援の範囲、区域及び制約条件
- ③ 担当業務
- ④ 応援の内容
- ⑤ 交通手段及び交通路の確保

（4）緊急消防援助隊の受入体制

① 県調整本部の設置時における緊急消防援助隊の受入

県は、被災市町村が二以上の場合には、埼玉県消防応援活動調整本部（以下「県調整本部」という。）を設置する。また、被災地が一の市町村の場合であっても、知事が必要と認める場合は、県調整本部と同様の組織を設置するものとし、県調整本部は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱に基づき、体制を整える。

そのため、町は消防本部と連携しながら、以下の調整事項について、県調整本部に協力する。

〔調整事項〕

- ア 援助消防隊の誘導方法
- イ 援助消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- ウ 活動拠点の確保

② 町による緊急消防援助隊の受入

町は、県調整本部が設置されない場合は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱に基づき、消防本部と連携して指揮本部を設置し、緊急消防援助隊の受援体制の確立、町が行う災害対策との連携、自衛隊、警察、DMAT等関係機関との活動調整を図る。

3 公共的団体からの応援受入

町は、公共的団体からの応援の受入体制の確立を図るものとする。

（1）町の区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

（2）公共的団体と活動の例示

① 公共的団体

日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、生活協同組合、青年団、婦人会等

② 活動

ア 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること

- イ 災害時における広報等に協力すること
- ウ 出火の防止及び初期消火に協力すること
- エ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること
- オ 被災者の救助業務に協力すること
- カ 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること
- キ 被害状況の調査に協力すること

4 ボランティアの応援受入

第3部 第4章 第3節「ボランティア等受入計画」による。

第3 応援要請に対する措置

町長は、災害の発生に伴う応急対策のため近隣市町等から応援要請があったときは、自ら実施する応急措置等に支障がない限り、速やかにこれに応ずるものとする。

〔応援の種類〕

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその補給に必要な資機材の提供② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供③ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供⑥ その他特に要請のあった事項 |
|---|

第2節 自衛隊災害派遣要請計画【全課局】

目標

災害の態様及びその規模から自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行うものとする。

第1 自衛隊の災害派遣基準等

1 自衛隊の災害派遣の原則

自衛隊の災害派遣は、人命の救助を優先して行うもので、次の3原則が満たされることが基本となっている。

(1) 緊急性の原則

差し迫った必要性があること。

(2) 公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

(3) 非代替性の原則

自衛隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

2 派遣を要する災害

災害における人命又は財産保護のため、下記に掲げる事項等の応急対策活動等が、町等において不可能又は困難な災害状況であり、自衛隊の部隊による活動が必要な場合若しくは効果的である場合の災害とする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送
- (3) 避難者の搜索、救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路等交通上の障害物の除去
- (7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊事及び給水支援
- (11) 救援物資の無償貸付又は贈与
- (12) 交通規制の支援
- (13) 危険物の保安及び除去
- (14) 予防派遣
- (15) その他必要と認める事項

第2 派遣の要請

知事に対する自衛隊の派遣要請は、原則として町長とする。

1 派遣要請の手続き

町長は、災害時の応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事（危機管理防災部危機管理課）に対し自衛隊の派遣について、次の事項を明示した文書によって行うものとする。

ただし、緊急を要し、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合は、直接最寄り部隊に通報し、事後所定の手続きを速やかに行う。

（1）提出（連絡）先 県危機管理防災部危機管理課

（2）記載事項

- ① 災害状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を必要とする期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となる事項

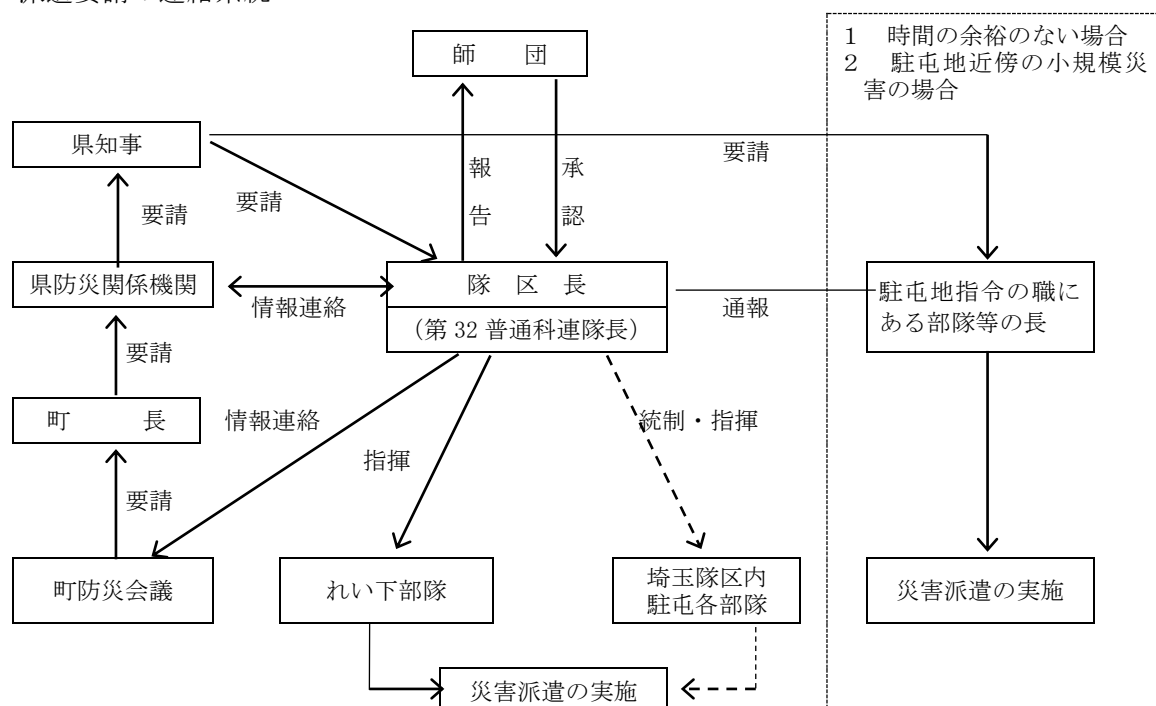
[資料編] 6-1 自衛隊災害派遣要請様式

（3）派遣要請後の情報連絡

町長は、知事に対して自衛隊の派遣要請をした後、次に掲げる事項について、速やかに情報連絡を行うものとする。

- ① 派遣を必要とする区域の災害及び被害の状況
- ② 派遣を希望する人員及び任務の概要
- ③ 派遣に必要な装備の概要
- ④ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ⑤ 連絡場所及び連絡者
- ⑥ その他派遣に必要となる事項

（4）派遣要請の連絡系統



第3部（第4章 応援受入計画）

（5） 緊急の場合の自衛隊連絡先

部隊名（駐屯地等）	連絡責任者		所在地
	時間内	時間外	
陸上自衛隊 第32普通科連隊 （大宮）	第3科長 (048)663-4241 内線 439	部隊当直司令 内線 402	さいたま市北区 日進町1丁目
陸上自衛隊化学学校 （大宮）	企画室長 (048)663-4241～5 内線 202・205	駐屯地当直司令 内線 302・218	さいたま市北区 日進町1丁目
航空自衛隊 中部航空方面隊司令部 （入間）	運用第2班長 0429(53)6131 内線2233・2330	中空司令部当直幕僚 内線 2233・2330	狭山市稲荷山2 丁目3番地

2 費用の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

ただし、他市町村にわたり活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して決定するものとする。

- （1） 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- （2） 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- （3） 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- （4） 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- （5） その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする。

3 派遣部隊の受入

（1） 緊密な連絡協力

町及び警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力する。

（2） 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町は、派遣部隊内において自衛隊の作業が他の災害復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

（3） 作業計画及び資材等の準備

町は、自衛隊に対し、その作業内容について以下に示す内容を考慮した災害復旧後を見通した先行性のある復旧計画を立てるよう要請するとともに、事前に作業の実施に必要な資料を整えて、諸作業に関係のある管理者、責任者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

- ① 作業箇所及び作業内容
- ② 作業の優先順位
- ③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

（4） 自衛隊との連絡窓口一本化

町は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておく。

（5） 派遣部隊の受入

町は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。

- ① 本部事務室

- ② 宿舎
- ③ 材料置場（野外の適当な広さ）
- ④ 駐車場（車一台の基準は3 m×8 m）
- ⑤ ヘリコプター発着場：2方向に障害物がない広場
 - 〔資料編〕 5－4ヘリポート予定地
 - 〔資料編〕 2－1 災害時における町内施設等の利用計画

4 派遣部隊の撤収

町長は、災害派遣部隊の撤収要請を知事に依頼する場合は、派遣部隊の長に協議して行う。

第3節 ボランティア等受入計画【福祉課】

目標

災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関等だけでは十分に対応できないことが予想されることから、各種ボランティア団体等の活用を図るものとする。

また、災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については、労働者の雇い上げによって、労務供給の万全を図るものとする。

第1 災害ボランティアの派遣要請

1 実施体制

災害ボランティアの派遣要請・受入は、町社会福祉協議会を中心として、関係各班・本部との連携の上で実施する。

2 災害ボランティアセンターの設置、運営

(1) 町は、発災後直ちに町社会福祉協議会と連携しボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置するものとする。

(2) 災害ボランティアセンターは、町社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり次の業務を行うものとする。

① ボランティアのコーディネート

ボランティアの受入、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行うものとする。

② 県へのボランティア派遣の要請

ア 町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請するものとする。

イ 専門的技能を有する災害ボランティアの要請があった場合は、活動内容・期間、派遣場所等を明らかにした上で、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を依頼するものとする。

(3) 一般災害ボランティアの確保と調整

被災地域における災害ボランティアニーズをみながら、テレビやラジオ等の報道機関を通じて一般災害ボランティアの募集を行う。これらの一般災害ボランティアについては、応急活動所管各班や災害ボランティアを必要とする自治会及び避難場所等の要請内容等を確認・調整した上で派遣する。

(4) 情報提供

ボランティア活動が円滑に行われるよう、県社会福祉協議会の協力を得ながら、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

3 災害ボランティア保険の適用手続き

町は、本部を設置する災害が発生した場合、災害ボランティアの事故等を補償するため、県が加入している災害ボランティア保険の適用手続きを速やかに行うものとする。

4 災害ボランティア受入にあたっての留意事項

(1) 災害ボランティア受入名簿

受付をした災害ボランティアについて、「受入日」、「氏名」、「住所」、「電話番号」、「活動予定期間」を記した別紙名簿を作成し、1ヶ月ごとに、県災害対策課に送付する。

（2）受け付けた災害ボランティアに対する保険の説明

「災害ボランティア災害保険の概要」をコピーして配布する。

〔資料編〕 8－4 ボランティア・奉仕団体

第2 町による要員確保

1 要員確保

応急救助の実施に必要な労務の供給は、次の救助を行う者に必要な最小限の労働者の雇い上げによって行う。

- （1）被災者の避難
- （2）医療及び助産における移送
- （3）被災者の救出
- （4）飲料水の供給
- （5）救助用物資の整理分配及び輸送
- （6）遺体の搜索
- （7）遺体の処理
- （8）緊急輸送路の確保

2 費用

町における通常の実費とする。

ただし、救助法が適用された場合は、応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用に要する費用については、町が県に請求できるものとする。

〔資料〕 10－1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

第3 民間団体、企業との連携

町は、民間団体、企業等との連絡調整、情報収集・提供等を行うとともに、効果的な活動が行えるよう支援する。

第5章 水防計画・土砂災害防止計画

この計画は、水害や土砂災害による被害を軽減し、公共の安全を図るための対策について定める。
なお、注意報・警報の伝達については第3部 第3章 第1節「注意報及び警報伝達計画」による。

第5章 水防計画・ 土砂災害防止計画

- 第1節 水防計画
- 第2節 土砂災害防止計画

第1節 水防計画【総務政策課、建設課、産業振興課】

目標

この計画は水防法に基づき、町における洪水・台風等の風水害時に、水災を警戒かつ防御するとともに、水害による被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第1 水防体制の確立

1 町の水防体制

第3部 第1章 第1節「活動体制」を準用するものとする。

2 情報の収集

町は、台風又は集中豪雨により被害の予想される場合は、関係機関から通報される情報を収集するとともに、他の関係機関又は住民に周知させなければならない。

(1) 気象業務法

熊谷地方気象台発表の情報伝達方法については、第3部 第3章 第1節「注意報及び警報伝達計画」によるものとする。

(2) 水防法及び気象業務法によるもの

関東地方整備局——埼玉県河川砂防課——東松山県土整備事務所——滑川町

第2 水防活動

1 監視、警戒活動

町長は、出動命令を出したときから、河川、ため池等の水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在の被害箇所その他特に重要な箇所を中心に巡回し、異常を発見した場合は直ちに当該河川の管理者及び県土整備事務所に報告するとともに水防作業を開始する。

〔資料編〕 1－2ため池

2 水（消）防機関への出動要請

町長は、家屋の浸水、倒壊、土砂崩れ、ため池の損壊等の事態が発生し、又は発生のおそれがあると認められる場合は、水（消）防機関の出動を要請し、町内の危険箇所を巡視し応急対策を行う

など、水災の警戒及び防御にあたらせるものとする。

3 水防作業上の措置

水防上緊急の必要がある場合においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。調査及び指導等のため、現場に赴く職員は身分証明書を所持しなければならない。

4 決壊時の処置

（1） 通報

町長又は消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を所轄県土整備事務所長及び氾濫を予想される方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。また、通報を受けた県土整備事務所長はこれを知事、関係各警察署、その他必要な箇所に連絡するものとする。

（2） 警察官の出動要請

堤防等が決壊又は、これに準ずべき事態が予想されるときは、町長は警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

（3） 居住者等の水防義務

町長又は消防機関の長は、水防のため、必要がある時はその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

5 避難

町長は、家屋の浸水、倒壊、土砂崩れ等の事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で必要と認めるときは、必要と認める地域の住民に対して避難のための立ち退きを指示することができる。

この場合は、避難計画に定めるところにより、誘導、救護を行うものとする。

避難のための立ち退きを指示する場合においては、直ちに知事及び関係各警察署長に通知しなければならない。

6 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、町長は水防解除を命ずるとともに、これを一般住民に周知させ、知事に対してその旨を報告しなければならない。

7 関係機関の協力

町は、町防災計画により、警察、県土整備事務所その他関係機関団体又は住民の協力を得て対処する。

第2節 土砂災害防止計画【総務政策課、建設課】

目標

土砂災害による災害から住民の生命を保護するため、巡視体制の確立や速やかな住民への避難指示を行うなど、災害の防止に努めるものとする。

第1 土砂災害警戒情報等

1 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警戒（土砂災害）発表後、県と熊谷地方気象台が監視する発表基準に達したときに発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

（1）特徴及び利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。また、土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊を対象として、斜面の深層崩壊、山林の崩壊、地すべり等については、発表対象とするものではないことに留意する。

（2）発表及び解除

発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と熊谷地方気象台が協議して行う。

① 発表基準

ア 大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が発表基準に達した場合

イ より厳重な警戒を呼びかける必要がある場合や、土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要がある場合

② 解除基準

ア 降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予測される場合

イ 無降雨状態が長時間続いている場合

（3）町の措置

町長は、県等関係機関から注意報及び警報等の伝達を受けたときは、関係機関及び住民その他関係のある団体に伝達する。

また、土砂災害警戒情報の発表により、警戒対象となったとき、町長は、土砂災害警報情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し避難指示等を発令する。

2 情報の収集・共有・伝達

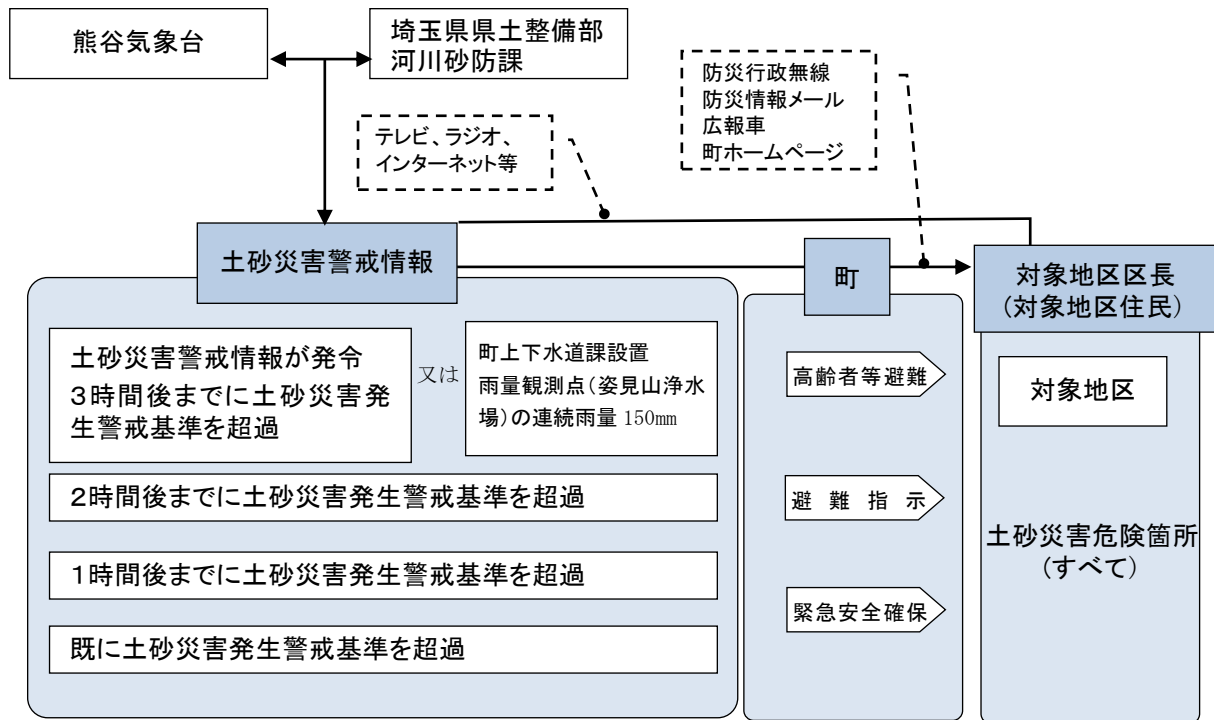
（1）町は、雨量情報、土砂災害警戒情報等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集・共有・伝達するものとする。

（2）町は、土砂災害に係る避難指示等については、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに発令することを基本とし、土砂災害の発生が予想される場合、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとする。特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達に努めるものとする。

（3）町は、土砂災害警戒区域を含む自治会長や要配慮者利用施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発令された場合、県及び町で把握している時間雨量と累加雨量等の情報をFAX、電話等により伝達する。

（4）町は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

[土砂災害避難指示等の発令基準 フロー図]



[資料編] 1-1 土砂災害（特別）警戒区域

第2 避難

1 避難誘導

避難指示等の発令にあたっては、本町は土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報の対象となっているため、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。

具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一義とし、迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。

また、乳幼児、高齢者、障害者等の自力避難が困難な要配慮者等については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。

2 避難所の開設

避難所の開設については、第3部 第7章 第1節「避難計画」に基づくものとする。

ただし、土砂災害警戒区域内に避難所が設置されている場合、若しくは避難路がある場合には、早期に高齢者等避難を出すなど、住民の安全確保を図る。また、土砂災害警戒区域内にある避難所については、他の避難所の選定なども検討していく。

3 二次災害の防止

町は、二次災害の発生に対処するため、県と連携し、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

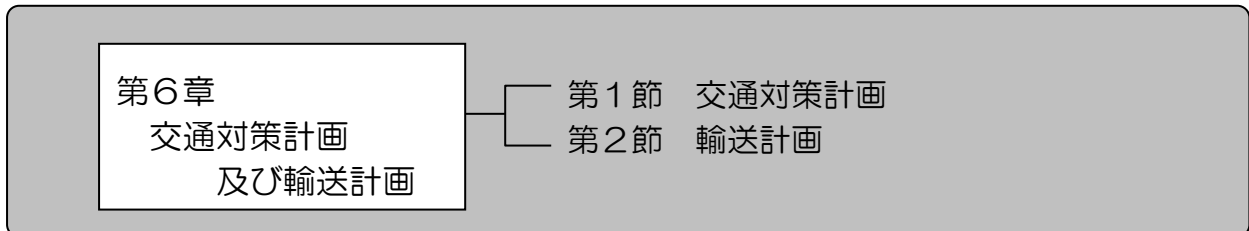
- (1) 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施

第3部（第5章 水防計画・土砂災害防止計画）

- （2） 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施
- （3） 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施
- （4） 町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- （5） 町は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- （6） 町は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

第6章 交通対策計画及び輸送計画

災害により道路交通を中心とした交通混乱が発生した場合に、被害者の救出救助、避難誘導、行方不明者の搜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止など住民の安全を確保するため、交通確保及び緊急輸送対策について定める。



第1節 交通対策計画【総務政策課、建設課】

目標

災害時における交通の混乱を防止し、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

なお、各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合を迅速かつ的確に把握することはきわめて重要なため、町は、組織状態を有効に活用して被害状況等を積極的に調査把握し、関係機関と連絡を密にしていることに対処する。

第1 交通応急対策計画

1 交通支障箇所の調査及び通報

- (1) 町は、町が管理する道路について、災害が発生した場合に当該道路の被害状況を速やかに調査し、速やかに県に報告する。調査を行う際は、緊急輸送道路、緊急交通路及び避難路に指定されている路線から優先的に調査を行うものとする。
- (2) 道路管理者は、調査の結果、支障箇所を発見したときは、速やかに、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を関連する道路管理者相互に連絡を取り合うものとする。
- (3) 町は、警察署、消防本部等関係機関の長に対して相互に連絡を取るものとする。

[資料編] 9－2 災害時の情報交換に関する協定

2 応急対策方法

被害の状況により、緊急の場合は直ちに交通止を実施し、通行者及び住民の安全を図るよう措置するものとする。

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合の応急対策は、次の方法により実施する。

(1) 道路施設の応急対策方法

道路の破損、流失、埋没並びに橋梁の損傷等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、崩落土等の除去、橋梁の応急補強等、必要

第3部（第6章 交通対策計画及び輸送計画）

な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。

- (2) 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設し、道路交通の確保を図るものとする。
- (3) 一路線の交通が相当な程度途絶する場合は、町は付近の道路網の状況により、適当な代替道路を選定し交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図るものとする。
- (4) 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも、比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要な措置とあいまって、集中的応急対策を実施することにより、必要最小限の緊急交通の確保を図るものとする。
- (5) 被災の状況、地域の状況等を考慮して、災害復旧用応急組立橋による復旧を検討する。
- (6) 大雪時における主要道路については、早急に除雪し、交通の確保を図るものとする。

3 緊急輸送道路の確保

- (1) 災害時における被災者の避難、物資の輸送等を迅速確実に行えるよう、緊急輸送道路に指定されている道路管理者は、道路の確保を図るものとする。
- (2) 放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

[資料編] 5－1 緊急輸送道路（滑川町内）

第2 交通規制

1 実施主体

災害時において道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設保全上必要があると認めるとき、若しくは災害時における交通確保のため必要が認められるときの通行の禁止及び制限は、道路法並びに道路交通法、災対法の規定に基づき、次に掲げる者が行うものとする。

種 別	実 施 者
国、県道	知事、県公安委員会、東松山警察署長又は警察官
町 道	町長、県公安委員会、東松山警察署長又は警察官

2 町長が行う交通規制

町長は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

- (1) 町長は、暴風、大雨、大雪及び地震等における道路上の事故を未然に防止するため、危険箇所を指定した場合若しくは大雨時に一定雨量に達した場合は、積極的にその管理する道路の交通規制を行うものとする。
- (2) 町長は、その管理する道路について破損、決壊、その他の理由により通行の禁止又は制限する必要があると認められるときは、所定の道路標識及び表示板を設置して交通の安全を図るものと

する。

① 規制の標識等

交通規制をしたときは規定の標識を立てる。ただし、緊急のため規定の標識を立てることが困難・不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに、現地において交通整理等にあたる。

ア 規制標識

道路法及び道路交通法に基づき規制したときは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式によって、また、災対法に基づき規制したときは、災対法施行規則に定める様式によって表示する。

イ 規制対策等の表示

道路標識等には次の事項を明示して表示する。

- (ア) 禁止制限の対象
- (イ) 規制する区間
- (ウ) 規制する区域、道路の区間又は場所
- ウ 迂回路の表示

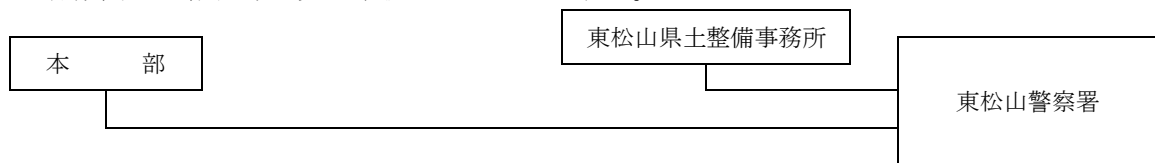
規制を行ったときは、適当な迂回路を表示するなど、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

③ 報告

規制を行ったときは、次の方法によって報告又は通知する。

ア 報告等の系統

各機関への報告等は次の系統によるものとする。



イ 報告事項

各機関は、通知等にあたっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 禁止制限の種別と対象
- (イ) 規制する区間
- (ウ) 規制する期間
- (エ) 規制する理由
- (オ) 迂回路その他の状況

第3 緊急輸送道路の確保

1 道路の確保

道路の障害物の除去等はそれぞれの管理者が行うものとするが、県が対応できない場合は、災対法第64条第2項により、本部長（町長）判断で、障害物の除去その他の措置を講じる。

2 道路の確保の方法

町道の確保は、あらかじめ協定を締結している事業所に依頼し、発災後速やかに事業所周辺の道路の障害物の除去や応急復旧にあたるものとする。

障害物の除去の方法については、第3部 第9章 第1節「障害物除去計画」に準ずるものとする。

第2節 輸送計画【総務政策課、町民保険課】

目標

この計画は、災害応急対策実施にあたり、人員及び物資等を輸送するため、車両等の調達、緊急輸送計画を策定し輸送力の万全を期するものとする。

第1 緊急輸送計画

1 輸送の基本方針

(1) 基本方針

- ① 被災者の輸送及び応急対策要員並びに物資の輸送（以下「災害輸送」という。）に必要な車両等の確保は、その応急対策を実施するそれぞれの機関が確保するものとする。
- ② 町は、それぞれの機関による確保が困難な時等の場合は、県又は隣接市町に応援を要請して災害輸送に必要な車両等を確保するものとする。
- ③ 町は、町内の県が指定する緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。
- ④ 町は、所管する道路については、県に準じて啓開作業を実施する。
- ⑤ 町は、本計画に基づき車両等の調達先及び予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達、あっせん又は人員及び物資の輸送を要請する。

(2) 緊急輸送の基準

緊急輸送は、原則として次の順位により行うものとする。

- ① 住民の安全を確保するために必要な輸送
- ② 災害の防止、被害の軽減、拡大防止のために必要な輸送
- ③ 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

(3) 輸送の手段

町が行う災害輸送は、次のうち最も適切な方法により実施するものとする。

- ① 貨物自動車等による輸送
- ② 乗用自動車等による輸送
- ③ 航空機等による輸送

2 輸送の対象

各段階における輸送対象は、概ね次のとおりである。

第1段階（被災直後）
① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等 ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ③ 医療機関へ搬送する負傷者等 ④ 自治体等の災害対策要員、ライフライン施設保安要員など初動の災害対策に必要な人員・物資等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階（概ね被災から1週間後まで）
① 第1段階の続行 ② 食料、水等生命の維持に必要な物資

- | |
|---|
| ③ 疾病者及び被災地外へ退去する被災者
④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 |
|---|



第3段階（概ね被災から1週間後以降）

- | |
|--|
| ① 第2段階の続行
② 災害復旧に必要な人員及び物資
③ 生活必需品 |
|--|

3 調達計画

各班において、輸送に必要な車両等は、災害発生時点で各々保有する車両等を第1次的に使用し、さらに不足を生ずる場合は総務班において集中調達する。

災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合には、県に対して調達のあつせん・人員及び物資の輸送を要請する。また、災害時における物資の輸送に関する協定を締結した機関等に輸送を要請する。

〔資料編〕 5－5 町有自動車

4 配車計画

総務班が集中調達した車両等の関係各班への配車計画は、次のとおりとする。

（1）配車

各班に対する車両等の配分は、災害の状況に応じて定める。

（2）配車手続

各班で車両等を必要とするときは、配車請求書を総務班に提出し、総務班はこれに基づき集中調達した所要車両等を請求班に引き渡す。

5 応急救助のための輸送

応急救助のための輸送は、次のとおりとする。

（1）輸送の範囲

- ① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ③ 自治体等の災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資
- ④ 医療機関へ搬送する負傷者等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- ⑥ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ⑦ 疾病者及び被災者の被災地外への輸送
- ⑧ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- ⑨ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ⑩ 生活必需品

（2）救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための輸送に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できるものとする。

〔資料編〕 10－1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

第2 緊急通行車両確認等

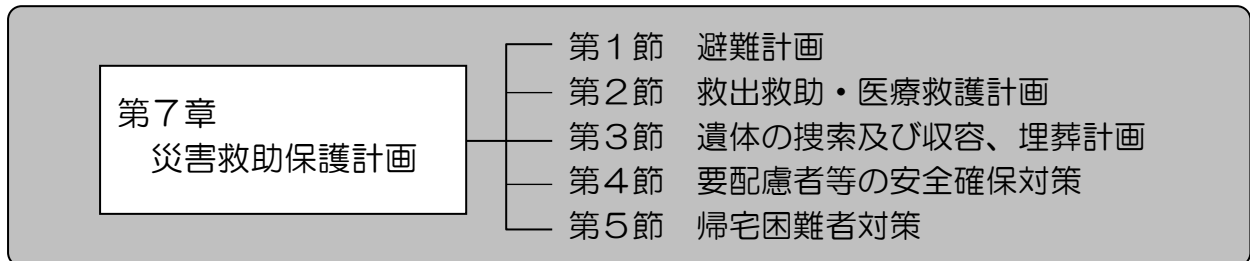
災対法第50条第1項に規定する災害応急対策の業務に従事する車両については、緊急通行車両として東松山警察署長に申請する。申請は所定の様式によりそのつど行う。確認後は所定の標章及び証明書が交付される。

緊急通行車両使用者は、交付された標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。

〔資料編〕 5－6 緊急通行車両等確認様式

第7章 災害救助保護計画

災害時には、被災者の生命の安全を確保するとともに、人身の安定を図るために、迅速な救援・救助活動を実施する必要があるため、災害救助保護に関して必要な事項を定める。



第1節 避難計画【総務政策課、福祉課、町民保険課】

目標

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、住民を安全地域に避難させ、人命被害の軽減を図るものとする。なお、風水害は地震災害と異なり、気象予報により危険の予測が可能であるため、的確な避難行動により人的被害の発生を防ぐものとする。

第1 避難の指示

1 実施責任者

避難のための立ち退きの指示、立ち退き先の指示、及び必要に応じて屋内での待避等の指示は、次の者が行うものとする。

なお、避難の指示等の発令者は、具体的な発令基準を定めておくものとする。

実施責任者	根拠法令	適用災害	実施の基準
町長及び水防管理者	災対法第60条及び水防法第29条	災害全般	町長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、洪水、雨水出水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示を行うものとする。 この場合、町長は知事に必要な事項を伝達するものとする。
知事	災対法第60条第5項	災害全般	知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対して速やかに立退きの指示を行うものとする。
知事、その命を受けた職員、水防管理者	水防法第29条	洪水、雨水出水	知事又はその委任を受けた職員は、洪水による著しい危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民、滞在者に対して立退きを指示するものとする。

第3部（第7章 災害救助保護計画）

実施責任者	根 拠 法 令	適用災害	実 施 の 基 準
警察官	災対法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条	災害全般	町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき。 町長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、及び特に急を要する場合において危害を受けるおそれがある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。 この場合、警察官は、直ちにその旨を町長に通知するほか、埼玉県公安委員会へ報告する。
災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 （その場に警察官がいない場合に限る。）	自衛隊法第 94 条	災害全般	災害により危険な事態が生じた場合において警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。 この場合、自衛官は、町長を通じて知事に必要な事項を伝達するものとする。

（1） 避難指示の内容

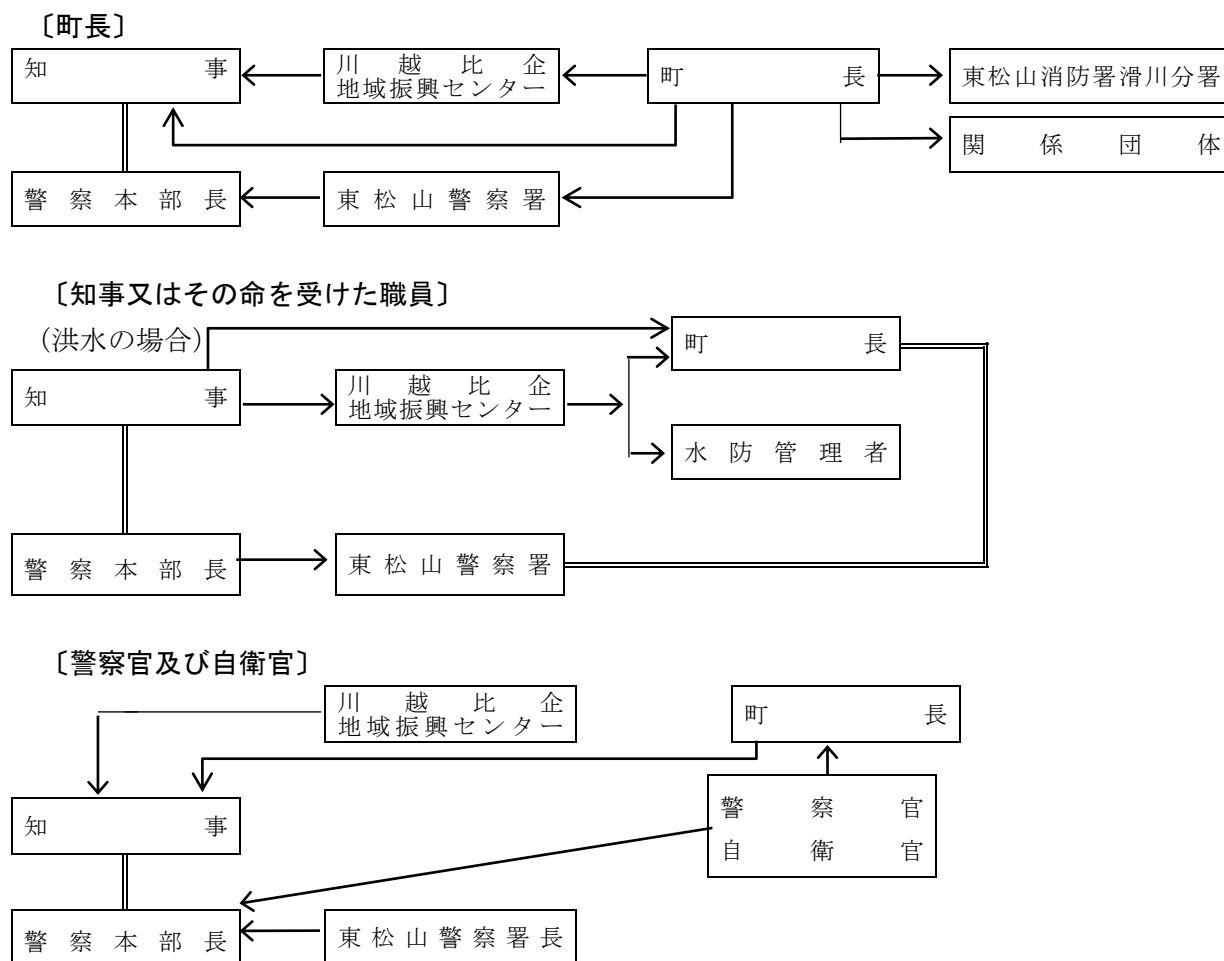
避難指示は、次の内容を明示して行う。なお、町は、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、「避難情報の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（令和3年5月改定）」を参考に、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は住民等への周知徹底に努める。

- ① 要避難対象地域
- ② 立ち退き先
- ③ 避難先及び避難経路（安全な方向及び避難場所の名称）
- ④ 避難理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- ⑤ 避難時の留意事項（電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること、避難行動時の最少携帯品、要配慮者への配慮等）

（2） 関係機関相互の通知及び連絡

避難の指示者等は避難のための立ち退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡するものとする。（注「→」は通知「＝」は相互連絡を示す）



(3) 避難指示等の伝達

① 避難指示等の分類

避難指示等の意味合いを明確化するため、避難指示等を次の三類型とする。発令にあたっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りをおそれず、適切なタイミングで行うものとする。

町長は、避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対して、あらかじめ定めた判断基準に基づき、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を発令する。また、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等に対しても、自主的な避難を促進するよう高齢者等避難を発令する。

伝達にあたっては、サイレン、標識によるほか広報車、消防機関による周知、防災行政無線、エリアメール等、あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図るものとする。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

種 別	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 【警戒レベル 3】	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	【危険な場所から高齢者等避難】 - 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） - 上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。

第3部（第7章 災害救助保護計画）

種 別	発令時の状況	住民に求める行動
		・ハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合、自らの判断で屋内安全確保を準備 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に応じて避難（指定緊急避難場所へ立退き避難又は屋内安全確保）
避難指示 【警戒レベル 4】	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	【危険な場所から全員避難】 ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等へ避難行動開始 ・避難指示の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は近隣の安全な場所への立退き避難等、生命を守る最低限の行動 ・平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保
緊急安全確保 【警戒レベル 5】	・災害発生（※1）又は切迫（※2）している状況 ※1 災害発生 堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生 ※2 災害の切迫 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性がある判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況	【緊急安全確保】 ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容 ・災害が発生・切迫している状況を町が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する。

（用語の説明）

■避難：災害から命を守るための行動

■立退き避難：指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動

■近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、親戚・知人宅、ホテルなどの近隣のより安全な浸水しない場所・建物等

■屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動。自宅などの居場所や安全を確保できる場所にとどまる「待避」や屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たされている必要がある。

- ・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと
- ・自宅等に浸水しない居室があること
- ・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること

② 避難指示等の判断基準に基づいた避難指示等の発令

避難判断水位等到達情報が発表された場合や土砂災害警戒情報等が発表された場合は、以下の避難指示等の判断基準に基づき、避難指示等を発令する。避難指示等の避難情報の発令にあたっては、今後の気象予測や河川巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

〔避難指示等の判断基準（河川の氾濫の場合）〕

区分	判 断 基 準
【対象地域の考え方】 ○町洪水ハザードマップの「滑川」「市野川」「和田吉野川」の浸水想定区域が基本 ○避難情報は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 （「立ち退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。） ○立ち退き避難が必要な区域 ・堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合を想定し、堤防に沿って一定の幅の区域。 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね3mを超える区域の2階建て家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立ち退き避難をする。） ・河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 2：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で町内河川に「警戒（赤）〔警戒レベル3相当〕」が表示された場合 3：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）により、町域内に「警戒（赤）」が表示された場合 4：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	1：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 2：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、町内河川に「危険（紫）〔警戒レベル4相当〕」が表示された場合 3：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で、町域内に「危険（紫）」が表示された場合 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、1に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～5のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 （災害が切迫） 1：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合

第3部（第7章 災害救助保護計画）

区分	判 断 基 準
	2：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で町内河川に「災害切迫（黒）〔警戒レベル5相当〕」が表示された場合 3：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）により、町域内に「災害切迫（黒）〔警戒レベル5相当〕」が表示された場合 4：町へ大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（災害発生を確認） 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※発令基準例1～4を理由に「警戒レベル5緊急安全確保」を発令済みの場合、発令基準例4の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し「警戒レベル5緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
水位観測所	・羽平橋（市野川）〔滑川町大字羽尾：県管理〕 ・精進橋（市野川）〔嵐山町大字太郎丸：県管理〕
注意事項	●避難情報の発令に当たっては、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

〔避難指示等の判断基準（土砂災害の場合）〕

区分	判 断 基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）〔警戒レベル3相当〕」となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3「高齢者等避難」の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） ※土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する。
【警戒レベル4】 避難指示	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4「避難指示」の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）〔警戒レベル4相当〕」となった場合 3：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想さ

区分	判 断 基 準
	れる場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないように暴風警報の発表後速やかに発令） 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4「避難指示」を発令する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5「緊急安全確保」の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）〔警戒レベル5相当〕」となった場合 （災害発生を確認） 3：土砂災害の発生が確認された場合 ※1～2を理由に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みの場合、3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
注意事項	●避難情報の発令に当たっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。

③ 避難指示等にあたっての留意事項

避難の指示又は高齢者等避難を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、できるだけ人心を恐怖状態に陥らせないようにするとともに、火災の予防についても警告するものとする。

なお、周知の際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

ア 災害の発生状況に関する状況

（ア）河川が氾濫する等の災害が発生したこと（発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。）

（イ）災害の拡大についての今後の見通し

イ 災害への対応を指示する情報

（ア）危険地区住民への避難指示

（イ）避難誘導や救助・救援への住民の協力要請

（ウ）周辺河川や斜面状況への注意・監視

（エ）誤った情報に惑わされないこと

（オ）冷静に行動すること

ウ 駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所にいる住民等に対して、迅速かつ確実な伝達が

第3部（第7章 災害救助保護計画）

行われるように努める。

2 警戒区域の設定等

（1）警戒区域設定の指示

町長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

警戒区域の設定にあたっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。また、指示を行った者は、その旨を関係機関及び住民に周知する。

状 況	措 置	指 示 者	対 象 者
ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災対法第63条、73条）	(ア) 立入制限 (イ) 立入禁止 (ウ) 退去命令	(ア) 町長 (イ) 警察官（注1） (ウ) 自衛官（注3） (エ) 知事（注4）	災害応急対策に従事する者以外の者
イ 水防上緊急の必要がある場合（水防法第21条）	(ア) 立入禁止 (イ) 立入制限 (ウ) 退去命令	(ア) 水防団長、水防団員 又は消防機関に属する者 (イ) 警察官（注2）	水防関係者以外の者
ウ 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(ア) 退去命令 (イ) 出入の禁止 (ウ) 出入の制限	(ア) 消防吏員又は消防団員 (イ) 警察官（注2）	命令で定める以外の者
エ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	(ア) 引き留め (イ) 避難 (ウ) 必要な措置命令	(ア) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

（注1） 町長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注2） (ア)に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注3） 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、(ア)及び(イ)がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注4） 知事は災害によって町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長に代って実施しなければならない。

（2）警戒区域設定の実施

警戒区域の設定を行った者は、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止又はその区域から退去を命ずるものとする。

第2 避難誘導

1 避難者の誘導経路

（1）避難路については、できる限り危険な橋、堤防その他新たに災害が発生するおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

（2）選定した経路は、できる限り事前に確認し、危険箇所等には標示、ロープ張り等を行うほか、状況により誘導員を配備し、夜間は、照明灯を確保して事故防止に努める。

- (3) 浸水池等には、必要に応じ船艇、ロープ等の資器材を活用して、避難の誘導経路の安全確保に努めるものとする。

2 避難の誘導及び移送

- (1) 避難の誘導については、各区長及び各自主防災組織と連携し、できるだけ各区域に責任者等を定め、誘導にあたっては、極力安全と統制を図るものとする。また、収容先での救助物資の配給等を考慮し、自治会等の単位で行うこと。

避難の誘導を行うものは、避難の立退にあたっての携帯品を必要に応じ最小限（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう指導するものとする。

- (2) 避難の誘導にあたっては、傷病者、高齢者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を優先的に行うよう努めるものとし、誘導中における水没、感電等の事故防止の万全を期するものとする。状況により、老幼病弱者又は歩行困難者には適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- (3) 避難にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児などの自力避難が困難な者、また地理に不案内な者、外国人等の要配慮者の確実な避難のため、避難誘導員を配置するものとする。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。

また、安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性を踏まえた誘導を行い、水没、感電等の事故防止に努めること。

- (4) 町長は、被災地が広範囲で大規模な立退及び移送を要し、町において処置できないときは、知事に応援の要請を行うとともに、状況等によっては隣接市町、東松山警察署等と連絡して、大規模な立退及び移送を実施するものとする。

第3 避難所の開設等

1 避難所の開設

町は、災害により家屋の損壊・損失が生じた場合、あるいは避難の指示が出され住民が避難を行う場合、宿泊、給食等の一時的収容保護を実施するため、避難所を開設するものとする。

また、災害発生の不安により、当該地域の住民からの要請があった場合、避難所を開設する。

なお、救助法が適用された場合には、法の定めるところによるものとする。

- (1) 避難所を開設したときは、町長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。なお、避難所は、あらかじめ指定した施設において、災害の種類、状況を踏まえて開設する。適当な施設が得られない場合は、野外に仮設建物を設置又は天幕を借上げて開設するものとする。また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国、県や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。

開設にあたっては、安全点検を速やかに実施し、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行う。倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。

- (2) 町長が避難所を開設した場合には、その旨を公示し、直ちに次の事項を知事に報告しなければならない。

- ① 避難所の開設の目的、日時・場所
- ② 避難所数及び収容人員
- ③ 開設期間の見込み

- (3) 通常の避難所では困難な在宅の寝たきり高齢者等の避難行動要支援者を受入れるための体制も同時に確立する。なお、福祉避難所については、第3部 第7章 第4節「要配慮者等の安全確保対策」に準ずるものとする。

第3部（第7章 災害救助保護計画）

- （4） 町長は、災害状況等により、罹災者の長期避難を要する場合は、応急仮設住宅の設置ができるまでの間、避難所の提供とともに風呂の供給をあわせて行うものとする。

〔資料編〕 2－2 避難所等

〔資料編〕 9－3 避難施設関係の協定

2 避難所の管理運営

町は、避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。運営にあたっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。

〔資料〕 10－2 避難所運営マニュアル

（1） 避難者名簿等の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。町内で不足が見込まれる場合には、県、近隣市町に応援要請する。

（2） 通信連絡手段の確保

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

（3） 避難所の運営

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営にあたっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。

避難所の運営にあたっては、専門性を有した外部支援者等の協力やボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整える。

（4） 避難者の受入

避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れることとする。

（5） 要配慮者や女性、性的少数者への配慮

高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等を開設当初から設置するように努める。

男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営にあたっては男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用する。また、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと）をしないよう注意を要する。

（6） 要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

〔要配慮者や女性のために必要と思われる物資等の例示〕

- 高齢者…紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤
- 乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等
- 肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
- 病弱者・内部障害者…医薬品や使用装具
膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ
咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭
呼吸機能障害：酸素ボンベ
- 聴覚障害者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
- 視覚障害者…白杖、点字器、ラジオ
- 知的障害者・精神障害者・発達障害者…医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
- 女性…女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の见えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル
- 妊産婦…マット、組立式ベッド
- 外国人…外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラル食、ストール

（7） 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

（8） 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、埼玉県医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障害者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。

（9） 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、次の対策を取るものとする。

- 健康状態に合わせた避難場所の確保
- 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設
- 避難所レイアウトの検討

第3部（第7章 災害救助保護計画）

- 避難者の健康管理
- 発熱者等の専用スペースの確保
- 物資・資材
- 自宅療養者の対応
- 住民への周知
- 感染症対策
- 発熱者等の対応
- 車中泊（車中避難）等への対応

(10) 避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

3 避難所外避難者対策

町は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

4 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

5 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な一時滞在及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

6 救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は、資料編に掲げるとおりとする。

[資料編] 10－1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

第2節 救出救助・医療救護計画【総務政策課、福祉課、健康づくり課】

目標

災害発生時には、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されるため、消防機関、医師会等との密接な連携により、効率的な出動・搬送体制の確立、迅速かつ柔軟な救急救助、医療救護の実施を図るものとする。

第1 基本的な考え方

1 実施責任者

被災者の救出の実施責任者は町長が行う。なお救助法が適用された場合は知事が行い、町長は知事の委任を受けて実施する。

2 活動項目

- (1) 救出救助
- (2) 医療・助産
- (3) 傷病者搬送
- (4) 精神科救急医療の確保
- (5) 保健衛生
 - ① 感染症、二次被害予防
 - ② 精神ストレスへの対応

第2 救出救助・医療救護活動

1 救出救助活動

- (1) 実施体制

災害発生後の救出活動については、消防団員を中心として、到着した町職員・消防署救助隊員及び住民が協力して行う。

町は、全町的な観点から緊急を要すると判断される地域への救出要員、救出用機材（重機類含む）を順次供給するとともに、県など他機関への応援を要請する。
- (2) 救出救助における活動
 - ① 救出救助は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救出救助を実施する。
 - ② 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出救助を行う。
 - ③ 延焼火災が少なく、同時に多数の救出救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救出救助を行う。
 - ④ 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救出救助を行う。
- (3) 他機関への応援要請

町長は、町のみでは対応が困難な場合は、他の防災機関に応援を要請する。

また、必要に応じて、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動要請を知事に依頼する。

2 医療、助産活動

（1）医療救護班の編成

- ① 町長は、必要に応じて医師会等の協力を得て医療救護班を編成し、出動及び医療、助産活動にあたる。また、県災害派遣医療チーム「埼玉DMA T」と連携を図る。

〔医療救護班の編成(案)〕

医師	1名
看護師長	1名（又は助産師1名）
看護師	2名
主事	1名
自動車操作要員	1名
計	6名

- ② 医療救護活動に従事する医療従事者が不足するなど町で対応できない場合、又は救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、次の事項を明示して県及びその他関係機関に協力を要請するものとする。

ア 診療科別必要人員	イ 必要医療救護班数
ウ 期間	エ 派遣場所
オ その他必要事項	

（2）医療救護班の業務内容

- ・ 傷病者に対する応急処置
- ・ トリアージの実施
- ・ 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- ・ 軽症者に対する医療
- ・ カルテの作成
- ・ 医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請
- ・ 助産救護
- ・ 死亡の確認
- ・ 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

（3）救護所の設置

必要に応じ保健センターに救護所を設置するとともに、住民に周知を図る。

救護所設置の際は、必要に応じて東松山保健所長の助言を得る。

（4）病院等の災害時の対応

原則として、診療可能な医療機関は、負傷者の受入体制を整え診療を継続する。ライフライン関連施設等の被害により、院内での診療行為の継続が不可能な医療機関は、救護所やその他の診療可能な医療機関へ、医療スタッフを派遣するとともに、医療用資機材や医薬品等を供給するなど、医療救護活動を支援する。

（5）精神科救急医療の確保

町は、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

（6）透析患者等への対応

腎臓透析等、継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について、県、医療機関と連携し、継続的医療の確保を図る。

（7）医療品、衛生材料の確保

救護所等で使用する医薬品、衛生材料、医療用資機材は、町の備蓄品、医療救護班の携行品、

町内の薬局及び薬店を中心に調達するものとし、不足を生じた場合は、知事へ要請するものとする。輸血用血液の供給は、医療機関が県を通じて日本赤十字社埼玉県支部に依頼するものとする。

（8） 救助法が適用された場合の費用

救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、町が医療・助産活動に着手したときに要した費用は、資料編に掲げる範囲内において県に請求できるものとする。

〔資料編〕 10－1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

3 傷病者等の搬送

トリアージにより適切な医療を必要とする重傷病者は、消防本部その他関係機関の協力を得て、災害拠点病院等の後方医療施設へ迅速に搬送するものとする。

搬送にあたっては、災害発生により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮して行う。

〔資料編〕 2－5 医療機関

（1） 消防本部による傷病者の搬送

① 消防本部は搬送用車両の手配・配車を行う。

② 消防本部で対処できない場合は、必要に応じて、県防災ヘリコプターやドクターヘリの要請等を行う。

〔資料編〕 5－4 ヘリポート予定地

（2） 町による傷病者の搬送

① 町は、災害の規模が大きい場合、人命第一の立場から、保有している自動車を使用可能な場合は、必要に応じ自動車により該当する傷病者を搬送することができる。

② 搬送用車両の確保

町では、傷病者等の搬送に町所有及び消防機関の車両を充てるものとするが、台数の不足などが考えられる場合に備えて県及びその他の機関の車両を使用する。

4 被災者に対する保健活動

（1） 精神保健活動

① 災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者等が精神的不調をきたす場合があることから、被災者の精神的ケアの対応を行うため、精神科医療機関又は県に災害派遣精神医療チーム「埼玉DPAT」の派遣を要請し、避難所、応急仮設住宅等への巡回を依頼する。

② 町は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

（2） 栄養指導

町は、災害の状況により、栄養指導班を編成し、避難所等に派遣し、炊き出しや給食の管理指導、栄養補給に関することなど、栄養指導活動を行う。

第3節 遺体の搜索及び収容、埋葬計画【福祉課、町民保険課】

目標

災害により死亡又は死亡していると推定される者については、迅速かつ適切に搜索、収容、検視（見分）及び検案を行う。身元が判明しない死亡者については、適切に埋・火葬を実施する。な

お、遺体の取扱いにあたっては、死者への尊厳に配慮し、人心の安定を図るものとする。

第1 遺体の搜索

1 実施体制

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索は、町職員並びに消防団員をもって搜索隊を編成し、県・警察本部・関係機関及び自治会等の協力のもとに実施するものとする。

2 実施の対象

- (1) 災害により行方不明の状態にある者で、周囲の事情等から既に死亡していると推定される者の搜索及び収容
- (2) 災害により死亡した者の収容及び埋火葬

3 行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する問合せ等への対応は、町が相談窓口を設置し、警察機関と連携を図りながら実施するものとする。

4 遺体の収容

- (1) 遺体収容所（安置所）の開設

町は、災害発生後速やかにエコミュージアムセンターに遺体の収容所を開設し、県及び警察署に報告するとともに、住民等へ周知する。

前記収容所（安置所）が被災した場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。遺体収容所（安置所）には、検視、死体調査及び検案を行うための検視所を併設する。

- (2) 遺体の輸送

町は、県に報告の上、遺体を、警察、消防機関の協力を得て遺体収容所に輸送して収容する。

- (3) 管理責任者の配置

遺体収容所に管理責任者を配置し、県等と連絡調整を実施する。

- (4) 検案

県救護班（医師）は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄縫合・消毒等の処理を行う。

- (5) 遺体の収容、一時保管

町は、検視、死体調査及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。また、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。

〔資料編〕 2－7 遺体の収容

第2 遺体の埋・火葬

1 実施基準

身元が判明しない遺体の埋・火葬は、次の基準により、町長が実施し、撮影等により記録しておくものとする。

①埋・火葬の場所	埋・火葬は原則として町内で実施する。
②他の市町村に漂着した遺体	遺体が他の市町村（救助法適用地域外）に漂着した場合、当該市町村は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引きとらせるものとするが、法適用地が混

	乱のため引き取る事ができないときは、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。
③ 罹災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。
④ 葬祭関係資材の支給	次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給するものとする。 (1) 棺（付属品を含む。） (2) 埋葬又は火葬 (3) 骨つぼ又は骨箱

2 遺体の埋・火葬の実施

- (1) 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- (2) 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡すものとする。また、無縁の焼骨堂に収蔵するか無縁墓地に埋葬する。
- (3) 埋・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、町は、業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

なお、火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については町が負担するものとする。

〔資料編〕 2－7 遺体の収容

第4節 要配慮者等の安全確保対策【福祉課、高齢介護課、町民保険課、健康づくり課】

目標

要配慮者等は災害時には、被害を受ける場合が多いため、発災直後の避難誘導から、その後の応急、復旧に至るまで、要配慮者等の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進するものとする。

第1 実施体制

町は、要配慮者について民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、地域住民等と協力して行うものとする。

〔要配慮者の安全確保における留意点〕

- (1) 要配慮者の把握
声かけ等を通じて、声、音その他の反応を捉え、要配慮者を把握する。
- (2) 協力体制
要配慮者を確認したときは、付近にいる者に協力を求め、救護を行う。
- (3) 保護
救護した要配慮者は、避難所若しくは福祉避難所に保護し、避難所の運営者に必要な協力を求める。

第2 避難行動要支援者等の安全確保

1 避難のための情報伝達

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動をとることができるように、防災気象情報（大雨注意報・警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）等）を勘案して、高齢者等避難、避難指示を適時適切に発令する。

2 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難支援の実施

① 名簿の情報の提供

避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、名簿情報提供の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報の提供を行う。

風水害等のリードタイムのある災害においては、町は予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断するよう留意する。

② 町は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

③ 避難誘導及び救助等

避難誘導にあたっては、地域の住民や自主防災組織等の協力を得て、担架や自動車等で避難できるよう努める。

(2) 名簿情報の適正管理

町は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏洩の防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

（3） 避難所等の責任者への引継ぎ

避難行動要支援者の名簿情報は、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

3 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

避難行動要支援者名簿に掲載されないことが多い妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、情報発信に係る支援などにより安全を確保する。

4 安否確認等

（1） 安否確認

保健師やヘルパー等を避難所等に派遣し、民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得て被災状況を確認する。被災状況は災害発生後 24 時間以内に把握できるよう努めるものとし、主に次の確認を行うものとする。

- ① 避難行動要支援者等の確認（避難所にいないときは、自宅の確認もする。）
- ② 介護者、介助者が災害によって介護、介助できなくなっている高齢者、障害者等の確認
- ③ 災害によって保護者を亡くした乳幼児等の確認

（2） 被災した避難行動要支援者等の措置

被災した避難行動要支援者等の措置について、福祉避難所での介護、医療施設若しくは福祉施設への緊急入院及び入所、自宅での介護、身内による引き取り等連絡調整を図る。また、適切な介護ボランティア等の手配を行うものとする。

第3 避難生活における要配慮者支援

1 生活物資の供給

町は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

2 避難所における要配慮者への配慮

（1） 区画の確保

避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。

（2） 物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

（3） 巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

（4） 福祉避難所の活用

町は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入

第3部（第7章 災害救助保護計画）

所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

3 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

（1） 情報提供

町は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、FAXや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。

（2） 相談窓口の開設

町社会福祉協議会に相談窓口を設置し、総合的な相談に応じる。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

（3） 巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

（4） 物資の提供

在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるよう配布手段、方法を確立させる。

（5） 福祉避難所の活用

福祉避難所においては、保健師やホームヘルパー等の配置若しくは派遣により、医療や介護など必要なサービスを提供する。

また、避難生活が長期化することによって、発病、症状の悪化が見込まれる避難者については、早い時期に医療施設、社会福祉施設に移送を行う。

〔資料編〕 2－2 避難所等（3）福祉避難所

〔資料編〕 9－3 避難施設関係の協定

（6） 外出中の避難行動要支援者等の支援対策

避難所等における避難行動要支援者等の確認の際に把握した地域外の避難行動要支援者等に対し、居住地との連絡調整を行い、それぞれに対し情報提供を行う。

4 応急仮設住宅提供に係る配慮

町は、入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

第4 社会福祉施設等入所者の安全確保

1 情報の伝達

町は、必要に応じ、社会福祉施設の管理者に対し、気象情報や高齢者等避難、避難の指示を直接伝達する。

2 施設職員の確保

施設管理者は、緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保するものとする。

3 避難誘導の実施

施設管理者は、避難が必要な場合は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に行うものとする。

施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランテ

ィア団体等の協力を要請するものとする。

4 受入先の確保及び移送

町は、施設が被災した場合は、受入先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助するものとする。

5 生活救援物資の供給

町は、備蓄物資及び物資の調達により、施設入所者への生活救援物資の供給を行う。

6 ライフラインの優先復旧

町は、施設機能の早期回復を図るため、電力、水道等の優先復旧を要請又は実施する。

7 巡回サービスの実施

町は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

第5 外国人の安全確保

1 安否確認の把握及び避難誘導の実施

（1）安否確認の実施

町は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人住民に係る住民票等に基づき外国人の安否確認を実施するとともに、その調査結果を県に報告する。

（2）避難誘導の実施

町は、あらかじめ用意した原稿等を使用し、広報車や防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

2 情報提供及び相談窓口の開設

（1）情報提供

町は、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

（2）相談窓口の開設

町は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。また、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保について、県に要請する。

第5節 帰宅困難者対策【福祉課、町民保険課、教育委員会】

目標

町内での従業者、観光客等の安全確保を図るため、関係機関と連携し、帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施し、帰宅困難者の安全確保を図るものとする。

第1 情報提供及び一時滞在施設の開設・運営

1 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者にとって必要な交通情報や被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

〔帰宅困難者に伝える情報例〕

- ① 被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、道路被害、浸水状況、土砂災害発生状況、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- ② 鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- ③ 帰宅にあたって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- ④ 支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

実施機関	項目	対策内容
町	誘導	・ 徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・ ホームページ、メール、防災行政無線等による情報提供 ・ 緊急速報メールによる情報提供 ・ デジタルサイネージを活用した情報提供 ・ 駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供
県	情報の提供、広報	・ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・ ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 ・ 緊急速報メールによる発災直後の注意喚起
鉄道事業者	情報の提供、広報	・ 鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
東日本電信電話(株) 携帯電話事業者	安否確認手段の提供	・ 災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(web171)のサービス提供 ・ 特設公衆電話の設置等
ラジオ、テレビ等放送報道機関	情報の提供	・ 帰宅困難者向けの情報の提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)

2 一時的な滞在

(1) 駅周辺等における一時滞在施設の開設

災害の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、一時滞在施設を開設する。なお、鉄道事業者については、駅施設の安全性が確認でき、かつ、要員が確保できた場合において、可能な範囲で帰宅困難者を受入れることとする。

一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。

一時滞在施設の開設・運営については、避難所の開設・運営を準用する。

〔一時滞在施設の運営の流れ〕

- ① 建物の被害状況の把握や、施設の安全性の確認
 - ② 施設内の受入スペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定
 - ③ 施設利用案内等の掲示
 - ④ 電話、特設公衆電話、FAX 等の通信手段の確保
 - ⑤ 町等へ一時滞在施設の開設報告
- ※ 一時滞在施設の開設運営にあたっては、事後に救助法による費用の支弁を求めることを考慮し、避難所の運営開設に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備、保存しておくことが望ましい。

（２） 一時滞在施設への誘導

一時滞在施設に帰宅困難者を迅速かつ安全に誘導又は案内をする。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。

（３） 一時滞在施設の運営

一時滞在施設に受入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

町は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、町から提供された情報などを受入れた帰宅困難者に提供する。

運営にあたっては、共助の点から、必要に応じて施設内の帰宅困難者に運営スタッフとして、あるいはその補助者として協力を要請する。

（４） 一時滞在施設の閉鎖

一時滞在施設の閉鎖に際しては、災害発生後概ね３日程度が経過し、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること、あるいは行政が帰宅困難者に帰宅を促す対応を始めたこと等が、一つの判断材料となる。

一時滞在施設の管理者は、閉鎖にあたっては町と調整をする。

管理者は、安全が確保されている道路、公共交通機関の運行状況や代替輸送の状況等、可能な範囲で受入れた帰宅困難者の帰宅を支援する情報を提供する。

第２ 帰宅活動への支援

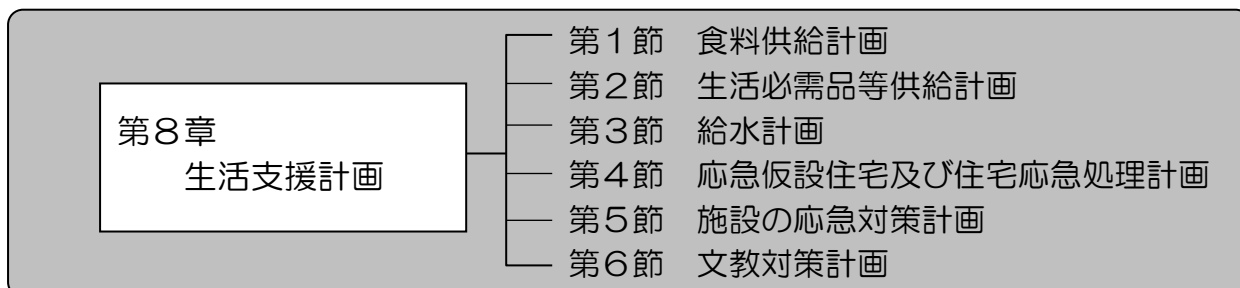
代替輸送の発着所となる町は、帰宅困難者の円滑な乗降について体制を整備し担当する。また、町は発着所に救護所等を設置し、県及び県医師会等の協力を得て避難行動要支援者等の輸送者の安全を確保する。

また、沿道の住民や事業所等は、可能な範囲で徒歩帰宅者に休憩所やトイレ、水道水その他の物資や安全に帰宅するために有用な情報などを提供しよう努める。

実施機関	項目	対策内容
町、県、県バス協会	帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	バス輸送の実施
鉄道事業者	トイレ等の提供	トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド(株)	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

第8章 生活支援計画

災害時における被災者の生活の安定を図るために、物資等の供給、住宅及び施設対策、文教対策等、迅速な生活支援を実施するために必要な事項を定める。



第1節 食料供給計画【町民保険課】

目標

災害時に、被災者及び災害救助に従事する者に対して供給する食料について、救助限度に必要な食料の確保とその供給の確実を期するものとする。

第1 実施体制

1 実施責任者

町長は、災害時において避難者、被災者及び災害対策従事者等に対し応急的な炊き出し等を行う必要があると認めた場合は、給食又は供給を実施する。なお、救助法が適用された場合は知事が行い、町長は知事の委任を受けて実施する。

2 供給の決定

(1) 救助法適用前

災害により被災し、避難所等に収容され又は食料の確保や自炊の手段を失った住民がある程度の規模で発生して相当の期間、その状態が継続すると判断した場合に行うものとする。

(2) 救助法適用後

救助法の適用による供給期間は、原則として7日間とし、対象者は次のとおりとする。

- ① 避難の指示等により指定避難所等に収容された人
- ② 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- ③ 災害応急対策活動従事者

(3) 給与する食品の品目

前号①から③にあつては、米穀（米飯を含む。）、乾パン、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。

乳児に対する給与は、原則として調整粉乳とする。

第2 食料の調達、輸送等

1 応急食料の調達

応急供給する食料は、町が備蓄する食料を災害初期に必要な量を供給するが、被害の長期化等の状況に応じて充足状況を的確に把握し、米穀販売業者等から必要量を調達する。

(1) 米穀

- ① 町長は、町内の米穀販売業者の手持ち数量が必要数量を下回る場合又は災害により町内の米穀販売業者が通常の供給を行うことができないため、応急供給をする必要が生じた場合は、その所要量を知事に申請し、調達するものとする。
- ② 町長は、交通、通信の途絶等、被災地が孤立等、救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示されている範囲内で、農林水産省生産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給することができる。

【直接要請を行う場合】

- 町は、政策統括官に直接要請を行う場合は、担当職員は政策統括官付貿易業務課担当者（別紙1）に対し、「災害救助米穀の引渡要請書」（別紙2）に基づく情報（希望数量、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せてFAX又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。
- 町長が直接、政策統括官に要請を行う場合は、必ず、担当職員は、県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

(2) その他の食品の調達

町長は、米穀以外の食品の給与を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達を行うものとするが、不足を生ずる場合は、知事に食品の調達を要請することができる。

(3) 要配慮者への配慮

要配慮者に対しては、必要に応じて要配慮者に配慮した食物アレルギー対応食品や嚥下しやすい食事等の確保を図る。

(4) 配給対象者及び数量の把握

- ① 避難所の配給対象者については、それぞれその避難所の責任者からの報告により把握する。
- ② 在宅者については、関係機関及び自主防災組織等の協力を得て把握する。
- ③ 災害応急対策活動従事者については、関係各班の協力を得て把握する。

〔資料編〕 3－4 食料・生活必需品等

〔資料編〕 9－5 救援物資関係の協定

〔資料編〕 10－5 町内及び周辺地域の各種事業者（7）食料、日用品等の販売業者

2 食品輸送

(1) 輸送方法等

輸送方法は、原則として貨物自動車による陸上輸送を行うものとして計算し、荷姿は次のとおりとして積載量を計算するものとする。

- ・玄米：紙袋入り 1袋 30キログラム入り（精米換算 27.3キログラム）
麻袋入り 1袋 60キログラム入り（精米換算 54.6キログラム）
- ・精米：紙袋又はビニール袋入り 1袋 10キログラム入り
- ・乾パン：段ボール箱入り 1箱 128食入り
- ・アルファ米：段ボール箱入り 1箱 100食入り（10キログラム）
- ・乾燥がゆ：段ボール箱入り 1箱 50食入り
- ・クラッカー：段ボール箱入り 1箱 70食入り

第3部（第8章 生活支援計画）

（2） 集積地（地域内輸送拠点等の物資拠点）の選定

町は、調達した食料を、本庁舎、J A埼玉中央滑川支店に集積することとする。

（3） 供給食料の搬送体制

食料の搬送は町で行うものとするが、必要に応じて民間車両の協力を要請する。

（4） 集積地（地域内輸送拠点等の物資拠点）の管理

食品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期するものとする。

[資料編] 2－4 指定集積場所

[資料編] 9－7 輸送関連の協定

3 応急食料の配給、炊き出し方法等

（1） 炊き出し等の場所

炊き出しは原則として、学校、保健センター等、あらかじめ指定した場所で行う。

（2） 県への協力要請

町長は、多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、知事に炊き出し等について協力を要請することができる。

（3） 実施状況報告

町長は、炊き出し、食品の配分その他食品の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告するものとする。

[資料編] 2－3 炊き出し可能場所

4 救助法が適用された場合の費用等

食品の給与に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できるものとする。

[資料編] 10－1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

第2節 生活必需品等供給計画【町民保険課】

目標

災害時に被災者に支給する衣料、生活必需品その他の物資については、その確保と支給の確実を期するものとする。

第1 実施体制

1 実施責任者

被災者に対する衣料・寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、町長が行う。なお、救助法が適用された場合は知事が行い、町長は知事の委任を受けて実施する。

2 供給の決定

（1）救助法適用前

災害により、指定避難所等に収容され、又は住家の被害等により生活必需品を損失・き損し、さらに物資の販売機構の混乱により資力の有無に係わらず、直ちに入手することができない住民が、ある程度の規模で発生し、相当の期間その状態が継続すると判断した場合に行うものとする。

（2）救助法適用後

救助法の適用による給（貸）与は、原則として10日間以内に行うものとし、対象者は、災害により住家が全壊、全焼、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものも含む。）の被害を受けたものであって、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難なものとする。

（3）給与又は貸与する品目の範囲（現物をもって行う。）

- ① 被服、寝具及び身のまわり品
- ② 日用品
- ③ 炊事用具
- ④ 光熱材料

第2 生活必需品等の調達、輸送方法

1 物資の調達

町で備蓄する物資に不足が生じた場合は、充足状況を的確に把握し関係業者より調達する。

なお、調達が困難な場合や緊急を要する時は、相互応援協定による市町村への要請及び県へ備蓄物資の融通等を要請するものとする。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

[資料編] 3－4 食料・生活必需品等

[資料編] 9－5 救援物資関係の協定

[資料編] 10－5 町内及び周辺地域の各種事業者

2 物資の輸送体制の整備

町は、調達した生活必需品を避難所等に輸送するものとする。

（1）集積地（地域内輸送拠点等の物資拠点）の選定

町は、町内販売業者や他市町村から搬送される衣料や生活必需品を、本庁舎、J A埼玉中央滑

第3部（第8章 生活支援計画）

川支店に集積することとする。

（2） 供給食料の搬送体制

搬送は町で行うものとするが、必要に応じて民間車両の協力を要請する。

（3） 集積地（地域内輸送拠点等の物資拠点）の管理

集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品物資管理の万全を期するものとする。

〔資料編〕 2－4 指定集積場所

〔資料編〕 9－7 輸送関連の協定

3 物資の供給

（1） 供給場所等

供給場所は、原則として指定避難所等とし、自主防災組織、ボランティア等の住民の協力を得て供給を行う。在宅被災者にあつては自主防災組織等の住民組織の協力を得て、供給を行う。

（2） 要配慮者、男女のニーズの違いへの配慮

要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いを把握し、女性用品についても十分な量を確保し、供給する。

4 救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求するものとする。

〔資料編〕 10－1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

第3 救援物資の供給体制の確立

救援物資が集積場所（地域内輸送拠点等の物資拠点）に滞留して、避難所等の必要な場所に届かないことがないように、民間物流事業者等に協力を要請し、救援物資の迅速かつ円滑な供給を図る。

1 物流オペレーションチームの編成

本部に、食料、物資、輸送に関わる職員が民間物流事業者と連携した「物流オペレーションチーム」を編成し、物資に関する情報を一元的に管理して、救援物資の受入及び配送の指示を行う。

2 民間物流システムの活用

民間物流事業者が持つ、ノウハウやマンパワー、車両、資機材及び倉庫などを使用し、救援物資の受入、仕分けを行う。

3 品目別の物資の受入

救援物資の協力を申し出る者に、品目別の物資の発送を要請し、あらかじめ品目ごとに指定した倉庫に救援物資を受入れ、保管する。

4 必要な物資に関する情報の逐次発信

不足している救援物資の品目や数量、配送先の倉庫などの情報をインターネット上に公開し、また、マスコミに情報提供を行うなどして、タイムリーな情報を発信する。

第3節 給水計画【上下水道課】

目標

災害のため飲料水がこぼれ又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施するものとする。

第1 実施体制

1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、町長が行う。なお、救助法が適用された場合は知事が行い、町長は知事の委任を受けて実施する。

2 救助法を適用した場合の実施基準

(1) 給水対象

被災地の必要ある者全員

(2) 期間

災害発生の日から7日以内

第2 給水方法

1 飲料水の確保と供給

災害時における応急給水の水は、原則として被害のない町水道施設の水源を利用するものとし、飲料水の確保及び給水は、被災地の必要な地点に給水所を設け、概ね次の方法により実施するものとする。

(1) 町では、地震耐用止水バルブが設置してある水道タンクがあり、通常時約5,000トン、最悪でも4,000トンの飲料水は確保できるため、給水タンク、ポリタンクにより復旧までの間供給する。浄水が得られない場合には、ろ過器等の活用を図る。

(2) 給水する飲料水が防疫衛生上、滅菌する必要があるときは消毒剤を用い滅菌の上、給水する。

(3) 給水の実施に際しては、給水場所等の広報を防災行政無線等により行うものとする。

(4) 給水の順位は、給食施設（炊き出し場所を含む。）、社会福祉施設等緊急性の高いところから給水を行うとともに、給水する時間は、できる限り、早朝、夜間等においても行うものとする。

(5) 給水

給水方法については、災害直後の混乱期において運搬給水方式は、人的、物的両面から非常に困難と思われるため、原則として指定避難（場）所等を拠点とする拠点給水方式を優先するものとする。

2 応援等の手続き

町長は、給水の応援を求める必要を認めたときは、知事に要請するものとし、特に緊急を要するときは、隣接市町に応援を要請するものとする。応援の要請の際は、以下の項目を明らかにする。

(1) 供給区域

(2) 供給人口及び戸数

(3) 供給期間

供給期間については、災害発生から応急復旧完了までとし、被災状況等を考慮した応急復旧完了予定期間を連絡するものとする。

第3部（第8章 生活支援計画）

（4） 必要給水用資機材

給水タンク、ポリタンク、可搬式ろ過器、給水車、運搬車両等

（5） 供給の方法

搬送給水、拠点給水、応急給水栓による給水等の配給等

3 応急給水用機材の仕様と管理計画

応急給水用機材の給水車については、広域消防の水槽付き消防ポンプ自動車又はトラックを利用して行うものとする。

4 水道施設の応急復旧

（1） 災害による水道施設の損壊、汚染防止に対処するため、災害の発生のおそれのあるときは、必要な技術吏員の待機、資材の確保を図るとともに、保全対策を次のとおり実施する。

① 緊急修理資機材及び消毒剤を集結し、出動体制を整備する。

② 施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。

（2） 水道施設が被災し、又は水道水源が汚染するなどの被害を受けたときは、直ちに次の措置をとる。

① 施設の損壊、漏水害を応急復旧する。職員で対応できない場合には、水道事業指定給水装置工事事業者等の応援を求め実施する。なお、町のみでは対応が困難である場合など、状況に応じて県に応援を要請するものとする。

② 水道が汚染し、飲料水として使用することが不適当なときは、直ちにその使用等の停止及び制限等の措置をとる。

（3） 上水道、簡易専用水道施設、小規模貯水槽水道施設の被害状況調査及び環境課と連携し一般の井戸の被害状況の把握により、町は応急復旧工事を1週間以内に完了するよう実施するものとする。

[資料編] 10－5 町内及び周辺地域の各種事業者（3）町水道指定工事業者

第4節 応急仮設住宅及び住宅応急処理計画【建設課、税務課】

目標

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、用地確保や設置計画の策定、資材の調達など、応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制の確立を図るものとする。また、要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設を図るものとする。加えて、災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊の被害を受けた住宅については、応急修理することで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。

第1 実施体制

1 実施責任者

(1) 被災者に対する応急住宅の設置及び住宅の応急修理は、町長が行う。

ただし、救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置については知事が行い、町長は知事を補助する。

(2) 住宅の応急修理については、あらかじめ知事の職権が委任されている町長が行う。

(3) 応急仮設住宅の建設は、救助法が適用になった場合は知事が、知事から職権を委任された場合や救助法が適用されない場合は町長が行う。

第2 被災宅地危険度判定

町は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を速やかに行うものとし、必要に応じて県に協力の要請を行う。

第3 被害認定調査の実施

町は、災害により被害を受けた住家の被害認定の実施に際しては、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月）及び改正被災者生活再建支援法（令和2年12月4日改正）に基づき実施する。

また、町は、家屋の被害認定の担当者のための研修機会へ参加し、災害時の家屋被害認定を迅速に行えるようにする。

「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の認定基準は、下表のとおり。

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な

第3部（第8章 生活支援計画）

被害の程度	認定基準
	もの。 具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成 16 年 4 月 1 日付け府政防第 361 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和 2 年 12 月 4 日付け府政防第 1746 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※準半壊：「災害救助法事務取扱要領（令和 2 年 3 月 30 日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。（令和 2 年 3 月末時点）

第4 応急住宅

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を確保することが必要である。このため、公的住宅の利用、応急仮設住宅の用地確保や設置計画の策定など迅速な供給を行うための体制の整備を推進していく。

1 救助法を適用した場合の応急仮設住宅確保の実施基準

町は、以下の基準に従い被害状況の把握を行い、救助法の適用基準に該当するかどうかを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して救助法の適用を要請する。

（1）実施責任者

- ① 対象者及び設置箇所の選定：町長
- ② 設置：知事

（2）対象

災害のために住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者で、自らの資力では住宅を確保することができない者

（3）設置場所

- ① 飲料水が得やすい場所
- ② 保健衛生上適当な場所
- ③ 交通の便を考慮した場所
- ④ 居住地域と隔離していない場所

（4）設置戸数

被害状況により、設置戸数を決定する。

（5）建物の構造

軽量鉄骨組立方式とする。

（6）規模及び費用

応急仮設住宅の1戸あたりの規模は、29.7 m²（9坪）を基準として、2,621,000 円以内とする。

（7） 期間

- ① 災害発生の日から20 日以内に着工
- ② 入居期間は竣工の日から原則として2 年以内とする。

2 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型仮設住宅」及び民間の賃貸住宅等を借上げて供与する「賃貸型応急住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。県は、市町村からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

（1） 建設型仮設住宅の設置

① 用地の確保

町は、県及び町独自の応急仮設住宅適地の基準に従い、原則としてあらかじめ選定した仮設住宅建設予定地に建設するものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、近隣市町相互間で融通を行う。

私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。

[資料編] 2－8 町有応急仮設住宅建設用地

② 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、県若しくは町の直営工事又は建設業者との請負契約により実施する。

応急仮設住宅の建設にあたり必要があるときは、町長は農林水産省（関東森林管理局）に対し、国有林野産物（木材）の払い下げを県を通じて申請し、木材の確保を図る。

[資料編] 10－5 町内及び周辺地域の各種事業者（1）町内土木建設業者

（2） 入居者の選定

町は県と協力し、被災者の状況を調査の上、以下の基準に基づき入居者決定する。

- ① 住居が全焼（壊）又は流失した被災者
- ② 居住する住宅がない被災者
- ③ 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者

選定にあたっては、救助班、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

（3） 応急仮設住宅の維持管理

応急仮設住宅は、町が公営住宅に準じて維持管理するものとする。

3 民間賃貸住宅の利用（賃貸型応急住宅）

町は県と協力し、関係団体等に対し災害時の協力について働きかけを行い、借上げ又はあっせんの方法により民間賃貸住宅が提供できるように努める。

- ① 入居資格は、2（2）に準ずる。
- ② 入居者の募集・選定は、応急仮設住宅の基準に準じ、その他の生活条件等を考慮して行う。
- ③ 入居者の管理は、町が、県が定める基準を基に行う。

[資料編] 9－4 民間賃貸住宅の提供支援に関する協定

第3部（第8章 生活支援計画）

4 公的住宅の利用

公営住宅や他の公的住宅の空室、公営宿泊施設を一時的に供給する。

（1） 公的住宅の確保

町は災害時に、公営住宅の空き室の確保に努めるとともに、他の自治体及び都市再生機構・公社等に空室の確保を依頼し、被災者に供給する。

（2） 入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、町長が必要と認めるものとする。

ただし、使用申込は一世帯一か所とする。

- | |
|---|
| ① 住宅が全焼、全壊又は流失した者
② 居住する住居のない者
③ 自らの資力では住宅を確保することができない者 |
|---|

（3） 入居者の選定

町は、確保した空室の募集計画を策定し、空室の住宅の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、応急仮設住宅の基準に準じ、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行うものとする。ただし、使用申込みは一世帯一か所とする。

第5 被害家屋の応急修理

1 救助法を適用した場合の実施基準

（1） 実施責任者：町長

（2） 修理対象者

災害のために住家が半壊又は半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では住宅を応急修理することができない者又は大規模半壊の被害を受けた者

（3） 修理戸数

被害状況、住宅の被害認定（罹災証明発行のため実施するもの）等により、修理戸数を決定する。

（4） 修理の範囲

居室、トイレ、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

（5） 期間

災害発生の日から1ヶ月以内

（6） 費用

修理材料、工事事務費

（7） 支出費用の限度額

1世帯あたりの修理費用の限度額は567,000円以内

2 被災家屋の応急修理の実施

（1） 修理対象者

災害により住宅が半焼又は半壊、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理できない者又は大規模半壊の被害を受けた者

（2） 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

第5節 施設の応急対策計画【建設課、福祉課、上下水道課、教育委員会、産業振興課】

目標

災害により被害が生じた場合、建築物の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じるものとする。

第1 公共施設等

1 町の公共施設

(1) 応急措置

① 庁舎、小中学校等について、災害時の施設機能及び人命の安全確保を図るため、速やかに被害状況を把握し、二次災害の防止と建築物の使用可能性について判断する。また、以下の措置をできる限り速やかに実情に即した方法により行うものとする。

ア 施設管理者は、災害発生時、人命の安全及び施設の機能を確保するため自主的な応急活動を行う。

イ 避難所に指定されている施設は、建物の被害状況を確認し、避難所として使用可能な場合は速やかに開設の準備及び町本部への報告を行う。

② 町は、管理する公共施設等が被害を受けたことにより、被害が拡大するおそれがあるとき、あるいは応急対策上施工する必要があるときは、できる限り速やかに実情に即した方法により応急措置を行うものとする。

(2) 各関係施設間の連携

町は、公共施設等が被災した場合は、各関係施設間での相互応援及び機能代替システムの確立を図る。

[資料編] 9-6 ライフライン復旧関係の協定

[資料編] 10-5 町内及び周辺地域の各種事業者(1)町内土木建設業者

2 その他の公共的施設等

(1) 畜産施設等

① 町長は、災害が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を川越家畜保健衛生所に報告する。

② 町は、被害の状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、JA埼玉中央及び農家に対し、次の指導又は指示を行うものとする。

ア 災害による農舎、畜舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置及び生存家畜の速やかな救出措置

イ 農業用燃料の漏出防止措置

ウ 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止措置

(2) 医療救護活動施設

① 施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

② 施設の責任者は、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

(3) 社会福祉施設

① 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。

② 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

第3部（第8章 生活支援計画）

③ 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。

④ 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

（4）一般建築物等

二次災害防止のため、状況に応じて1（1）及び（2）に準じて応急措置等を行う。

第2 ライフライン施設

ライフライン施設の応急対策は、各事業者が実施するものとする。

なお、ライフライン施設は、災害対策や住民生活に大きな影響を及ぼすため、町はライフライン事業者との連絡を密にし、被害状況や復旧予定などに関する情報把握に努める。

1 上水道

（1）応急措置

水道事業者は、速やかに被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、配水池を最優先に行い、順次、配水管の復旧を進める。なお、塩素ガス配管の損傷による漏洩の際は、直ちに除害作業を実施し、漏洩規模によっては、関係機関及び付近住民へ通報を行い、危害が人身に及ぶおそれのあるときは、付近住民を退避させる措置を講ずる。

〔資料編〕10－5 町内及び周辺地域の各種事業者（3）町水道指定工事業者

（2）二次災害防止対策

① 二次被害の防止措置

ア 火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。

イ 消毒用塩素ガスや水質分析用薬品等の漏出防止措置を講じる。

ウ 緊急遮断弁の作動状況を確認し、配水池で浄水を確保する。

② 被害発生地区の分離

被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。

2 下水道

（1）応急措置

① 被災後、町は、被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

② 被害を受けなかったとき、支援体制の基本ルールに基づいて被災市町村の下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

〔資料編〕10－5 町内及び周辺地域の各種事業者（4）町下水道指定工事業者

（2）二次災害防止対策

処理場、ポンプ場については、被害状況の把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠については、必要に応じて被害の拡大、二次災害防止のための点検を実施し、下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。緊急点検において、路面の陥没等の二次災害が発生するおそれのある場合は、その防止を図るため、必要な措置を併せて実施する。

工事施工中の箇所においては、請負人をして、被害を最小限にとどめるよう指導監督するとともに、状況に応じて現場要員及び資機材の補給を行わせるものとする。

3 ガス施設

（1）ガス事業者による応急対策

ガス事業者は、ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。

（2） 町の応急対策

町は、ガス事業者、消防機関等から情報を収集し、町内の被害の全体像の把握に努めるとともに、復旧の見込みについてガス事業者から情報収集に努める。また、ガスによる二次災害防止の啓発やガスの不足が見込まれる場合は、県及びガス事業者と連携し、必要量の確保を図る。

4 電力施設

（1） 電力事業者（東京電力パワーグリッド㈱等）の応急対策

災害による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

（2） 町の応急対策

町は、電力事業者、消防機関等から情報を収集し、町内の被害の全体像の把握に努めるとともに、感電事故並びに漏電による出火防止の啓発に努める。また、住民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことに鑑み、停電復旧の見込み等について、電力事業者から情報を収集し、広報に努める。

5 電気通信設備

（1） 電気通信事業者（東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ等）による応急対策

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信確保のため、必要な応急対策を行う。通信施設に被害が生じた場合には、必要な応急復旧対策を行う。

（2） 町による応急対策

町は、電気通信事業者等から情報を収集し、町内の被害の全体像の把握に努める。また、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消を図るため、災害用伝言ダイヤル等についての周知を図るとともに、復旧の見込み等について、電気通信事業者から情報を収集し、広報に努める。

6 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、町、県、ライフライン事業者等は、必要に応じて、現地のライフライン事業者の実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催するものとする。

第6節 文教対策計画【教育委員会】

目標

災害時において、園児・児童生徒等及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期するため、町及び町教育委員会は、所管する学校を支援及び指導し、災害時の文教対策の充実を図る。

第1 園児・児童生徒等の安全確保

1 勤務時間内で災害が発生した場合

（1）避難の指示等

学校長等は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

（2）園児・児童生徒等の安全確保と被害状況の把握

学校長等は、災害発生直後、園児・児童生徒等、教職員の安全を確認するとともに、学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握し、町教育委員会へ報告し、災害対策に協力するため校舎の管理に必要な教職員を確保するなど、万全の体制を確立する。

（3）園児・児童生徒等の避難及び引渡し

学校長等は、学校施設等の損壊や火災発生等により、園児・児童生徒等に危険が及ぶと判断したとき、あるいは消防職員から避難の指示がある場合、園児・児童生徒等及び教職員を安全な避難場所等へ速やかに避難させる。避難の指示は、非常ベル又は非常放送等により行い、その旨の周知徹底を図る。

また、原則として保護者への引渡しを実施するとともに、必要に応じて保護をする。

（4）臨時休業等の措置

学校長等は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講ずる。また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について町教育委員会へ速やかに報告する。一斉に臨時休業等の非常措置が必要と判断したときは、防災行政無線等を通じて周知徹底を図る。

2 勤務時間外で災害が発生した場合

（1）被害状況の把握

災害発生後、学校長等及び非常招集した又は待機していた教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握し、町教育委員会へ報告する。

（2）園児・児童生徒等の安全確認

非常招集した教職員は、園児・児童生徒等及び教職員の安全確認を電話等の方法により実施する。

（3）臨時休業等の措置

学校長等は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講じ、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について町教育委員会へ速やかに報告する。一斉に臨時休業等の非常措置が必要と判断したときは、防災行政無線等を通じて周知徹底を図る。

3 園児・児童生徒等の心身の健康保持

（1）学校長等は、園児・児童生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。

（2）学校長等は、幼稚園、学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防の万全を期する。

- (3) 学校長等は、被災した園児・児童生徒等に対して保健指導やカウンセリング指導を行い、心身の健康保持を図る。

4 避難所開設にむけた協力体制の確立

避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。

第2 文教施設等の応急復旧対策

1 文教施設等

- (1) 教育長及び学校長等は、被害状況の情報収集に努めるとともに、町は施設等の早期復旧に努めるものとする。

なお、学校長等は、収集した被害状況を速やかに教育長に報告するものとし、収集する被害状況は、概ね次のとおりとする。

- ① 学校施設の被害状況
- ② その他教育施設の被害状況
- ③ 園児・児童生徒等の被災状況
- ④ 教員その他職員の被災状況
- ⑤ 給食用設備の被害状況
- ⑥ その他応急措置を必要とする事項

- (2) 教育長は、学校長等が収集した被害状況をとりまとめて、遅滞なく、町長及び県教育委員会に報告するものとする。

- (3) 町長は、教育長の報告に基づき、速やかに必要な措置をとるとともに、応急処理可能な場合は可及的速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。

校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、この具体化を図る。

2 公民館、その他社会教育施設等

町長は、公民館、その他社会教育施設等の公共施設の被害状況の収集に努めるとともに、各種の災害応急対策に支障をきたすことのないよう、応急修理等の措置を速やかに実施する。

3 文化財対策

町教育委員会は、被害状況を的確に把握するとともに、文化財としての価値を維持するために必要な修理、その他の対策を所有者、管理者等に対し、指示又は指導するものとする。なお、美術工芸品等の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

[資料編] 10－4 指定文化財一覧

第3 応急教育の方法

1 応急教育実施の予定場所

町教育委員会は、災害の規模及び被害程度に応じて、概ね次の方法により教育活動が災害によって中断することのないよう、応急教育の実施に努める。応急教育の実施にあたっては、県教育委員会と連携し、早期に授業の再開、継続ができるよう講ずるものとする。

なお、町教育委員会は、下記の予定場所を利用する場合には、関係機関と密接な連絡の上、避難者の収容その他応急対策に支障のないよう配慮するものとする。

第3部（第8章 生活支援計画）

- （1） 学校その他教育施設の校舎等の一部等が被害を受けた場合
体育館及び公共施設を利用する。
- （2） 学校その他教育施設の校舎等の全部等が被害を受けた場合
公民館、その他社会教育施設等の公共施設を利用する。
- （3） 地域全体が被害を受けた場合
隣接無災害地域の市町村に応援を要請し、最寄りの学校施設その他公民館等の公共施設を利用する。

2 応急教育の方法

町教育委員会は、学校その他教育施設の状態、園児・児童生徒等及びその家族の被災の程度、交通機関、道路の復旧状況等を勘案し、次の方法等により応急教育の実施に努める。

（1） 応急教育の準備

- ① 学校長等は、準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。
- ② 学校長等は、応急教育実施に向けて、教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童生徒等の被災状況を調査し、町教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与の要請を行う。
- ③ 教材・学用品等の調達及び配給は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

〔災対法に基づく給与の実施方法〕

- ・学用品の調達、配分等は、町が行うものとする。ただし町において調達することが困難と認めたときは、県が調達し、町に供給するものとする。
- ・教科書については、県が町教育委員会の報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その配給の方途を講じるものとする。

- ④ 町教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。あわせて、連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。
 - ⑤ 校長は、応急教育計画に基づき学校に収容できる児童生徒等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開にあたっては、特に登下校の安全確保に留意するものとし、通学路の被害状況に応じて危険防止措置を講ずる。また、被災児童生徒等の負担にならないよう、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにする。また、必要がある場合は、家族との臨時連絡体制を考慮する。
 - ⑥ 応急教育を受けられない避難中の児童生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、⑤に準じた指導を行うように努める。
- （2） 教職員が被害により教育の実施が困難な場合
教職員の被災に伴い、教育の実施が困難な場合も予想されるので当該学校以外の学校教職員の臨時配置等により教育実施者の確保に努める。
- （3） 学校施設の使用が不可能な場合
- ① 避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、町教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。
 - ② 当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。
- （4） 応急授業が不可能な場合
- ① 被害等により応急授業が不可能となったときは、休園、休校とするものとする。
なお、通常教育活動が長期に渡り不可能な状態となったときは、幼稚園及び小中学校と園

児・児童生徒等との連絡方法、組織（通学班等）、学習についての指導、工夫をするものとする。

- ② 被害の程度により臨時休業の措置を執ることも予想されるので、授業のできなかった時間について補習授業等を行いその万全を期する。

（5） 平常授業の再開

学校長は、災害復旧の推移を把握し、町教育委員会と緊密に連絡の上、可能な限り早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

3 給食等の措置

- （1） 東松山市内の学校給食施設が被災した場合は、速やかにその状況把握に努め、状況に応じて他の市町村に応援を依頼し、給食の実施に努める。

- （2） 衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。

4 教材、学用品等の調達及び配給の方法

（1） 実施責任者

教材、学用品等の調達及び配給は、町教育委員会並びに小中学校の協力を得て、町長が実施するものとする。

（2） 救助法による支給

学用品の調達、配分等は、町が行う。ただし、町による調達が困難と認めたときは、県に調達を依頼するものとする。

① 教材学用品等の支給を受ける者

住家が全壊（全焼）、流失、半壊（半焼）及び床上浸水により学用品等を喪失又はき損し、就学上支障のある児童生徒等とする。

② 学用品等の範囲

ア 教科書及び教材

イ 文房具（ノート、鉛筆、クレヨン、画用紙、下敷等）

ウ 通学用品（運動靴、傘、鞆、長靴等）

③ 支給の期間

支給学用品等は、次に定める期間内に支給対象者に手渡せるようにするものとする。

ア 教科書及び教材 災害発生の日から1月以内

イ 文房具及び通学用品 災害の日から15日以内

④ 費用の範囲

学用品の給与に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できるものとする。

〔資料編〕10－1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

第9章 障害物除去及び環境衛生整備計画

災害に伴って発生した廃棄物の迅速な処理、道路や河川における障害物の除去、防疫及び保健衛生について定める。

第9章 障害物除去及び 環境衛生整備計画

第1節 障害物除去計画

第2節 環境衛生整備計画

第1節 障害物除去計画【建設課】

目標

災害により土砂、立木等の障害物が日常生活に欠くことができない場所及び道路の機能上支障をきたす場合に、速やかにこれを除去し、被災者の保護と交通路の確保の万全を図るものとする。

なお、道路上の障害物については、避難路の遮断や緊急物資の輸送に支障をきたすことから、町は、緊急時に使用する道路として優先的に通行の確保を図るものとする。

第1 住居関係障害物の除去

1 実施責任者

- (1) 障害物の除去は、町長が行うものとする。
- (2) 第一次的には町保有の器具、機械を使用して実施する。
- (3) 労力又は機械力が不足する場合には、県又は隣接市町からの派遣を求めるものとする。
- (4) 労力又は機械力が相当不足する場合は、埼玉県建設業協会からの資機材労力等の提供を求める。

2 除去の基準

被災地における障害物の除去は、次の基準で実施するものとする。

(1) 対象

障害物の除去の対象となるものは、半壊又は床上浸水した住家であって、日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、玄関、トイレ等）に土砂、立木等の障害物が運び込まれたもので、しかも自分の資力をもってしては障害物の除去ができないものとする。

(2) 除去の方法

町長は、消防機関、東松山警察署及び区域内の住民又は現場にある者並びに法令等により応急措置を実施する責任を有する者、県等関係機関又は民間団体あるいは自衛隊の協力を得て、速やかに住居関係障害物を除去するものとする。

なお、土砂災害等においては、建設重機の早期導入により、除去活動の効率化を図るとともに、除去の実施にあたっては、二次災害を防止する必要な措置を講じて、住居関係障害物の除去活動を行う。

また、状況に応じて賃金職員等あるいは技術者を動員して障害物の除去を行うものとする。

- (3) 障害物除去対象者の選定基準は、資料編に掲げるとおりとする。

〔資料編〕10－5 町内及び周辺地域の各種事業者(1) 町内土木建設業者

〔資料編〕10－5 町内及び周辺地域の各種事業者(2) 大型機械保有者一覧

3 救助法が適用された場合の費用等

住宅に対する障害物の除去の費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できるものとする。

〔資料編〕10－1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

第2 道路関係障害物の除去

1 実施責任者

町内の道路上の障害物の除去は、道路法（昭和27年法律第180号）の規定に基づき、次に掲げる者が実施するものとする。

国、県道：知事

町 道：町長

2 障害物除去の優先道路順位

町長は、大規模災害時等において緊急を有する場合は、次に掲げる道路障害物を優先的に除去するものとする。

- (1) 住民の生命の安全を確保するために重要な道路
- (2) 災害の拡大防止上重要な道路
- (3) 緊急輸送を行うための重要な道路
- (4) その他応急対策上重要な道路

3 道路障害物の調査等

道路障害物の調査は、建設班がパトロール班を編成して行うものとし、パトロール班は、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに本部に報告を行うものとする。

4 除去の方法

町長は、消防機関、東松山警察署及び区域内の住民又は現場にある者並びに法令等により応急措置を実施する責任を有する者及び県等関係機関又は民間団体の協力を得て速やかに除去するものとする。

なお、土砂災害、倒壊家屋等においては、建設重機の早期導入により、除去活動の効率化を図るとともに除去の実施にあたっては、二次災害を防止するに必要な措置を講じて道路関係障害物の除去活動を次により行うとともに、障害物の除去は、民間事業者の協力により処理するものとする。

- (1) 町長は、被災者の避難及び生活必需物資との円滑な輸送が確保されるよう、できる限り速やかに実施するものとする。
- (2) 町長は、大規模な災害により道路関係障害物の除去対象路線が広範囲にわたるときは、前記2の優先順位により、必要度の高い路線から順次実施するものとする。

〔資料編〕10－5 町内及び周辺地域の各種事業者(1) 町内土木建設業者

〔資料編〕10－5 町内及び周辺地域の各種事業者(2) 大型機械保有者一覧

第3 河川関係障害物の除去

1 実施責任者

水防のため緊急の必要があるときは、町長又は消防長が実施するものとする。

2 除去の方法

町長又は比企広域消防本部消防長は、区域内の住民又は現場にある者並びに法令等により応急措置を実施する責任を有する者及び県等関係機関又は民間団体の協力を得て速やかに除去するものとし、民間団体への応援等の要請を求めるものとする。

なお、除去の実施にあたっては、建設重機の早期導入により、除去活動の効率化を図るとともに、除去の実施にあたっては、二次災害を防止する必要な措置を講じて河川関係障害物の除去活動を行う。

〔資料編〕10－5 町内及び周辺地域の各種事業者（1）町内土木建設業者

〔資料編〕10－5 町内及び周辺地域の各種事業者（2）大型機械保有者一覧

第4 障害物の保管場所等

障害物の保管場所等は、原則として町が指定する次の場所に集積するとともに、障害物を保管又は集積等を行った場合は、速やかに適切な措置を行うものとする。

- （1）状況等により一時的に交通の障害にならない場所
- （2）町有空地及び県有空地

第2節 環境衛生整備計画【環境課】

目標

被災地におけるし尿、生活ごみ及びがれきの収集、運搬、処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図るものとする。

また、災害に伴う二次的な災害としての感染症の発生蔓延の防止、食中毒の発生予防のため、被災者の衛生指導、家屋内外の消毒、感染症の媒体となる鼠や昆虫の駆除等の防疫・保健衛生活動を迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期すものとする。

第1 廃棄物処理計画

1 実施責任者

町長は、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行うものとする。

ただし、町の被害が甚大で町だけでの実施が不可能又は困難なときは、県又は他市町村からの応援を得て実施するものとする。

2 処理体制の確保

- （1）町は、災害発生後直ちに一般廃棄物処理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握と応急復旧を行うものとする。
- （2）風水害、火災によるごみ処理は、その状況を調査の上、実施するものとする。

3 し尿処理

（1）実施体制

- ① 町は、被災者の生活に支障が生ずることのないよう行うものとする。

- ② し尿の処理は、委託清掃業者において清掃班を編成して実施するものとする。
- ③ 町は、必要により県に対して、他市町村への広域的な支援要請を行うものとする。

(2) し尿の収集

し尿の収集は、バキューム車によってくみ取りを行い処理するものとする。

(3) 仮設トイレの設置及び撤去

町長は、被災地の被害状況等により仮設トイレを設置するとともに、避難所等を開設した場合は、各避難所等の人員を考慮して、仮設トイレを設置するものとする。その際、障害者等への配慮を行うものとする。

なお、仮設トイレのし尿の処理は前記(2)により処理するものとする。

町は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図るものとする。

〔資料編〕 3－4 食料・生活必需品等

〔資料編〕 10－5 町内及び周辺地域の各種事業者(5)清掃業者

4 生活ごみ

- (1) 生活ごみの収集及び処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づく「滑川町一般廃棄物処理計画」により実施するものとする。

- (2) 町は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、速やかに避難所ごみを含む生活ごみの収集体制を整え、衛生向上を図り、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び量の拡大を図る。遅くとも数日後には収集を開始し、大量に発生した生活ごみの早期の処理に努めるものとする。

- (3) 生活ごみの収集は、委託清掃業者において清掃班を編成して実施するものとする。

なお、生活ごみは、生ごみを優先的に収集するものとし、生活ごみの処分は、前記ごみ焼却施設で焼却等の処分を行うことを原則とするが、処理能力を上回るごみが集積した場合は、必要に応じ環境衛生上支障のない方法で処分するものとする。

〔資料編〕 10－5 町内及び周辺地域の各種事業者(5)清掃業者

5 災害ごみ

災害ごみの収集及び処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づく「滑川町一般廃棄物処理計画」「滑川町災害廃棄物処理計画」を原則として実施するものとする。また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、必要に応じて計画の見直しを行う。

町は、危険なもの、通行上支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬するものとする。また、意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。また、選別・保管のできる仮置き場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図るものとする。

応急活動後、町は、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るものとする。

(1) 災害廃棄物の仮置場候補地の選定

町は、あらかじめ計画された災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を踏まえて、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。

仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じ

第3部（第9章 障害物除去及び環境衛生整備計画）

て、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

（2） 災害ごみ収集

災害ごみの収集は、損壊家屋から排出される廃材、畳、家具等の粗大ごみ及び瓦、コンクリート等となるため、民間団体等に協力を要請して早期に収集を行うとともに、できる限り種類ごと（分別）に収集するようあわせて要請するものとする。

また、仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。

加えて、仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。

応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

（3） 災害ごみ収集の優先順位

災害ごみは、保健衛生上観点から次により優先的に収集するものとする。

- ① 腐敗性の高いごみや応急対策上及び生活上、重大な支障を与えるごみ
- ② 浸水地域のごみ及び避難場所等のごみ

（4） 災害ごみの処分

災害ごみの処分は、燃えるごみ、不燃ごみ、危険物、資源ごみ等品目ごとに分類しごみ処理施設で処分することを原則とするが、一時に大量に出るごみや粗大ごみを速やかに処分することは困難のため、次の緊急対策処置を講じて処理するものとする。

- ① 臨時集積場所の開設
- ② 早朝及び日曜・祝祭日の受付実施
- ③ 住民に対する清掃指導及び自己搬入の協力要請
- ④ 自己搬入に伴う処分手数料免除のための罹災証明書の発行

加えて、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

6 損壊家屋の解体

町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

7 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

町は、石綿等の有害廃棄物を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱~~い~~事業所からの混入を防止し、適正な処理に努めるものとする。

8 へい獣の処分

牛、馬、豚、山羊等の死体の処分は、原則として化製場に搬入して処理するものとするが、やむを得ず地中に埋める場合にあっては、環境衛生監視員の指示に基づき処理するものとする。

9 その他

町長は、災害時において被災地の廃棄物処理を行った場合は、東松山保健所長を経由して、災害時における廃棄物処理に関する報告を延滞なく行うものとする。

第2 防疫及び保健衛生

1 実施責任者

町における被災地の防疫は、東松山保健所の指導、指示に基づいて町長が実施するものとする。

ただし、町の被害が甚大で、町だけでの実施が不可能又は困難なときは、東松山保健所長に応援を要請し、県又は他市町村からの応援を得て実施するものとする。

2 防疫の実施組織

町長は、防疫作業実施のための組織を編成しておくものとする。

(1) 町長は、防疫実施のため、必要な組織を編成するものとする。

(2) 町長は、食品の衛生を監視する必要があると認める場合は、東松山保健所の防疫関係職員の協力を得て組織を編成するものとする。

3 防疫活動

(1) 町長は、災害の種類、程度に即応した防疫活動を行うものとし、特に、河川の出水による被害地域については、被災後速やかに状況に応じた防疫活動を行うものとする。

(2) 町は、県の指示を受け、消毒の実施及び害虫駆除を行う。

(3) 町長は、被災戸数及び防疫活動について、知事に対し迅速に報告するものとする。

(4) 防疫の種別と方法

防疫の活動は、次の方法により行うものとする。

① 検病調査及び健康診断

町長は、知事が行う検病調査の実施に協力するとともに、その調査の結果、知事が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第17条の規定に基づき実施する健康診断の実施に併せて協力するものとする。

② 臨時予防接種

町長は、県が感染症予防上必要があると認め、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種を実施するときは、協力するものとする。ただし、町において実施することが適当と認め、知事が命令したときは、町長が実施するものとする。

③ 消毒方法

町は、感染症法第27条の規定に基づく知事の指示に従い、同法施行規則（平成10年厚生省令第99号）第14条の規定に基づく消毒方法を防疫予防班によって実施するものとする。

④ ねずみ族、昆虫等の駆除

町は、感染症法第28条の規定による知事が定めた地域内での知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するとともに、同法施行規則第15条の規定に基づくねずみ族、昆虫等の駆除に必要な器具及び薬品等を設備するものとする。

なお、ねずみ族、昆虫等の駆除の実施にあたっては、同法施行規則第15条の規定に基づく方法によるものとする。

⑤ 物件に係る消毒

町は、感染症法第29条の規定に基づく知事の指示に従い、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について消毒するものとする。

なお、消毒の実施にあたっては、同法施行規則第16条の規定の基準に従い実施するものとする。

⑥ 生活の用に供される水の供給

第3部（第9章 障害物除去及び環境衛生整備計画）

町は、感染症法第31条の規定に基づく知事の指示に従い、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

⑦ 避難所の防疫指導等

町長は、避難所を開設した後、施設管理者は、県又は東松山保健所の防疫関係職員の指導等の協力を得て避難所の防疫措置を実施し、指導の指示徹底を期するものとする。

（5） 防疫薬剤等の調達方法

① 町は、防疫及び保健衛生用資機材の調達計画に基づき必要な資機材を調達する。

② 防疫薬剤の調達については、東松山保健所長を経て知事に要請し、県若しくは東松山保健所の防疫関係職員の指示又は指導により調達するものとする。

（6） 感染症の患者発生に対する措置

平成11年度から県の感染症指定医療機関については、「感染症法」の規定により入院措置等の対応が改められたため、速やかに保健所から蔓延防止の指示を仰ぎ協力する。集団発生した場合は、感染予防対策により、発生地区及び離散家族等の入院医療機関の掲示を避難所又は公共施設にする。

なお、集団発生時に道路等が寸断され、患者を移送できない場合等も、仮設収容先又は臨時医療機関先等を掲示する。ただし、患者等のプライバシー保護のため、患者氏名は一切掲示しないこととする。

町は、県の指示を受け、消毒の実施及び害虫駆除を行う。

[資料編] 2—5 医療機関(3) 感染症指定医療機関

4 食品の衛生監視

町長が食品の衛生を監視する必要があると認める場合又は知事の指示による場合は、東松山保健所の防疫関係職員の協力を得て、東松山保健所長の指示・指導のもとに、次の活動を行うものとする。

- （1） 救護食品の監視指導及び試験検査
- （2） 飲料水の簡易調査
- （3） その他食品に起因する被害発生の防止

5 動物愛護

（1） 目標

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制の確立を図る。

（2） 計画

① 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等は県、町、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物救援本部が設置する動物保護施設等へ搬送する。

② 避難所における動物の適正な飼養

町は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該

避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

③ 情報の交換

町は、県、動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。

- ア 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- イ 必要資機材、獣医師の派遣要請
- ウ 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- エ 他市町村への連絡及び応援要請

④ その他

動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察、保健所の協力を得て収容、管理する。

第10章 竜巻等突風対策

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等突風について、住民への注意喚起を行うとともに住民生活に与える影響を最小限にするための必要な事項を定める。

第10章 竜巻等突風対策

- 第1節 現況
- 第2節 予防・事前対策
- 第3節 応急対策
- 第4節 復旧対策

目標

竜巻等突風の災害による住民生活に与える影響を最小限にするため、竜巻の発生・対処に関する知識の普及をはじめとする災害予防対策、災害発生時の情報伝達やがれきの処理等の応急対策、復旧対策の充実を図るものとする。

第1節 現況

1 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。

国内では、年平均で23件（2007年～2017年、海上竜巻を除く）の発生が確認されている。

季節に関係なく、台風、寒冷前線、低気圧などに伴って発生するが、台風シーズンの9月頃に最も多く確認されている。

2 特徴

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状又は柱状の雲を伴う。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中するが、数十キロメートルに達したこともある。

3 その他の突風

(1) ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がり数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

(2) ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がり竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。

4 竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っているが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれている。

5 課題

竜巻等突風は小規模な気象現象であり、予測が難しいことから、竜巻注意情報及び竜巻発生頻度ナウキャストの的中率及び予測精度は低い。

第2節 予防・事前対策

1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

（1） 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

町は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や住民への普及啓発を行う。

（参考）県民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」等

（2） 学校における竜巻の発生、対処に関する知識の普及

- ① 竜巻発生メカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻に備える態度を育てる。
- ② 竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。
- ③ 安全管理体制の充実を図る。

2 竜巻注意情報等気象情報の普及

町は熊谷地方気象台及び県と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、住民への普及啓発を行う。

3 被害予防対策

（1） 重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

（2） 低コスト耐気候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

4 竜巻等突風対処体制の確立

町は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

（1） 住民への伝達体制

- ① 事前登録型の防災情報メール等に竜巻注意情報を加え、住民への登録を促す。
- ② 防災行政無線、緊急速報メールなど住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

（2） 目撃情報の活用

町や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情

第3部（第10章 竜巻・突風等対策）

報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

6 適切な対処法の普及

住民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

町は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。

〔竜巻から命を守るための対処法〕

・頑丈な建物への避難 ・窓ガラスから離れる ・壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む ・避難時は飛来物に注意する	
(A) 竜巻注意情報発表時、(B) 積乱雲の近づく兆しを察知した時、(C) 竜巻の接近を認知した時には、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。 【竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例】	
状況の時系列的変化	対処行動例
(A) 竜巻注意情報発表時	・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
(B) 積乱雲が近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
(C) 竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴 （ゴーというジェット機のようなごう音） ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知したとき。なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 （屋内） ・窓から離れる。 ・窓の無い部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 （屋外） ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

出典：気象庁資料をもとに作成

第3節 応急対策

1 情報伝達

- (1) 町は、住民が竜巻等突風から身の安全を守るため、住民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。
- (2) 町は、住民の適切な対処行動を支援するため、住民に適切な情報伝達を行うことが重要である。その際は、可能な範囲で、住民が対処行動をとりやすいよう町単位の情報の付加等を行う。

〔例文1〕

現在、竜巻注意情報が発表され、滑川町内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

〔例文2〕

先ほど、滑川町内に竜巻が発生したようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のような音がある、気圧の変化で耳に異常を感じるなどです。）

2 救助の適切な実施

被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。

3 がれき処理

竜巻等突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

4 避難所の開設・運営

竜巻等突風の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

5 応急住宅対策

竜巻等突風の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

6 道路の応急復旧

竜巻等突風により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

第4節 復旧対策

1 被害認定の適切な実施

竜巻等突風による被害認定を適切に行い、住民の早期の生活再建に向けた取組を進める。

2 被災者支援

被災者支援メニューを整備するなど、早期の生活再建に向けた取組を進める。

第11章 雪害対策

大量の降雪により発生する各種雪害（積雪災害（交通途絶、孤立集落）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、雪崩災害、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車・登山事故））が、住民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を定めるものとする。

第11章 雪害対策

- 第1節 現況
- 第2節 予防・事前対策
- 第3節 応急対策
- 第4節 復旧対策

目標

大量の降雪による各種雪害等が住民生活に与える影響を最小限にするため、住民自身による取組や町の雪害予防対策、大量の降雪時の情報伝達や道路機能の確保、除雪等の応急対策、復旧対策の充実を図るものとする。

第1節 現況

1 発生状況（平成26年2月の大雪の状況）

2月13日21時に南西諸島で低気圧が発生した。次第に発達しながら本州の南海上を北東に進み、15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約1,500メートル付近は－6℃以下の寒気に覆われていた。

この低気圧と上空の寒気の影響により、14日早朝から雪が降り続き、埼玉県では1週間前（2月8日から9日）に引き続き大雪となり、最深積雪は熊谷で62cm、秩父で98cmとなった。これは、熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治29年以降の最深積雪である。

2 大雪災害の特徴

県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。

第2節 予防・事前対策

1 住民が行う雪害対策

（1）自助の取組

- ① 自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、水道管の凍結対策、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。

② 町は、住民が行う雪害対策の必要性和実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。

(2) 住民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには住民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。町は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努めるものとする。

2 情報通信体制の充実強化

(1) 気象情報等の収集・共有・伝達体制の整備

町は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

(2) 住民への伝達及び事前の周知

① 町及び熊谷地方気象台は、住民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を住民に伝達する体制を整えとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ住民への周知に努める。

② 住民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

(3) 防災関係機関との情報共有

町は、県及び関係機関と協力し、異常な積雪に伴う通行止めの情報等を関係機関と共有する。

3 雪害における応急対応力の強化

(1) 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

町は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

〔雪害に対応する防災用資機材（例）〕

・除雪機 ・スノーシューズ ・ストック ・そり
・スノーダンプ ・スコップ ・長靴 ・防寒具 ・防寒用品
・ポリタンク

4 避難所の確保

町は、地域の人口、地形及び土砂災害等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保する。

5 孤立予防対策

(1) 孤立集落が必要とする支援の想定

孤立集落が必要とする支援について、種類や要請手段、調達方法等をあらかじめ想定し、必要に応じて関係団体と協議を行うものとする。

(2) 孤立のおそれがある地区の状況把握

町は、過去の土砂災害等の発生履歴等を参考に、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行うものとする。

〔孤立のおそれがある地区〕

・平成26年2月の大雪で孤立した地区

- ・集落につながる道路等において迂回路がない
- ・集落につながる道路において、落石、土砂崩れ及びなだれの発生が予測され道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い
- ・土砂災害危険箇所が孤立のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い
- ・架線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い

（3） 救援実施に必要な体制整備

- ① 集落内に学校や駐在所等の公共機関及び防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。
- ② 孤立するおそれのある地区においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置を検討する。
- ③ 孤立するおそれのある地区においては、救助や物資輸送の際に必要なヘリコプター離着陸のための適地を確保しておく。
- ④ 気象警報等を基に、被災前に避難所を開設するなど、孤立集落を生まない取組を検討する。

（4） 地域コミュニティによる支援機能の強化

地区が孤立した際は、安否確認や救援物資の受け渡し、高齢者世帯等の見回りなどの助け合いが重要になるため、地域コミュニティの支援機能の強化に取り組む。

（5） 長期孤立を想定した食料備蓄の奨励

町は、孤立するおそれのある地区については、最低7日間は外部からの補給がない場合でも自活できるよう、住民に対し、飲料水や食料の備蓄を奨励する。

6 建築物の雪害予防

町は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設、駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

（1） 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築にあたっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

（2） 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

7 道路交通対策

（1） 道路交通の確保

- ① 道路管理者は、除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。
- ② 道路管理者は、契約業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。

（2） 雪捨て場の事前選定

運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場を選定する。選定にあたっては、あらかじめ県等と協議を行い、発災時における連携を図る。

（3） 関係機関の連携強化

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、町は県及び防災関係機関との連絡体制をあらかじめ確立する。

異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、管内関係機関で共有しておくものとする。

8 鉄道等交通対策

公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者は、県等と連携しながら広く住民に周知する。

9 ライフライン施設雪害予防

- (1) ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。

特に水道管については、気温がマイナス4度以下（風あたりの強い所はマイナス1～2度）になると、水道管が凍結して水が出なくなったり、破裂することがあるため、凍結対策の周知を図る。

- (2) ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図るものとする。

10 農林水産業に係る雪害予防

農業団体等と連携を密にして、積雪に耐えうる低コスト耐気候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

第3節 応急対策

1 応急活動体制の確立

- (1) 町は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策を実施する。
- (2) 初動期の人員確保

町は、体制配備にあたっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時機を逸せず実施する。体制配備の際は、職員参集支援システム等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

2 情報の収集・伝達・広報

- (1) 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等
第3部 第3章 第1節「注意報及び警報伝達計画」参照

- (2) 積雪に関する被害情報の伝達

町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

- (3) 住民への情報発信

異常な積雪又はなだれ等が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、緊急速報メール、データ放送などの多様な伝達手段の中から、有効で時機を逸しない伝達方法を選択する。

第3部（第11章 雪害対策）

（4） 積雪に伴いとるべき行動の周知

町は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、住民に周知する。

（例）

- 不要不急の外出は極力避ける。
- 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。
- 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

3 道路機能の確保

（1） 効率的な除雪

- ① 異常な積雪時には、管内ごとにあらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。
- ② 降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。
- ③ 道路管理者は、緊急的な除雪の実施にあたって必要がある場合、県警察本部と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

（2） 除雪の応援

- ① 町は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。
- ② 除雪応援の受入にあたっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

4 救出・救助及び孤立地区への支援の実施

積雪により交通が困難又は不能になり孤立した地区の住民の生命及び財産を保護するため、防災関係機関は、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

（1） 状況の調査等

町は、孤立地区が発生した場合は直ちに地区名、孤立世帯数、人数を知事に報告するとともに、地区代表者と連絡を取るなどして病人の発生の有無、食料保有の状況等を調査するものとする。

（2） 救援の要請

町は、孤立地区の状況について、食料及び飲料水、灯油、医薬品、緊急搬送要請について、必要数量や品目、緊急度（品目残量・残日数等）がわかるように、県に要請するものとする。

（3） 医師の派遣・物資の輸送等

町は、ヘリコプター等による医師、保健師等の派遣、医薬品・食料・生活必需品等の輸送及び地区住民全員の避難救助等必要な対策を講ずるものとする。

（4） 交通の確保

道路管理者は、孤立地区に通じる道路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図るものとする。

5 雪害時の滞留車両の乗員保護

積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合、乗員の生命が脅かされる事態となることから、防災関係機関や道路管理者が連携を図りながら、滞留

車両の乗員への物資の提供、安全確保等の乗員保護支援を行う。

6 避難所の開設・運営

大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った住民や、交通途絶により孤立した地域の住民を収容するため、町は避難所を開設・運営する。

気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。避難所開設にあたっては、第3部 第7章 第1節「避難計画」を準用する。

7 医療救護

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。

また、透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。

なお、救急搬送にあたっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

救急搬送をはじめとする医療救護については、第3部 第7章 第2節「救出救助・医療救護計画」を準用する。

7 ライフラインの確保

ライフライン事業者は、なだれ、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。

(1) ライフライン事業者は、応急対策の実施にあたり、災害対応の円滑化や住民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

(2) 町は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、なだれ等の危険性が高い区域、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。

8 地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域住民が地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

第4節 復旧対策

1 農業復旧支援

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。

第7部 第2章 第1節「被災者の生活の確保」を準用する。

2 その他復旧対策

第7部 第1章 第1節「迅速な災害復旧」を準用する。

第3部（第11章 雪害対策）

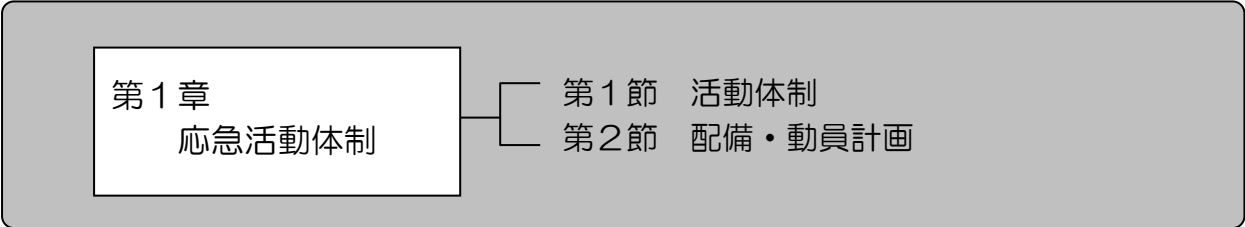
3 生活再建等の支援

第7部 第2章 第1節「被災者の生活の確保」を準用する。

第 4 部 震災応急対策計画

第 1 章 応急活動体制

本部設置時における職員等の応急活動体制並びに各防災関係機関等への支援要請について定める。



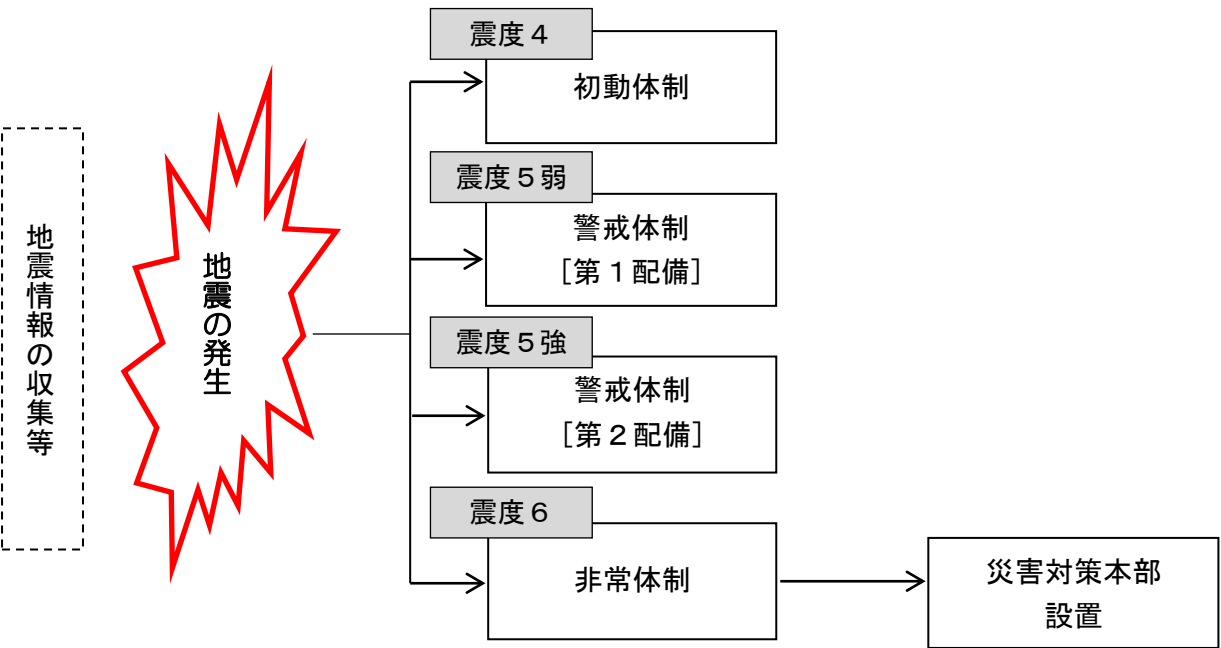
第 1 節 活動体制【全課局】

目標

町は、地震災害が発生した場合、第 1 次的に災害応急対策を実施する機関として、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するものとする。

第 1 活動組織設置の流れ

地震の程度による活動組織の設置は、次のとおりである。



第4部（第1章 応急活動体制）

[地震発生時の職員の配備体制基準]

配備体制		配備基準	動員計画	
初動体制		原則として震度4の揺れが発生した場合	勤務 時間内	総務政策課・建設課等職員
			勤務 時間外	指定登庁職員
警戒 体制	第1配備	1 原則として震度5弱以上の揺れが発生した場合 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	課長職等	
	第2配備	1 原則として震度5強以上の揺れが発生した場合 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	原則として指定登庁職員	
非常体制		1 原則として震度6弱以上の揺れが発生した場合 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 3 町に災害救助法が適用され、法による救助が行われる災害が発生したとき	全職員及び消防団	

第2 初動体制及び警戒体制の設置・運営

1 初動体制

（1）実施の責任者等

町内に震度4の地震が発生した場合に、総務政策課長を責任者として、町は初動体制をとり、速やかに災害情報の収集などを行うものとする。

（2）警戒体制への移行

地震による被害が大規模となった場合は、警戒体制へ移行する。

2 警戒体制

（1）実施責任者等

町内に震度5弱以上の地震が発生した場合、若しくは東海地震注意情報が発令された場合、副町長を責任者として、町は警戒体制をとり、速やかに災害情報の収集及び災害応急対策活動を実施し、必要に応じて非常体制へ移行する。

（2）警戒体制の弾力的運用

副町長は、災害の規模及び被害状況により必要があると認めるときは、配備体制（第1配備、第2配備）を弾力的に運用する。

（3）本部の設置

参集した各課局長は、状況に応じ速やかに本部の設置に移行し得るよう、次の措置をとるものとする。

- ① 職員の増員及び消防隊の編成、待機
- ② 災害危険区域の警戒及び情報収集
- ③ 通信（伝達）体制の確立
- ④ その他必要事項

第3 非常体制（本部設置）の設置・運営

1 本部の設置

町長は、町内に震度6弱以上の揺れが発生した場合、若しくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）された場合、防災の推進を図るため町長が必要と認めたときは、役場庁舎内に本部を設置する。

（1）本部の設置

① 設置及び廃止の通知等

本部を設置したときは、町長は直ちに、本部の名称、所管区域並びに設置場所及び時間を、その旨を次表の区分により、通知及び公表する。本部を廃止したときも、その旨を設置したときに準じ通知及び公表する。

通知及び公表先	通 知 及 び 公 表 の 方 法	責 任 者
各班	庁内放送、防災行政無線、電話	総務班長
住民	町防災行政無線、広報車、報道機関を通じての公表	〃
県本部	県防災行政無線、災害応急復旧用無線電話、電話	〃
関係機関	県防災行政無線、電話	〃
報道機関	口頭又は文書、電話	〃

なお、町において、震度6弱以上の地震を観測した場合は、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて県（統括部）に報告する（第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。

② 本部設置場所

ア 本部は、庁舎1階庁議室に置く。ただし、本庁舎が被災し、本部長が本部を設置できないと判断した場合には、滑川中学校に設けるものとする。

イ 本部室には「滑川町災害対策本部」の標識を掲出する。

③ 本部の職務

ア 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、町長がその任にあたり、本部の事務を総括し、部の職員を指揮監督する。

イ 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長がその任にあたり、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

ウ 本部員は、各課局長等をもって充て、本部会議の構成員として町の実施する応急活動等に関する重要事項について協議する。

エ 本部の下に班を置き、班長には関係課局長等をもって充て、本部長の命を受け、班の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

オ 各班員は、関係する課局等の全職員とし、班長の命を受けて応急活動等に従事する。

④ 本部会議の招集と運営

ア 本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集する。

イ 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員の全部又は一部をもって構成する。

ウ 本部会議の任務は概ね次のとおりとする。

（ア）本部体制の配備及び廃止に関すること。

（イ）重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。

第4部（第1章 応急活動体制）

- (ウ) 避難の指示等に関する事。
 - (エ) 救助法の適用の申請に関する事。
 - (オ) 自衛隊の災害派遣に関する事。
 - (カ) 指定地方行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施の要請及び県、他市町村に対する応援の要請等に関する事。
 - (キ) 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。
 - (ク) その他災害対策に関する重要事項
- エ 本部員（各班長等）は、担当班の所管事項に関し、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務班長に申し出るものとする。
- オ 本部会議の事務は、総務班連絡情報担当が行うものとする。

⑤ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置するものとする。

ア 現地本部長

- (ア) 現地本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。
- (イ) 現地本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

イ 現地本部の組織等

現地本部を構成する機関、組織等に関して必要な事項は、そのつど本部長が定めるものとする。

⑥ 本部運営上の留意事項

ア 本部配備要員と連絡活動

本部には、総務班情報連絡担当にその他各班の連絡担当職員を配備し、連絡活動に~~当~~あたるものとする。各班の連絡担当職員は、所属班長が指名する。災害の状況によっては、拡大又は縮小できるものとする。

イ 各班の留意事項

- (ア) 各班は、現地調査、他の機関、住民等から収集した被害状況等を取りまとめて、そのつど又は指示したとき、事務局（総務班）に通報する。
- (イ) 各班は、被災地の視察調査計画、応急対策の実施計画等を取りまとめて事務局（総務班）に通報する。
- (ウ) 一般被害状況（特に人身、人家被害）については、警察情報との調整、確認を図る。
- (エ) 本部設置時には、勤務時間外にあっても原則として次の措置をとるものとする。
 - a 交換業務
 - b 防災行政無線の維持
 - c 文書浄書要員の確保
 - d 庁内自動車の待機
 - e テレビ、ラジオのモニタリング等
- (オ) 総務班は、被災地、報道機関等からの被害写真等を収集整理して、関係方面に対する提供の需要に応えるものとする。
- (カ) 自動車の配車調整について、総務班は次の措置をとるものとする。
 - a 本部長、副本部長用車両の確保を図ること。
 - b 車両の使用調整は、各班の行動日程を把握して行うこと。

c 民間車両の借上げは、各班の需要をとりまとめて実施すること。

d 警察に対する緊急通行車両等の確認申請手続きは、事務局（総務班）が各部をとりまとめて実施すること。

ウ 報道機関に対する被害状況、応急対策状況の発表、資料の配布等は、原則として総務班が特定の場所で行うものとする。特に各班が直接実施する必要があるときは、あらかじめ総務班に連絡をとって行うものとする。

エ 本部縮小の場合の措置

災害状況の推移に応じて、各班の配備を縮小し、又は一部の配備を解くときは、当該班長は、その旨を必ず総務班に連絡するものとし、その非常連絡の措置を定めておくものとする。

（2） 国、県との連携

町域に国の非常（緊急）災害現地対策本部や県現地災害対策本部が設置された場合には、当該本部と緊密な連絡を図り、協力して災害応急対策を実施する。

（3） 廃止基準

本部の廃止は、本部長が概ね次の場合に廃止する。

- ① 予想される災害の危険が解消した場合
- ② 災害発生後における応急対策が概ね完了したと認められる場合

2 職員の勤務管理、健康管理及び給食等

「第3部 風水害応急対策計画－第1章 応急活動体制－第1節 活動体制－第3 非常体制（本部設置）の設置・運営－2（130ページ）」を準用する。

3 本部の組織編成

「第3部 風水害応急対策計画－第1章 応急活動体制－第1節 活動体制－第3 非常体制（本部設置）の設置・運営－3（130ページ）」を準用する。

4 事務分掌

「第3部 風水害応急対策計画－第1章 応急活動体制－第1節 活動体制－第3 非常体制（本部設置）の設置・運営－4（132ページ）」を準用する。

第4 職員の初動活動

1 地震発生直後の本庁等の緊急措置（勤務時間内）

地震直後の緊急措置として、次の措置を講ずる。

（1） 庁者の安全確保と避難誘導

庁舎及び各施設への来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損等により避難が必要と判断される場合には、安全な場所へ避難誘導する。

（2） 庁舎及び各施設の被害状況の把握と初期消火

庁舎及び各施設の被害状況を把握し、町長へ速やかに報告する。また、火災が発生した場合には、速やかに初期消火に努める。

（3） 庁舎及び各施設の被害発生に伴う緊急防護措置

被害の状況に応じて、施設の内部及び周辺において危険箇所の立入り規制や薬物、危険物等に対し緊急に防護措置を講ずる。

（4） 非常用自家発電施設や通信施設の機能確保

庁舎及び各施設管理者は、非常用自家発電施設や通信施設の被害状況を把握し、それぞれの機

第4部（第1章 応急活動体制）

能を確保する。

2 夜間・休日等

庁舎及び各施設において、日直及び警備員が地震発生直後に実施する緊急措置は、次のとおりである。

- (1) 庁舎及び各施設の被害状況を把握する。
- (2) 被害の状況に応じて、庁舎及び各施設の緊急防護措置を講ずる。
- (3) 庁舎及び各施設の安全を確保（初期消火、飛散ガラス処理等）する。
- (4) 非常用自家発電施設や通信施設の点検を速やかに実施する。
- (5) 情報の収集・報告
- (6) 指示事項の実施

3 地震情報の収集

地震発生直後、埼玉県防災行政無線、町内震度計、防災気象情報、テレビ、ラジオ、インターネット等から地震情報を収集する。

4 避難場所・指定避難所の開設

職員は、避難場所・指定避難所の開設、救護、避難場所近隣の災害状況の把握及び本部への報告並びに情報伝達を実施する。

5 初動期災害情報の収集

警察署及びその他防災関係機関と緊密な連携を図りながら、建築物被害、人的被害、火災発生状況など、各班が初動対応に必要な情報、自衛隊災害派遣要請、広域支援要請の判断に必要な情報を収集する。

第2節 配備・動員計画【全課局】

目標

地震災害の状況に応じて、迅速な災害応急対策活動を実施できるよう、速やかに職員を動員し、配備体制を整える。

第1 職員の配備体制

配備体制		配備基準	動員計画	
初動体制		原則として震度4の揺れが発生した場合	勤務時間内	総務政策課・建設課等職員
			勤務時間外	指定登庁職員
警戒体制	第1配備	1 原則として震度5弱以上の揺れが発生した場合 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	課長職等	
	第2配備	1 原則として震度5強以上の揺れが発生した場合 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	原則として指定登庁職員	
非常体制		1 原則として震度6弱以上の揺れが発生した場合 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 3 町に災害救助法が適用され、法による救助が行われる災害が発生したとき	全職員及び消防団	

1 配備体制の決定

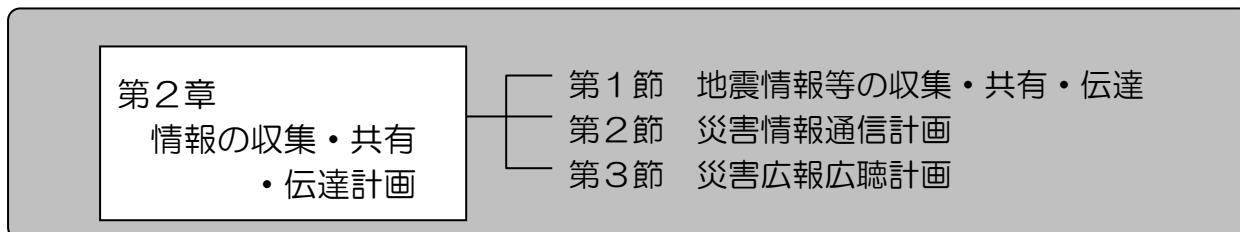
「第3部 風水害応急対策計画－第1章 応急活動体制－第2節 配備・動員計画－第1 職員の配備体制－1（137ページ）」を準用する。

第2 職員の動員体制

「第3部 風水害応急対策計画－第1章 応急活動体制－第2節 配備・動員計画－第2 職員の動員体制（138ページ）」を準用する。

第2章 情報の収集・共有・伝達計画

地震が発生した場合、災害の応急対策を実施するための情報の収集・共有・伝達及び災害情報を住民へ迅速かつ的確に伝達するための広報、報道機関への情報提供について定める。



第1節 地震情報等の収集・共有・伝達【全課局】

目標

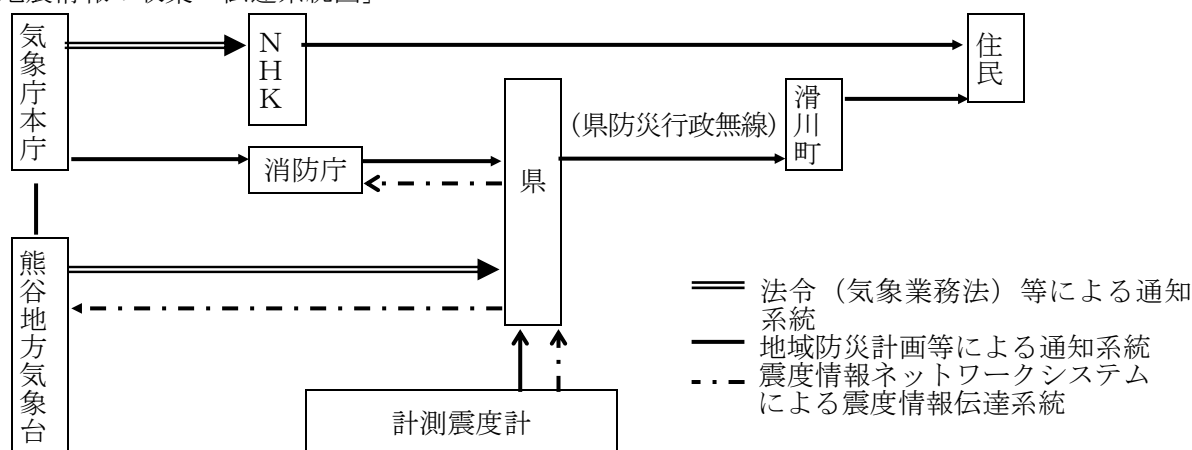
地震災害の発生時に応急対策を適切に実施するため、町は県及び防災関係機関と相互に密接な連携を図りながら、迅速かつ的確な災害情報の収集・共有・伝達を行うものとする。

第1 地震情報等の収集・共有・伝達体制

町が収集する地震情報の主たる流れは、次のとおりである。

なお、県内で震度4以上の地震を観測した場合に、県は防災行政無線の一斉 FAX により県内の震度分布図と震度一覧の送信を行うものとする。

[地震情報の収集・伝達系統図]



第2 町の措置

町は、地震情報を収集した場合、防災行政無線や広報車等により直ちに住民等に伝達するとともに、必要な措置を講ずる。また、住民への緊急地震速報等の伝達にあたっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第2節 災害情報通信計画【全課局】

目標

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、町は、県及び関係機関と緊密な連携をとり、迅速かつ的確に収集するものとする。

このため、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における災害に伴う災害情報の収集及び報告並びに災害通信等については、この計画の定めるところにより行うものとする。

第1 災害情報計画

1 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

- (1) 町長は、災対法第51条の規定に基づき、地域の災害危険状況、住民の避難状況、発災状況、被害状況、ライフライン被災状況、復旧に関する情報等について、災害の警戒段階、発生段階、復旧過程に応じて、適宜収集、分析、加工、共有、伝達するものとする。町は、町域内に災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、災害オペレーション支援システム(使用できない場合はFAX等)で県に報告するとともに、併せて災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

① 発災段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
1 発災情報	①がけ崩れ、土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） ②発災による物的、人的被害に関する情報 （特に死者、負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報）	発災状況の 覚知後即時	・被災現場 ・災害危険箇所等を中心とする警戒区域ごと ・町職員 ・消防団員 ・警察署 ・各公共施設の管理者（避難所） ・自主防災組織、区組織 ・住民	・災害オペレーション支援システム ・加入電話 ・専用回線電話 ・消防無線 ・警察無線 ・町防災行政無線移動局 ・アマチュア無線 ・災害応急復旧用無線電話（TZ41等） ・孤立防止無線
	③ライフラインの被災状況 応急対策の障害となる各道路、橋梁、電気、水道、電話、通信施設等の被災状況	被災後、被害状況が把握された後	・各ライフライン関係機関	・加入電話 ・専用回線電話 ・災害応急復旧用無線電話（TZ41等）
2 住民の避難状況	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所名等）	避難所収容の後	・避難所管理者、勤務職員 ・消防団員 ・警察署 ・自主防災組織、区組織	・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・警察無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

(2) 地震時における情報収集の流れ

町では、震度5弱以上の地震が休日・夜間時に発生した場合の職員の行動及び被害状況等の情報収集体制を以下のとおりとする。

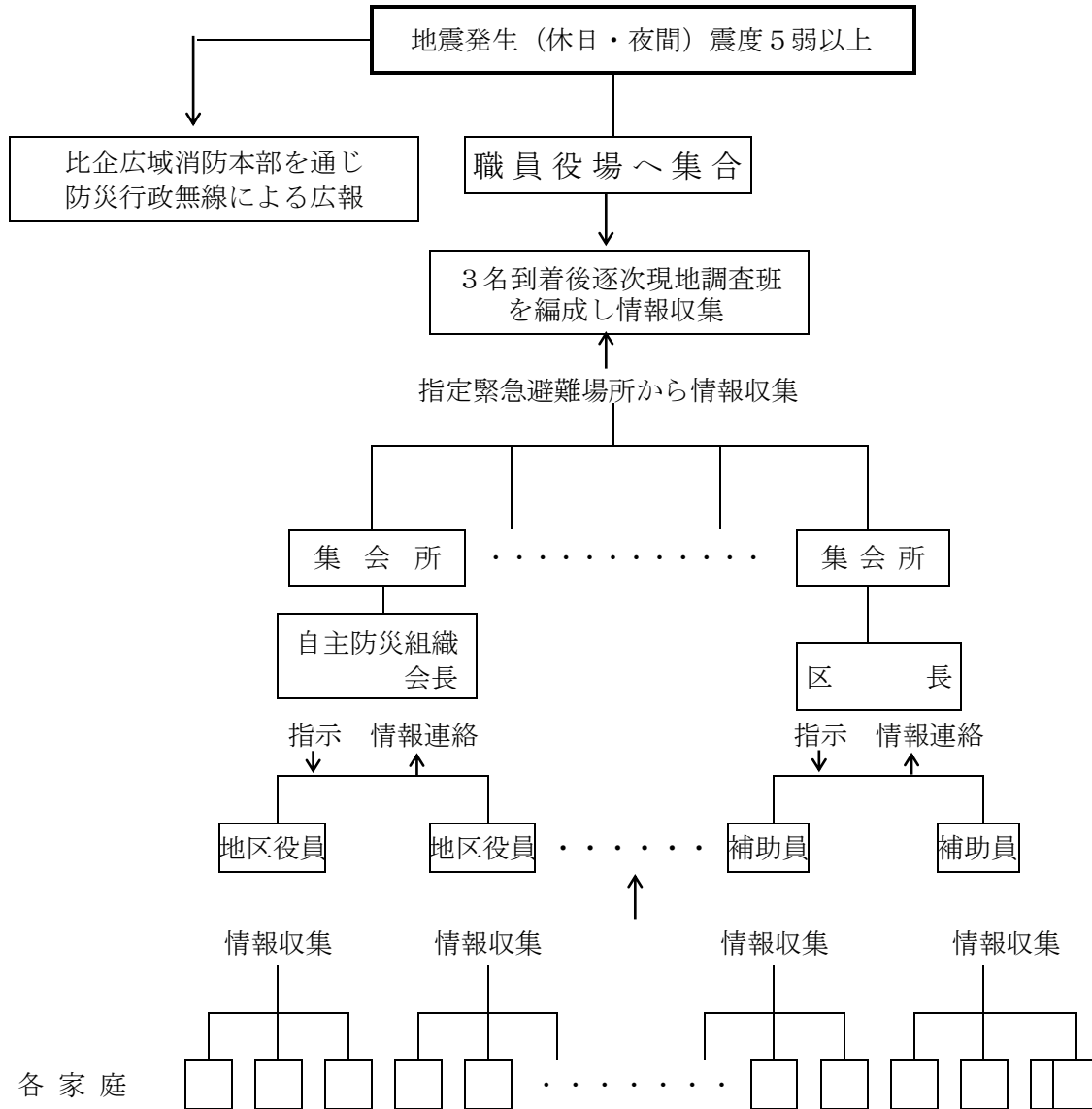
第4部（第2章 情報の収集・共有・伝達計画）

- ① 地震（震度5弱以上）発生後、職員は役場へ集合する。
- ② 職員が役場へ3名以上揃った段階で現地調査班を編成し、被害状況等の情報の収集を開始する。
- ③ 各地区では地震発生後、自主防災会長又は区長の指示によって区域内の被害状況を収集する。
- ④ 各家庭の被害状況は、自主防災組織や補助員、民生委員・児童委員等が調査し、各地区内の情報連絡所（一次避難所）と指定してある集会所へ集まるようにする。
- ⑤ 職員で編成された班は、自主防災会長又は区長を通じて指定された集会所から各家庭の被害状況を収集する。

（3）情報収集の際の留意事項

- ① 町は、災害情報の収集にあたっては、警察署と緊密に連絡するものとする。
- ② 被害の程度の調査にあたっては、町内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。
- ③ 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
- ④ 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。
- ⑤ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町域内で行方不明となった者について、警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

[地震時における情報収集の流れ]



2 部門別通達系統

「第3部 風水害応急対策計画－第3章 情報の収集・共有・伝達計画－第2節 災害情報通信計画－第1 災害情報計画－2（155 ページ）」を準用する。

3 被害等の調査

「第3部 風水害応急対策計画－第3章 情報の収集・共有・伝達計画－第2節 災害情報通信計画－第1 災害情報計画－3（157 ページ）」を準用する。

4 被害状況等の報告

「第3部 風水害応急対策計画－第3章 情報の収集・共有・伝達計画－第2節 災害情報通信計画－第1 災害情報計画－4（158 ページ）」を準用する。

5 関係機関等の協力体制

「第3部 風水害応急対策計画－第3章 情報の収集・共有・伝達計画－第2節 災害情報通信計画－第1 災害情報計画－5（160 ページ）」を準用する。

第2 災害通信計画

「第3部 風水害応急対策計画－第3章 情報の収集・共有・伝達計画－第2節 災害情報通信計画－第2 災害通信計画（160 ページ）」を準用する。

第3節 災害広報広聴計画【総務政策課】

目標

町は、地震発生時に、被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報の迅速な広報を実施する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・被災者の安否情報を含む情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の要望に適切に対応するものとする。

第1 広報活動

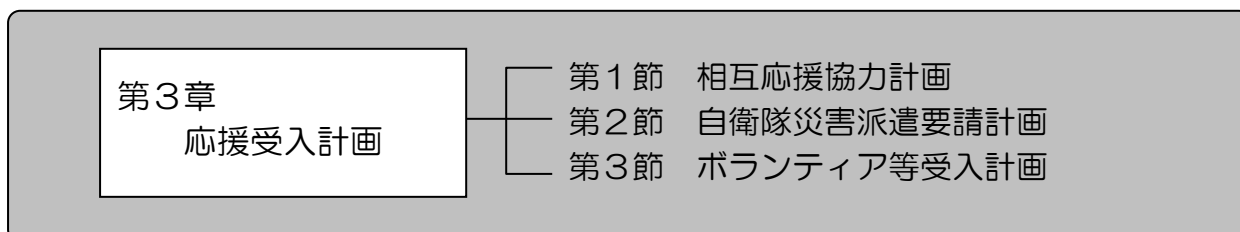
「第3部 風水害応急対策計画－第3章 情報の収集・共有・伝達計画－第3節 災害広報広聴計画－第1 広報活動（163 ページ）」を準用する。

第2 広聴活動及び相談窓口の開設

「第3部 風水害応急対策計画－第3章 情報の収集・共有・伝達計画－第3節 災害広報広聴計画－第2 広聴活動及び相談窓口の開設（165 ページ）」を準用する。

第3章 応援受入計画

現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難である場合において、県、他の地方公共団体及び防災関係機関への職員の派遣、支援物資の調達等の支援の要請について定める。



第1節 相互応援協力計画【全課局】

「第3部 風水害応急対策計画－第4章 応援受入計画－第1節 相互応援協力計画（167 ページ）」を準用する。

第2節 自衛隊災害派遣要請計画【全課局】

「第3部 風水害応急対策計画－第4章 応援受入計画－第2節 自衛隊災害派遣要請計画（172 ページ）」を準用する。

第3節 ボランティア等受入計画【福祉課】

「第3部 風水害応急対策計画－第4章 応援受入計画－第3節 ボランティア等受入計画（176 ページ）」を準用する。

第4章 救助法の適用

第1節 救助法の適用【全課局】

目標

救助法に基づく「救助」は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務である。ただし、知事から救助の実施についてその一部を委任された場合は、町長が行うものとする。また、委任により町長が行う事務を除くほか、町長は、知事が行う救助を補助するものとする。

第1 救助法の適用基準等

1 実施機関

「第3部 風水害応急対策計画－第2章 事前措置及び救助法の適用－第2節 救助法の適用－第1 救助法の適用基準等－1（141 ページ）」を準用する。

2 救助法の適用基準

「第3部 風水害応急対策計画－第2章 事前措置及び救助法の適用－第2節 救助法の適用－第1 救助法の適用基準等－2（141 ページ）」を準用する。

3 被害状況の実態把握及び認定

救助法の適用にあたっては、被害の把握及び認定を次の基準で行う。

[住家の滅失等の認定]

項 目	認 定 の 基 準
住家滅失した世帯数の算定方法	住家が滅失した全世帯数 =（全壊、全焼若しくは流失した世帯数） +1/2（住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯数） +1/3（住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯数）
住家の滅失等の認定基準	① 住家が滅失したもの 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のもの。 ② 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの 損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの。 ③ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの ①及び②に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に住居することができない状態となったもの。

[住家及び世帯の単位]

項 目	内 容
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。学生を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍

第4部（第4章 救助法の適用）

	全体を1世帯とする。
住家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。 ① 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は合して1住家とする。 ② アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。 ③ 学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住している者がある場合は、住家とする。

第2 救助法適用の手続き

1 救助法適用の手続き

災害に際し、町における災害が上記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちに知事に救助法の適用を要請するものとする。

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができない場合は、町長は、救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けるものとする。

2 応急救助の実施方法

救助法の適用とともに応急救助を開始するが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

[応急救助の種類と本計画との対照]

救 助 の 種 類	本計画との該当部分	
避難所の設置及び収容	第4部 第7章 第1節	避難計画
炊き出し及び食品の給与	第4部 第8章 第1節	食料供給計画
飲料水の供給	第4部 〃 第3節	給水計画
被服寝具及び生活必需品の給与	第4部 〃 第2節	生活必需品供給計画
医療及び助産	第4部 第7章 第2節	救出救助・医療救護計画
学用品の給与	第4部 第8章 第6節	文教対策計画
災害にかかった者の救出	第4部 第7章 第2節	救出救助・医療救護計画
埋葬	第4部 第7章 第3節	遺体の搜索及び収容、埋葬計画
仮設住宅の建設	第4部 第8章 第4節	応急仮設住宅及び住宅応急処理計画
被災住宅の応急修理	第4部 第8章 第4節	応急仮設住宅及び住宅応急処理計画
遺体の搜索	第4部 第7章 第3節	遺体の搜索及び収容、埋葬計画
遺体の処理	第4部 第7章 第3節	遺体の搜索及び収容、埋葬計画
障害物の除去	第4部 第9章 第1節	障害物除去計画

[その他の救助業務]

救 助 の 種 類	本計画との該当部分	
被害状況等の調査・報告	第4部 第2章 第2節	災害情報通信計画
輸送協力	第4部 第6章 第2節	輸送計画
物資調達	第4部 第8章 第1～3節	食料供給計画、生活必需品供給計画、

救 助 の 種 類	本計画との該当部分	
		給水計画
義援金・見舞金品の受入、配分	第7部 第2章 第2節	義援金品の受入、配分
災害弔慰金・災害援護資金等の支給貸付	第7部 第2章 第1節	被災者の生活の確保
被災者生活再建支援金支給	〃	〃

3 救助法が適用された場合の費用等

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できるものとする。

[資料] 10－1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

第5章 消防活動、水防・土砂災害対策

地震に伴って発生する火災、河川施設の損壊による浸水被害や、砂防・治山施設等の損壊による土砂災害を防止するための対策について定める。

第5章 消防活動、水防・ 土砂災害対策

第1節 消防活動

第2節 水防計画・土砂災害防止計画

第1節 消防活動【総務政策課】

目標

地震に伴って発生する、火災や危険物の漏洩などによる二次災害を防止するため、消防機関による迅速な応急対策活動や危険物管理者等による安全措置を講じるものとする。

第1 初期消火活動

1 住民の対策

(1) 出火防止対策

地震が発生した場合、職場、家庭等においては、ガスコンロ、電気コンロ、時季により暖房器具等の火気の遮断により、出火防止に努めるものとする。

(2) 初期消火対策

火災が発生した場合、職場、家庭等においては、汲み置き水、消火器等による初期消火に努めるものとする。

2 消防団の対策

消防団は、地域に密着した防災機関として、消防関係機関と緊密な連携のもとに、次のような火災防御活動等に努めるものとする。

(1) 消防団の参集等

参集の必要がある地震（震度5弱以上）を覚知した場合の速やかな所属消防団への参集及び消防資機材等の安全確保

(2) 住民への初期消火の広報等

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。（拡声器、メガホン、サイレン等による住民への出火防止、初期消火の広報）

(3) 情報の収集、共有、伝達

現地火災情報等の消防機関への伝達

(4) 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防本部との協力、地域住民、自主防災組織の協力のもとで迅速かつ効果的に行う。また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

3 消防本部の対策

消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し、全消防力をあげて消火活動に努めるものとする。

（1）火災情報の収集及び伝達及び応援隊の受入

火災情報の収集は、119番を中心に行うが、通信回線が途絶した場合は、次の方法により速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するものとする。

- ① あらかじめ定めた経路、方法による職員の参集途上の情報収集
- ② 職員による二輪車等を利用した情報収集
- ③ 消防団、自主防災組織の防災行政無線等による情報収集
- ④ 消防長は災害の状況を町長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れないよう対処する。

（2）緊急交通路の確保

- ① 消防本部は、警察及び道路管理者の情報をもとに火災現場までの通行路確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路警戒を要請するものとする。
- ② 消防職員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行うものとする。

（3）火災防御活動

- ① 火災がある程度の消防力の強化によって鎮圧可能である地域については、全部の鎮圧あるいは大火の発生防止を目標として、これに必要な対策を講ずるものとする。
- ② 火災の発生密度が大きく、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、避難上の安全を確保するための消防活動を行うものとする。
- ③ 避難者収容施設、救助物資の集積場所、救護所、災害対策実施上の中核機関、住民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防御活動を行うものとする。

（4）同時多発火災への対応

① 避難地及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

② 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

③ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

④ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。

⑤ 重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

第2 応援要請

1 手続き

消防相互応援協定による応援要請	町長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。
知事への応援要請依頼	町長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、緊急消防援助隊等応援消防隊の要請を知事に対して求めることができる。

2 内容

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。

被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- （1）火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由、災害種別及びその状況
- （2）応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- （3）応援要請を行う消防隊の種別と人員
- （4）町への進入経路及び集結場所（待機場所）
- （5）応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

第2節 水防計画・土砂災害防止計画【総務政策課、建設課】

目標

地震の発生に伴う、河川施設の損壊による浸水被害や、砂防・治山施設等の損壊による土砂災害を防止するため、応急対策を講ずるものとする。

第1 水防活動

町長は、出動命令を出したときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在の被害箇所その他特に重要な箇所を中心に巡回し、異常を発見した場合は直ちに当該河川の管理者等に報告するとともに水防作業を開始する。

第2 土砂災害等の防止

1 急傾斜地崩壊対策

急傾斜地崩壊の危険のある土砂災害（特別）警戒区域については、速やかに被害状況を把握し、安全確保に努める。

〔資料編〕 1－1 土砂災害（特別）警戒区域

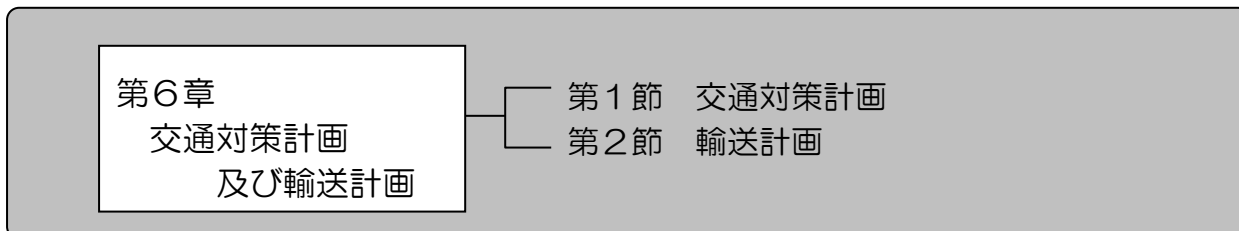
2 ため池応急対策

ため池施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

〔資料編〕 1－2 ため池

第6章 交通対策計画及び輸送計画

地震により道路交通を中心とした交通混乱が発生した場合に、被害者の救出救助、避難誘導、行方不明者の搜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止など住民の安全を確保するため、交通確保及び緊急輸送対策について定める。



第1節 交通対策計画【総務政策課、建設課】

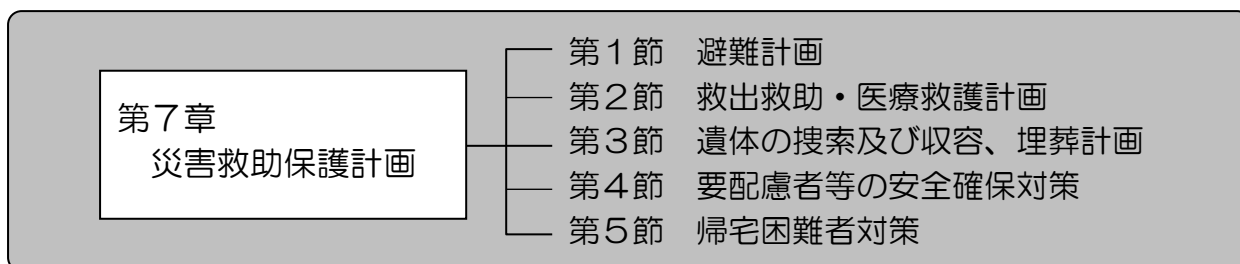
「第3部 風水害応急対策計画－第6章 交通対策計画及び輸送計画－第1節 交通対策計画（183 ページ）」を準用する。

第2節 輸送計画【総務政策課、町民保険課】

「第3部 風水害応急対策計画－第6章 交通対策計画及び輸送計画－第2節 輸送計画（186 ページ）」を準用する。

第7章 災害救助保護計画

地震発生時には、被災者の生命の安全を確保するとともに、人身の安定を図るために、迅速な救援・救護活動を実施する必要があるため、災害救助保護に関して必要な事項を定める。



第1節 避難計画【総務政策課、福祉課、町民保険課】

目標

地震発生時には、多数の被災者が生じることが予想されるため、避難所の設置、避難誘導を的確に行う。また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

第1 避難活動

1 避難の指示

(1) 町長による避難の指示の実施

町長は、地震に伴う災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示を行うものとする。

この場合、町長は知事に必要な事項を伝達するものとする。

(2) 避難の指示の周知

避難の指示を行った者は、速やかにその内容を町防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じて住民等に周知するものとする。その際、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

避難の指示は、要避難対象地域、避難先及び避難経路、避難理由及び避難時の留意事項を明示して行う。

(3) 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

警戒区域の設定を行った場合は、避難の指示と同様に、関係機関及び住民に、その内容を周知するものとする。

第2 避難誘導

第3部 風水害応急対策計画－第7章 災害救助保護計画－第1節 避難計画－第2 避難誘導（196 ページ）」を準用する。

第3 避難所の開設等

第3部 風水害応急対策計画－第7章 災害救助保護計画－第1節 避難計画－第3 避難所の開設等（197 ページ）」を準用する。

第2節 救出救助・医療救護計画【総務政策課、福祉課、健康づくり課】

第3部 風水害応急対策計画－第7章 災害救助保護計画－第2節 救出救助・医療救護計画（201 ページ）」を準用する。

第3節 遺体の捜索及び収容、埋葬計画【福祉課、町民保険課】

第3部 風水害応急対策計画－第7章 災害救助保護計画－第3節 遺体の捜索及び収容、埋葬計画（203 ページ）」を準用する。

第4節 要配慮者等の安全確保対策【福祉課、高齢介護課、町民保険課、健康づくり課】

第3部 風水害応急対策計画－第7章 災害救助保護計画－第4節 要配慮者等の安全確保対策（206 ページ）」を準用する。

第5節 帰宅困難者対策【福祉課、町民保険課、教育委員会】

第3部 風水害応急対策計画－第7章 災害救助保護計画－第5節 帰宅困難者対策（210 ページ）」を準用する。

第8章 生活支援計画

地震発生時における被災者の生活の安定を図るために、物資等の供給、住宅及び施設対策、文教対策等、迅速な生活支援を実施するために必要な事項を定める。



第1節 食料供給計画【町民保険課】

第3部 風水害応急対策計画－第8章 生活支援計画－第1節 食料供給計画（212 ページ）」を準用する。

第2節 生活必需品等供給計画【町民保険課】

第3部 風水害応急対策計画－第8章 生活支援計画－第2節 生活必需品等供給計画（215 ページ）」を準用する。

第3節 給水計画【上下水道課】

第3部 風水害応急対策計画－第8章 生活支援計画－第3節 給水計画（217 ページ）」を準用する。

第4節 応急仮設住宅及び住宅応急処理計画【建設課、税務課】

第3部 風水害応急対策計画－第8章 生活支援計画－第4節 応急仮設住宅及び住宅応急処理計画（219 ページ）」を準用する。

第5節 施設の応急対策計画【建設課、福祉課、上下水道課、教育委員会、産業振興課】

目標

災害により被害が生じた場合、建築物の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じるものとする。

第1 公共施設等

1 公共施設における応急措置

第3部 風水害応急対策計画－第8章 生活支援計画－第5節 施設の応急対策計画－第1 公共施設等－1（223 ページ）」を準用する。

2 その他の公共的施設等

第3部 風水害応急対策計画－第8章 生活支援計画－第5節 施設の応急対策計画－第1 公共施設等－2（223 ページ）」を準用する。

3 応急危険度判定及び被災度区分判定調査

（1） 応急危険度判定

町は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止するため、外観目視等によって判定する応急危険度判定を行うものとし、必要に応じて、県に応援を要請する。

（2） 被災度区分判定調査

応急危険度判定後、建物の継続使用に関する安全性について調査するため被災度区分判定調査を行い、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料とする。

調査は、各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施するものとし、必要に応じて、県に協力を要請する。

（3） 応急措置

被災建築物の調査に基づき、適切な応急措置を実施する。

第2 ライフライン施設

第3部 風水害応急対策計画－第8章 生活支援計画－第5節 施設の応急対策計画－第2 ライフライン施設（224 ページ）」を準用する。

第6節 文教対策計画【教育委員会】

第3部 風水害応急対策計画－第8章 生活支援計画－第6節 文教対策計画（226 ページ）」を準用する。

第9章 障害物の除去及び環境衛生整備計画

地震に伴って発生した廃棄物の迅速な処理、道路や河川における障害物の除去、防疫及び保健衛生について定める。

第9章 障害物の除去及び 環境衛生整備計画

第1節 障害物除去計画

第2節 環境衛生整備計画

第1節 障害物除去計画【建設課】

第3部 風水害応急対策計画－第9章 障害物の除去及び環境衛生整備計画－第1節 障害物除去計画（230 ページ）」を準用する。

第2節 環境衛生整備計画【環境課】

第3部 風水害応急対策計画－第9章 障害物の除去及び環境衛生整備計画－第2節 環境衛生整備計画（232 ページ）」を準用する。

第10章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

第1節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応【全課局】

目標

本町は、南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていないが、埼玉県は内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。このため、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定める。

第1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び町、防災関係機関に伝達する。

情報を受けた町及び防災関係機関は、庁内、機関内及び防災関係機関に情報を伝達する。

第2 住民、企業等への呼びかけ

町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、住民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ（プレート境界のM8以上の地震）	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	2週間 （警戒：1週間） （注意：1週間）
一部割れ（M7以上の地震）	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから 変化していた期間と概ね同程度の 期間

1 住民の防災対応

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

（例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところできるだけ近づかない 等

第4部（第10章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画）

2 企業等の防災対応

○日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

（例）安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

第3 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、町及び県、防災関係機関は、「第4部 震災応急対策計画」に基づき災害対応を行うものとする。

第11章 火山噴火降灰対策

県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、国の「富士山ハザードマップ検討委員会報告書（令和3年3月）」で示されたハザードマップによれば、平成16年版「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」の想定火口範囲に比べ、小規模で北東方向に張り出し、中規模で南西方向に張り出す想定となっている。降灰の影響については、埼玉県内では、最大で2～10cm 堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で2cm未満の降灰が予想されている。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。

第11章 火山噴火降灰対策

- 第1節 火山噴火の概要
- 第2節 予防・事前対策
- 第3節 応急・復旧対策

目標

富士山及び浅間山の噴火が住民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じるとともに、県と協力し、甚大な被害となる近隣都県の支援を図るものとする。

第1節 火山噴火の概要

1 被害想定

（1） 富士山が噴火した場合

最大で2～10cm 堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で2 cm未満の降灰が予想されている。



（出典：富士山ハザードマップ検討委員会報告書（令和3年3月））

（2） その他の近隣の火山（浅間山、草津白根山など）が噴火した場合にも、県内で数 cm の降灰堆積の可能性はある。

第2節 予防・事前対策

1 事前対策の検討

降灰によって生じることが想定される災害について、予防・事前対策を検討する。

- ・住民の安全、健康管理等
- ・降灰による空調機器等への影響
- ・視界不良時の交通安全確保
- ・農産物等への被害軽減対策
- ・上下水道施設への影響の軽減対策
- ・降灰処理

2 食料、水、生活必需品の備蓄

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を住民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。

食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄の促進（3日分以上を目標。可能であれば1週間以上を推奨）

第3節 応急・復旧対策

1 応急活動体制の確立

町は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の実施に努める。

2 情報の収集・分析・加工・共有・伝達

（1）降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、若しくは町内に降灰があったときは、県及び降灰があった市町村と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方气象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

（2）降灰に関する被害情報の伝達

町は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

県は、気象庁地震火山部火山監視・情報センターに降灰の情報を伝達する。

〔降灰調査項目〕

- ・降灰の有無・堆積の状況
- ・時刻・降灰の強さ
- ・構成粒子の大きさ
- ・構成粒子の種類・特徴等
- ・堆積物の採取
- ・写真撮影
- ・降灰量・降灰の厚さ

（3）降灰に伴う取るべき行動の周知

町は、降灰が予測される場合は、降灰時にとるべき行動を、住民に発信する。

（例）

- 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

住民への発信にあたっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、ツイッター、データ放送など）も活用する。

3 避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った住民を収容するため、町は避難所を開設・運営する。

第4部（第11章 火山噴火降灰対策）

避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

4 医療救護

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

(1) 下記の事例が報告されている。

- (例)
- ・電気設備：降灰の荷重により、電線が切れる。
雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。
 - ・上水道：水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。
火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。
 - ・道路：降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。
 - ・鉄道：分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

(2) 降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。

6 農業者への支援

- (1) 農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。
- (2) 火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

7 降灰の処理

- (1) 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
- (2) 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。
- (3) 宅地など各家庭から排出された灰の回収は、町が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。
- (4) 町は、火山灰の処分場所を事前に選定する。
- (5) 町は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

8 広域一時滞在

火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民を受入れる。

9 物価の安定、物資の安定供給

噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されることがないように、住民や事業者に冷静な行動を求める。

第12章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

第1節 シビアコンディションを設定する目的

地域防災計画の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。その結果、地方公共団体の防災対策は、比較的局地的な地震を想定にして実施されてきた。

しかし、実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第2節 シビアコンディションへの対応

震災対策に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、住民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第3節 シビアコンディションの共有と取組の実施

町及び県は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策をしっかりと進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や住民と共有しておくこととする。大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、なんとかして住民の命を守ることが重要である。

また、首都直下地震発災時には、比較的被害が少ないとされる本県が、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行っていくことになる。町や県域のみの局地的災害だけを対象としていた従来の対策では、首都直下地震に備えることはできない。

次項から、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として示し、対策の方向性を検討する。

1 命を守るのは「自分」が基本

課題

- 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。
- 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

対策の方向性

<予防期>

- 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。

第4部（第12章 最悪事態（シビアコンディション）への対応）

- 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
- 地震に備えた防災総点検を行う。

2 支援者の犠牲はあってはならない

課題

- 発災後、救助・救出・初期消火にあたっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。
- 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

対策の方向性

- 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。
- 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。
- 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。
- 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

3 火災から命を守る

課題

- 消防機関に頼らない初期消火を確実に行之、火災を拡大させない。
- 消防機関の現場到達を早める。
- 火災から逃げ遅れる人をなくす。

対策の方向性

- 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
- 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
- 被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災行政無線等あらゆる手段を活用する。
- 道路啓開や交通規制を行うため、県警、町、協定締結先企業を円滑に統括し、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

4 首都圏長期大停電と燃料枯渇

課題

- 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1 カ月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。
- 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

対策の方向性

- 主な防災拠点では、燃料又は電源を多重的に確保するとともに、例えば災対本部が設置される町庁舎等には、備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。
- 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。
- 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
- ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。
- 町外、県外から避難者の受入について、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。

第4部（第12章 最悪事態（シビアコンディション）への対応）

- 長期避難を想定し、町内避難所の環境を向上させるとともに、住民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

5 その時、道路は通れない

課題

- 被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
- 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

対策の方向性

- 県は、北関東、東北、中部方面から首都圏を結ぶ道路ネットワークを確保するため、高速道路や国道の幹線道路網の整備を進める。
- 県は、都内からの徒歩帰宅を支援する帰宅支援ロードを設定し、沿道サービスを拡大する。
- 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的道路啓開のシミュレーションを行う。

6 首都機能の麻痺

課題

- 首都機能の停止。国による災害対応の遅れ。
- 情報や職員が集まりやすいところに、代替拠点を用意すべきである。
- 立川や都庁は被災地に近すぎる。大阪府や北関東では、都心から離れすぎる。

対策の方向性

- さいたま新都心に集積する省庁の機関と連携し、国家機能の継続をサポートする。
- さいたま新都心周辺に後方支援の資源を確保し、国と協力して首都復旧に努める。

7 デマやチェーンメールは新たな災害

課題

- 情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
- 政府、行政による正確な情報発信が不足する。
- 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

対策の方向性

- 電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。
- 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
- 政府や行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

8 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

課題

- 大量な重傷者に対し、DMAT 等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。

第4部（第12章 最悪事態（シビアコンディション）への対応）

- 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。
- 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

対策の方向性

- 県は、衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備など、確実かつ複数の情報連絡体制の構築を図るとともに、災害医療コーディネーター等の養成及び活用を図る。
- 医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。
- 県は、都内等から県内医療施設への傷病者の受入を支援する。特に、輸送に危険を伴わない慢性病患者の被災地外移送についても検討する。
- 平時に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。
- 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。
- 災害拠点病院における災害時の業務継続を確保するため、水、食料、自家発電に必要な燃料等の備蓄・供給体制を確立するとともに、すべての病院の耐震化を進める。

9 都心からの一斉帰宅は危険

課題

- 余震による落下物のおそれがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。
- 徒歩帰宅者が特定の箇所に集まり、混乱が生じる。
- 緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。

対策の方向性

- 近隣都県と協力し、発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。
- 慌てて帰宅を開始しないですむよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。
- 都内にいる住民も含め、県内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。
- 主に都内から徒歩帰宅する徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路を設定し、沿道サービス（水道水、情報、トイレ等）による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。
- 公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業など、実情に応じて企業内備蓄を推進する。

10 危険・不便な首都圏からの避難

課題

- 避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。
- 緊急避難的な広域受入は速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入は計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。
- 観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。
- 他の都道府県からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。

対策の方向性

- 都内からの避難者の輸送や受入について、発災時に混乱が生じないように、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。
- 計画的な受入について、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。

第4部（第12章 最悪事態（シビアコンディション）への対応）

- 九都県市等の枠組みにより取得した被害情報や応援要請に基づき、県内市町村との受入調整を行い、県内又は群馬県・新潟県（三県の防災協定に基づく広域避難の受入）と調整を行う。
- 発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。
- 被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

11 助かった命は守り通す

課題

- 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。
- 福祉避難所など比較的環境が優遇された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。
- 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）

対策の方向性

- 被災地外の都道府県において、受入可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平時から情報を持ち合う。
- 避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
- 被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。

12 食料が届かない

課題

- 広域物資供給体制の整備
- 広域緊急輸送体制の整備

対策の方向性

- 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートを選定及び啓開を速やかに行う。
- 国や他都道府県からの応援を埼玉県広域受援計画に基づき迅速かつ円滑に受入れ、救援物資の広域物資拠点における受領、及び被災市町村を通じた被災者への支給を実施する。
- 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。
- 複合災害も視野に入れ、県と合わせた備蓄を十分に行う。

13 災害の連鎖を防止せよ

課題

- 災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

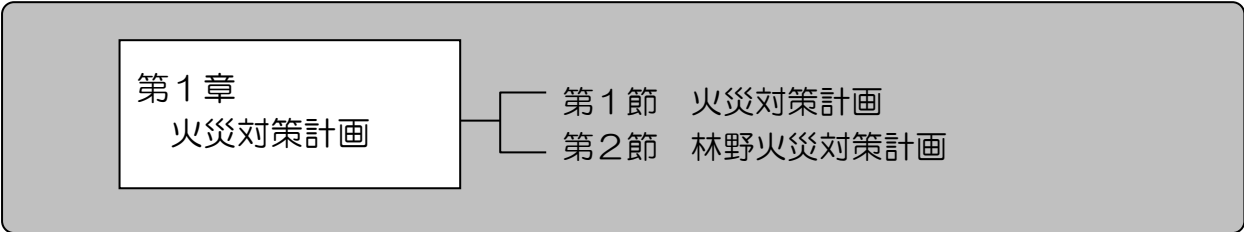
対策の方向性

- 各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ。
- 各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し。

第 5 部 大規模事故応急対策計画

第1章 火災対策計画

町は消防機関との連携により、火災から住民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期するため、火災対策について定めるものとする。



第1節 火災対策計画【総務政策課】

目標

町は消防機関と連携し、消防力の充実強化を図るとともに、大規模火災により、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる大規模火災等の事象の発生を防ぐものとする。

1 消防体制の整備

第2部 第2章 第4節「消防体制の整備」に準ずるものとする。

2 火災警報の発令

(1) 町における措置

町長は、熊谷地方気象台長から火災気象通報の伝達を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、消防関係機関と緊密な情報交換を行うとともに、比企消防本部消防長が火災警報を発令したときは、消防関係機関と連絡をとりつつ、次の措置等の対策を速やかに実施するものとする。

① 町消防団による特別警戒を実施するとともに、草焼、焚火、喫煙等の火気使用について、出火防止の広報及び指導を行うものとする。

特に、出火危険の高い山林、原野、田畑を巡回し、入山者、農耕者に対し、草焼、焚火、喫煙等の火気使用について、出火防止の広報及び指導を行うものとする。

② 山林、田畑等における火気使用についての広報及び指導を行うとともに、自主防災組織、特定事業所、火災危険地域等に対して、火災防止についての広報及び指導を行うものとする。

③ 町消防団による消防水利の点検と防火水槽への補水等消防水利の確保を実施するものとする。

④ 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）に基づく火災警報信号は、次のとおりである。

火災警報	発 令	解 除
サイレン 吹 鳴	約30秒 ○…… 約6秒	掲示板の撤去及び吹流しの降下

（注）サイレン吹鳴は、適宜の時間継続して吹鳴するものとする。

第5部（第1章 火災対策計画）

（2） 消防関係機関における措置

比企消防本部消防長は、熊谷地方気象台長から火災気象通報の伝達を受けたとき、又は当該地域の気象状況が、火災の発生又は延焼拡大のおそれがあり、火災予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令するものとする。

① 火災警報発令基準

ア 実効湿度が50%以下で最小湿度が30%を割り、最大風速7mを超える見込みのとき。

イ 平均風速10m以上の風が連続して1時間以上吹く見込みのとき。

ウ その他火災の予防上危険であると認められる気象状況のとき。

② 火災警報発令時の措置

火災警報を発令したときは、東松山警察署へ通報し、町と積極的に連絡をとりつつ、次の措置を講ずるものとする。

ア 特別警戒、非常配備の実施

イ 情報の収集と伝達

ウ 住民への広報

エ 資機材、資料等の準備

オ 火又は火気の使用制限の実施

カ その他必要と認める措置

③ ②の火災警報を発令した場合、気象状況が平常時に復し、かつ、火災の発生又は延焼拡大のおそれがなくなり、火災予防上危険でないと認めるときは、速やかにこれを解除するとともに、解除したならば遅滞なくその旨を町長及び関係機関等へ通報するものとする。

3 大規模火災対策

（1） 消火活動の実施

消防機関は、火災の通報を受けた場合速やかに管轄区域内全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に大規模災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。

（2） 活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、被害の状況に応じて本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告し、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

（3） 相互応援協定の運用

消防本部の消防力では対応が困難である場合には、町長は埼玉県下相互応援協定等に基づき応援を要請する。

（4） 救急搬送業務

消防本部は、大規模火災発生時における要救護者の緊急搬送等にあたり、必要に応じて、管轄内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に近隣市町等に応援を求めるものとする。

（5） 住民、自主防災組織等との連携

① 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者、その他法令に定める防火等の管理の責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等にあたる。

② 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、消防隊到着後は消防隊の指示に従い、支援の要請があれば可能な限り消防隊に協力するものとする。

第2節 林野火災対策計画【総務政策課、産業振興課】

目標

林野火災は、地形の制約等の状況からして、燃焼時間が長時間に及ぶ場合が多いため、林野において火災が発生した場合の対策について定めるものとする。

1 消防活動体制の確立

消防本部は、林野火災を覚知した場合、速やかに火災の状況や気象状況を把握し、迅速に重点的な部隊の配置を行い早期消火に努めるとともに、近隣市町消防機関、警察署及び県に通報する。また、関係機関と連携し、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合は、その延焼を食い止めるための方策を最優先させる。

地上隊による消火活動が困難な見込みのときは、その旨を県へ通報し、空中消火体制を要請する。

2 発災直後の情報の収集・連絡

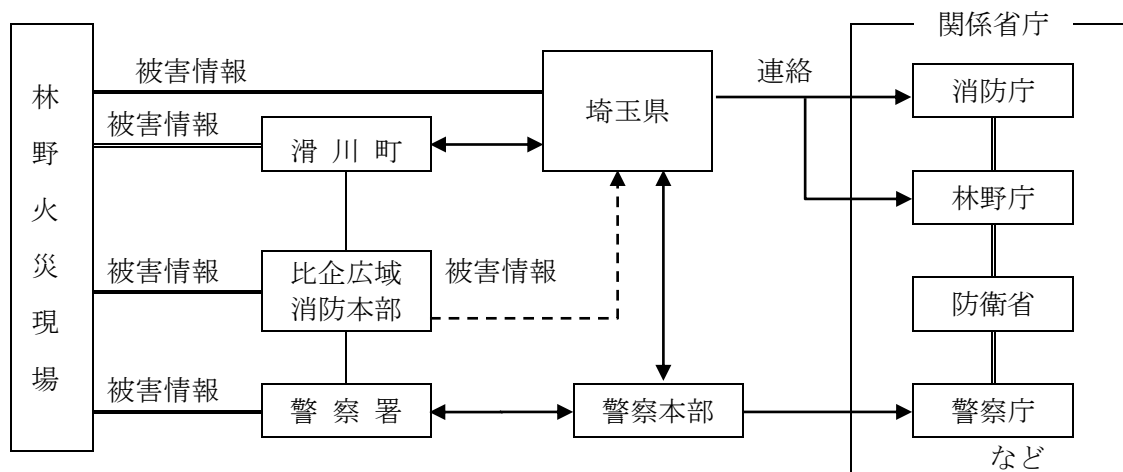
(1) 災害情報の収集・連絡

① 林野火災発生直後の被害情報の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害状況、林野災害状況等の被害情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

② 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



第5部（第1章 火災対策計画）

③ 応急対策活動情報の連絡

町は県に、応急対策の活動状況、事故対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

町、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

（2） 通信手段の確保

町、県及び防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、町及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

3 活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、町は、被害の状況に応じて事故対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

4 相互応援協定の運用

消防本部の消防力では、対応が困難である場合には、町長は埼玉県下相互応援協定等に基づき応援を要請する。

5 救急搬送業務

消防本部は、林野火災発生時における要救護者の緊急搬送等にあたり、必要に応じて、管轄内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に近隣市町等に応援を求めるものとする。被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、県にヘリコプター等による輸送手段の要請を行う。

6 避難収容活動

発災時における避難誘導については、第3部 第7章 第1節「避難計画」に準ずるものとする。山間部に孤立するおそれのある居住者等には、早期の避難を指示する。

7 施設・設備の応急復旧活動

専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

8 被災者等への的確な情報伝達活動

（1） 被災者等への情報伝達活動

町、県及び防災関係機関は、林野火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

（2） 住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

（3） 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

第2章 危険物等災害対策計画

町は防災機関との連携により、危険物等災害から住民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期するため、危険物等災害対策について定めるものとする。

第2章 危険物等災害 対策計画

- 第1節 危険物等災害予防
- 第2節 危険物等災害応急対策

第1節 危険物等災害予防【総務政策課、環境課、産業振興課】

目標

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、町は消防本部と連携し、危険物施設管理者等に対して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を図るものとする。

1 危険物製造所等

町は消防機関と連携し、危険物製造所等の把握、危険物取扱者制度の効果的な運用を図るなど、施設の管理に万全を期するための予防対策に努める。

〔資料編〕 1－4 町内の危険物施設の現況

2 高圧ガス予防対策

町は、高圧ガス施設の実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事務所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。

3 銃砲・火薬類予防対策

町は、猟銃所持者及び火薬類施設の実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、個人・事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。

4 毒物・劇物予防対策

県は、毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全確保を図る。町は、警察及び消防機関と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。

第2節 危険物等災害応急対策【総務政策課、環境課、産業振興課】

目標

危険物等災害が発生し、又は危険な状態になった場合に、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じるものとする。

1 危険物等災害応急対策

（1）事業所等における対策

事業所等は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- ① 危険物の流出及び拡散の防止
- ② 流出した危険物の除去、中和等
- ③ 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- ④ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

（2）町、消防機関における措置

- ① 町は、危険物施設等事故の覚知後、速やかに被害情報の収集活動に努めるとともに、被害の状況に応じて事故対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告し、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整え、広報活動、救急医療、避難等の必要な対策を講ずるものとする。
- ② 河川に危険物が流出した場合、町は、県及び河川管理者にその旨を通報するとともに、水質汚染調査の実施並びに必要な応じて汚染拡大防止対策を行う。

2 高圧ガス災害応急対策計画

（1）事業所等における対策

事業所等は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- ① 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- ② 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
- ③ ①、②に掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて附近の住民に退避するよう警告する。
- ④ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

（2）町、消防機関における措置

- ① 町は、危険物施設等事故の覚知後、速やかに被害情報の収集活動に努めるとともに、被害の状況に応じて事故対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告し、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整え、広報活動、救急医療、避難等の必要な対策を講ずるものとする。
- ② 災害の防止又は公共の安全維持のため必要がある場合は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、町長が緊急措置命令を発する。

3 火薬類災害応急対策計画

（1）事業所等における対策

事業所等は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- ① 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。
- ② 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- ③ 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

（2）町、消防機関における措置

町は、危険物施設等事故の覚知後、速やかに被害情報の収集活動に努めるとともに、被害の状況に応じて事故対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告し、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整え、広報活動、救急医療、避難等の必要な対策を講ずるものとする。

4 毒物・劇物災害応急対策計画

（1）事業所等における対策

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が直ちにその旨を保健所、警察署又は消防本部に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、事業所等は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- ① 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- ② 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- ③ 毒物・劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

（2）町、消防機関における措置

- ① 町は、危険物施設等事故の覚知後、速やかに被害情報の収集活動に努めるとともに、被害の状況に応じて事故対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告し、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整え、広報活動、救急医療、避難等の必要な対策を講ずるものとする。
- ② 河川に危険物が流出した場合、町は、県及び河川管理者にその旨を通報するとともに、水質汚染調査の実施並びに必要な応じて汚染拡大防止対策を行う。

5 サリン等による人身被害対策計画

（1）活動体制

- ① 町の地域内にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、必要な職員を動員配備し、事故対策本部等を設置し、防災関係機関と連携を図りながら応急対策の実施に努める。

- ② 人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、消防本部、警察署等と連携し、安全に考慮した対応を講ずるものとする。

なお、特殊な災害に対処するため、特別の必要があると認められる場合には、県知事に対し、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊の派遣、自衛隊の有毒物質汚染除去派遣を要請する。

- ③ 町は、事故原因がテロ等の武力攻撃による場合は、「滑川町国民保護計画」に基づき、総合的な対策を行う。

（2）応急措置

- ① 町は、危険物施設等事故の覚知後、速やかに被害情報の収集活動に努めるとともに、被害の状況に応じて事故対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告し、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整え、広報活動、救急医療、避難等の必要な対策を講ずるものとする。
- ② 警察機関及び消防機関は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

第3章 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

町は防災機関との連携により、放射性物質及び原子力発電所事故災害から住民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期するため、これらの対策について定めるものとする。

第3章

放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

第1節 放射性物質及び原子力事故災害予防

第2節 放射線関係事故災害応急対策計画

第1節 放射性物質及び原子力事故災害予防【総務政策課、環境課】

目標

県内には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が多数ある。

また、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所等における核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、その予防対策を定めるものとする。

1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

町は、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2 活動体制の整備

（1）迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

① 災害応急体制の整備

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、町は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、県その他の関係機関との連携を図るものとする。

② 情報の収集・連絡体制の整備

町は、県、協定締結市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

（2）緊急被ばく医療対策の備え

① 町は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握するものとする。また、必要に応じてこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておくものとする。

② 町は、放射性物質事故災害が発生した際に、迅速かつ円滑に周辺住民等に対する外部被ばくの簡易測定を実施するよう、保健所と連携し、検査体制について把握しておくものとする。

（3）飲料水の供給体制の整備

町は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、第2部 第2章 第6節 第1の2「飲料水等の確保」を準用して飲料水の供給体制の整備を図る。

特に、乳児に優先的な飲料水の供給体制の整備を図るものとする。

（4）避難体制の備え

放射線関係事故に備えて、避難体制の整備を図る。特に、高齢者や障害者等の要配慮者、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導態勢の整備を図るものとする。

（5）防災教育・防災訓練の実施

応急対策活動の円滑な実施に備え、必要に応じて防災関係職員に対し、放射線事故等に関する防災教育の実施を図るものとする。また、防災訓練においても、放射線関係事故も考慮した訓練の実施を図るものとする。

第2節 放射線関係事故災害応急対策計画【総務政策課、環境課】

目標

県においては、放射性物質事故対策を定めるにあたっては、核燃料物質等の輸送中の事故並びに放射性物質取扱施設事故、また、比較的近い場所に立地している原子力発電所における放射能漏れ事故を想定しており、町では、これらの事故が発生した場合には、国並びに県などによる主体的な対策と密接に連携し対策にあたるものとする。

1 核燃料物質等輸送事故対策計画

（1）事故に関する情報の収集・連絡

① 事故発生直後の情報の収集・連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生した場合、直ちに以下の事項について最寄りの消防署、警察署、県、事故発生場所を管轄する市町村及び安全規制担当省庁などに通報するものとする。

ア 特定事象発生の場所及び時刻

イ 特定事象の種類

ウ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況

エ 気象状況（風向・風速など）

オ 周辺環境への影響

カ 輸送容器の状態

キ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無

ク 応急措置

ケ その他必要と認める事項

② 応急対策活動情報の連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、町、県及び国に対して、応急対策の活動状況を連絡するものとする。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第5部（第3章 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画）

（2） 通信手段の確保

町は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また、電気通信事業者は、県及び町等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

（3） 活動体制の確立

① 町は、放射線関係事故災害対応マニュアル（埼玉県）に従い、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び本部の設置等、必要な体制をとるものとし、防災関係機関相互の連携を図るものとする。

② 消防本部は、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、警戒区域の設定、救急及び救助等の必要な措置を講じるものとする。

（4） 消火活動

① 核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合、事業者等は、輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を最寄りの消防署に通報する。

② 消防本部は、事業者等からの情報や専門家等の意見を収集し、放射性物質による汚染、被ばくのおそれがあることが判明した場合、消火活動、救急救助活動、消防警戒区域の設定、拡大防止対策等に関する方法等の検討を行うものとする。

（5） 緊急輸送活動

町は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、若しくは県及び防災関係機関へ要請し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

（6） 住民への的確な情報伝達活動

① 周辺住民への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、ホームページ、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

② 住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

③ 住民等からの問い合わせへの対応

町は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

（7） 核燃料物質等の除去

事業者は、町及び防災関係機関との連携を図りつつ、事故収束後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去及び除染を行うものとする。

（8） 各種規制措置と解除

① 飲料水・飲食物の摂取制限

町は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における

飲料水・飲食物の摂取制限を行うものとする。

② 解除

町及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

(9) 被害状況の調査等

町は、県の指示により、被災地の住民が受けた被害を調査するものとする。

(10) 住民の健康調査等

町は、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図るものとする。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等のある医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

2 放射性物質取扱施設事故対策計画

(1) 事故に関する情報の収集・連絡

① 事故発生直後の情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、県、町、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

ア 事故発生の時刻

イ 事故発生の場所及び施設

ウ 事故の状況

エ 気象状況（風向・風速）

オ 放射性物質の放出に関する情報

カ 予想される災害の範囲及び程度等

キ その他必要と認める事項

② 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業所は、町、県及び国に対して、応急対策の活動状況を連絡するものとする。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(2) 通信手段の確保

町は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また、電気通信事業者は、県及び町等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

(3) 活動体制の確立

町は、本節1「核燃料物質等輸送事故対策計画」に準じ、活動体制の確立を図るものとする。

3 原子力発電所事故対策計画

(1) 放射線量等の測定体制の整備

町は、国及び県と連携を図りながら、校庭等における空間放射線量の測定体制、水道水及び給食食材の放射性物質検査体制の整備を図る。

また、農産物の放射線量の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、国、県と緊密な連携を取りながら、飼料等の検査を実施するとともに、県が行う農畜産物の検査などに協

第5部（第3章 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画）

力する。

（2） 除染体制の整備

学校などの町有施設で放射線量が一定の基準を超えた場合は除染するものとする。また、住民からの除染の相談には適切に対応するとともに、除染方法を指導するものとする。

（3） 他県からの避難住民の受入について

他県において原発事故が発生した場合の本県における避難住民の受入については、第3部 第7章 第1節「避難計画」に準じるものとする。

4 原子力緊急事態宣言発出時の対応

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、県及び町はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、前記の措置のほか、屋内退避・避難等の指示を講ずるものとする。

（1） 退避・避難等の基本方針

県及び町は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等、国から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の勧告又は指示の措置を講ずるものとする。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他要配慮者にも充分配慮する。

第4章 交通関連事故災害対策計画

町は防災機関との連携により、道路災害、鉄道事故、航空機事故から住民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期するため、これらの対策について定めるものとする。

第4章 交通関連事故 災害対策計画

- 第1節 道路災害対策計画
- 第2節 鉄道事故対策計画
- 第3節 航空機事故対策計画

第1節 道路災害対策計画【総務政策課、建設課】

目標

地震や水害その他の理由により橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の予防対策及び応急復旧対策を講ずるものとする。

1 道路災害予防

（1）道路の安全確保

町長は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておくものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

（2）災害応急体制の整備

町は、道路災害の発生に備え、情報の収集・連絡体制、職員の動員体制、緊急輸送体制、被災者等への的確な情報伝達活動体制などの整備を図るものとする。

2 道路災害応急対策

（1）情報の収集・連絡及び通信の確保

① 事故直後の情報の収集・連絡

町長は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、関係市町村と相互に連絡を取り合うものとする。

② 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

町は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡するものとする。

第5部（第4章 交通関連事故災害対策計画）

③ 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策活動の実施状況、本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡するものとする。

④ 通信手段の確保

町は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

（2） 応急対策の実施

① 町は、道路災害の覚知後、職員の非常参集を行い、速やかに被害情報の収集活動に努めるとともに、被害の状況に応じて本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告し、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整え、消火活動、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動、危険物の流出に対する応急対策、道路施設・交通安全施設の応急復旧活動広報活動、被災者等への的確な情報伝達等、必要な対策を講ずるものとする。

② 町長は、管理する道路については、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

町長は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第2節 鉄道事故対策計画【総務政策課】

目標

列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道事故に対する予防対策及び応急復旧対策を講ずるものとする。

1 鉄道事故災害予防

町は、鉄道事故の発生に備え、情報の収集・連絡体制、職員の動員体制、乗客等の避難、救出・救助、消火活動、医療救護活動などの体制整備を図るものとする。

2 鉄道事故応急対策

（1） 活動体制

① 事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとする。警察官又は消防職員等の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

② 町は、町の地域に鉄道事故が発生した場合は、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

（2） 応急措置

① 情報収集

町内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

② 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

ア 事業者等の対応

事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

イ 消防機関の対応

消防機関は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察機関と協力し、列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

③ 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命・財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は、避難の指示を行う。

④ 救出、救助

ア 町は、事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

イ 町は、協力者の動員を行う。

⑤ 消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動を町が行うものとする。

⑥ 応援要請

鉄道事故発生時において、町及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。

⑦ 医療救護

町は、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう消防機関、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第3節 航空機事故対策計画【総務政策課】

目標

航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故に対する予防対策及び応急復旧対策を講ずるものとする。

1 航空機事故災害予防

町は、航空機事故の発生に備え、情報の収集・連絡体制、職員の動員体制、乗客等の避難、救出・救助、消火活動、医療救護活動などの体制整備を図るものとする。

2 航空機事故応急対策

（1）活動体制

① 事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報するものとする（航空法第76条）。

警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

② 町は、町の地域に航空機事故が発生した場合、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

（2） 応急措置

① 情報収集

町は、町内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

② 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

ア 事業者の対応

事故機を所有する事業者は、航空機事故が発生した場合は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

イ 消防機関の対応

消防機関は、航空機事故が発生した場合は、事業者、警察と協力し、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

③ 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は、避難の指示を行う。

④ 救出、救助

ア 町は、事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

イ 町は、協力者の動員を行う。

⑤ 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、町及び消防機関は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

⑥ 応援要請

航空機事故発生時において、町及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。

⑦ 医療救護

町は、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう医療機関、消防機関、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第5章 大規模停電対策計画

第5章

大規模停電対策計画

第1節 予防・事前対策

第2節 応急対策

第1節 予防・事前対策【総務政策課】

1 避難所、公共施設等への非常用電源の整備

町及び公共施設等の施設管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、避難所、公共施設等への非常用発電機の設置等を検討する。なお、整備にあたっては、次の点に留意する。

- ・非常用電源の用途及び容量
- ・非常用電源を供給する機器の選定
- ・機器の健全性を保つ継続的な保守管理と機器の適時更新

（1）避難所

町は、避難所への非常用電源の計画的な整備を図る。

（2）防災拠点

町は、町災害対策本部を始めとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障を来すことのないよう、非常用電源の整備を図る。

（3）福祉・医療施設

施設管理者は、非常用電源の整備に努める。

2 非常用発電機の燃料確保

町及び公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。

3 大規模停電を想定した訓練の実施

町及び公共施設等の施設管理者は、停電時における運用方法（対応マニュアルの作成、非常用コンセント等の明示等）を定め、職員や利用者への周知に努めるものとする。また、定期的な停電対応訓練を実施し、一人ひとりの役割や必要資材の確認を行う。

第2節 応急対策【総務政策課】

1 実施事項

（1）町

町は、当該地域において停電事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合は、速やかにその状況を取りまとめて、県知事に報告するものとする。

（2）東京電力パワーグリッド株式会社

停電事故が発生した場合は、町及び防災関係機関等に停電状況等を連絡する。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図る。

（1）実施事項

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項について地域住民への広報を実施する。

- ① 事故の発生日時及び場所
- ② 被害状況
- ③ 応急対策実施状況
- ④ 住民及び被災者に対する協力及び注意事項
- ⑤ その他必要と認められる事項

3 応急活動体制

町及び防災関係機関は、事前に停電事故に関する情報提供を受けた場合、停電事故に備えた配備体制をとるとともに、停電による被害の発生を防ぐため、次により応急対策に努めるものとする。

（1）町

町は、長期にわたり停電が予想される場合には、次のような避難対策を行うものとする。

- ① 電源、暖房、毛布、食料等を整えた避難所の開設及び食料や燃料の補充体制の確保
- ② 広報車、ホームページ等による住民への避難施設情報等の周知
- ③ 自治会、自主防災組織等の協力を得ながら、高齢者等の避難行動要支援者を含む在宅者に対する声かけ
- ④ 避難者の健康管理に配慮した保健師等による巡回
- ⑤ 県に対し、必要に応じて備蓄資器材の貸与、民間資器材の調達、広域応援の調整、自衛隊の災害派遣等の応援要請依頼

（2）消防機関

- ① 消防車等を活用した警戒パトロール
- ② 停電地区での通電火災の注意喚起
- ③ エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

（3）警察

- ① 信号機停止時の交通整理、必要に応じ、通行の禁止や規制措置の実施
- ② 防犯対策のための警戒活動

（4）道路管理者

- ① 信号機や街路灯の滅灯に伴う安全確保の実施
- ② 各道路管理者間で道路情報の共有を行い、道路通行の確保に努める。

（5）東京電力パワーグリッド株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社は、町と優先度を協議の上、防災関係機関、医療機関、避難施設等へ発電機車等による緊急的な電力供給を行う。

4 応急給水活動

町は、飲料水、生活用水等の供給に関しては、関係機関と密接な連携を保ちながら、円滑な給水体制の確保を図る。また、公共施設の水道利用、給水タンク等による応急給水を実施する。

5 医療機関の機能確保

大規模停電発生時における医療機関の状況を早急に把握し、公的医療機関については、その機能確保及び患者の安全対策に万全を期するとともに、医療救護体制の確保を図る。

また、民間医療機関については、県、医師会等の協力を得て機能確保に努め、必要に応じて資機材の供与等の支援を行う。

6 火災予防対策

大規模停電発生時において、ガスコンロ、ろうそく等、火気使用の増加や電力復旧に伴う二次災害の発生を防止するため、自主防災組織及び消防団等による火気取扱等に関する注意喚起等、必要な対応を実施する。

7 広域応援

町、県及び消防機関は、停電事故の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、他都道府県及び国へ応援を要請するものとする。

第 6 部 複合災害対策計画

第1節 趣旨及び基本方針等

1 趣旨

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、町は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、住民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

2 基本方針及び対策の方向性

(1) 基本方針

町が複合災害に対応するにあたっての基本的な方針を次に示す。

1 人命救助が第一

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

2 二次被害の防止

各自の役割を果たすとともに、町は防災関係機関と連携して町内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

3 ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

(2) 対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、町内の災害対応資源（※1）で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、町外からの応援を速やかに確保することが重要である。

そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、町の災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、県や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

※1 町内に属し、災害対応のために活用できる人や組織（行政・警察・消防など防災関係機関）、施設、備蓄、資機材などの地域資源のことを指す。

第2節 予防・事前対策

1 複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有するとともに、住民等に対して周知する。

(1) 複合する可能性のある災害の種類

- ・地震災害
- ・風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- ・大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故） など

(2) 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターンに分けられる。

- パターン1
先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害が拡大化する。
- パターン2
先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。
- パターン3
県内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはならない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。
なお、いずれのパターンにしても、近隣市町が同時被災する可能性を含んでおり、近隣市町からの迅速な支援が得られない可能性がある。

〔パターンごとの具体的なシナリオ例〕

パターン 1	先発災害 巨大地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下 後発災害 巨大台風が直撃 影 響 河川氾濫が発生（荒川・利根川決壊など）
パターン 2	先発災害 巨大地震の発生 後発災害 復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風直撃 影 響 先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ。後発災害への対応の遅れ
パターン 3	地震A 県内A地区で巨大地震発生 地震B 県内B地区で巨大地震がさらに発生 影 響 県内対応資源が不足し、対応が困難になる

2 複合災害発生時の被害想定の実施

町は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施する。

3 防災施設の整備等

複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

また、町は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

4 非常時情報通信の整備

町は、県や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）と連携し、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有できる体制整備を検討する。

5 避難対策

第3部 第7章 第1節「避難計画」を準用する。

なお、町は、避難所の選定にあたっては、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。

6 災害医療体制の整備

第3部 第7章 第2節「救出救助・医療救護計画」を準用する。

なお、町は複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行うものとする。

7 災害時の要配慮者対策

第3部 第7章 第4節「要配慮者等の安全確保対策」を準用する。

なお、町は、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。

8 緊急輸送体制の整備

第3部 第6章 第2節「輸送計画」を準用する。

なお、町は複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

第3節 応急対策

1 情報の収集・共有・伝達

第3部 第3章 第2節「災害情報通信計画」を準用する。

なお、町は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

2 交通規制

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

3 道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、町は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

4 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。町は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

第 7 部 復旧復興対策計画

第1章 復旧・復興計画

災害発生後被害を受けた各施設については、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧の実施について定める。

第1章 復旧・復興計画

第1節 迅速な災害復旧

第2節 計画的な災害復興

第1節 迅速な災害復旧【全課局】

目標

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、二次災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

なお、この計画は、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して作成するものとする。

1 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他の資金計画
- (11) その他の計画

2 復旧事業の方針

(1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとるものとする。

(2) 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担し、又は補助するものは、町長は復旧事業費の決定及び決定を受けるため財政援助及び財政計画を立て、査

第7部（第1章 復旧・復興計画）

定実施が速やかに行えるよう努力する。

（3） 緊急査定の促進

被災施設の災害程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう、町は、必要な措置を講じて、復旧工事の促進に努めるものとする。

（4） 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災地の状況、被害の発生原因等を考慮し、二次災害の防止及び速やかに効果があがるよう、町は関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努めるものとする。

（5） 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるように措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努めるものとする。

（6） 公共土木施設災害復旧の取扱手続き

公共土木施設災害復旧（河川、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁、下水道）の取扱手続きを迅速に適切に行う。

なお、現在は、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、同事務取扱要綱、同査定方針により運営される。

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

（1） 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助
- ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑩ 水道法

（2） 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

① 財政援助措置の対象

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（ア） 公共土木施設災害復旧事業

- (イ) 公共土木施設復旧事業関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (ケ) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業
- (セ) たん水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- (キ) 森林災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例

エ その他の財政援助及び助成

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (ウ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する特例
- (エ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
- (オ) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (カ) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

② 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第2節 計画的な災害復興【全課局】

目標

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

1 復興に関する事前取組及び復興及び災害復興対策本部の設置

（1）復興に関する事前の取組の推進

早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

（2）復興対策本部の設置

町は、被災状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

2 災害復興計画の策定

（1）災害復興方針の策定

① 町は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、復興方針を策定する。

② 災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

（2）災害復興計画の策定

① 町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

② 本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

3 災害復興事業の実施

市街地復興事業のための行政上の手続の実施にあたっては、発災直後から1週間程度を目安とし、建築基準法第84条に規定する建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要がある、当該業務の実施のための体制を整備する。

（1）市街地復興事業のための行政上の手続の実施

① 町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

② 被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

（2）災害復興事業の実施

町は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

第2章 民生安定化の措置

大規模災害時により被災した住民に対して、融資や税金の減免、各種相談対応等により、民生安定を講じるための措置について定める。

第2章 民生安定化の措置

- 第1節 被災者の生活の確保
- 第2節 義援金品の受入、配分
- 第3節 被災者の相談窓口の設置

第1節 被災者の生活の確保【総務政策課、町民保険課、産業振興課】

目標

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住民や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の措置を行い、民生安定を講じるものとする。

1 被災者に対する職業のあっせん

- (1) 埼玉労働局は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、災害の状況に応じて、以下の措置を行う。
 - ① 臨時職業相談窓口の設置
 - ② 公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
 - ③ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等
 - ④ 救助法が適用された市町村の長から労務需要があった場合の労働者のあっせん
- (2) 埼玉労働局は、雇用保険の失業給付に関して、以下の措置を行う。
 - ① 証明書による失業の認定
災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業認定を行い、求職者給付を行う。
 - ② 激甚災害による休業者に対する求職者給付の支給
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置が適用された場合は、災害による休業等のため、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対し、失業しているものとみなして求職者給付を支給する。
- (3) 埼玉労働局は、災害により事業主が倒産等の状態に至り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合であって、未払賃金立替払制度の対象となる事案について、労働者からの申請等に基づき、未払賃金のうち一定額を立替払いするための手続きをとる。
- (4) 県は、被災者の就職を支援するため、高等技術専門校において職業訓練を実施するよう努める。

第7部（第2章 民生安定化の措置）

- (5) 県は、埼玉労働局に対し、(1)(2)の措置を要請する。(3)について周知に努める。町も県に準じて、(1)(2)の措置の要請及び(3)についての周知に努める

2 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び町は、災害により被災者が納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税・地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

3 生活確保

被災者の恒久的生活確保のため県及び町は、低所得者に対し、概ね次の措置を講ずるものとする。生活保護に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実状を調査の上、困窮の程度に応じ最低生活を保護する措置をとる。

4 震災時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

5 被災者への融資

(1) 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者に対して、速やかに自力更生をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び市町村の社会福祉協議会の協力を得て、「住宅の補修等に必要な経費」、「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」の貸付を相談支援とともに行う。

[生活福祉資金]

資金の名称	貸付条件等	
災害援護資金貸付【住宅の補修等に必要経費】	貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
	貸付用途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
	貸付限度	250万円以内
	貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：年1.5% 据置期間中は無利子
住宅資金貸付	貸付対象者	住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受ける等のための資金を必要とする低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯
	貸付限度	250万円以内。ただし、住宅の全壊、全焼の場合であって、特別の事情がある場合は、350万円以内（災害援護資金と住宅資金の重複貸付）
	貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：年1.5% （連帯保証人がいる場合は無利子）

〔災害を受けたことにより臨時に必要な経費〕

貸付条件等	
貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
貸付使途	滅失した家財の購入、転居費用等
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後、7年以内 利率：年1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

(2) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、地震等の自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

〔建設資金融資〕

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、1戸あたりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	①基本融資額：建設資金 1,460万円以下 ②特例加算額：建設資金 450万円以下 ③基本融資額（土地取得資金）970万円以下 ④基本融資額（整地資金）390万円以下
利率	基本融資額年1.20% 特例加算額年2.10%
償還期間	耐火・準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え3年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。

〔補修資金融資〕

貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」（罹災の程度は問わない）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 補修資金 640万円以下 ② 引方移転資金・整地資金 390万円以下
利率	基本融資額年1.20%
償還期間	20年以内 通常の償還期間に加え1年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対

第7部（第2章 民生安定化の措置）

して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、市町村が実施主体となり、条例に基づき実施する。

〔災害弔慰金の支給〕

対象災害	①県内において、自然災害で救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ②当該市町村の区域内において、自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④自然災害で救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	①上記の災害による死亡者（3か月以上の行方不明者を含む。） ②住居地以外の市町村の区域内（県外も含む。）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む。）、子、父母、孫、祖父母、条件付きで兄弟姉妹を対象とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	①生計維持者が死亡した場合 500 万円 ②①以外の場合 250 万円
費用負担	国 1／2、県 1／4、町 1／4

〔災害障害見舞金の支給〕

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	①生計維持者 250 万円 ②①以外の場合 125 万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

〔災害援護資金の貸付〕

対象災害	県内で自然災害により救助法による救助が行われた市町村が1か所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ①世帯員が1人 220 万円 ② " 2人 430 万円 ③ " 3人 620 万円 ④ " 4人 730 万円 ⑤ " 5人 730 万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき 30 万円を加算した額 ⑥住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず 1,270 万円
貸付対象となる被害	①療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ②住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1／3以上の損害
貸付金額	①世帯主の1か月以上の負傷 限度額 150 万円 ②家財の1／3以上の損害 " 150 万円 ③住居の半壊 " 170(250) 万円 ④住居の全壊 " 250(350) 万円

	⑤住居の全体が滅失若しくは流失	〃	350 万円
	⑥①と②が重複	〃	250 万円
	⑦①と③が重複	〃	270(350) 万円
	⑧①と④が重複	〃	350 万円
	※（ ）は、特別の事情がある場合の額		
償還期間	10 年間とし、据置期間は、そのうち 3 年間		
利率	年 3 %。ただし、据置期間中は無利子		
費用負担	貸付原資の 2 / 3 を国庫補助、1 / 3 を県負担とする。		

(4) 被災中小企業への融資

① 経営安定資金（災害復旧資金）

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、県は、一般金融機関及び政府系金融機関の融資並びに信用保証協会による融資の保証、県制度融資等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施している。

〔経営安定資金（災害復旧関連）〕

融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの ①原則として引続き 6 か月以上同一事業を営み事業税を滞納していないもの ②中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条に規定する保証業種に属する事業を営むものであること。 ③経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けた者又は災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けた者	
融資限度額	設備資金 5,000 万円（組合の場合 1 億円） 運転資金 5,000 万円（組合の場合 6,000 万円）	
融資条件	使 途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内
	利 率	大臣指定等貸付 年 1. 0 %以内（令和 2 年度） 知事指定等貸付 年 1. 1 %以内（ 〃 ）
	担 保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める。
	保 証 人	個人は原則として不要。 法人は原則として代表者以外の連帯保証人は不要。
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する。
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間 2 年以内	
申込受付場所	中小企業者は商工会議所又は商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

(5) 被災農林関係者への融資等

県は、災害により被害を受けた農林業者又は団体に対し復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法及び埼玉県農業災害対策特別措置条例により融資する。町及び農業協同組合等防災関係機関は、各々の制度について、被災関係者への周知、説明を行い、必要に応じて被害認定を行うなど、融資事務並びに支援を行う。

第7部（第2章 民生安定化の措置）

① 資金融資

〔天災融資法に基づく資金融資〕

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業資金使途	種苗、肥料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、飼料、漁業用燃油等の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛け金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	町長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	町長の被害認定を受けたもの

〔埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資〕

貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年3.5%以内
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	町長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
その他	町の被害認定を受けたもの

〔㈱日本政策金融公庫（農林水産事業本部）による融資〕

震災特例融資	〔目的〕 農林漁業者や食品産業事業者の事業継続や復旧・復興のために必要な資金について、通常より有利な条件（実質的な無担保・無保証人、実質無利子による融資制度）で利用できる。 〔対象資金〕 スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）、経営体育成強化資金、農業基盤整備資金、農林漁業施設資金、農林漁業セーフティネット資金等
農林漁業セーフティネット資金	〔目的〕 災害を受けたときや、社会的・経済的環境の変化により、資金繰りに支障をきたしている場合等のための資金。 〔返済期間〕10年以内（うち据置期間3年以内） 〔融資限度額〕一般600万円 特認年間経営費等の3/12以内（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合） 〔貸付金利〕（参考）平成28年1月21日現在 0.30～0.45%

〔農業災害補償〕

法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化を図る。

支払の相手	当該保険加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稻：25a以上（秩父地域は20a以上）当然加入、陸稲：10a以上当然加入、麦10a以上当然加入）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）
支払機関	農業共済組合

6 被災者生活再建支援制度

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

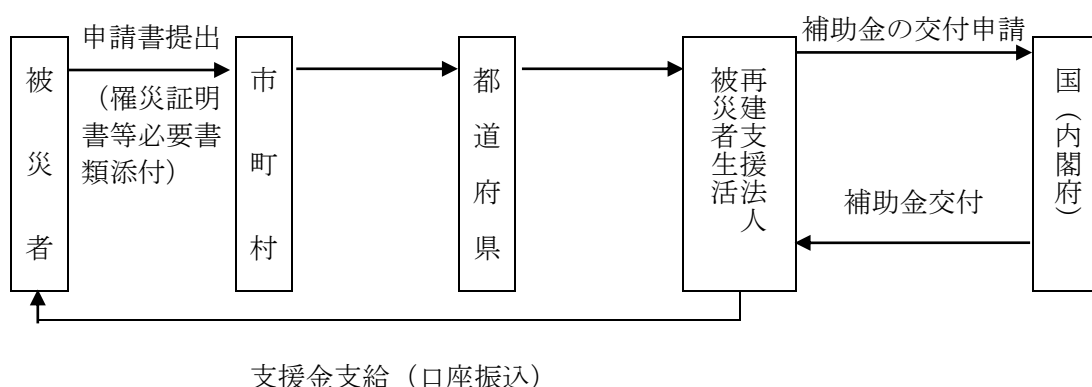
(1) 被災者生活再建支援制度の概要

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。													
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる災害）													
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害													
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流出等）した世帯その他これに準ずる被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満													
支給額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当額の金額の3／4の額） ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" data-bbox="429 1935 1321 2040"> <tr> <td>住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr> <tr> <td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr> </table>				住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊										
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円										

第7部（第2章 民生安定化の措置）

	②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <全壊等> <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃貸（公営住宅以外）</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> <中規模半壊> <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃貸（公営住宅以外）</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>25万円</td></tr></table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、差額を支給	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）	支給額	100万円	50万円	25万円
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）														
支給額	200万円	100万円	50万円														
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）														
支給額	100万円	50万円	25万円														
町	①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付																
県	①被害状況のとりまとめ ②災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示 ③支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付																
被災者生活再建支援法人	①国への補助金交付申請等 ②支援金の支給 ③支給申請書の受領・審査・支給決定 ④申請期間の延長・報告																
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等																

（2） 支援金の支給手続き



※ 県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

7 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

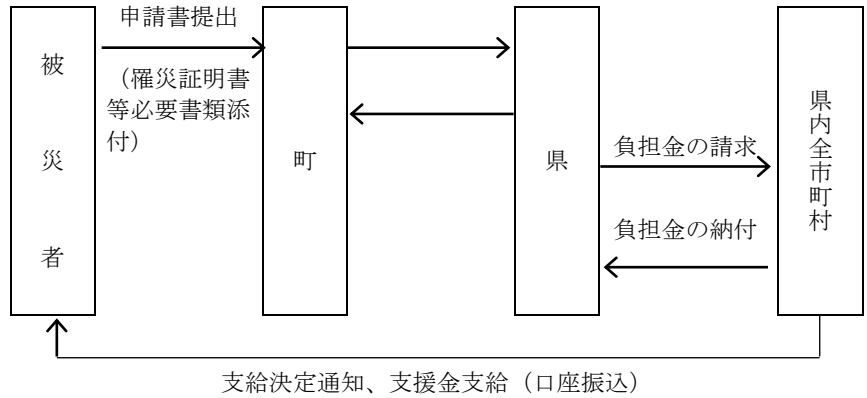
法に基づく被災者生活再建支援制度（前記6）では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）。

〔埼玉県・市町村生活再建支援金の概要〕

目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。																				
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																				
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。																				
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱第2条第1項第2号で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																				
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊、解体、長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃貸（公営住宅以外）</td></tr><tr><td>全壊、解体、長期避難、大規模半壊</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr><tr><td>中規模半壊</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>25万円</td></tr></table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容			住宅の被害程度	全壊、解体、長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	50万円	住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）	全壊、解体、長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円	中規模半壊	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊、解体、長期避難	大規模半壊																			
支給額	100万円	50万円																			
住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）																		
全壊、解体、長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円																		
中規模半壊	100万円	50万円	25万円																		
町	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付																				
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定																				

〔埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続〕



※ 県では、支援金支給に関する事務の全部を支援法人に委託している。

〔資料編〕 9－8 埼玉県・市町村被災者安心支援

〔埼玉県・市町村・市町村半壊特別給付金の概要〕

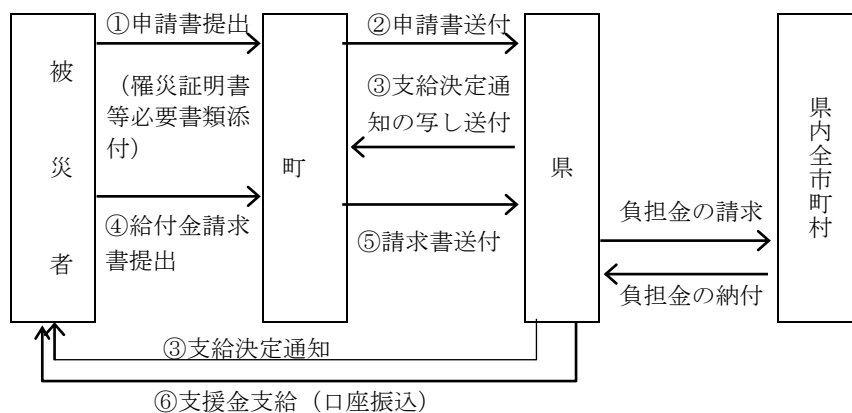
目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
支給対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	補修50万円、賃借（公営住宅以外）25万円 （※世帯人数が1人の場合は、補修37万5千円、賃借18万7千5百円）
町	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

【埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続】：埼玉県・市町村生活再建支援金と同じ

〔埼玉県・市町村家賃給付金の概要〕

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又はあつせんする公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 ① 全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ② 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
給付金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
町	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

〔埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続〕



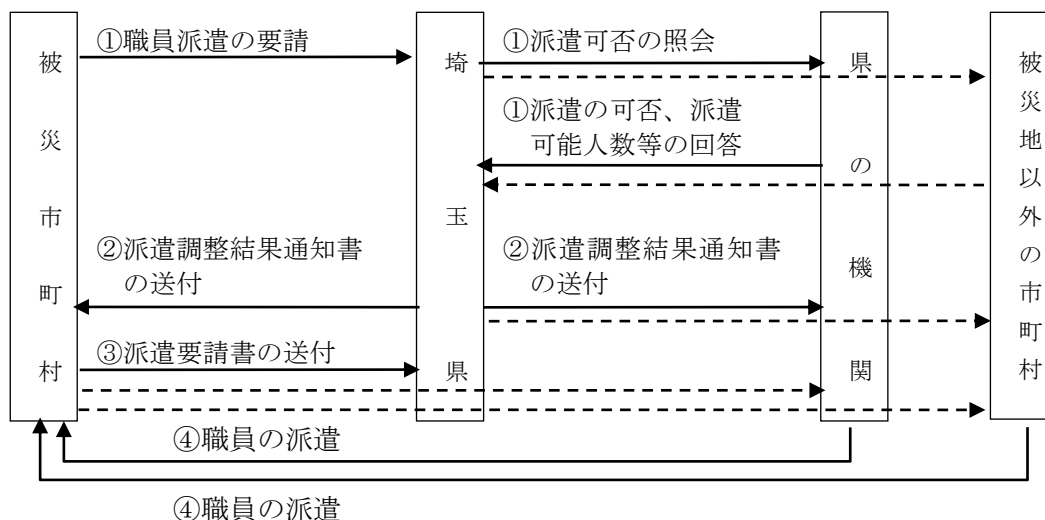
〔資料編〕 9－8 埼玉県・市町村被災者安心支援（3）家賃給付金要綱

第7部（第2章 民生安定化の措置）

〔埼玉県・市町村人的相互応援の概要〕

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 （要請市町村）	① 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④ 派遣職員の受入
被災地以外の市町村 （派遣市町村）	① 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 職員の派遣
県 （統括部、支部）	① 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ② 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 県の派遣機関による職員の派遣

〔埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続〕



〔資料編〕 9－8 埼玉県・市町村被災者安心支援（4）人的相互応援要綱

8 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行

町は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。また、住家の被害認定の結果を基に罹災証明書を発行する。

（1）被災台帳の作成

被災が発生したときは、町は被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。

〔被災者台帳の記載（記録）内容〕

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別

- ・住所又は居所
- ・住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- ・援護の実施の状況
- ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・その他（内閣府令で定める事項）

（２） 台帳情報の利用及び提供

町は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。

（３） 罹災証明書の発行

町は、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査し、住家の被害認定の結果等を基に罹災証明書を発行する。住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

（４） 被災者支援業務の標準化

町は、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定や罹災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。

第2節 義援金品の受入、配分【福祉課、町民保険課】

目標

被災者にあて寄託された義援金品は、必要とする人に必要なときに、迅速かつ確実に配分されるよう、町は、それぞれ義援金品の受け付けについての計画を樹立しておくものとする。

1 義援金品の募集及び受付

- （１） 町は、日本赤十字社埼玉県支部、一般県民及び他都道府県等への義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。
- （２） 義援金品は、町に直接寄託された場合は、原則として救助班庶務担当を受付窓口とする。寄託者に受領書の発行等を行う。
- （３） 募集にあたっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。

2 義援金配分委員会の設置

災害時に義援金を早期に配分するため、滑川町義援金配分委員会を設置し、速やかに参集できるようにする。なお、委員には、学識経験者や義援金受付団体を代表する者などの参加を図る。

3 情報の集約化

災害時には、情報の集約化が重要であるため、情報の集約にあたっては、総務省が推奨する「被災者支援システム」などのシステムの活用を図る。

4 義援金品の配分及び輸送

- （１） 町は、県及び日本赤十字社埼玉県支部から送付された義援金品を、日赤奉仕団等関係団体の協力を得ながら、被災地区、被災人員及び世帯、被災状況等を勘案の上、人員を単位として被害状

第7部（第2章 民生安定化の措置）

況確定後、支給、配分を行うものとする。

- (2) 義援金の配布については速やかに行えるよう、会計処理上の手続きについて、会計担当と調整を行う。
- (3) 町は、被災者への義援金の支給状況について、県配分委員会に報告する。

5 義援品の保管場所

義援品の保管場所については、町は、あらかじめ保管場所を計画しておき、被災者に配分するまで一時保管するものとする。

第3節 被災者の相談窓口の設置【全課局】

目標

被災者の総合相談窓口である被災住民相談所を早期に開設し、不安の解消を図るものとする。
なるべく早期に被災者からの多様な要望等に対処するため、相談内容とスタッフを充実させるとともに、相談窓口で、罹災証明、応急危険度判定の手続き等の事務手続きが1回で済むようにするため、国、県及び行政以外のライフライン関係者をまじえたスタッフ体制をとるものとする。

1 被災住民相談所の開設

被災者は、被災直後から厳しい生活環境におかれ、将来への不安を抱え込むことになる。そのような不安を解消するために、災害相談窓口を開設する。

2 相談内容の充実強化

被災者からの要望に対する的確に対応するため、相談体制の充実強化を図る。

(1) 相談内容

- ① 応急住宅のあっせん
- ② 各ライフラインの復旧の見通し
- ③ 各種法律相談
- ④ 建物応急危険度判定の手続き
- ⑤ 医療相談
- ⑥ 各種融資資金の相談 等

(2) 相談スタッフの充実

相談内容に的確に対応するためには、県と連携し専門家を派遣してもらい、相談スタッフの充実を図る。

また、行政以外の弁護士、各ライフライン関係者も参加してもらえるような体制をとるものとする。

第 8 部 広域応援計画

第1節 基本方針

県地域防災計画における「第6編 広域応援編」においては、首都直下地震（首都圏同時被災となる広域災害（以下「首都圏広域災害」という。））が発生した場合の基本方針として、まず迅速に県内の被害に対応し、その後、避難者の受入や物資・人的応援の拠点として、被災都県の救援、復旧・復興に取り組むものとしている。

そのため、本町においても、県の基本方針を踏まえ、広域災害発生時における広域応援に備えるものとする。

第2節 事前対策

1 広域避難者の受入体制の整備

大規模災害発生時には、多くの人々が他都道府県から本県に避難場所を求めることが想定される。

このため、町は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受入れる施設の事前確保に努める。

また、町は県と協力し、避難の長期化に備え、建設型仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握を行う。

2 広域支援拠点の確保

町は、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる拠点（広域支援拠点）の候補地を事前選定する。

なお、発災時は公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地も含めて幅広く候補地を選定する。

3 広域応援要員派遣体制の整備

町は、県による職種混成の広域応援要員チームの編成について協力する。

4 町内被害の極小化による活動余力づくり

減災対策を推進し、発災時に他の自治体を応援するための活動余力を確保する。

（1）住民への普及啓発

- ① 家庭や地域での防災総点検を実施し、防災意識の高揚と災害の備えを強化する。
- ② 家庭内の取組（家具の固定・災害用伝言サービス・家庭内備蓄）を普及させる。
- ③ DIG、HUGを取り入れた住民参加型の実践的な訓練を推進する。

（2）自主防災組織の育成

自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において中心的役割を担う人材を育成する。

（3）防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

町は、建物の耐震化・不燃化、老朽化の進む社会資本（橋梁、下水道等）の予防保全的な維持管理への転換等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

（4）企業等による事業継続の取組の促進

企業等による災害時の事業継続の取組、コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を促進する。

第3節 応急対策

1 広域応援要員の派遣

県は、相互応援協定や全国的な応援要員派遣の仕組み等に基づき応援要員を派遣する。応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣にあたっては、町と一体となって行うものとする。町に派遣された県職員は、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて町から積極的に人的支援ニーズを把握して、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

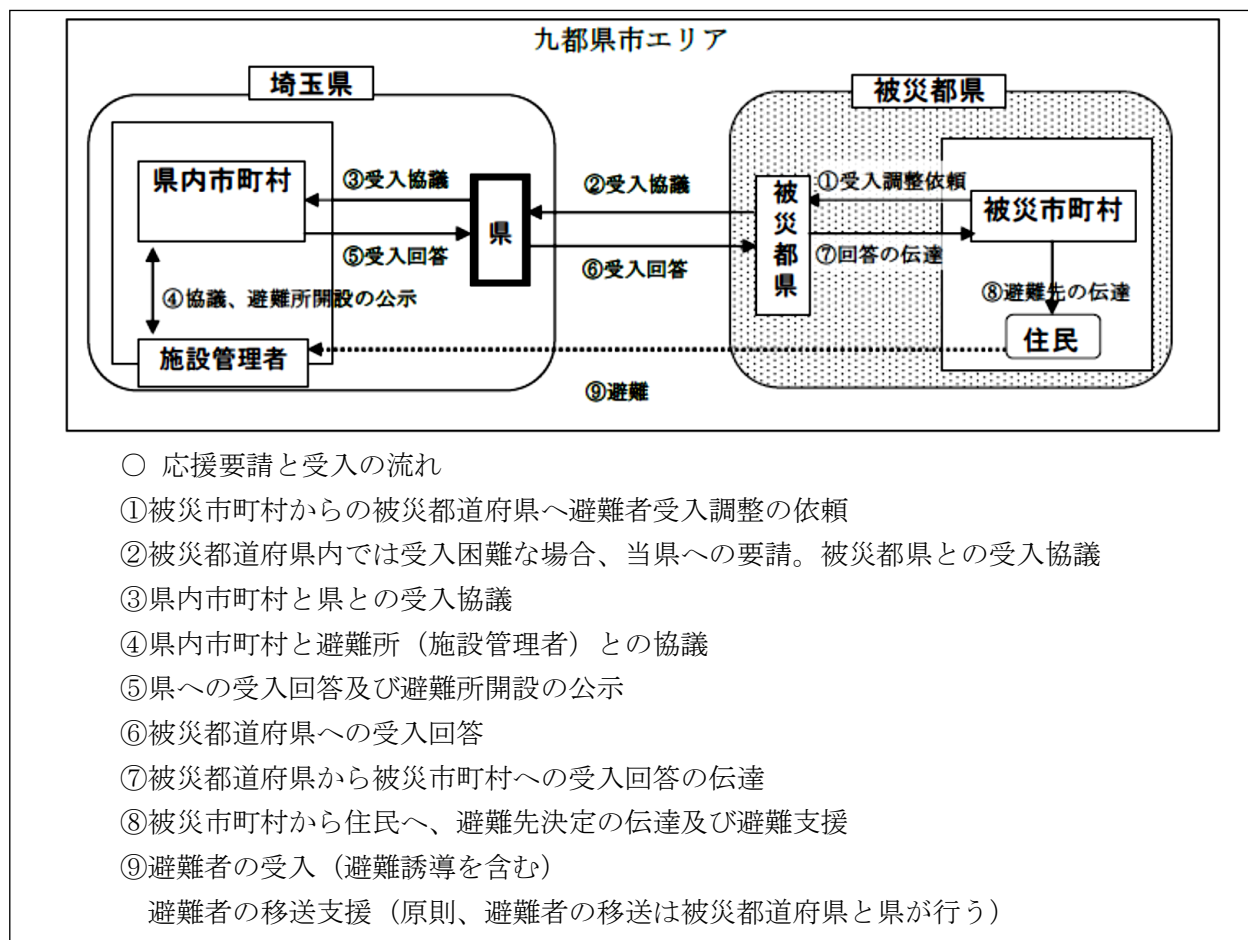
なお、様々な枠組みによる応援要員の派遣が想定されるが、どの枠組みにより派遣するかは状況により判断する（複数の枠組みによる派遣が並行して行われることも想定される。）。

2 広域避難の支援

大規模災害発生時に、他都道府県からの避難者の受入協力を求められた場合は、町は、本町の避難者発生状況を踏まえつつ、広域一時滞在のための避難所を提供するものとする。

自主防災組織や災害ボランティアは、被災した他都道府県からの避難者（広域一時滞在者）を町が受入れた場合は、避難所の運営を支援する。

〔広域避難（広域一時滞在）の流れ〕



〔県及び町の役割分担等について〕

- (1) 被災都道府県からの応援要請及び県内市町村との受入協議
県は、大規模災害の発生に伴い、他の都道府県知事から避難者受入の要請があった場合、本県に避難してきた者を一次的に収容し保護するため、市町村長に対して市町村が設置する避難所での避難者の受入を要請する。
なお、他都道府県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう、多数を収容できる施設を優先して選定する。
- (2) 避難者受入方針の決定
県は、市町村に対し、当該避難者の受入に係る経費負担を含めた避難者受入方針を速やかに通知する。
- (3) 避難所開設の公示及び避難者の収容
市町村長は、広域避難者を受入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。
- (4) 避難所の管理運営
第3部 第7章 第1節「避難計画」を準用する。
- (5) 要配慮者への配慮
透析患者など医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。
県及び受入市町村は、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。
- (6) 自主避難者への支援
県及び県内市町村は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても支援に努める。

(7) 避難者登録システム等の活用

県は、市町村の協力を得て避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都道府県に提供するとともに、避難者に対し被災都道府県に関する情報を提供する。

(8) さらに遠県への避難

県内避難所での生活の長期化が見込まれる場合、又は県内での受入が不可能になった場合は、十分な支援が可能な他の自治体（群馬県、新潟県（「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」に基づく取組）等）での二次受入を調整する。

避難者の移送については、受入県と調整し、輸送関係事業者と協力して行う。

3 その他

がれき処理支援、環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援等、必要な支援を行うものとする。

第4節 復旧・復興対策

町は、必要に応じて、広域復旧復興の支援のための職員派遣や業務代行、火葬依頼への対応、町内の空き工場・作業場の情報の提供、あっせんの協力、県が行う長期避難者への生活支援のサポート等を行うものとする。

滑川町地域防災計画 本編

発行日 令和 5 年 3 月
発 行 埼玉県 滑川町

〒355-8585
埼玉県比企郡滑川町大字福田 750-1
T E L： 0493-56-2211（代表電話）
F A X： 0493-56-2448

企画・編集 滑川町 総務政策課